務	00	01	30年
(令和35年３月末まで保存)			

交　企　第　４　０　６　号
令　和　５　年　１　月１９日

各　所　属　長　　殿

青森県警察本部長

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の運営について

令和４年４月27日に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和４年法律第32号。以下「改正法」という。）については、道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和４年政令第390号）により、本年４月１日から施行されることとなった。

また、改正法の施行に伴い、道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和４年政令第391号）、道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和４年内閣府令第67号）、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（令和４年内閣府・国土交通省令第７号）、道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（令和４年国家公安委員会規則第21号）及び交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部を改正する件（令和４年国家公安委員会告示第53号）が令和４年12月23日に公布され、本年４月１日から施行されることとなった。

今回施行される改正規定は、特定自動運行に係る許可制度に関する規定、遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定、自転車に乗車する者に対する乗車用ヘルメットの着用に係る努力義務に関する規定等の整備に関するものであり、その趣旨、内容及び留意事項は別紙のとおりであるので、改正規定が円滑かつ適切に施行され、所期の目的が達成されるよう、関係事務の運営に万全を期されたい。

担当　交通企画課交通部企画係

別紙

（凡例）

「改正法」　：道路交通法の一部を改正する法律（令和４年法律第32号）

「旧法」　：改正法による改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号）

「法」　：改正法による改正後の道路交通法

「改正令」　：道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和４年政令第391号）

「令」　：改正令による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）

「改正府令」　：道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和４年内閣府令第67号）

「府令」　：改正府令による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）

「改正命令」　：道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（令和４年内閣府・国土交通省令第７号）

「命令」　：改正命令による改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第３号）

「改正規則」　：道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（令和４年国家公安委員会規則第21号）

「型式認定規則」：改正規則による改正後の原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成４年国家公安委員会規則第19号）

第１　特定自動運行に係る許可制度に関する規定の整備

１　趣旨

道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）により、ＳＡＥレベル３の自動運転の技術の実用化に対応するための規定が整備されたが、ＳＡＥレベル３の自動運転では、国土交通大臣が付する自動運行装置の使用条件を満たさなくなる場合等には、運転者が自動運行装置から運転操作を確実に引き継ぐことが求められ、運転者はこれに適切に対処する必要がある。

これに対し、ＳＡＥレベル４の自動運転では、自動運行装置の使用条件を満たさなくなる場合等にも、運転者が運転操作を引き継ぐ必要はなく、自動運行装置の機能として安全に停止することが担保されているものである。

このような運転者の存在を前提としない自動運転は、地域における高齢者等の移動手段の確保や物流における人手不足対策として期待されているほか、国際的な産業競争力という観点からも重要な分野となっており、限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの実現に向けて技術開発が進められている

こと等に鑑み、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）による特定自動運行に係る許可制度の創設に関する規定を整備することとした。

2　内容

(1) 改正法

ア　道路において、自動運行装置（当該自動運行装置を備えている自動車が整備不良車両に該当することとなったとき又は当該自動運行装置の使用が当該自動運行装置に係る使用条件を満たさないこととなったときに、直ちに自動的に安全な方法で当該自動車を停止させることができるものに限る。）を当該自動運行装置に係る使用条件で使用して当該自動運行装置を備えている自動車を運行すること（当該自動車の運行中の道路、交通及び当該自動車の状況に応じて当該自動車の装置を操作する者がいる場合のものを除く。）を「特定自動運行」と定義し、「運転」の定義から除くこととするなど、特定自動運行の定義に関する規定を整備した（法第２条第１項第17号、第17号の２及び第18号）。

イ　特定自動運行を行おうとする者は、特定自動運行に関する計画（以下「特定自動運行計画」という。）等を記載した申請書を特定自動運行を行おうとする場所を管轄する公安委員会に提出して、許可を受けなければならないこととし、公安委員会は、許可をしようとするときは、特定自動運行計画が一定の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならないこととするなど、特定自動運行の許可に関する規定を整備した（法第75条の12から第75条の17まで）。

ウ　特定自動運行は、前記イの許可を受けた特定自動運行計画及び公安委員会により付された条件に従わなければならないこととするほか、前記イの許可を受けた者（以下「特定自動運行実施者」という。）は、特定自動運行を行うときは、後記エの措置等を講じさせるため、一定の要件を備える者のうちから特定自動運行主任者を指定し、特定自動運行を管理する場所に配置するなどしなければならないこととするとともに、特定自動運行主任者その他の特定自動運行のために使用する者（以下「特定自動運行業務従事者」という。）に対し、後記エの措置等を円滑かつ確実に実施させるため、教育を行わなければならないこととするなど、特定自動運行実施者の遵守事項等に関する規定を整備した（法第75条の18から第75条の20まで）。

エ　特定自動運行主任者は、道路において特定自動運行が終了したときは、直ちに、特定自動運行主任者が実施しなければならない措置を講ずべき事由の有無を確認しなければならないこととするとともに、当該特定自動運行用自動車又は当該特定自動運行主任者に対し警察官の現場における指示等が行われているときは、直ちに、当該特定自動運行用自動車を当該指示等に従って通行させるため必要な措置を講じなければならないこととするなど、道路に

おいて特定自動運行が終了した場合の措置等に関する規定を整備した（法第75条の21から第75条の24まで）。

オ　公安委員会による特定自動運行実施者に対する指示並びに特定自動運行の許可の取消し及びその効力の停止並びに警察署長による特定自動運行の許可の効力の仮停止の規定を設けるなど、特定自動運行実施者に対する行政処分等に関する規定を整備した（法第75条の25から第75条の29まで）。

(2) 改正令

ア　特定自動運行において交通事故があった場合における損壊物等の保管の手続等に関する規定及び高速自動車国道等において特定自動運行が終了した場合における表示の方法に関する規定等を整備した（令第27条の７、第27条の８及び第43条の２）。

イ　都道府県警察に要する経費であって国庫が支弁するものに、特定自動運行に係る業務上過失致死傷の犯罪のうち、高速自動車国道等に係るものの捜査に必要な経費を加えた（改正令による改正後の警察法施行令（昭和29年政令第151号）第２条）。

ウ　都道府県において徴収する特定自動運行の許可に関する事務に係る手数料の標準額について定めた（改正令による改正後の地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）本則の表72の４及び72の５）。

(3) 改正府令

ア　特定自動運行の許可証の交付、許可の申請書の様式及び記載事項等の特定自動運行に係る許可手続の細目等を定めた（府令第９条の19から第９条の26まで及び第９条の33から第９条の38まで）。

イ　特定自動運行業務従事者に対する教育は、それぞれの特定自動運行業務従事者の役割に応じた教育事項について、特定自動運行実施者、自動運行装置の製作者その他の当該教育事項について十分な知識経験がある者が行うものとすることとした（府令第９条の27）。

ウ　特定自動運行主任者及び遠隔監視装置の要件、特定自動運行中である旨の表示の方法並びに高速自動車国道等において特定自動運行が終了した場合における表示のための装置の基準等を定めた（府令第９条の28から第９条の32まで）。

(4) 改正規則

ア　警察署長が交通事故調査分析センターに提供することができる情報又は資料について、特定自動運行の交通事故に係るものを追加するとともに、警察庁が交通事故調査分析センターに提供することができる情報又は資料について、公安委員会から国家公安委員会に報告された、特定自動運行に関する行政処分に係るものを追加した（改正規則による改正後の交通事故調査分析センターに関する規則（平成４年国家公安委員会規則第９号）第４条）。

イ　改正法により、特定自動運行の許可の効力の仮停止に係る弁明の機会の付与に関する手続が設けられたことに伴い、所要の規定を整備した（改正規則による改正後の道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第27号）第２条）。

３　留意事項

特定自動運行の許可をしようとするときは、法第75条の13第１項各号に掲げる許可基準のうち、同項第１号及び第２号に掲げる事項については国土交通大臣等から、同項第５号に掲げる事項については当該特定自動運行の経路をその区域に含む市町村（特別区を含む。）の長から、それぞれ意見を聴かなければならないこととされているほか（同条第２項）、都道府県知事、道路管理者、学識経験を有する者その他の公安委員会が必要と認める者から意見を聴くことができることとされていることから（府令第９条の22）、特定自動運行の許可を行うに当たっては、これらの関係者との連携を図ること。

また、特定自動運行による駐車に対しては放置違反金制度は適用されないこととなるほか、警察官の現場における指示への対応や交通事故時の対応を遠隔にいる特定自動運行主任者が行うこととなる可能性があるなど、特定自動運行においては、適用される法の規定や義務の履行の方法が従来の自動車の運転とは異なることから、特定自動運行の経路をその管轄区域に含む警察署の警察官及び交通巡視員に対し、当該特定自動運行計画の内容等について周知を図るなど、現場における取扱いに誤りがないように配意すること。

第２　遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定の整備

１　趣旨

一定の基準を満たす低速・小型の自動配送ロボット等について、実用化を目指して各地で行われてきた実証実験の結果から、一定の安全対策を講ずることによって、歩行者と同様の交通方法で道路を通行させることができるものと認められたことに鑑み、公安委員会への遠隔操作型小型車に係る届出制度の創設及び交通方法等に関する規定を整備することとした。

２　内容

(1) 改正法

ア　人又は物の運送の用に供するための原動機を用いる小型の車であって遠隔操作（車から離れた場所から当該車に電気通信技術を用いて指令を与えることにより当該車の操作をすること（当該操作をする車に備えられた衝突を防止するために自動的に当該車の通行を制御する装置を使用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）により通行させることができるもののうち、車体の大きさ及び構造が歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして一定の基準に該当するものであり、かつ、一定の基準に適合する非常停止装置を備えているものを「遠隔操作型小型車」と定義し、遠隔操作型小型車を通行させている

者（遠隔操作により通行させている者を除く。）を歩行者として扱うこととした（法第２条第１項第11号の５及び第３項第１号）。

イ　遠隔操作型小型車は、歩道又は歩行者等の通行に十分な幅員を有する路側帯（以下「歩道等」という。）と車道の区別のある道路においては当該歩道等を通行しなければならないこととするほか、遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者は、当該遠隔操作型小型車について遠隔操作のための装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該遠隔操作型小型車の状況に応じ、他人に危害を加えないような速度と方法で通行させなければならないこととするなど、遠隔操作型小型車の通行方法に関する規定を整備した（法第４条第１項、第５条第１項、第６条第４項、第７条、第８条第１項、第10条、第12条から第13条の２まで、第14条の２、第14条の３及び第15条）。

ウ　遠隔操作型小型車を道路において通行させる者は、当該遠隔操作型小型車の見やすい箇所に標識を付けなければならないこととした（法第14条の４）。

エ　警察官又は交通巡視員は、遠隔操作により道路を通行している遠隔操作型小型車が著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は交通の妨害となるおそれがあり、かつ、急を要すると認めるときは、道路における交通の危険を防止し、又は交通の妨害を排除するため必要な限度において、当該遠隔操作型小型車を停止させ、又は移動させることができることとした（法第15条の２）。

オ　遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路において通行させるものに限る。）の使用者は、当該遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所を管轄する公安委員会に届出をしなければならないこととし、当該届出をした遠隔操作型小型車の使用者は、届出番号等（当該届出をした者を識別するための番号、記号その他の符号をいう。）を遠隔操作型小型車の見やすい箇所に表示しなければならないこととした（法第15条の３及び第15条の４）。

カ　公安委員会による遠隔操作型小型車の使用者に対する指示等に関する規定を整備した（法第15条の５及び第15条の６）。

(2) 改正令

歩行者をその表示の対象としている信号機の表示する信号について、その対象に遠隔操作により道路を通行している遠隔操作型小型車を加えた（令第２条）。

(3) 改正府令

ア　遠隔操作型小型車の車体の大きさ及び構造に係る基準並びに非常停止装置の基準を定めた（府令第１条の６及び第１条の７）。

イ　遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出は、その通行を開始しようとする日の１週間前までに、届出書を提出して行うこととするなど、遠隔操作型小型車に係る届出手続の細目等を定めた（府令第５条の３から第５条の

５まで)。

ウ　遠隔操作型小型車の製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は販売する遠隔操作型小型車の型式について国家公安委員会の認定を受けることができることとし、その認定の基準、手続等を定めた（府令第39条の６）。

(4) 改正命令

ア　規制標識に係る規定

規制標識「通行止め（301)」及び「自転車専用（325の２）」により通行を禁止する対象に遠隔操作型小型車が含まれるよう、その表示する意味を改めるなど、所要の規定を整備した（命令別表第一及び別表第二)。

イ　補助標識に係る規定

補助標識「遠隔操作型小型車（503の２）」を新設し、その表示する意味を「遠隔操作型小型車に限り本標識が表示する交通の規制の対象となること又は本標識が表示する交通の規制の対象とならないことを示すこと」と定めるとともに、遠隔操作型小型車を表示するときは、「遠隔小型」という略称を用いることができることとした（命令別表第一及び別表第二)。

ウ　指示標示に係る規定

指示標示「斜め横断可（201の２）」により交差点における斜め横断が可能であることを指示する対象に遠隔操作型小型車が含まれるよう、その表示する意味を改めた（命令別表第五)。

エ　その他

その他所要の規定を整備するとともに、経過措置を設けた。

(5) 改正規則

遠隔操作型小型車に係る型式認定の手続等を定めた（型式認定規則第１条、第２条、第10条、第12条、第13条及び第16条)。

３　留意事項

遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者に対する通行方法の指示（法第15条）及び遠隔操作型小型車に対する危険防止等の措置（法第15条の２）に関する規定を適切に運用し、歩行者等の他の交通主体の安全を確保するため、遠隔操作型小型車が通行する場所をその管轄区域に含む警察署の警察官及び交通巡視員に対し、届出事項の周知を図るなど、現場における取扱いに誤りがないように配意すること。

第３　自転車に乗車する者に対する乗車用ヘルメットの着用に係る努力義務に関する規定の整備

１　趣旨

自転車の乗用者が頭部を受傷する交通事故において、乗車用ヘルメットは致死率を大幅に減少させることができるものであるが、旧法の規定により、乗車用ヘルメットの着用が努力義務とされている小学生については乗車用ヘルメットの着

用率が一定程度向上しているものの、高校生や65歳以上を含む多くの年齢層においては現在に至るまで着用率が横ばいに推移していること、また、第11次交通安全基本計画（令和３年３月29日中央交通安全対策会議決定）や第２次自転車活用推進計画（令和３年５月28日閣議決定）において、全ての年齢層の自転車利用者に対して、ヘルメットの着用を促すべきなどとされたことを踏まえ、全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用の努力義務を課すこととした。

２　内容

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めるとともに、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならないこととした（法第63条の11）。

３　留意事項

自転車に乗車する者に対する乗車用ヘルメットの着用に係る努力義務については、交通安全教育等を通じ、自転車安全利用五則（「自転車の安全利用の促進について」（令和４年11月１日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）別添）を活用するなどして、自転車の基本的な交通ルールと併せて周知徹底を図ること。

また、警察職員が自転車に乗車する際には、公私を問わず、乗車用ヘルメットを着用するよう、警察部内の周知徹底を図ること。

第４　その他

１　通行させている者を歩行者とする車に関する規定の整備

(1) 趣旨及び内容

ア　歩行補助車等の定義の見直し

旧法上の歩行補助車等には、歩行補助車（高齢者等が用いる乳母車様の車）、小児用の車（乳母車及び小児用の自転車）及びショッピング・カートが含まれることとされているところ、これらは基本的には歩行者が押したり引いたりして使用する車であって、近年新たに登場してきた原動機を用いる座り乗りや立ち乗りの小型の車とは根本的に異なるものであることから、その趣旨を明確化するため、その定義を「歩行補助車、乳母車その他の歩きながら用いる小型の車で政令で定めるもの」に改め（法第２条第１項第９号）、この「政令で定めるもの」として、改正令による改正前の道路交通法施行令第１条第１号に定める歩行補助車等から小児用の自転車を除いたもの（歩行補助車、乳母車及びショッピング・カート等）を定めた（令第１条第１号）。

また、これに伴い、旧法上の小児用の車のうち、小児用の自転車等を通行させる者が乗車して用いるものについては、歩行補助車等には含まれないこととしつつ、これを通行させている者を歩行者として扱うこととした（法第２条第１項第11号イ及び第11号の２並びに第３項第１号）。

イ　移動用小型車に関する規定の整備

旧法上、原動機を用いる車であって、身体障害者以外の者の移動の用に供し、歩道を通行することを目的とした座り乗りや立ち乗りの車は、自動車又は原動機付自転車に該当するところ、大きさ及び構造が一定の基準を満たすものについては、実証実験の結果から、歩道等を通行した場合であっても、他の歩行者の通行の安全を確保できることが確認されていること等を踏まえ、これらの車を移動用小型車と定義し、通行させている者を歩行者として扱うこととするなど、所要の規定を整備した（法第２条第１項第11号の３及び同条第３項並びに第14条の４、府令第１条の４、第５条の３並びに第39条の４並びに型式認定規則第１条、第２条、第10条、第12条、第13条及び第16条）。

ウ　身体障害者用の車に関する規定の整備

近年、身体障害者の移動の用に供するための立位型の車が開発されているが、旧法上、身体障害者用の車椅子に該当せず、車両に該当するため、これを通行させている者を歩行者として扱うことや、旧法第71条第２号の規定によりその通行の安全を確保することができなかったところ、このような立位型の車は、身体障害者用の車椅子と大きさが同程度のものが想定され、車椅子と同様に通行させている者を歩行者として扱い、歩道等を通行させても支障がないと考えられたほか、身体障害者を保護する必要性は車椅子と立位型の車で何ら変わるものではないことから、身体障害者用の車椅子と大きさが同程度のものについては、車椅子と同様に通行させている者を歩行者として扱うこととするなど、所要の規定を整備した（法第２条第１項第11号の４及び同条第３項並びに第71条第２号、府令第１条の５及び第39条の５並びに型式認定規則第１条、第２条、第10条、第12条、第13条及び第16条）。

(2) 留意事項

通行させている者を歩行者とする車の取扱いについて、警察職員に対する教養を徹底するとともに、交通安全教育等を通じ、新たな交通ルールの周知に努めること。

２　所要の規定の整備

改正法の施行に伴い、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成12年政令第467号）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号）、指定講習機関に関する規則（平成２年国家公安委員会規則第１号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（平成18年国家公安委員会規則第28号）について、所要の規定の整備を行った。

（参考資料）

○　道路交通法の一部を改正する法律（令和４年法律第32号）の官報の写し及び新旧

対照条文

○　道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和４年政令第390号）の官報の写し

○　道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和４年政令第391号）の官報の写し及び新旧対照条文

○　道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和４年内閣府令第67号）の官報の写し

○　道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（令和４年内閣府・国土交通省令第７号）の官報の写し

○　道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（令和４年国家公安委員会規則第21号）の官報の写し

○　交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部を改正する件（令和４年国家公安委員会告示第53号）の官報の写し

○　「自転車の安全利用の促進について」（令和４年11月１日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）

道路交通法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年四月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第三十二号

道路交通法の一部を改正する法律

第一条　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第七条の付記中「第百十九条第一項第一号の二、同条第二項」を「第百十九条第一項第二号、同条第三項」に改める。

第八条の付記中「第百十九条第一項第一号の二、同条第二項」を「第百十九条第一項第二号、同条第三項」に、「第百二十一条第一項第一号の二」を「第百二十一条第一項第二号」に改める。

第九条の付記を次のように改める。

（罰則　第百十九条第一項第二号、同条第三項）

第十一条の付記中「第百二十一条第一項第二号」を「第百二十一条第一項第三号」に、「第百二十一条第一項第三号」を「第百二十一条第一項第四号」に改める。

第十五条の付記中「第百二十一条第一項第四号」を「第百二十一条第一項第五号」に改める。

第十七条の付記中「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第六号」に、「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号イ」を「第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号イ」に改める。

第十七条の二の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第六号」に改める。

第十八条の付記中「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第六号」に改める。

第十九条の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第六号」に改める。

第二十条の付記及び第二十条の二の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第二十一条の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第六号」に改める。

第二十二条の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第二十四条の付記を次のように改める。

（罰則　第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号ロ、第百十九条第一項第三号）

第二十五条の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第六号」に改める。

第二十五条の二の付記中「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第六号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第二十六条の付記中「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号ハ、第百十九条第一項第一号の四」を「第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号ハ、第百十九条第一項第四号」に改める。

第二十六条の二の付記中「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号ニ」を「第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号ニ」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第二十八条の付記中「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号ホ」を「第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号ホ」に、「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第六号」に改める。

第二十九条の付記中「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第六号」に改める。

第三十条の付記を次のように改める。

（罰則　第百十九条第一項第五号、同条第三項）

第三十一条の付記中「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第六号」に改める。

第三十三条の付記中「第百十九条第一項第二号、同条第二項」を「第百十九条第一項第五号、同条第三項」に改める。

第三十四条の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第六号」に改める。

第三十五条の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第三十五条の二の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第六号」に改める。

第三十六条の付記及び第三十七条の二の付記中「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第六号」に改める。

第三十八条の付記を次のように改める。

（罰則　第百十九条第一項第五号、同条第三項）

第三十八条の二の付記中「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第六号」に改める。

第四十二条の付記及び第四十三条の付記を次のように改める。

（罰則　第百十九条第一項第五号、同条第三項）

第四十四条第二項第二号中「道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車（同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものを除く。第四十九条の三第一項において「一般旅客自動車運送事業用自動車」という。）又は同法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自動車（同項において「自家用有償旅客運送自動車」という」を「旅客の運送の用に供する自動車（乗合自動車を除く。第四十九条の三第一項において同じ）」に、「、同法」を「、道路運送法」に改め、同条の付記中「第百十九条の二第一項第一号」を「第百十九条の二の二第一項第一号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第四十五条の付記中「第百十九条の二第一項第一号」を「第百十九条の二の二第一項第一号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第四十五条の二の付記中「第百二十一条第一項第九号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。

第四十七条の付記中「第百十九条の二第一項第二号」を「第百十九条の二の二第一項第二号」に改める。

第四十八条の付記中「第百十九条の二第一項第一号」を「第百十九条の二の二第一項第一号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第四十九条の三第一項中「一般旅客自動車運送事業用自動車若しくは自家用有償旅客運送自動車」を「旅客の運送の用に供する自動車」に改め、同条の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に、「第百十九条の二第一項第一号」を「第百十九条の二の二第一項第一号」に改める。

第四十九条の四の付記中「第百十九条の二第一項第一号」を「第百十九条の二の二第一項第一号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第四十九条の五の付記及び第五十条の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第五十条の二の付記及び第五十一条の付記中「第百十九条第一項第三号」を「第百十九条第一項第七号」に改める。

第五十一条の四の付記中「第百二十一条第一項第九号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。

第五十一条の五の付記中「第百十九条の三第一項第五号」を「第百十九条の三第二項第一号」に改める。

第五十一条の八第三項第二号ロ中「第百十九条の二第一項第三号」を「第百十九条の二の二第二項」に改める。

第五十二条の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に、「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号へ、第百二十条第一項第八号」を「第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号へ、第百二十条第一項第六号」に改める。

第五十三条の付記中「第百二十条第一項第八号、同条第二項」を「第百二十条第一項第六号、同条第三項」に改める。

第五十四条の付記を次のように改める。

（罰則　第一項については第百二十条第一項第六号、同条第三項　第二項については第百十七条の二第一項第四号、第百十七条第一項第七号）

第五十五条の付記中「第百二十条第一項第八号ト、第百二十一条第一項第七号」を「第百二十条第二項第一号」に、「第百二十一条第一項第六号」を「第百二十一条第一項第七号」に改める。

第五十七条の付記中「第百十八条第一項第二号、第百十九条第一項第三号の二、第百二十条第一項第十一号」を「第百十八条第二項第一号、第百十九条第二項第一号、第百二十条第二項第二号」に、「第百二十一条第一項第七号」を「第百二十一条第二項第一号」に改める。

第五十八条の付記中「第百二十一条第一項第八号」を「第百二十一条第二項第二号」に改める。

第五十八条の二の付記中「第百十九条第一項第三号の三」を「第百十九条第一項第八号」に改める。

第五十八条の三の付記中「第百十九条第一項第三号の四」を「第百十九条第一項第九号」に改める。

第五十八条の五の付記中「第百十八条第一項第三号」を「第百十八条第二項第二号」に改める。

第五十九条の付記中「第百二十条第一項第十号」を「第百二十条第二項第一号」に改める。

第六十条の付記中「第百二十一条第一項第七号」を「第百二十一条第二項第一号」に改める。

第六十一条の付記中「第百十九条第一項第四号」を「第百十九条第一項第十号」に改める。

第六十二条の付記中「第百十九条第一項第五号」を「第百十九条第二項第二号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「第百二十条第一項第八号の二」を「第百二十条第一項第七号」に改める。

第六十三条の付記中「第百二十一条第一項第七号」を「第百二十条第一項第七号」に改める。

第六十三条の二の付記中「第百二十条第一項第九号の二」を「第百二十一条第二項第三号」に改める。

第六十三条の二の二の付記中「第百十九条第一項第七号の二」を「第百十九条第二項第三号」に改める。

第六十三条の三の付記及び第六十三条の四の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第六号」に改める。

第六十三条の八の付記中「第百二十一条第一項第四号」を「第百二十一条第一項第五号」に改める。

第六十三条の九の付記中「第百二十条第一項第八号の二、同条第二項」を「第百二十条第一項第七号、同条第三項」に改める。

第六十三条の十の付記中「第百二十条第一項第八号の三」を「第百二十条第一項第八号」に、「第百二十条第一項第八号の四」を「第百二十条第一項第九号」に改める。

第六十四条の付記中「第百十七条の二の二第一項第一号」に、「第百十七条の二の二第二号」を「第百十七条の二の二第一項第二号」に改める。

第六十五条第四項中「第百十七条の二の二第一項第六号」を「第百十七条の二の二第一項第六号」に改め、同条の付記中「第百十七条の二の二第一号、第百十七条の二の二第三号」を「第百十七条の二の二第一項第一号、第百十七条の二の二第一項第三号」に、「第百十七条の二の二第二号、第百十七条の二の二第一項第四号」に、「第百十七条の二の二第五号」を「第百十七条の二の二第一項第五号」に、「第百十七条の二の二第六号」を「第百十七条の二の二第一項第六号」に改める。

第六十六条の付記を次のように改める。

（罰則　第百十七条の二第一項第三号、第百十七条の二の二第一項第七号）

第六十七条の付記中「第百十九条第一項第八号」を「第百十九条第一項第十三号」に改める。

第七十条の付記を次のように改める。

（罰則　第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号チ、第百十九条第一項第十四号、同条第三項）

第七十一条第五号の五中「第百十八条第一項第三号の二」を「第百十八条第一項第二号」に改め、同条の付記中「第百二十条第一項第九号」を「第百二十条第一項第十号」に、「第百十九条第一項第九号の二」を「第百十九条第一項第十五号」に、「第百十七条の四第二号、第百十八条第一項第三号の二」を「第百十七条の四第一項第二号」に改める。

第七十一条の二の付記中「第百二十条第一項第九号」を「第百二十条第一項第十号」に改める。

第七十一条の四の付記中「第百十九条の三第一項第六号」を「第百十九条の三第一項第五号」に改める。

第七十一条の四の二の付記中「第百十九条第一項第九号の三、同条第二項」を「第百十九条第一項第十六号、同条第三項」に改める。

第七十一条の五の付記及び第七十一条の六の付記中「第百二十一条第一項第九号の三、同条第二項」を「第百二十一条第一項第九号、同条第三項」に改める。

第七十二条の付記中「第百十九条第一項第十七号」を「第百十九条第一項第十一号の二」を「第百二十条第一項第十一号」に改める。

第七十三条の付記中「第百二十条第一項第九号」を「第百二十条第一項第十号」に改める。

第七十四条の三第一項中「）及び」を「）、」に、「を除く。以下この」を「及び道路運送法第七十九条の規定による登録を受けた者を除く。以下この」に改め、同条第七項中「与えなければ」を「与えるとともに、同項の業務を行うため必要な機材を整備しなければ」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

８　公安委員会は、自動車の使用者が前項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていないと認めるときは、自動車の使用者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第七十四条の三の付記中「及び第六項」を「、第六項及び第八項」に、「第百二十条第一項第十一号の三」を「第百十九条の二」に、「第百二十一条第一項第九号の二」を「第百二十条第二項第三号」に改める。

第七十五条の付記中「第百十七条の二の二第八号」を「第百十七条の二の二第一項第一号」に、「第百十八条第一項第四号」を「第百十八条第二項第三号」に、「第百十七条の二の二第九号」を「第百十七条の二の二第二項第一号、第百十七条の二の二第二項第二号」に、「第百十七条の二の二第五号、第百十七条の二の二第十号」を「第百十七条の二の二第二項第二号、第百十七条の二の二第二項第三号」に、「第百十八条第一項第五号、第百十九条第一項第十一号」を「第百十八条第二項第四号、第百十九条第二項第四号」に、「第百十九条の二第一項第三号」を「第百十九条の二の二第二項」に、「第百十九条第一項第十二号」を「第百十九条第二項第五号」に、「第百二十一条第一項第九号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。

第七十五条の二の付記中「第百十九条第一項第十二号」を「第百十九条第二項第五号」に、「第百二十一条第一項第九号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。

第七十五条の三の付記を次のように改める。

（罰則　第百十九条第一項第十八号）

第七十五条の四の付記中「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号リ」を「第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号リ」に改める。

第七十五条の五の付記中「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第六号」に改める。

第七十五条の七の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第六号」に改める。

第七十五条の八の付記中「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号ヌ、第百十九条の二第一項第二号」を「第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号ヌ、第百十九条の二の二第一項第二号」に、「第百十九条第一項第三号」を「第百十九条第一項第七号」に改める。

第七十五条の八の二の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第七十五条の十の付記を次のように改める。

（罰則　第百十九条第一項第十九号、同条第三項）

第七十五条の十一の付記中「第百二十条第一項第十二号の二」を「第百二十条第一項第十三号」に改める。

第七十六条の付記中「第百十八条第一項第六号」を「第百十八条第二項第五号」に、「第百十九条第一項第十二号の四」を「第百十九条第二項第六号」に、「第百二十条第一項第九号」を「第百二十条第一項第十号」に改める。

第七十七条の付記中「第百十九条第一項第十二号の四」を「第百十九条第二項第六号」に、「第百十九条第一項第十三号」を「第百十九条第二項第七号」に、「第百二十条第一項第十三号」を「第百二十条第二項第四号」に改める。

第七十八条の付記中「第百二十一条第一項第九号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。

第八十一条の付記、第八十一条の二の付記及び第八十二条の付記中「第百十九条第一項第十四号」を「第百十九条第二項第八号」に改める。

第八十五条の付記中「第百十八条第一項第七号」を「第百十八条第一項第三号」に改める。

第八十七条の付記中「第百十八条第一項第八号」を「第百十八条第一項第四号」に改める。

第八十九条の付記中「第百十七条の四第二号」を「第百十七条の四第三号」に改める。

第九十条第二項第三号中「第百十七条の二第一号」を「第百十七条の二第一項第一号」に、「第六号」を「第四号」に改める。

第九十一条の付記及び第九十一条の二の付記中「第百十九条第一項第十五号」を「第百十九条第一項第二十号」に改める。

第九十二条の二第一項の表の備考一の1及び2並びに五中「第百十七条の四第二号」を「第百十七条の四第三号」に改める。

第九十四条の付記中「第百二十一条第一項第九号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。

第九十五条の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に、「第百二十条第一項第九号」を「第百二十条第一項第十号」に改める。

第九十七条の二第一項第五号中「第百十七条の四第二号」を「第百十七条の四第三号」に改める。

第九十九条の二第四項第二号ハ及びニ中「第百十七条の二の二第十二号」を「第百十七条の二の二第一項第九号」に改める。

第百一条の付記、第百一条の二の付記及び第百一条の五の付記中「第百十七条の四第二号」を「第百十七条の四第三号」に改める。

第百三条第二項第三号中「第百十七条の二第一号」を「第百十七条の二第一項第一号」に、「第六号」を「第四号」に改める。

第百三条の二第一項第二号中「第百十七条の二第一号」を「第百十七条の二第一項第一号」に、「第百十七条の二の二第一号」を「第四号、第百十七条の二の二第一項第一号」に、「第百十七条の四第二号又は第百十八条第一項第七号」を「第百十七条の四第二号又は第百十八条第一項第三号」に改め、同項第三号中「第二号又は」を「第二項第一号又は」に、「第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号」を「第六号まで、第十五号若しくは第二十号若しくは第二項第一号若しくは第二号」に改め、同条の付記中「第百二十一条第一項第九号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。

第百七条の付記中「第百二十一条第一項第九号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。
第百七条の二中「第百十七条の二の二第一号」を「第百十七条の二の二第一項第一号」に改める。
第百七条の三の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に、「第百二十条第一項第九号」を「第百二十条第一項第十号」に改める。
第百七条の三の二の付記中「第百十七条の四第二号」を「第百十七条の四第三号」に改める。
第百七条の四の付記中「第百十九条第一項第十五号」を「第百十九条第一項第二十号」に改める。
第百七条の五第二項第三号中「第百十七条の二第一号」を「第百十七条の二第一項第一号」に、「第六号」を「第四号」に改め、同条の付記中「第百二十一条第一項第九号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。
第百七条の十の付記中「第百二十一条第一項第九号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。
第百九条の三の付記中「第百十九条の三第一項第七号」を「第百十九条の三第二項第二号」に、「第百十九条の三第一項第八号」を「第百十九条の三第二項第三号」に改める。
第百十七条の二第四号及び第五号を削り、同条第六号中「次条第十一号」を「次条第一項第八号」に改め、同号を同条第四号とし、同条に次の一項を加える。

２　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一　第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第三号の規定に違反して、酒に酔つた状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

二　第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第四号の規定に違反して、前項第三号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

第百十七条の二の二第四号中「前条第二号」を「前条第一項第二号」に改め、同条第七号中「前条第三号」を「前条第一項第三号」に改め、同条中第八号から第十号までを削り、第十一号を第八号とし、第十二号を第九号とし、同条に次の一項を加える。

２　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第一号の規定に違反したとき。

二　第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第三号の規定に違反したとき（当該違反により運転者が酒に酔つた状態で自動車を運転し、又は身体に前項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で自動車を運転した場合に限るものとし、前条第二項第一号に該当する場合を除く。）。

三　第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第四号の規定に違反したとき（前条第二項第二号に該当する場合を除く。）。

第百十七条の三の二第二号中「第百十七条の二の二第三号」を「第百十七条の二の二第一項第三号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に改め、同条第三号中「第百十七条の二の二第三号」を「第百十七条の二の二第一項第三号」に、「同条第六号」を「同項第六号」に改める。

第百十七条の四中第二号を第三号とし、第一号の二を第二号とする。

第百十八条第一項第二号及び第三号を削り、同項第三号の二中「第百十七条の四第一号の二」を「第百十七条の四第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第四号から第六号までを削り、第七号を第三号とし、第八号を第四号とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違反して積載物の重量の制限を超える積載をして車両を運転したとき。

二　第五十八条の五（過積載車両の運転の要求等の禁止）第二項の規定による警察署長の命令に従わなかつたとき。

三　第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第二号又は第五号の規定に違反したとき。

四　第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第六号の規定に違反して、第一号に規定する積載をして自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

五　第七十六条（禁止行為）第一項又は第二項の規定に違反したとき。

第百十九条第一項中第十五号を第二十号とし、第十二号の四から第十四号までを削り、第十二号の三を第十九号とし、第十二号の二を第十八号とし、第十一号及び第十二号を削り、第十号を第十七号とし、第九号の三を第十六号とし、第九号の二を第十五号とし、第九号を第十四号とし、第八号を第十三号とし、第七号の二を削り、第七号を第十二号とし、第六号を第十一号とし、第五号を削り、第四号を第十号とし、第三号の四を第九号とし、第三号の三を第八号とし、第三号の二を削り、第三号を第七号とし、第二号の二を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号の四を第四号とし、第一号の三を第三号とし、第一号の二を第二号とし、同条第二項中「前項第一号の二、第二号」を「第一項第二号、第五号」に、「第五号、第九号、第九号の三又は第十二号の三」を「第十四号、第十六号若しくは第十九号又は前項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違反して積載をして車両を運転したとき（第百十八条第二項第一号に該当する場合を除く。）。

二　第六十二条（整備不良車両の運転の禁止）の規定に違反して車両等（軽車両を除く。）を運転させ、又は運転したとき。

三　第六十三条の二の二（作動状態記録装置による記録等）の規定に違反したとき。

四　第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第六号の規定に違反したとき（第百十八条第二項第四号に該当する場合を除く。）。

五　第七十五条（自動車の使用者の義務等）第二項又は第七十五条の二（自動車の使用者の義務等）第一項若しくは第二項の規定による公安委員会の命令に従わなかつたとき。

六　第七十六条（禁止行為）第三項又は第七十七条（道路の使用の許可）第一項の規定に違反したとき。

七　第七十七条（道路の使用の許可）第三項の規定により警察署長が付し、又は同条第四項の規定により警察署長が変更し、若しくは付した条件に違反したとき。

八　第八十一条（違法工作物等に対する措置）第一項、第八十一条の二（転落積載物等に対する措置）第一項又は第八十二条（沿道の工作物等の危険防止措置）第一項の規定による警察署長の命令に従わなかつたとき。

第百十九条の二第一項中「第一号及び第二号に掲げる行為にあつては、」を削り、同項第三号を削り、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、十五万円以下の罰金に処する。

第百十九条の二を第百十九条の二の二とし、第百十九条の次に次の一条を加える。

第百十九条の二　第七十四条の三（安全運転管理者等）第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第六項若しくは第八項の規定による公安委員会の命令に従わなかつたときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第百十九条の三第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号及び第八号を削り、同条第二項中「前項第一号、第二号又は第三号」を「第一項第一号から第三号まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第五十一条の五（報告徴収等）第一項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき。

二　第百九条の三（交通情報の提供）第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　第百九条の三（交通情報の提供）第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百二十条第一項第二号中「第百十九条第一項第一号の四」を「第百十九条第一項第四号」に改め、同項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第八号の二を第七号とし、第八号の三を第八号とし、第十号を削り、第九号を第十号とし、第八号の四を第九号とし、第十一号を削り、第十一号の二を第十一号とし、第十一号の三及び第十三号を削り、第十二号の二を第十三号とし、同条第二項中「前項第三号から第五号まで、第八号、第八号の二」を「第一項第三号から第七号まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。

一　第五十五条（乗車又は積載の方法）第一項若しくは第二項又は第五十九条（自動車の牽引制限）第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

二　第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違反したとき（第百十八条第二項第一号及び第百十九条第二項第一号に該当する場合を除く。）。

三　第七十四条の三（安全運転管理者等）第五項の規定に違反したとき。

四　第七十七条（道路の使用の許可）第七項の規定に違反したとき。

第百二十一条第一項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の二を第二号とし、第八号を削り、第九号を第八号とし、第九号の二を削り、第九号の三を第九号とし、同条第二項中「前項第九号の三」を「第一項第九号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一　第五十七条（乗車又は積載の制限等）第二項又は第六十条（自動車以外の車両の牽引制限）の規定に基づく公安委員会の定めに違反したとき。

二　第五十八条（制限外許可証の交付等）第三項の規定により警察署長が付した条件に違反したとき。

三　第六十三条の二（運行記録計による記録等）の規定に違反したとき。

第百二十三条の次のように改める。

第百二十三条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百十七条の二第二項、第百十七条の二の二第二項、第百十八条第二項、第百十九条第二項、第百十九条の二、第百十九条の二の二第二項、第百十九条の三第二項、第百二十条第二項又は第百二十一条第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第百二十五条第二項第二号中「第百十七条の二第三号」を「第百十七条の二第一項第三号」に、「第百十七条の二の二第三号」を「第百十七条の二の二第一項第三号」に改める。

第百二十六条第四項中「第百十九条の二」を「第百十九条の二の二第一項若しくは第三項」に、「第二項」を「第三項」に改める。

別表第二の上欄中「第二項の罪に当たる行為（」を「第三項の罪に当たる行為（」に改め、「（車両について第五十七条第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車等を運転する行為を除く。）」を削り、「第百十八条第一項第三号の二の罪に当たる行為」を「第百十八条第二項第一号の罪に当たる行為（車両について第五十七条第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車等を運転する行為を除く。）」に、「第百十九条第一項第一号の二から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第七号の二、第九号から第九号の三まで、第十二号の三若しくは第十五号又は第二項」を「第百十九条第一項第二号から第六号まで、第十四号から第十六号まで、第十九号若しくは第二十号、第二項第一号から第三号まで又は第三項」に、「第百十九条の二の二第一項又は第三項」に、「第百十九条の三第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又は第二項」を「第百十九条の三第一項又は第三項」に、「第八号まで、第九号」を「第六号まで、第十号」に、「、第十号、第十一号、第十二号、第十二号の二若しくは第十四号又は第二項」を「若しくは第十二号から第十四号まで、第二項第一号若しくは第二号又は第三項」に、「第百二十一条第一項第一号の二、第五号から第八号まで若しくは第九号の二から第十号まで又は第二項」を「第百二十一条第一項第二号、第六号、第七号、第九号若しくは第十号、第二項又は第三項」に改める。

第二条　道路交通法の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　歩行者の通行方法（第十条―第十五条）」を「第二章　歩行者等の通行方法（第十条―第十五条の二）」、「第二章の二　遠隔操作型小型車の使用者の義務（第十五条の三―第十五条の六）」に、「運転者及び」を「車両等の運転者及び」に、「第五章　道路の使用等」を「第四章の三　特定自動運行の許可等（第七十五条の十二―第七十五条の二十九）」に改める。

第二条第一項第九号中「運転する」を「運転し、又は特定自動運行を行う」に、「及び身体障害者用の車椅子」を「、移動用小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車」に、「小児用の車その他の」を「乳母車その他の歩きながら用いる」に改め、同項第十号中「軽車両」を「軽車両、移動用小型車」に、「車椅子」を「車、遠隔操作型小型車」に改め、同項第十一号中「身体障害者用の車椅子」を「移動用小型車、身体障害者用の車」に、「のもの」を「のもの（遠隔操作（車から離れた場所から当該車に電気通信技術を用いて指令を与えることにより当該車の操作をすること（当該操作をする車に備えられた衝突を防止するために自動的に当該車の通行を制御する装置を使用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）により通行させることができるものを除く。）」に改め、同号イ中「含む」を「含み、小児用の車（小児が用いる小型の車であつて、歩きながら用いるもの以外のものをいう。次号及び第三項第一号において同じ。）を除く」に改め、同項第十一号の二中「車椅子」を「車、小児用の車」に、「もの（」を「もの（原動機を用いるものにあつては、」に、「、内閣府令」に、「含む」を「含み、移動用小型車及び遠隔操作により通行させることができるものを除く」に改め、同項第十一号の三中「車椅子」を「車」に、「限る」を「限り、遠隔操作により通行させることができるものを除く」に改め、同号を同項第十一号の四とし、同号の次に次の一号を加える。

十一の五　遠隔操作型小型車　人又は物の運送の用に供するための原動機を用いる小型の車であつて遠隔操作により通行させることができるもののうち、車体の大きさ及び構造が歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当するものであり、かつ、内閣府令で定める基準に適合する非常停止装置を備えているものをいう。

第二条第一項第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三　移動用小型車　人の移動の用に供するための原動機を用いる小型の車（遠隔操作により通行させることができるものを除く。）であつて、車体の大きさ及び構造が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当するもののうち、身体障害者用の車以外のものをいう。

第二条第一項第十七号中「自動運行装置を使用する場合を含む」を「特定自動運行を行う場合を除く」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十七の二　特定自動運行　道路において、自動運行装置（当該自動運行装置を備えている自動車が第六十二条に規定する整備不良車両に該当することとなつたとき又は当該自動運行装置の使用が当該自動運行装置に係る使用条件（道路運送車両法第四十一条第二項に規定する条件をいう。以下同じ。）を満たさないこととなつたときに、直ちに自動的に安全な方法で当該自動車を停止させることができるものに限る。）を当該自動運行装置に係る使用条件で使用して当該自動運行装置を備えている自動車を運行すること（当該自動車の運行中の道路、交通及び当該自動車の状況に応じて当該自動車の装置を操作する者がいる場合のものを除く。）をいう。

第二条第一項第十八号中「停止し」を「停止（特定自動運行中の停止を除く。）をし」に改め、同条第三項第一号中「身体障害者用の車椅子」を「移動用小型車、身体障害者用の車、遠隔操作型小型車、小児用の車」に改め、「通行させている者」の下に「（遠隔操作型小型車にあつては、遠隔操作により通行させている者を除く。）」を加える。

第四条第一項中「歩行者」の下に「若しくは遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）（次条から第十三条の二までにおいて「歩行者等」という。）」を加え、同条の付記中「第百二十一条第一項第一号」の下に「及び第二号」を加える。

第五条第一項中「歩行者」を「歩行者等」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第六条第四項中「歩行者」を「歩行者等」に改め、同条の付記中「第百二十一条第一項第一号」の下に「及び第二号」を加える。

第七条中「歩行者」を「歩行者等」に改め、同条の付記中「第百二十一条第一項第一号」の下に「及び第二号」を加える。

第八条第一項中「歩行者」を「歩行者等」に改め、同条の付記中「第百二十一条第一項第一号」の下に「及び第二号」を加え、「第百二十一条第一項第二号」を「第百二十一条第一項第三号」に改める。

第二章の章名及び第十条中「歩行者」を「歩行者等」に改める。

第十一条の付記中「第百二十一条第一項第三号」を「第百二十一条第一項第四号」に、「第百二十一条第一項第四号」を「第百二十一条第一項第五号」に改める。

第十二条第一項中「歩行者」を「歩行者等」に、「附近」を「付近」に改め、同条第二項中「歩行者」を「歩行者等」に改める。

第十三条中「歩行者」を「歩行者等」に改める。

第十三条の二中「歩行者に」を「歩行者等に」に改める。

第十四条の次に次の三条を加える。

（歩行者と遠隔操作型小型車との関係）

第十四条の二　遠隔操作型小型車は、遠隔操作により道路を通行する場合において、歩行者の通行を妨げることとなるときは、当該歩行者に進路を譲らなければならない。

（遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者の義務）

第十四条の三　遠隔操作型小型車（道路を通行しているものに限る。）の遠隔操作を行う者は、当該遠隔操作型小型車について遠隔操作のための装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該遠隔操作型小型車の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で通行させなければならない。

（移動用小型車等を通行させる者の義務）

第十四条の四　移動用小型車又は遠隔操作型小型車を道路において通行させる者は、当該移動用小型車又は遠隔操作型小型車の見やすい箇所に内閣府令で定める様式の標識を付けなければならない。

（罰則　第百二十一条第一項第六号）

第十五条中「又は」を「若しくは」に、「歩行者」を「歩行者又はこれらの規定若しくは第十四条の二若しくは第十四条の三の規定に違反して道路を通行している遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者」に改め、同条の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第七号」に改め、同条の次に次の一条及び一章を加える。

（遠隔操作型小型車に対する危険防止等の措置）

第十五条の二　警察官等は、遠隔操作により道路を通行している遠隔操作型小型車が著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は交通の妨害となるおそれがあり、かつ、急を要すると認めるときは、道路における交通の危険を防止し、又は交通の妨害を排除するため必要な限度において、当該遠隔操作型小型車を停止させ、又は移動させることができる。

第二章の二　遠隔操作型小型車の使用者の義務

（遠隔操作による通行の届出）

第十五条の三　遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路において通行させるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）の使用者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所を管轄する公安委員会に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

一　遠隔操作型小型車の使用者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所

三　遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所の所在地及び連絡先並びに遠隔操作のための装置、人員その他の体制

四　運送される人又は物の別及び当該人又は物の運送の方法

五　非常停止装置の位置及び形状

六　遠隔操作型小型車の仕様に関する事項として内閣府令で定める事項

2　前項の規定による届出には、当該届出をする者に係る住民票の写し又は登記事項証明書、当該届出に係る遠隔操作型小型車の仕様を示す書面その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

3　公安委員会は、第一項前段の規定による届出があつたときは、当該届出をした者を識別するための番号、記号その他の符号（次条において「届出番号等」という。）をその者に通知しなければならない。

（罰則　第一項については第百十九条の二の二第一号、第百二十三条）

（届出番号等の表示義務）

第十五条の四　前条第一項前段の規定による届出をした遠隔操作型小型車の使用者は、内閣府令で定めるところにより、同条第三項の規定により通知された届出番号等を遠隔操作型小型車の見やすい箇所に表示しなければならない。

（報告及び検査）

第十五条の五　公安委員会は、この章の規定の施行に必要な限度において、遠隔操作型小型車の使用者に対し、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、第十五条の三第一項第三号に規定する場所その他の遠隔操作型小型車の使用者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（罰則　第一項については第百十九条の二の三第一号、第百二十三条）

（遠隔操作型小型車の使用者に対する指示）

第十五条の六　公安委員会は、遠隔操作型小型車の使用者又はその使用する者が遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、当該遠隔操作型小型車の使用者に対し、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し必要な措置をとるべきこと（措置をとるまでの間、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路の通行を停止させることを含む。）を指示することができる。

（罰則　第百十九条の二の二第二号、第百二十三条）

第十七条の二の付記、第十九条の付記、第二十一条の付記及び第二十五条の付記中「第百二十一条第一項第六号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。

第三十三条第三項中「行なう」を「行う」に改める。

第三十四条の付記及び第三十五条の二の付記中「第百二十一条第一項第六号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。

第四十一条の二第一項中「この条」の下に「及び第七十五条の二十二第二項」を加える。

第四十四条の付記及び第四十五条の付記中「第百十九条の二の二第一項第一号」を「第百十九条の二の四第一項第一号」に改める。

第四十五条の二の付記中「第百二十一条第一項第八号」を「第百二十一条第一項第十号」に改める。

第四十七条の付記中「第百十九条の二の二第一項第二号」を「第百十九条の二の四第一項第二号」に改める。

第四十八条の付記、第四十九条の三の付記及び第四十九条の四の付記中「第百十九条の二の二第一項第一号」を「第百十九条の二の四第一項第一号」に改める。

第五十一条第一項中「第五十一条の四第一項」の下に「及び第七十五条の二十二第三項」を加える。

第五十一条の三の付記中「第百十七条の四第一号」を「第百十七条の四第一項第一号」に改める。

第五十一条の四の付記中「第百二十一条第一項第八号」を「第百二十一条第一項第十号」に改める。

第五十一条の六第二項中「次条」の下に「及び第七十五条の十三第二項第一号」を加える。

第五十一条の八第三項第二号中「含む」の下に「。第七十五条の十四において同じ」を加え、同号ロ中「第百十九条の二の二第二項」を「第百十九条の二の四第二項」に改める。

第五十一条の十二の付記及び第五十一条の十五の付記中「第百十七条の四第一号」を「第百十七条の四第一項第一号」に改める。

第五十四条の付記及び第五十五条の付記中「第百二十一条第一項第七号」を「第百二十一条第一項第九号」に改める。

第六十三条の付記中「第百二十一条第一項第八号」を「第百二十一条第一項第十号」に改める。

第六十三条の三の付記及び第六十三条の四の付記中「第百二十一条第一項第六号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。

第六十三条の八の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第七号」に改める。

第六十三条の十一の見出しを「（自転車の運転者等の遵守事項）」に改め、同条中「を自転車に乗車させる」を「が自転車を運転する」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

2　自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

第四章の章名中「運転者」を「車両等の運転者」に改める。

第七十一条第二号中「車椅子」を「車」に改め、同条の付記中「第百十七条の四第二号」を「第百十七条の四第一項第二号」に改める。

第七十一条の四の二第一項中「（道路運送車両法第四十一条第二項に規定する条件をいう。次項第二号において同じ。）」を削る。

第七十一条の五の付記及び第七十一条の六の付記中「第百二十一条第一項第九号」を「第百二十一条第一項第十一号」に改める。

第七十二条第一項中「乗務員。以下次項」を「乗務員。次項」に、「含む。以下次項」を「含む。同項」に改め、「講じた措置」の下に「（第七十五条の二十三第一項及び第三項において「交通事故発生日時等」という。）」を加え、同条第二項中「もより」を「最寄り」に改め、同条の付記中「第百十七条の五第一号」を「第百十七条の五第一項第一号」に改める。

第七十五条の付記中「第百十九条の二の二第二項」を「第百十九条の二の四第二項」に、「第百二十一条第一項第八号」を「第百二十一条第一項第十号」に改める。

第七十五条の二の付記中「第百二十一条第一項第八号」を「第百二十一条第一項第十号」に改める。

第七十五条の二の三中「前四章」を「前各章」に改める。

第七十五条の七の付記中「第百二十一条第一項第六号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。

第七十五条の八の付記中「第百十九条の二の二第一項第二号」を「第百十九条の二の四第一項第二号」に改める。

第四章の二の次に次の一章を加える。

第四章の三　特定自動運行の許可等

（特定自動運行の許可）

第七十五条の十二　特定自動運行を行おうとする者は、特定自動運行を行おうとする場所を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を公安委員会に提出しなければならない。

一　特定自動運行を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所

二　次に掲げる事項を記載した特定自動運行に関する計画（以下「特定自動運行計画」という。）

イ　特定自動運行に使用する自動車（以下「特定自動運行用自動車」という。）の型式、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号、自動運行装置に係る使用条件その他の内閣府令で定める特定自動運行用自動車に関する事項

ロ　特定自動運行に関する次に掲げる事項

(1)　特定自動運行の経路

(2)　特定自動運行を行う日及び時間帯

(3)　特定自動運行により運送される人又は物

(4)　(1)から(3)までに掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

ハ　特定自動運行を管理する場所の所在地及び連絡先

ニ　この法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行実施者（第七十五条の十六第一項に規定する特定自動運行実施者をいう。次条第一項第三号において同じ。）又は特定自動運行業務従事者（第七十五条の十九第一項に規定する特定自動運行業務従事者をいう。次条第一項第三号において同じ。）が実施しなければならない措置に関する次に掲げる事項

(1)　第七十五条の十九第一項に規定する教育の具体的内容及びその実施方法

(2)　第七十五条の十九第二項の規定による特定自動運行主任者の指定及び同条第三項の規定による現場措置業務実施者の指定の方法

(3)　第七十五条の二十第一項に規定する措置の実施方法及び当該措置を講ずるための装置、人員その他の体制

(4)　第七十五条の二十第二項の規定による表示の具体的方法

(5)　第七十五条の二十一、第七十五条の二十二及び第七十五条の二十三第一項から第三項までの規定による措置を講ずるための設備、人員その他の体制及び当該措置の手順

(6)　(1)から(5)までに掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

３　前項の申請書には、特定自動運行用自動車の自動車検査証記録事項（道路運送車両法第五十八条第二項に規定する自動車検査証記録事項をいう。）が記載された書面その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（罰則　第一項については第百十七条の二第二項第三号及び第四号、第百二十三条）

第七十五条の十三　公安委員会は、前条第一項の許可をしようとするときは、同条第二項の規定により提出を受けた申請書に記載された特定自動運行計画が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一　特定自動運行計画に係る特定自動運行用自動車が特定自動運行を行うことができるものであること。

二　特定自動運行計画に従つて行われる特定自動運行が当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たすものであること。

三　第七十五条の十九から第七十五条の二十二まで及び第七十五条の二十三第一項から第三項までの規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行実施者又は特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置の円滑かつ確実な実施が見込まれるものであること。

四　特定自動運行計画に従つて行われる特定自動運行（道路において当該特定自動運行が終了した場合を含む。）が他の交通に著しく支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

五　特定自動運行計画に従つて行われる特定自動運行が人又は物の運送を目的とするものであつて、当該運送が地域住民の利便性又は福祉の向上に資すると認められるものであること。

２　公安委員会は、前条第一項の許可をしようとするときは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該事項について、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

一　前項第一号及び第二号に掲げる事項　国土交通大臣等

二　前項第五号に掲げる事項　前条第二項第二号ロ⑴に規定する経路をその区域に含む市町村（特別区を含む。）の長

（欠格事由）

第七十五条の十四　公安委員会は、第七十五条の十二第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可をしてはならない。

一　第七十五条の二十七第一項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過していない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の役員として在任した者で当該取消しの日から五年を経過していないものを含む。）であるとき。

二　法人である場合において、その法人の役員が前号に該当する者であるとき。

（許可の条件）

第七十五条の十五　公安委員会は、第七十五条の十二第一項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。

２　公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。

（許可事項の変更）

第七十五条の十六　第七十五条の十二第一項の許可を受けた者（以下「特定自動運行実施者」という。）は、特定自動運行計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、公安委員会の許可を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

２　第七十五条の十三及び前条の規定は、前項の許可について準用する。

３　特定自動運行実施者は、第一項ただし書に規定する内閣府令で定める軽微な変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

４　特定自動運行実施者は、第七十五条の十二第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、内閣府令で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、公安委員会に届け出なければならない。

（罰則　第一項については第百十七条の二第二項第四号及び第五号、第百二十三条　第三項及び第四項については第百十九条の二の三第二号、第百二十三条）

（公示）

第七十五条の十七　公安委員会は、第七十五条の十二第一項又は前条第一項の許可をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（特定自動運行計画等の遵守）

第七十五条の十八　特定自動運行は、第七十五条の十二第一項の許可を受けた特定自動運行計画（第七十五条の十六第一項又は第三項の規定による変更の許可又は届出があつたときは、その変更後のもの。第七十五条の二十七第一項第二号において同じ。）及び第七十五条の十五第一項（第七十五条の十六第二項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（第七十五条の十五第二項（第七十五条の十六第二項において準用する場合を含む。）の規定により変更され、又は新たに付された条件を含む。）に従わなければならない。

（罰則　第百十七条の四第二項、第百二十三条）

（特定自動運行を行う前の措置）

第七十五条の十九　特定自動運行実施者は、次項の規定により指定した特定自動運行主任者、第三項の規定により指定した現場措置業務実施者その他の特定自動運行のために使用する者（以下「特定自動運行業務従事者」という。）に対し、第七十五条の二十一、第七十五条の二十二及び第七十五条の二十三第一項から第三項までの規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置を円滑かつ確実に実施させるため、内閣府令で定めるところにより教育を行わなければならない。

２　特定自動運行実施者は、特定自動運行を行うときは、第七十五条の二十一、第七十五条の二十二並びに第七十五条の二十三第一項及び第三項の規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行主任者が実施しなければならない措置を講じさせるため、当該措置を講ずるために必要な適性について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、特定自動運行主任者を指定しなければならない。

３　特定自動運行実施者は、次条第一項第一号に規定する措置を講じて特定自動運行を行うときは、第七十五条の二十三第一項及び第二項の規定による措置を講じさせるため、現場措置業務実施者を指定しなければならない。

（特定自動運行中の遵守事項）

第七十五条の二十　特定自動運行実施者は、特定自動運行中の特定自動運行用自動車について、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

一　当該特定自動運行用自動車の周囲の道路及び交通の状況並びに当該特定自動運行用自動車の状況を映像及び音声により確認することができる装置で内閣府令で定めるものを第七十五条の十二第二項第二号ハに規定する場所に備え付け、かつ、当該場所に特定自動運行主任者を配置する措置

二　第七十五条の二十三第三項の規定による措置その他の措置を講じさせるため、特定自動運行主任者を当該特定自動運行用自動車に乗車させる措置

２　特定自動運行実施者は、特定自動運行を行つているときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定自動運行用自動車の見やすい箇所に特定自動運行中である旨を表示しなければならない。

（特定自動運行主任者の義務）

第七十五条の二十一　前条第一項第一号の規定により配置された特定自動運行主任者は、当該特定自動運行用自動車が特定自動運行を行つているときは、同号に規定する装置の作動状態を監視していなければならない。この場合において、当該装置が正常に作動していないことを認めたときは、当該特定自動運行主任者は、直ちに、当該特定自動運行を終了させるための措置を講じなければならない。

2　特定自動運行主任者は、道路において特定自動運行が終了したときは、直ちに、次条又は第七十五条の二十三第一項若しくは第三項の規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行主任者が実施しなければならない措置を講ずべき事由の有無を確認しなければならない。

（特定自動運行が終了した場合の措置）

第七十五条の二十二　特定自動運行主任者は、特定自動運行が終了した場合において、当該特定自動運行用自動車又は当該特定自動運行主任者に対し次の各号のいずれかの措置又は命令が行われているときは、直ちに、当該特定自動運行用自動車を当該措置又は命令に従つて通行させるため必要な措置を講じなければならない。

一　第四条第一項後段に規定する警察官の現場における指示

二　第六条第一項の規定による警察官等の交通整理

三　第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する第六条第二項の規定による警察官の禁止、制限又は命令

四　第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する第六条第三項の規定による警察官の指示

五　第六条第四項の規定による警察官の禁止又は制限

六　第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する第七十五条の三の規定による警察官の禁止、制限又は命令

2　特定自動運行主任者は、特定自動運行が終了した場合において、当該特定自動運行用自動車に緊急自動車若しくは消防用車両が接近し、又は当該特定自動運行用自動車が当該緊急自動車又は消防用車両の通行を妨げないようにするため必要な措置を講じなければならない。

3　特定自動運行主任者は、特定自動運行が終了した場合において、当該特定自動運行用自動車が違法駐車と認められる場合は、直ちに、当該特定自動運行用自動車の駐車の方法を変更し、又は当該特定自動運行用自動車を当該場所から移動するため必要な措置を講じなければならない。

（特定自動運行において交通事故があつた場合の措置）

第七十五条の二十三　特定自動運行（道路において当該特定自動運行が終了した場合を含む。第三項及び第六項並びに第百十七条第三項において同じ。）において特定自動運行用自動車（第七十五条の二十第一項第一号に規定する措置が講じられたものに限る。）に係る交通事故があつたときは、同号の規定により配置された特定自動運行主任者は、直ちに当該交通事故の現場の最寄りの消防機関に通報する措置及び現場措置業務実施者を当該交通事故の現場に向かわせる措置（当該交通事故による人の死傷がないことが明らかな場合にあつては、現場措置業務実施者を当該交通事故の現場に向かわせる措置）を講じなければならない。この場合において、当該特定自動運行用自動車の特定自動運行主任者は、直ちに当該交通事故の現場の最寄りの警察署（派出所又は駐在所を含む。第三項及び第四項において同じ。）の警察官に交通事故発生日時等を報告しなければならない。

2　前項に規定する交通事故の現場に到着した現場措置業務実施者は、当該交通事故の現場において、道路における危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

3　特定自動運行において特定自動運行用自動車（第七十五条の二十第一項第二号に規定する措置が講じられたものに限る。）に係る交通事故があつたときは、当該交通事故に係る特定自動運行用自動車に同号の規定により乗車させられた特定自動運行主任者その他の乗務員（第五項において「特定自動運行主任者等」という。）は、直ちに、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該特定自動運行用自動車の特定自動運行主任者（特定自動運行主任者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。次項において同じ。）は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に交通事故発生日時等を報告しなければならない。

4　前項後段の規定により報告を受けた最寄りの警察署の警察官は、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、当該報告をした特定自動運行主任者に対し、警察官が現場に到着するまで現場を去つてはならない旨を命ずることができる。

5　前三項の場合において、当該交通事故の現場にある警察官は、当該交通事故の現場にある現場措置業務実施者又は特定自動運行主任者等に対し、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な指示をすることができる。

6　第七十二条の二及び第七十三条の規定は、特定自動運行において交通事故があつた場合について準用する。この場合において、第七十二条の二第一項中「前条第三項」とあるのは「第七十五条の二十三第五項」と、「の運転者等」とあるのは「に係る現場措置業務実施者（第七十五条の十九第三項に規定する現場措置業務実施者をいう。以下同じ。）又は特定自動運行主任者等（第七十五条の二十三第三項に規定する特定自動運行主任者等をいう。以下同じ。）」と、「同項」とあるのは「同条第五項」と、「現場」とあるのは「当該交通事故の現場」と、第七十三条中「運転者等以外」とあるのは「特定自動運行主任者等以外」と、「の運転者等が第七十二条第一項前段」とあるのは「に係る現場措置業務実施者が第七十五条の二十三第二項に規定する措置を講じ、又は特定自動運行主任者等が同条第三項前段」と、「又は」とあるのは「若しくは」と読み替えるものとする。

（罰則　第一項前段及び第三項前段については第百十七条第三項、第百十七条の五第二項、第百二十三条　第一項後段及び第三項後段については第百十九条第二項第六号、第百二十三条第二項については第百十七条の五第二項、第百二十三条　第四項については第百二十条第二項第四号、第百二十三条）

（特定自動運行の特則）

第七十五条の二十四　特定自動運行実施者による特定自動運行についてのこの法律の規定（第四章第二節を除く。）の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六条第二項	運転者	特定自動運行主任者（第七十五条の十九第二項に規定する特定自動運行主任者をいう。以下同じ。）
第六条第三項	おいて、	おいて、特定自動運行主任者又は
第三十三条第三項	運転者は、故障その他の理由により踏切において	特定自動運行主任者は、踏切において特定自動運行が終了した場合において、
	運転することができなくなつた	運転し、又は運転させることができない
	非常信号を行う等踏切に故障その他の理由により	鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）の規定による鉄道事業者又は軌道法の規定による軌道経営者への通報（特定自動運行主任者が第七十五条の十二第二項第二号イに規定する特定自動運行自動車に乗車している場合にあつては、非常信号）を行う等踏切に

第六十三条の二第一項	運転者	特定自動運行実施者（第七十五条の十六第一項に規定する特定自動運行実施者をいう。以下同じ。）	
	を運転させ、又は運転して	の特定自動運行を行わせ、又は特定自動運行を行つて	
第六十三条の二の二第一項	運転者	特定自動運行実施者	
	を運転させ、又は運転して	の特定自動運行を行わせ、又は特定自動運行を行つて	
第七十五条の三	運転者	特定自動運行主任者	
第七十五条の十一第一項	運転者は、故障その他の理由により	特定自動運行主任者は、	
	当該自動車を運転することができなくなつた	特定自動運行が終了した場合において、当該自動車を運転し、又は運転させることができない	
	自動車が故障その他の理由により	自動車が	
第七十五条の十一第二項	運転者は、故障その他の理由により	特定自動運行主任者は、	
	運転することができなくなつた	特定自動運行が終了した場合において、当該自動車を運転し、又は運転させることができない	

（報告及び検査等）

第七十五条の二十五　公安委員会は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定自動運行実施者に対し、その特定自動運行に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、第七十五条の十二第二項第二号ハに規定する場所その他の特定自動運行実施者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4　公安委員会は、この章の規定の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（罰則　第一項については第百十九条の二の三第三号、第百二十三条）

（特定自動運行実施者に対する指示）

第七十五条の二十六　公安委員会は、特定自動運行実施者又はその特定自動運行業務従事者が、特定自動運行に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分又は他の法令の規定に違反した場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、特定自動運行実施者に対し、特定自動運行に関し必要な措置をとるべきこと（措置をとるまでの間、特定自動運行を行わないことを含む。）を指示することができる。

2　公安委員会は、前項の規定による指示をしようとする場合において、当該指示に係る特定自動運行実施者による特定自動運行が道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業（貨物自動車運送事業法第二条第四項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く。）又は貨物利用運送事業法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業として行われるものであるときは、当該事業を監督する行政庁の意見を聴かなければならない。

（罰則　第一項については第百十七条の二第二項第六号、第百二十三条）

（許可の取消し等）

第七十五条の二十七　公安委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定自動運行実施者に対し、特定自動運行の許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めてその効力を停止することができる。

一　特定自動運行実施者又はその特定自動運行業務従事者が、特定自動運行に関し、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反したとき。

二　特定自動運行計画が第七十五条の十三第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

三　特定自動運行実施者が第七十五条の十四各号のいずれかに該当することとなつたとき。

2　前条第二項の規定は、前項の規定による許可の取消し又はその効力の停止について準用する。

3　公安委員会は、第一項の規定により特定自動運行の許可を取り消したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（許可の効力の仮停止）

第七十五条の二十八　次の各号のいずれかに該当する場合において、道路における危険を防止するため緊急の必要があるときは、その事実があつた場所を管轄する警察署長は、当該特定自動運行実施者に対し、その事実があつた日から起算して三十日を経過する日を終期とする特定自動運行の許可の効力の停止（以下この条において「仮停止」という。）をすることができる。

一　特定自動運行中の特定自動運行用自動車に係る交通事故があつたとき。

二　特定自動運行実施者又はその特定自動運行業務従事者が、特定自動運行に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分又は他の法令の規定に違反したとき。

2　警察署長は、仮停止をしたときは、当該処分をした日から起算して五日以内に、当該処分を受けた特定自動運行実施者に対し弁明の機会を与えなければならない。

3　仮停止をした警察署長は、速やかに、内閣府令で定める事項を公安委員会に報告しなければならない。

4　仮停止は、前項の規定により報告を受けた公安委員会が当該仮停止の期間内に当該事案について第七十五条の二十六第一項又は前条第一項の規定による処分をしたときは、その効力を失う。

5　仮停止を受けた者が当該事案について前条第一項の規定による許可の効力の停止を受けたときは、仮停止をされていた期間は、当該許可の効力の停止の期間に通算する。

（特定自動運行の許可の取消し等の報告）

第七十五条の二十九　公安委員会は、第七十五条の二十六第一項若しくは第七十五条の二十七第一項の規定による処分をしたとき、又は前条第三項の規定による報告を受けたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

第七十六条の付記中「第百十九条第二項第六号」を「第百十九条第二項第七号」に改める。

第七十七条の付記中「第百十九条第二項第六号」を「第百十九条第二項第七号」に、「第百十九条第二項第七号」を「第百十九条第二項第八号」に、「第百二十条第二項第四号」を「第百二十条第二項第五号」に改める。

第七十八条の付記中「第百二十一条第一項第八号」を「第百二十一条第一項第十号」に改める。

第八十一条の付記、第八十一条の二の付記及び第八十二条の付記中「第百十九条第二項第八号」を「第百十九条第二項第九号」に改める。

第八十九条の付記中「第百十七条の四第三号」を「第百十七条の四第一項第三号」に改める。

第九十条第二項第四号中「第百十七条」を「第百十七条第一項又は第二項」に改める。

第九十二条の二第一項の表の備考一の1及び2並びに五中「第百十七条の四第三号」を「第百十七条の四第一項第三号」に改める。

第九十四条の付記中「第百二十一条第一項第八号」を「第百二十一条第一項第十号」に改める。

第九十五条の付記中「第百二十一条第一項第十号」を「第百二十一条第一項第十二号」に改める。

第九十七条の二第一項第五号、第百一条の付記、第百一条の二の付記及び第百一条の五の付記中「第百十七条の四第三号」を「第百十七条の四第一項第三号」に改める。

第百三条第二項第四号中「第百十七条」を「第百十七条第一項又は第二項」に改める。

第百三条の二第一項第一号中「第百十七条」を「第百十七条第一項又は第二項」に改め、同項第二号中「第百十七条の四第二号」を「第百十七条の四第一項第二号」に改め、同条の付記中「第百二十一条第一項第八号」を「第百二十一条第一項第十号」に改める。

第百七条の付記中「第百二十一条第一項第八号」を「第百二十一条第一項第十号」に改める。

第百七条の三の付記中「第百二十一条第一項第十号」を「第百二十一条第一項第十二号」に改める。

第百七条の三の二の付記中「第百十七条の四第三号」を「第百十七条の四第一項第三号」に改める。

第百七条の五第二項第四号中「第百十七条」を「第百十七条第一項又は第二項」に改め、同条の付記中「第百二十一条第一項第八号」を「第百二十一条第一項第十号」に改める。

第百七条の十の付記中「第百二十一条第一項第八号」を「第百二十一条第一項第十号」に改める。

第百八条の付記中「第百十七条の四第一号」を「第百十七条の四第一項第一号」に改める。

第百八条の三の四の付記、第百八条の七の付記、第百八条の十八の付記及び第百八条の三十一の付記中「第百十七条の五第二号」を「第百十七条の五第一項第二号」に改める。

第百十三条の二中「第七十七条第四項」を「第七十五条の十五第二項（第七十五条の十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による条件の変更及び新たな条件の付加、第七十七条第四項」に改める。

第百十六条に次の一項を加える。

2　特定自動運行を行う者又は特定自動運行のために使用される者が業務上必要な注意を怠り、又は重大な過失により、特定自動運行によつて他人の建造物を損壊したときは、六月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

第百十七条に次の一項を加える。

3　特定自動運行において特定自動運行用自動車の交通による人の死傷があつた場合において、第七十五条の二十三（特定自動運行において交通事故があつた場合の措置）第一項前段又は第三項前段の規定に違反したとき（特定自動運行主任者が違反した場合に限る。）は、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百十七条の二第二項に次の四号を加える。

三　第七十五条の十二（特定自動運行の許可）第一項の許可を受けないで（第七十五条の二十七（許可の取消し等）第一項又は第七十五条の二十八（許可の効力の仮停止）第一項の規定により当該許可の効力が停止されている場合を含む。）特定自動運行を行つたとき。

四　偽りその他不正の手段により第七十五条の十二（特定自動運行の許可）第一項又は第七十五条の十六（許可事項の変更）第一項の許可を受けたとき。

五　第七十五条の十六（許可事項の変更）第一項の規定に違反して特定自動運行計画を変更したとき。

六　第七十五条の二十六（特定自動運行実施者に対する指示）第一項の規定による公安委員会の指示に従わなかつたとき。

第百十七条の四に次の一項を加える。

2　第七十五条の十八（特定自動運行計画等の遵守）の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百十七条の五第一号中「第百十七条の規定」を「第百十七条第一項又は第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第七十五条の二十三（特定自動運行において交通事故があつた場合の措置）第一項前段、第二項又は第三項前段の規定に違反したとき（第百十七条第三項の違反行為に該当する場合を除く。）は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第百十八条第一項第二号中「第百十七条の四第二号」を「第百十七条の四第一項第二号」に改める。

第百十八条の三中「車両の運転者」を「者」に改める。

第百十九条第一項第一号中「車両等の運転者」を「者（当該行為が車両等の通行に関して行われた場合に限る。）」に改め、同項第二号中「に違反した車両等の運転者」を「の違反となるような行為をした者（当該行為が車両等の通行に関して行われた場合に限る。）」に改め、同項第十八号中「措置」の下に「（第七十五条の二十四（特定自動運行の特則）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第二項第三号中「記録等」の下に「第一項（第七十五条の二十四（特定自動運行の特則）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項」を加え、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　第七十五条の二十三（特定自動運行において交通事故があつた場合の措置）第一項後段又は第三項後段に規定する報告をしなかつたとき。

第百十九条の二の二を第百十九条の二の四とし、第百十九条の二の次に次の二条を加える。

第百十九条の二の二　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条の三（遠隔操作による通行の届出）第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、道路において通行させるため遠隔操作型小型車の遠隔操作を行つたとき。

二　第十五条の六（遠隔操作型小型車の使用者に対する指示）の規定による公安委員会の指示に従わなかつたとき。

第百十九条の二の三　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条の五（報告及び検査）第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

二　第七十五条の十六（許可事項の変更）第三項の規定による届出をしないで、若しくは虚偽の届出をして、同条第一項ただし書に規定する変更をし、又は同条第四項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき。

三　第七十五条の二十五（報告及び検査等）第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第百二十条第一項第一号中「第二項」を「第二項（第七十五条の二十四（特定自動運行の特則）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「車両等の運転者」を「者」に改め、同項第十号中「禁止」の下に「（第七十五条の二十三（特定自動運行において交通事故があつた場合の措置）第六項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同項第十三号中「第一項」の下に「（第七十五条の二十四（特定自動運行の特則）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第七十五条の二十三（特定自動運行において交通事故があつた場合の措置）第四項の規定による警察官の命令に従わなかつたとき。

第百二十一条第一項第一号中「歩行者」を「者（第百十九条第一項第一号及び第二号並びに次号に該当する者を除く。）」に改め、同項中第十号を第十二号とし、第五号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　第十四条の四（移動用小型車等を通行させる者の義務）の規定に違反した者

第百二十一条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第四条（公安委員会の交通規制）第一項後段に規定する警察官の現場における指示若しくは第六条（警察官等の交通規制）第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わず、又は第七条（信号機の信号等に従う義務）若しくは第八条（通行の禁止等）第一項の規定の違反となるような行為をした者（当該行為が遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関して行われた場合に限る。）

第百二十一条第二項第三号中「記録等」の下に「第一項（第七十五条の二十四（特定自動運行の特則）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項」を加え、同条第三項中「第一項第九号又は第十号」を「第一項第十一号又は第十二号」に改める。

第百二十三条中「関し」の下に「、第百十七条第三項」を、「第百十七条の二の二第二項」の下に「、第百十七条の四第二項、第百十七条の五第二項」を加え、「、第百十九条の二の二第二項」を「から第百十九条の二の三まで、第百十九条の二の四第二項」に改める。

第百二十六条第四項中「第百十九条の二の二第一項」を「第百十九条の二の四第一項」に改める。

別表第二の上欄中「第百十九条の二の二第一項」を「第百十九条の二の四第一項」に、「第百二十一条第一項第二号、第六号、第七号、第九号若しくは第十号」を「第百二十一条第一項第三号、第八号、第九号、第十一号若しくは第十二号」に改める。

第三条　道路交通法の一部を次のように改正する。

目次中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に、「第百八条の三十二の三」を「第百八条の三十二の四」に改める。

第二条第一項第十号中「内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する」を削り、「あつて」の下に「次に掲げるもののうち」を加え、同号に次のように加える。

イ　内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用いる車（ロに該当するものを除く。）

ロ　車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものであり、かつ、その運転に関し高い技能を要しないものである車として内閣府令で定める基準に該当するもの

第十条第三項中「歩行者等は、」の下に「普通自転車通行指定部分（」を加え、「がある」を「をいう。第十七条の二第二項において同じ。）がある」に改める。

第十七条第一項中「この条」の下に「及び次条第一項」を加え、同条第三項中「二輪」を「特定小型原動機付自転車（原動機付自転車のうち第二条第一項第十号ロに該当するものをいう。以下同じ。）、二輪」に改める。

第十七条の二の見出し中「軽車両」を「特例特定小型原動機付自転車等」に改め、同条第一項中「軽車両は、前条第一項」を「特例特定小型原動機付自転車及び軽車両は、第十七条第一項」に、「軽車両の」を「特例特定小型原動機付自転車及び軽車両の」に改め、同条第二項中「軽車両」を「特例特定小型原動機付自転車及び軽車両」に改め、同条を第十七条の三とし、第十七条の次に次の一条を加える。

（特例特定小型原動機付自転車の歩道通行）

第十七条の二　特定小型原動機付自転車のうち、次の各号のいずれにも該当するもので、他の車両を牽引（けん）していないもの（遠隔操作により通行させることができるものを除く。以下この条及び次条において「特例特定小型原動機付自転車」という。）は、前条第一項の規定にかかわらず、道路標識等により特例特定小型原動機付自転車が歩道を通行することができることとされているときは、当該歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

一　歩道等を通行する間、当該特定小型原動機付自転車が歩道等を通行することができるものであることを内閣府令で定める方法により表示していること。

二　前号の規定による表示をしている場合においては、車体の構造上、歩道等における歩行者の通行を妨げるおそれのない速度として内閣府令で定める速度を超える速度を出すことができないものであること。

三　前二号に規定するもののほか、車体の構造が歩道等における歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当すること。

２　前項の場合において、特例特定小型原動機付自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通行指定部分）を徐行しなければならず、また、特例特定小型原動機付自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

（罰則　第二項については第百二十一条第一項第八号）

第十八条第一項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車（原動機付自転車のうち第二条第一項第十号イに該当するものをいう。以下同じ。）」に、「軽車両」を「特定小型原動機付自転車及び軽車両（以下「特定小型原動機付自転車等」という。）」に改める。

第二十五条第二項中「軽車両」を「特定小型原動機付自転車等」に改める。

第三十条中「軽車両」を「特定小型原動機付自転車等」に改め、同条第一号中「まがりかど附近」を「曲がり角付近」に、「頂上附近又は勾（こう）配」を「頂上付近又は勾配」に改める。

第三十四条第二項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同条第三項中「軽車両」を「特定小型原動機付自転車」に改める。

第三十五条第一項中「軽車両」を「特定小型原動機付自転車等」に、「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に、「前条第一項」を「同条第一項」に改める。

第三十八条第三項中「軽車両」を「特定小型原動機付自転車等」に改める。

第六十四条中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（十六歳未満の者による特定小型原動機付自転車の運転等の禁止）

第六十四条の二　十六歳未満の者は、特定小型原動機付自転車を運転してはならない。

２　何人も、前項の規定に違反して特定小型原動機付自転車を運転することとなるおそれがある者に対し、特定小型原動機付自転車を提供してはならない。

（罰則　第一項については第百十八条第一項第三号　第二項については第百十八条第一項第三号）

第六十七条第一項及び第二項中「第七十一条の四第三項から第六項まで」を「第七十一条の四第四項から第七項まで」に改め、同条第四項中「第六十四条第一項」の下に「、第六十四条の二第一項」を加え、「第七十一条の四第三項から第六項まで」を「第七十一条の四第四項から第七項まで」に改める。

第七十一条第五号の五及び同条の付記中「第百十八条第一項第二号」を「第百十八条第一項第四号」に改める。

第七十一条の四第二項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

３　特定小型原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

第七十一条の四の付記中「第三項から第六項まで」を「第四項から第七項まで」に改める。

第六章の章名中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第八十四条第一項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第八十五条第一項の表及び第二項の表中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同条の付記中「第百十八条第一項第三号」を「第百十八条第一項第五号」に改める。

第八十七条の付記中「第百十八条第一項第四号」を「第百十八条第一項第六号」に改める。
第百三条の二第一項第二号中「第百十八条第一項第三号」を「第百十八条第一項第五号」に改める。
第百八条の二第一項第六号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。
十五　特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習
第百八条の二第三項中「若しくは第十五号」を「、第十五号若しくは第十六号」に改める。
第百八条の三の五の見出しを「（特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令）」に改め、同条中「危険行為」を「自転車危険行為」に、「第百八条の二第一項第十五号」を「第百八条の二第一項第十六号」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
公安委員会は、特定小型原動機付自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であつて道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるもの（次条において「特定小型原動機付自転車危険行為」という。）を反復してした者が、更に特定小型原動機付自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第百八条の二第一項第十五号に掲げる講習（次条において「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。）を受けるべき旨を命ずることができる。
第百八条の三の六の見出しを「（特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令等の報告）」に改め、同条中「又は」を「、特定小型原動機付自転車の運転者が特定小型原動機付自転車危険行為をしたとき若しくは特定小型原動機付自転車運転者講習を受けたとき又は」に、「危険行為」を「自転車危険行為」に改め、「国家公安委員会は、」の下に「特定小型原動機付自転車運転者講習及び」を加える。
第百八条の二十六第一項第四号中「啓発活動、」の下に「特定小型原動機付自転車又は」を加える。
第百八条の二十七の見出しを「（公安委員会による交通安全教育）」に改める。
第百八条の二十八第一項第一号及び第四項第三号中「自動車等」を「自動車及び原動機付自転車」に改める。
第百八条の二十九第二項第四号中「自転車」を「特定小型原動機付自転車又は自転車」に改める。
第六章の四中第百八条の三十二の三の次に次の一条を加える。
（特定小型原動機付自転車の販売者等による交通安全教育）
第百八条の三十二の四　特定小型原動機付自転車を販売し、又は貸し渡すことを業とする者は、当該特定小型原動機付自転車の購入者又は利用者に対し、交通安全教育指針に従つて特定小型原動機付自転車の安全な運転を確保するために必要な交通安全教育を行うように努めなければならない。
第百九条第一項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。
第百十条の二第三項中「若しくは第六項」の下に「、第十七条の二第一項」を加える。
第百十七条の二の二第一項第二号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。
第百十八条第一項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。
二　第六十四条の二（十六歳未満の者による特定小型原動機付自転車の運転等の禁止）第一項の規定に違反した者
三　第六十四条の二（十六歳未満の者による特定小型原動機付自転車の運転等の禁止）第二項の規定に違反した者（当該違反により当該特定小型原動機付自転車の提供を受けた者が同条第一項の規定に違反して当該特定小型原動機付自転車を運転した場合に限る。）
第百十九条第一項第二十号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。
第百十九条の三第一項第五号中「第三項から第六項まで」を「第四項から第七項まで」に改める。
第百二十条第一項第十七号中「自転車運転者講習」を「特定小型原動機付自転車運転者講習等」に改める。
第百二十一条第一項第八号中「軽車両の路側帯通行」を「特例特定小型原動機付自転車の歩道通行」第二項、第十七条の三（特例特定小型原動機付自転車等の路側帯通行）に改める。
第百二十五条第二項第一号中「係る車両等」の下に「（特定小型原動機付自転車を除く。）」を、「除く。）」の下に「、第六十四条の二第一項の規定により当該反則行為に係る特定小型原動機付自転車を運転することができないこととされている者」を加える。
別表第二の上欄中「第百十八条第一項第二号」を「第百十八条第一項第四号」に改める。
第四条　道路交通法の一部を次のように改正する。
目次中「第九十五条」を「第九十五条の六」に、「免許証の更新等」を「免許証等の更新等」に改める。
第八十七条第六項中「第九十条及び第九十二条の二」を「第九十条第一項及び第九十五条の六第一項」に改める。
第九十二条第二項中「引き換え」を「引換え」に改める。
第九十二条の二を削る。
第九十三条第一項第五号中「前条第一項の表の備考一の2」を「第九十五条の六第一項の表の備考一のロ」に改める。
第九十三条の二中「いう」の下に「。以下同じ」を加える。
第六章第三節中第九十五条の次に次の五条を加える。
（特定免許情報の記録等）
第九十五条の二　免許（仮免許を除く。以下この条において同じ。）を現に受けている者のうち、当該免許について免許証のみを有するもの並びに免許証及び第四項に規定する免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しないものは、いつでも、その者の住所地を管轄する公安委員会に、その者の個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の区分部分（同法第十八条に規定するカード記録事項が記録された部分と区分された部分をいう。以下同じ。）に当該免許に係る特定免許情報を記録することを申請することができる。
2　前項の特定免許情報とは、次に掲げる事項をいう。
一　免許情報記録（個人番号カードに記録された特定免許情報に係る記録をいう。以下同じ。）の番号
二　免許の年月日及び免許情報記録の有効期間の末日
三　免許の種類
四　第九十三条第二項に規定する条件に係る事項
五　第九十三条第三項の規定により免許証（仮免許に係るものを除く。以下この条及び第九十五条の四において同じ。）に記載され、又は表示される事項であつて内閣府令で定めるもの
3　第一項の規定による申請を受けた公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項に規定する特定免許情報（以下「特定免許情報」という。）をその者の個人番号カードの区分部分に電磁的方法により記録するものとする。
一　免許の効力が停止されているとき。
二　当該個人番号カードが行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第六項の規定により効力を失つていること、当該個人番号カードの区分部分における他の事項が記録されていない領域が特定免許情報を記録するために十分でないことその他の公安委員会が個人番号カードの区分部分に特定免許情報を記録することができない事情として内閣府令で定めるものがあるとき。

4　免許証及び免許情報記録個人番号カード（その者に係る特定免許情報が記録された個人番号カードをいう。以下同じ。）を有する者は、いつでも、免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納することができる。

5　第一項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、免許を現に受けていない者が第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする際においてもすることができる。

6　第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする際に第一項の規定による申請をする者は、当該申請に併せて当該免許証の交付を希望しない旨の申出をすることができる。この場合においては、その者が第三項の規定による特定免許情報の記録を受けたことをもつて、当該免許証が同条第一項の規定により交付され、第四項の規定により返納されたものとみなす。

7　免許情報記録個人番号カードは、前条の規定の適用については、免許証とみなす。

8　警察官は、第六十七条第一項又は第二項の規定による免許証の提示を求めた場合において、前項の規定により免許証とみなされた免許情報記録個人番号カードの提示を受けたときは、当該提示をした者に対し、警察官が当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けることを求めることができる。この場合において、当該求めを受けた者は、これに応じなければならない。

9　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第六項の規定による個人番号カードの失効は、免許情報記録の効力に影響を及ぼさないものとする。

10　免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者は、いつでも、免許情報記録個人番号カードをその者の住所地を管轄する公安委員会に提示して免許情報記録の抹消を受けることができる。

11　免許を現に受けている者のうち当該免許について免許情報記録個人番号カードのみを有するものは、いつでも、その者の住所地を管轄する公安委員会に当該免許に係る免許証の交付を申請することができる。

12　第一項及び前項の申請の手続並びに第六項の申出の手続について必要な事項は、内閣府令で定める。

（罰則　第八項については第百二十条第一項第十号）

（免許情報記録個人番号カードの特則）

第九十五条の三　免許情報記録個人番号カードについての第九十二条第二項及び第九十三条第二項の規定の適用については、第九十二条第二項中「その異なる種類の免許に係る免許証にその者が現に受けている免許に係る事項を記載して、その者が現に有する免許証と引換えに交付する」とあるのは「その者の免許情報記録個人番号カード（第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。）に記録された免許情報記録（同条第二項第一号に規定する免許情報記録をいう。）をその異なる種類の免許及びその者が現に受けている免許に係るものに書き換える」と、第九十三条第二項中「免許証に当該条件」とあるのは「免許情報記録個人番号カードの区分部分（第九十五条の二第一項に規定する区分部分をいう。）に当該条件（仮免許に係るものを除く。）」と、「記載しなければ」とあるのは「電磁的方法（次条に規定する電磁的方法をいう。）により記録しなければ」とする。

（免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の特則）

第九十五条の四　公安委員会は、免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者について、第九十二条第二項に規定する異なる種類の免許を与えるときは、同条第一項の規定による当該異なる種類の免許に係る免許証の交付を行うとともに、前条の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定による免許情報記録の書換えを行うものとする。

2　公安委員会は、免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者について、第九十一条又は第九十一条の二第二項の規定により、免許（仮免許を除く。以下この項及び次条第一項において同じ。）に条件を付し、又は免許に付されている条件を変更したときは、第九十三条第二項の規定による当該条件に係る事項の記載を行うとともに、前条の規定により読み替えて適用する第九十三条第二項の規定による当該条件に係る事項の記録を行うものとする。

（免許情報記録個人番号カードのみを有する者の特則）

第九十五条の五　免許を現に受けている者のうち当該免許について免許情報記録個人番号カードのみを有するものに対し、第九十二条第二項に規定する異なる種類の免許を与えるときは、同条第一項の規定にかかわらず、第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定による免許情報記録の書換えをもつて、当該異なる種類の免許を与えたものとする。

2　免許を現に受けている者のうち免許情報記録個人番号カードのみを有するものについての第九十四条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「届け出て、免許証に変更に係る事項の記載（前条の規定による記録が行われる場合にあつては、同条の規定による記録）を受けなければ」とあるのは「届け出なければ」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第九十五条の五第二項の規定により読み替えて適用する第一項」とする。

3　前項に規定する者のうち次の各号に掲げるものは、同項の規定により読み替えて適用する第九十四条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める事項の変更についての届出をすることを要しない。

一　国家公安委員会に対し、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第百二十条の三第三項の規定により国家公安委員会が同条第一項に規定する戸籍電子証明書（その者の変更した後の本籍を証明するものに限る。）の提供を受けるための措置として内閣府令で定める措置を講じた者　本籍

二　国家公安委員会に対し、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第十八条第三項の規定により国家公安委員会が同項に規定する特定署名用電子証明書記録情報（その者の個人番号カードに記録された同法第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書に係るものに限る。）の提供を受けるための措置として内閣府令で定める措置を講じている者　住所、氏名及び生年月日

4　国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を各公安委員会に通報するものとする。

一　前項第一号に規定する戸籍電子証明書又は同項第二号に規定する特定署名用電子証明書記録情報の提供を受けたとき　当該戸籍電子証明書又は当該特定署名用電子証明書記録情報に係る内閣府令で定める事項

二　前項第二号に規定する措置が開始され、又は終了したとき　当該措置が開始され、又は終了した旨その他の内閣府令で定める事項

（免許証等の有効期間）

第九十五条の六　第一種免許及び第二種免許に係る免許証（第九十五条の二第十一項の規定により交付された免許証（第百七条の規定により読み替えて適用する第百一条の四の二第三項に規定する書面（以下この項において「更新証明書」という。）の交付を受けた者に対して交付されたものを除く。次項において同じ。）及び第百六条の三第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。）並びに免許情報記録（第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする際に第九十五条の二第一項の規定による申請をした者又は更新証明書の交付を受けた者に対して同条第三項の規定により記録された免許情報記録（次項において「免許付与時記録免許情報記録等」という。）、第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定により書き換えられた免許情報記録及び第百一条第六項又は第百一条の二第四項の規定により更新された免許情報記録に限る。以下この項において同じ。）の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

免許証の交付又は特定免許情報の記録を受けた者の区分	更新日等における年齢	有効期間の末日
優良運転者及び一般運転者	七十歳未満	満了日等の後のその者の五回目の誕生日から起算して一月を経過する日
	七十歳	満了日等の後のその者の四回目の誕生日から起算して一月を経過する日
	七十一歳以上	満了日等の後のその者の三回目の誕生日から起算して一月を経過する日
違反運転者等		満了日等の後のその者の三回目の誕生日から起算して一月を経過する日

備考

一　この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

イ　更新日等　次の(1)から(5)までに定める日

(1)　第百一条第六項の規定により更新された免許証及び免許情報記録の区分に応じ、当該更新された日

(2)　更新証明書の交付を受けた者のうち第百一条第六項の規定による免許情報記録の有効期間の更新を受けたものに対して第九十五条の二第十一項の規定により交付された免許及び同条第三項の規定により記録された免許情報記録　当該更新証明書の交付を受けた日

(3)　第百一条の二第四項の規定により更新された免許証及び免許情報記録並びに更新証明書の交付を受けた者のうち同項の規定による免許情報記録の有効期間の更新を受けたものに対して第九十五条の二第十一項の規定により交付された免許及び同条第三項の規定により記録された免許情報記録　当該更新証明書の交付を受けた日

(4)　海外旅行、災害その他この政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の規定により交付された免許証及び免許情報記録の結果第百一条第一項の規定により交付された免許証及び免許情報記録の有効期間の更新を受けたものに対して第九十五条の二第十一項の規定により交付された免許及び同条第三項の規定により記録された免許情報記録　当該更新証明書の交付を受けた日

(5)　その他の免許証及び免許情報記録　当該免許証又は免許情報記録に係る適性試験を受けた日

ロ　優良運転者　更新日等（特別失効者に対して第九十二条第一項の規定により交付された免許証及び第九十五条の二第三項の規定により記録された免許情報記録により交付された免許証及び第九十五条の二第一項の規定により記録された免許情報記録により交付された免許証及び第九十二条

第六章第五節の節名を次のように改める。

第五節　免許証等の更新等

第百一条の見出しを「（免許証等の更新の申請及び定期検査）」に改め、同条第一項中「の有効期間の」を「又は免許情報記録（以下「免許証等」という。）の有効期間の」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「当該免許証」を「当該免許証等」に、「第三項」を「第五項」に改め、同条第二項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同条第三項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「優良運転者（」を「優良運転者又は一般運転者（第九十五条の六第一項の表の備考一のハに規定する一般運転者をいう。第百一条の二の二第一項において同じ。）（」に、「第九十二条の二第一項の表の備考四」を「同表の備考四」に、「受けて優良運転者」を「受けなければ同表の備考一のニに規定する違反運転者等」に改め、同条第六項中「第百一条の二の二第三項に規定する書面の内容（同条第五項」を「第百一条の二の二第五項の規定により通知された適性検査の結果（同条第七項」に、「書面の内容及び当該」を「通知された適性検査の結果及び同項の規定による」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該公安委員会は、その者が同条第三項の規定による申出をしていたときは、同条第七項の規定による適性検査を行つた場合その他内閣府令で定める場合を除き、当該申出に係る経由地公安委員会（同条第一項に規定する経由地公安委員会をいう。）に当該免許情報記録の有効期間の更新をすべき旨を通知して、当該経由地公安委員会に第百一条の四の二第三項の規定による免許情報記録の書換えを行わせるものとする。

第百一条第七項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　免許証（仮免許に係るものを除く。次条第五項において同じ。）及び免許情報記録個人番号カードを有する者は、前項の規定による免許証の有効期間の更新若しくは免許情報記録の有効期間の更新又はその双方を受けることができる。ただし、その双方を受けようとする者は、その双方を同時に申請しなければならない。

第百一条の二の見出しを「（更新期間前における免許証等の更新の申請及び適性検査）」に改め、同条第一項、第四項及び第五項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者は、前項の規定による免許証の有効期間の更新若しくは免許情報記録の有効期間の更新又はその双方を受けることができる。ただし、その双方を受けようとする者は、その双方を同時に申請しなければならない。

第百一条の二の二の見出しを「（免許証等の更新に係る申請先の特例）」に改め、同条第一項中「免許証の更新を」を「免許証等の更新を」に改め、「優良運転者」の下に「又は一般運転者」を加え、「、当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日までに免許証の更新の申請をする場合には」及び「この条及び次条において」を削り、同条第五項中「第三項」を「第五項」に、「書面の送付」を「通知」に、「書面の内容」を「通知に係る適性検査の結果」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「、前項の規定による適性検査の結果を記載した書面を」を削り、「とともに」を「の内容（第三項の規定による申出があつた場合には、その旨を含む。）及び前項の規定による適性検査の結果を」に、「送付しなければ」を「通知しなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の規定による経由地公安委員会を経由して行う更新申請書の提出は、次項の規定による申出をする場合を除き、当該免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日までに行わなければならない。

3　免許情報記録の有効期間の更新を受けようとする者は、第一項の規定による経由地公安委員会を経由して行う更新申請書の提出に併せて第百一条の四の二第三項の規定による免許情報記録の書換えを当該経由地公安委員会において受けたい旨を申し出ることができる。

第百一条の二の二に次の一項を加える。

8　第三項の申出の手続について必要な事項は、内閣府令で定める。

第百一条の三第一項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同条第二項中「前条第三項に規定する書面の内容（同条第五項」を「前条第五項の規定により通知された適性検査の結果（同条第七項」に、「書面の内容及び当該」を「通知された適性検査の結果及び同項の規定による」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改める。

第百一条の四中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（更新された免許証の交付等）

第百一条の四の二　免許証の有効期間の更新は、当該更新を受けようとする者が現に有する免許証（仮免許に係るものを除く。以下この条において同じ。）と引換えに更新された免許証を交付して行う。

2　前項の規定による免許証の交付を受けようとする際に第九十五条の二第一項の規定による申請をする者は、当該申請に併せて当該免許証の交付を希望しない旨の申出をすることができる。この場合においては、その者が同条第三項の規定による更新された特定免許情報の記録を受けたことをもつて、当該免許証が前項の規定により交付され、同条第四項の規定により返納されたものとみなす。

3　免許情報記録の有効期間の更新は、当該更新を受けようとする者が現に有する免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録を書き換えて行う。

4　前項の規定による免許情報記録の書換えを経由地公安委員会において受けた者は、第九十五条の二第四項の規定にかかわらず、免許証を当該経由地公安委員会に返納することができる。

5　第二項の申出の手続について必要な事項は、内閣府令で定める。

第百三条の二第三項中「仮停止を受けた者」を「免許証を有する者が仮停止を受けたとき」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「及び免許証」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項中「及び免許証」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「及び前項」を「第三項」に、「提出を受けた免許証」を「免許証の提出を受けた場合にあつては、当該仮停止通知書及び当該免許証。次項及び第七項において同じ。）」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　免許情報記録個人番号カードを有する者が仮停止を受けたときは、免許情報記録個人番号カードを当該処分をした警察署長に提示して免許情報記録の抹消を受けなければならない。

第百三条の二の付記中「第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第百四条の三第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項後段を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項から第九項までを削り、同条に付記として次のように加える。

（罰則　第二項については第百二十三条の二第一号）

第百四条の四第三項中「第百七条第一項第一号」を「第百六条の三第一項第一号」に、「受けたとき」を「受け、又は第一項の申出をした者に係る第百六条の四第一項第一号の規定による免許情報記録の抹消を行つたとき（第一項の申出をした者が免許証（仮免許に係るものを除く。次条において同じ。）及び免許情報記録個人番号カードを有する者である場合にあつては、当該免許証の返納を受け、かつ、当該免許情報記録の抹消を行つたとき）」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とする。

第百五条第一項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「とき」を「とき（免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新のいずれをも受けなかつたとき）」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録）

第百五条の二　第百四条の四第二項の規定により免許を取り消された者（同条第三項の規定により免許を受けた者を除く。）及び前条の規定により免許が失効した者（当該免許が失効した日の前日において第九十条第五項の規定による免許の取消しの基準に該当する者その他の政令で定める者を除く。）は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、運転経歴証明書（当該取消しを受けた日又は当該免許が失効した日前五年間の自動車等の運転に関する経歴について、第九十五条の六第一項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に準じた区分（第三項において「運転経歴区分」という。）により表示する書面をいう。以下この条及び次条において同じ。）の交付を申請することができる。

2　前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、運転経歴証明書を交付するものとする。この場合において、運転経歴証明書は、免許証と紛らわしい外観を有するものであつてはならない。

3　第一項に規定する者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、運転経歴情報（第百四条の四第二項の規定による免許の取消しを受けた日又は免許が前条の規定により効力を失つた日前五年間の自動車等の運転に関する経歴について、運転経歴区分により示した情報をいう。以下この条及び次条において同じ。）をその者の個人番号カードの区分部分に記録することを申請することができる。

4　前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、運転経歴情報をその者の個人番号カードの区分部分に電磁的方法により記録するものとする。

5　前各項に定めるもののほか、運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録について必要な事項は、内閣府令で定める。

第百六条中「第九十四条第一項」の下に「（第九十五条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「同条第二項」を「第九十四条第二項」に改め、「再交付をし」の下に「、第九十五条の二第三項の規定により特定免許情報の記録をし、同条第四項の規定による免許証の返納を受け、同条第十項の規定により免許情報記録の抹消をし、同条第十一項の規定により免許証の交付をし」を加え、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、「第百四条の四第六項（」及び「において準用する場合を含む。）」を削り、「交付し」の下に「、同条第四項の規定により運転経歴情報の記録をし」を加える。

第百七条第一項中「免許を受けた」を「免許証を有する」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項に次の一号を加える。

四　免許証の有効期間が満了したとき（第二号に該当する場合を除く。）。

第百七条第二項中「場合」を「場合（同条第三項の規定により免許が与えられる場合を含む。次条第二項において同じ。）」に改め、同条第四項中「第百三条の二第四項若しくは第五項」を「第百三条の二第五項若しくは第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「免許を受けた」を「免許証を有する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第九十五条の二第五項及び第六項の規定は、前項の規定による免許証の交付について準用する。

第百七条に次の一項を加える。

6　第三項において準用する第九十五条の二第六項の申出の手続について必要な事項は、内閣府令で定める。

第百七条の付記中「第三項」を「第四項」に改め、同条を第百六条の三とし、第六章第六節中同条の次に次の四条を加える。

（免許情報記録の抹消等）

第百六条の四　免許情報記録個人番号カードを有する者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、免許情報記録個人番号カードをその者の住所地を管轄する公安委員会に提示して免許情報記録の抹消を受けなければならない。ただし、当該免許情報記録個人番号カードを行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第四項に規定する住所地市町村長に返納した場合は、この限りでない。

一　前条第一項第一号又は第二号に該当することとなつたとき。

二　第九十条第五項、第百三条第一項若しくは第四項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第百三条第四項の規定により免許の効力が停止されたとき。

三　免許情報記録の有効期間が満了したとき（第一号に該当する場合を除く。）。

2　第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項又は第百四条の四第二項の規定により免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合において、その者の住所地を管轄する公安委員会に対して前項の規定により免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該公安委員会は、同項の規定にかかわらず、当該免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録を当該他の種類の免許に係る免許情報記録に書き換えるものとする。

（罰則　第一項については第百二十一条第一項第十号）

（免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の特則）

第百六条の五　公安委員会は、免許証（仮免許に係るものを除く。第百七条において同じ。）及び免許情報記録個人番号カードを有する者について、第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項又は第百四条の四第二項の規定により免許を取り消したときは、その者が第百六条の三第一項の規定により免許証を返納し、かつ、前条第一項の規定により免許情報記録個人番号カードを提示した場合に限り、第百六条の三第二項の規定による免許証の交付及び前条第二項の規定による免許情報記録の書換えを行うものとする。

（免許情報記録個人番号カードのみを有していた者の特則）

第百六条の六　第百四条の四第二項の規定により取り消された免許について免許情報記録個人番号カードのみを有していた者に対し、同条第三項の規定により免許を与えるときは、第九十二条第一項の規定にかかわらず、第百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換えをもつて、当該免許を与えたものとする。

（免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しない者の特則）

第百七条　現に受けている免許（仮免許を除く。）について免許情報記録個人番号カードを有していた者であつて、第百三条の二第四項又は第百六条の四第一項第二号の規定による免許情報記録の抹消を受けたことその他の事情により免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しない者となつたものについては、その直近において有していた免許情報記録個人番号カードを引き続き有している者とみなして、第九十五条の二第十一項、第九十五条の五第二項及び第三項、第百一条から第百一条の四まで（第百一条の二の二第三項を除く。）、第百一条の四の二第三項並びに第百五条の規定を適用する。この場合において、第百一条の四の二第三項中「が現に有する免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録を書き換えて」とあるのは、「に対し、当該更新をした旨を証する書面を交付して」とする。

第百七条の五第六項中「第百三条の二第四項若しくは第五項」を「第百三条の二第五項若しくは第六項」に改め、同条第十項中「第百三条の二」の下に「（第四項を除く。）」を加え、「同条第五項」を「同条第三項中「有する」とあるのは「所持する」と、同条第六項」に、「同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第十一項後段を削り、同条の付記中「第百二十一条第一項第十号」を「第百二十一条第一項第十号　第十一項については第百二十三条の二第一号」に改める。

第百八条の二第一項第十一号中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「第九十二条の二第一項」を「第九十五条の六第一項」に改める。

第百八条の三十二の二の付記及び第百八条の三十二の三の付記中「第百二十三条の二」を「第百二十三条の二第二号」に改める。

第百八条の三十三中「第九十二条の二第一項」を「第九十五条の六第一項」に改める。

第百九条の見出しを「（出頭命令）」に改め、同条第一項中「免許証又は国際運転免許証等の提出を求めこれを保管する」を「内閣府令で定めるところにより、その者に対し、日時及び場所を指定して、第百三条第一項第五号に掲げる事由に係る事実の確認その他の必要な措置を受けるために出頭すべき旨を命ずる」に改め、同項後段及び同条第二項から第六項までを削り、同条に付記として次のように加える。

（罰則　第百二十三条の二第一号）

第百十二条第一項中「第百四条の四第六項（第百五条第二項において準用する場合を含む。）」を「第百五条の二第二項及び第四項」に改め、同項第三号中「第九十二条第一項」の下に「又は第九十五条の二第十一項」を加え、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録又は第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定若しくは第百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換えを受けようとする者（免許の効力の停止の期間が満了した場合又は免許の効力の停止が解除された場合に第九十五条の二第一項の規定による申請をした者その他の政令で定める者を除く。）　特定免許情報記録手数料

第百十二条第一項第五号中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「免許証更新手数料」を「免許証等更新手数料」に改め、同項第五号の二中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改める。

第百十七条の二の二第一項第九号中「又は」を「若しくは」に、「交付」を「交付又は特定免許情報の記録」に改める。

第百十七条の四第一項第三号中「免許証の更新及び」を「免許証等の更新の申請及び」に、「免許証の更新の特例」を「更新期間前における免許証等の更新の申請及び適性検査」に改める。

第百二十条第一項第十号中「第四項又は」を「第四項、」に、「の規定」を「又は第九十五条の二（特定免許情報の記録等）第八項の規定」に改め、同項第十五号中「免許証、」の下に「免許情報記録個人番号カード、」を加える。

第百二十一条第一項第十号中「第一項、」を「第一項（第九十五条の五（免許情報記録個人番号カードのみを有する者の特則）第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、」に、「、第百七条（）を「若しくは第四項、第百六条の三（）に、「若しくは第三項」を「若しくは第四項、第百六条の四（免許情報記録の抹消等）第一項」に改める。

第百二十三条の二を次のように改める。

第百二十三条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一　第百四条の三（免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等）第二項（第百七条の五（自動車等の運転禁止等）第十一項において準用する場合を含む。）又は第百九条（出頭命令）の規定による警察官の命令に従わなかった者

二　第百八条の三十二の二（運転免許取得者等教育の認定）第三項（第百八条の三十二の三（運転免許取得者等検査の認定）第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第九条の規定　公布の日

二　第一条並びに附則第六条、第十一条及び第十五条の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三　第三条並びに附則第四条、第十二条（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）第七条第一項第二号の改正規定（「第百十八条第一項第三号」を「第百十八条第一項第五号」に改める部分に限る。）に限る。）及び第十四条の規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

四　第四条並びに附則第五条、第十条及び第十三条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（調整規定）

第二条　道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第二条の規定による改正後の道路交通法第七十五条の十二第三項の規定の適用については、同項中「自動車検査証記録事項」とあるのは「自動車検査証」と、「第五十八条第二項」とあるのは「第六十条第一項」と、「が記載された書面」とあるのは「の写し」とする。

（免許の拒否等に関する経過措置）

第三条　この法律（附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為を理由とする免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止については、なお従前の例による。

（特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令に関する経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の道路交通法第百八条の三の五第一項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に特定小型原動機付自転車の運転に関し同項に規定する特定小型原動機付自転車危険行為を反復してした者について適用する。

（免許証の保管等に関する経過措置）

第五条　附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第四条の規定による改正前の道路交通法（以下この条において「旧法」という。）第百四条の三第三項（旧法第百七条の五第十一項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第百九条第一項の規定により保管されている免許証又は国際運転免許証若しくは外国運転免許証の保管及び返還並びにこれらの規定により交付されている保管証については、なお従前の例による。

２　第四条の規定による改正後の道路交通法第百二十三条の二（第一号に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行前にされた旧法第百四条の三第二項（旧法第百七条の五第十一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に係る違反行為については、適用しない。

（罰則等に関する経過措置）

第六条　この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条　この法律（附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定。次条において同じ。）の施行前にした行為に係る放置違反金の取扱いに関しては、なお従前の例による。

第八条　この法律の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条　附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（自衛隊法の一部改正）

第十条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百十五条の十六第三項中「の有効期間及び」を「及び道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録の有効期間並びに」に、「道路交通法第九十二条の二第一項から第三項まで及び」を「同法第九十五条の六第一項及び第二項並びに」に改める。

（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正）

第十一条　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「第百十七条の二第一号」を「第百十七条の二第一項第一号」に、「第六号、第百十七条の二の二第一号」を「第四号、第百十七条の二の二第一項第一号」に、「第百十七条の四第一号の二又は第百十八条第一項第七号」を「第百十七条の四第一号又は第百十八条第一項第三号」に改め、同項第三号中「第二号又は」を「第二項第一号又は」に、「第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号」を「第六号まで、第十五号若しくは第二十号若しくは第二項第一号若しくは第二号」に改める。

第十二条　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「第百十七条」を「第百十七条第一項又は第二項」に改め、同項第二号中「第百十七条の四第二号」を「第百十七条の四第一項第二号」に、「第百十八条第一項第三号」を「第百十八条第一項第五号」に改める。

（タクシー業務適正化特別措置法の一部改正）

第十三条　タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号中「運転免許証」の下に「又は同法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録」を加え、同条第三項中「運転免許証」の下に「その他の前項第三号に掲げる事項を証するに足りる資料」を加える。

第八条第二項中「添付し」を「添付し」に改め、「運転免許証」の下に「その他の第五条第二項第三号に掲げる事項を証するに足りる資料」を加える。

（自動車安全運転センター法の一部改正）

第十四条　自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「同項第十号」を「同法第十八条第一項」に、「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正）

第十五条　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第百十七条の二第四号及び第五号、第百十七条の二の二第八号から第十号まで、第百十八条第一項第四号、第百十九条の二第一項第三号、第百十九条の三第一項第四号並びに第百二十条第一項第十一号の三」を「第百十七条の二第二項、第百十七条の二の二第二項、第百十八条第二項第三号、第百十九条の二、第百十九条の二の二第二項並びに第百十九条の三第二項第一号」に改め、同項の表第七十四条の三第一項の項中「）及び」を「）、」に、「を除く。以下この」を「及び道路運送法第七十九条の規定による登録を受けた者を除く。以下この」に改め、同表第七十四条の三第二項の項中「及び第六項」を「、第六項及び第八項」に改め、同表第七十四条の三第七項及び第八項の項中「及び第八項」を「から第九項まで」に改め、同表第七十五条の付記の項中「第百十九条の二第一項第三号」を「第百十九条の二の二第二項」に、「第百十九条の三第一項第四号」を「第百十九条の三第二項第一号」に改め、同表第百十七条の二第四号の項中「第百十七条の二第四号」を「第百十七条の二第二項第一号」に改め、同表第百十七条の二第五号の項中「第百十七条の二第五号」を「第百十七条の二第二項第二号」に改め、同表第百十七条の二の二第八号の項中「第百十七条の二の二第八号」を「第百十七条の二の二第二項第一号」に改め、同表第百十七条の二の二第九号の項中「第百十七条の二の二第九号」を「第百十七条の二の二第二項第二号」に改め、同表第百十七条の二の二第十号の項中「第百十七条の二の二第十号」を「第百十七条の二の二第二項第三号」に改め、同表第百十八条第一項第四号の項中「第百十八条第一項第四号」を「第百十八条第二項第三号」に改め、同表第百十八条第一項第五号の項中「第百十八条第一項第五号」を「第百十八条第二項第四号」に改め、同表第百十九条第一項第十一号の項中「第百十九条第一項第十一号」を「第百十九条第二項第四号」に改め、同表第百十九条第一項第十二号の項中「第百十九条第一項第十二号」を「第百十九条第二項第五号」に改め、同項の次に次のように加える。

第百十九条の二	第七十四条の三（安全運転管理者等）第一項	第七十四条の三（安全運転管理者等）第一項（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	第四項	第四項（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	同条第六項	第七十四条の三第六項（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	第八項	第八項（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

第十九条第一項の表第百十九条の二第一項第三号の項中「第百十九条の二第一項第三号」を「第百十九条の二の二第二項」に、「第一項第七号の規定に違反したとき」に、「違反する行為（」を「違反したとき（」に、「に係るもの」を「をすることを命じ、又は容認した場合」に改め、同表第百十九条の三第一項第四号の項を次のように改める。

第百十九条の三第二項第一号	又は	若しくは
	とき	とき又は運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号の規定に違反したとき（前条第二項の規定に該当する場合を除く。）

第十九条第一項の表第百二十条第一項第十一号の三の項及び第百二十三条の項を削り、同条第二項中「第百十七条の二第四号及び第五号、第百十七条の二の二第八号から第十号まで、第百十八条第一項第四号並びに第百十九条の二第一項第三号」を「第百十七条の二第二項、第百十七条の二第二項第三号及び第百十九条の二の二第二項」に改め、同条第四項中「第百十九条の三第一項第四号（同法第四十七条及び第七十五条の八第一項」を「第百十九条の三第一項第四号（同法第五十一条の五第一項」に改める。

第十六条　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九条第一項の表以外の部分中「第百十七条の二第二項」を「第百十七条の二第二項第一号及び第二号」に、「第百十九条の二の二第二項」を「第百十九条の二の四第二項」に改め、同項の表第七十五条の付記の項及び第百十九条の二の二第二項の項中「第百十九条の二の二第二項」を「第百十九条の二の四第二項」に改め、同条第二項中「第百十七条の二第二項」を「第百十七条の二第二項第一号及び第二号」に、「及び第百十九条の二の二第二項」を「並びに第百十九条の二の四第二項」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
防衛大臣　岸　信夫

道路交通法の一部を改正する法律　新旧対照条文

○　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（第一条関係）……1
○　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（第二条関係）……56
○　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（第三条関係）……119
○　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（第四条関係）……143
○　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（附則第十条関係）……192
○　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）（附則第十一条関係）……193
○　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）（附則第十二条関係）……195
○　タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）（附則第十三条関係）……196
○　自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）（附則第十四条関係）……198
○　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）（附則第十五条関係）……199
○　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）（附則第十六条関係）……207

○　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（信号機の信号等に従う義務） 第七条　（略） （罰則　第百十九条第一項第二号、同条第三項、第百二十一条第一項第一号） （通行の禁止等） 第八条　（略） ２～６　（略） （罰則　第一項については第百十九条第一項第二号、同条第三項、第百二十一条第一項第一号　第五項については第百二十一条第一項第二号） （歩行者用道路を通行する車両の義務） 第九条　（略） （罰則　第百十九条第一項第二号、同条第三項） （行列等の通行） 第十一条　（略） ２・３　（略） （罰則　第一項については第百二十一条第一項第三号　第二項及び	（信号機の信号等に従う義務） 第七条　（略） （罰則　第百十九条第一項第一号の二、同条第二項、第百二十一条第一項第一号） （通行の禁止等） 第八条　（略） ２～６　（略） （罰則　第一項については第百十九条第一項第一号の二、同条第二項、第百二十一条第一項第一号　第五項については第百二十一条第一項第一号の二） （歩行者用道路を通行する車両の義務） 第九条　（略） （罰則　第百十九条第一項第一号の二、同条第二項） （行列等の通行） 第十一条　（略） ２・３　（略） （罰則　第一項については第百二十一条第一項第二号　第二項及び

第三項については第百二十一条第一項第四号）

（通行方法の指示）

第十五条　（略）

（罰則　第百二十一条第一項第五号）

（通行区分）

第十七条　（略）

２～６　（略）

（罰則　第一項から第三項まで及び第六項については第百十九条第一項第六号　第四項については第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号イ、第百十九条第一項第六号）

（軽車両の路側帯通行）

第十七条の二　（略）

２　（略）

（罰則　第二項については第百二十一条第一項第六号）

（左側寄り通行等）

第十八条　（略）

２　（略）

（罰則　第二項については第百十九条第一項第六号）

（軽車両の並進の禁止）

第三項については第百二十一条第一項第三号）

（通行方法の指示）

第十五条　（略）

（罰則　第百二十一条第一項第四号）

（通行区分）

第十七条　（略）

２～６　（略）

（罰則　第一項から第三項まで及び第六項については第百十九条第一項第二号の二　第四項については第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号イ、第百十九条第一項第二号の二）

（軽車両の路側帯通行）

第十七条の二　（略）

２　（略）

（罰則　第二項については第百二十一条第一項第五号）

（左側寄り通行等）

第十八条　（略）

２　（略）

（罰則　第二項については第百十九条第一項第二号の二）

（軽車両の並進の禁止）

第十九条　（略）

（罰則　第百二十一条第一項第六号）

（車両通行帯）

第二十条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第百二十条第一項第三号、同条第三項）

（路線バス等優先通行帯）

第二十条の二　（略）

２　（略）

（罰則　第一項については第百二十条第一項第三号、同条第三項）

（軌道敷内の通行）

第二十一条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第百二十一条第一項第六号）

（最高速度）

第二十二条　（略）

２　（略）

（罰則　第百十八条第一項第一号、同条第三項）

（急ブレーキの禁止）

第十九条　（略）

（罰則　第百二十一条第一項第五号）

（車両通行帯）

第二十条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第百二十条第一項第三号、同条第二項）

（路線バス等優先通行帯）

第二十条の二　（略）

２　（略）

（罰則　第一項については第百二十条第一項第三号、同条第二項）

（軌道敷内の通行）

第二十一条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第百二十一条第一項第五号）

（最高速度）

第二十二条　（略）

２　（略）

（罰則　第百十八条第一項第一号、同条第二項）

（急ブレーキの禁止）

第二十四条　（略）

（罰則　第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号ロ、第百十九条第一項第三号）

（道路外に出る場合の方法）

第二十五条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項及び第二項については第百二十一条第一項第六号第三項については第百二十条第一項第二号）

（横断等の禁止）

第二十五条の二　（略）

２　（略）

（罰則　第一項については第百十九条第一項第六号　第二項については第百二十条第一項第四号、同条第三項）

（車間距離の保持）

第二十六条　（略）

（罰則　第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号ハ、第百十九条第一項第四号、第百二十条第一項第二号）

（進路の変更の禁止）

第二十六条の二　（略）

２・３　（略）

第二十四条　（略）

（罰則　第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号ロ、第百十九条第一項第一号の三）

（道路外に出る場合の方法）

第二十五条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項及び第二項については第百二十一条第一項第五号第三項については第百二十条第一項第二号）

（横断等の禁止）

第二十五条の二　（略）

２　（略）

（罰則　第一項については第百十九条第一項第二号の二　第二項については第百二十条第一項第四号、同条第二項）

（車間距離の保持）

第二十六条　（略）

（罰則　第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号ハ、第百十九条第一項第一号の四、第百二十条第一項第二号）

（進路の変更の禁止）

第二十六条の二　（略）

２・３　（略）

（罰則　第二項については第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号ニ、第百二十条第一項第二号　第三項については第百二十条第一項第三号、同条第三項）

（追越しの方法）

第二十八条　（略）

２～４　（略）

（罰則　第一項及び第四項については第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号ホ、第百十九条第一項第六号　第二項及び第三項については第百十九条第一項第六号）

（追越しを禁止する場合）

第二十九条　（略）

（罰則　第百十九条第一項第六号）

（追越しを禁止する場所）

第三十条　（略）

（罰則　第百十九条第一項第五号、同条第三項）

（停車中の路面電車がある場合の停止又は徐行）

第三十一条　（略）

（罰則　第百十九条第一項第六号）

（踏切の通過）

（罰則　第二項については第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号ニ、第百二十条第一項第二号　第三項については第百二十条第一項第三号、同条第二項）

（追越しの方法）

第二十八条　（略）

２～４　（略）

（罰則　第一項及び第四項については第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号ホ、第百十九条第一項第二号の二　第二項及び第三項については第百十九条第一項第二号の二）

（追越しを禁止する場合）

第二十九条　（略）

（罰則　第百十九条第一項第二号の二）

（追越しを禁止する場所）

第三十条　（略）

（罰則　第百十九条第一項第二号、同条第二項）

（停車中の路面電車がある場合の停止又は徐行）

第三十一条　（略）

（罰則　第百十九条第一項第二号の二）

（踏切の通過）

第三十三条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項及び第二項については第百十九条第一項第五号、同条第三項）

（左折又は右折）

第三十四条　（略）

２～６　（略）

（罰則　第一項から第五項までについては第百二十一条第一項第六号　第六項については第百二十条第一項第二号）

（指定通行区分）

第三十五条　（略）

２　（略）

（罰則　第一項については第百二十条第一項第三号、同条第三項　第二項については第百二十条第一項第二号）

（環状交差点における左折等）

第三十五条の二　（略）

２　（略）

（罰則　第百二十一条第一項第六号）

（交差点における他の車両等との関係等）

第三十六条　（略）

第三十三条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項及び第二項については第百十九条第一項第二号、同条第二項）

（左折又は右折）

第三十四条　（略）

２～６　（略）

（罰則　第一項から第五項までについては第百二十一条第一項第五号　第六項については第百二十条第一項第二号）

（指定通行区分）

第三十五条　（略）

２　（略）

（罰則　第一項については第百二十条第一項第三号、同条第二項　第二項については第百二十条第一項第二号）

（環状交差点における左折等）

第三十五条の二　（略）

２　（略）

（罰則　第百二十一条第一項第五号）

（交差点における他の車両等との関係等）

第三十六条　（略）

2～4　（略）

（罰則　第一項については第百二十条第一項第二号　第二項から第四項までについては第百十九条第一項第六号）

（環状交差点における他の車両等との関係等）

第三十七条の二　（略）

2・3　（略）

（罰則　第百十九条第一項第六号）

（横断歩道等における歩行者等の優先）

第三十八条　（略）

2・3　（略）

（罰則　第百十九条第一項第五号、同条第三項）

（横断歩道のない交差点における歩行者の優先）

第三十八条の二　（略）

（罰則　第百十九条第一項第六号）

（徐行すべき場所）

第四十二条　（略）

（罰則　第百十九条第一項第五号、同条第三項）

（指定場所における一時停止）

第四十三条　（略）

2～4　（略）

（罰則　第一項については第百二十条第一項第二号　第二項から第四項までについては第百十九条第一項第二号の二）

（環状交差点における他の車両等との関係等）

第三十七条の二　（略）

2・3　（略）

（罰則　第百十九条第一項第二号の二）

（横断歩道等における歩行者等の優先）

第三十八条　（略）

2・3　（略）

（罰則　第百十九条第一項第二号、同条第二項）

（横断歩道のない交差点における歩行者の優先）

第三十八条の二　（略）

（罰則　第百十九条第一項第二号の二）

（徐行すべき場所）

第四十二条　（略）

（罰則　第百十九条第一項第二号、同条第二項）

（指定場所における一時停止）

第四十三条　（略）

（罰則　第百十九条第一項第五号、同条第三項）

（停車及び駐車を禁止する場所）

第四十四条　（略）

２　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　（略）

二　旅客の運送の用に供する自動車（乗合自動車を除く。第四十九条の三第一項において同じ。）が、乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき（当該停留所又は停留場における停車又は駐車であつて、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、内閣府令で定めるところにより、道路運送法第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者、公安委員会その他の当該停車又は駐車に関係のある者として内閣府令で定める者が合意し、その旨を公安委員会が公示したものをする場合に限る。）。

（罰則　第一項については第百十九条の二の二第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項）

（罰則　第百十九条第一項第二号、同条第二項）

（停車及び駐車を禁止する場所）

第四十四条　（略）

２　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　（略）

二　道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車（同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものを除く。第四十九条の三第一項において「一般旅客自動車運送事業用自動車」という。）又は同法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自動車（同項において「自家用有償旅客運送自動車」という。）が、乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき（当該停留所又は停留場における停車又は駐車であつて、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、内閣府令で定めるところにより、同法第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者、公安委員会その他の当該停車又は駐車に関係のある者として内閣府令で定める者が合意し、その旨を公安委員会が公示したものをする場合に限る。）。

（罰則　第一項については第百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第百十九条の三第一項第一号、同条第二項）

（駐車を禁止する場所）

第四十五条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項及び第二項については第百十九条の二の二第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項）

（高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例）

第四十五条の二　（略）

２～５　（略）

（罰則　第四項については第百二十一条第一項第八号）

（停車又は駐車の方法）

第四十七条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項については第百十九条の三第一項第四号　第二項及び第三項については第百十九条の二の二第一項第二号、第百十九条の三第一項第四号）

（停車又は駐車の方法の特例）

第四十八条　（略）

（罰則　第百十九条の二の二第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項）

（駐車を禁止する場所）

第四十五条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項及び第二項については第百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第百十九条の三第一項第一号、同条第二項）

（高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例）

第四十五条の二　（略）

２～５　（略）

（罰則　第四項については第百二十一条第一項第九号）

（停車又は駐車の方法）

第四十七条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項については第百十九条の三第一項第四号　第二項及び第三項については第百十九条の二第一項第二号、第百十九条の三第一項第四号）

（停車又は駐車の方法の特例）

第四十八条　（略）

（罰則　第百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第百十九条の三第一項第一号、同条第二項）

（時間制限駐車区間における駐車の方法等）

第四十九条の三　時間制限駐車区間における車両の駐車（第四十四条第二項各号に掲げる場合における当該乗合自動車若しくはトロリーバス又は当該旅客の運送の用に供する自動車の駐車を除く。次条において同じ。）については、第四十四条から第四十八条までの規定にかかわらず、この条から第四十九条の五までに定めるところによる。

２～４　（略）

（罰則　第二項については第百十九条の三第一項第一号、同条第三項　第三項については第百十九条の二の二第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項　第四項については第百十九条の三第一項第三号、同条第三項）

（高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止）

第四十九条の四　（略）

（罰則　第百十九条の二の二第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項）

（時間制限駐車区間における駐車の特例）

第四十九条の五　（略）

（罰則　後段については第百十九条の三第一項第一号、同条第三項）

（交差点等への進入禁止）

（時間制限駐車区間における駐車の方法等）

第四十九条の三　時間制限駐車区間における車両の駐車（第四十四条第二項各号に掲げる場合における当該乗合自動車若しくはトロリーバス又は当該一般旅客自動車運送事業用自動車若しくは自家用有償旅客運送自動車の駐車を除く。次条において同じ。）については、第四十四条から第四十八条までの規定にかかわらず、この条から第四十九条の五までに定めるところによる。

２～４　（略）

（罰則　第二項については第百十九条の三第一項第一号、同条第二項　第三項については第百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第百十九条の三第一項第一号、同条第二項　第四項については第百十九条の三第一項第三号、同条第二項）

（高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止）

第四十九条の四　（略）

（罰則　第百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第百十九条の三第一項第一号、同条第二項）

（時間制限駐車区間における駐車の特例）

第四十九条の五　（略）

（罰則　後段については第百十九条の三第一項第一号、同条第二項）

（交差点等への進入禁止）

第五十条　（略）

２　（略）

（罰則　第百二十条第一項第五号、同条第三項）

（違法停車に対する措置）

第五十条の二　（略）

（罰則　第百十九条第一項第七号）

（違法駐車に対する措置）

第五十一条　（略）

２～22　（略）

（罰則　第一項については第百十九条第一項第七号）

（放置違反金）

第五十一条の四　（略）

２～18　（略）

（罰則　第二項については第百二十一条第一項第八号）

（報告徴収等）

第五十一条の五　（略）

２　（略）

（罰則　第一項については第百十九条の三第二項第一号、第百二十三条）

第五十条　（略）

２　（略）

（罰則　第百二十条第一項第五号、同条第二項）

（違法停車に対する措置）

第五十条の二　（略）

（罰則　第百十九条第一項第三号）

（違法駐車に対する措置）

第五十一条　（略）

２～22　（略）

（罰則　第一項については第百十九条第一項第三号）

（放置違反金）

第五十一条の四　（略）

２～18　（略）

（罰則　第二項については第百二十一条第一項第九号）

（報告徴収等）

第五十一条の五　（略）

２　（略）

（罰則　第一項については第百十九条の三第一項第五号、第百二十三条）

（確認事務の委託）

第五十一条の八　（略）

２　（略）

３　次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができない。

一　（略）

二　役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ　（略）

ロ　禁錮以上の刑に処せられ、又は第百十九条の二の二第二項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ハ～ヘ　（略）

４～７　（略）

（車両等の灯火）

第五十二条　（略）

２　（略）

（罰則　第一項については第百二十条第一項第五号、同条第三項第二項については第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号ヘ、第百二十条第一項第六号、同条第三項）

（確認事務の委託）

第五十一条の八　（略）

２　（略）

３　次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができない。

一　（略）

二　役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ　（略）

ロ　禁錮以上の刑に処せられ、又は第百十九条の二第一項第三号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ハ～ヘ　（略）

４～７　（略）

（車両等の灯火）

第五十二条　（略）

２　（略）

（罰則　第一項については第百二十条第一項第五号、同条第二項第二項については第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号ヘ、第百二十条第一項第八号、同条第二項）

（合図）

第五十三条　（略）

２～４　（略）

（罰則　第一項、第二項及び第四項については第百二十条第一項第六号、同条第三項）

（警音器の使用等）

第五十四条　（略）

２　（略）

（罰則　第一項については第百二十条第一項第六号、同条第三項第二項については第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号ト、第百二十一条第一項第七号）

（乗車又は積載の方法）

第五十五条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項及び第二項については第百二十条第二項第一号、第百二十三条　第三項については第百二十一条第一項第七号）

（乗車又は積載の制限等）

第五十七条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項については第百十八条第二項第一号、第百十九条第

（合図）

第五十三条　（略）

２～４　（略）

（罰則　第一項、第二項及び第四項については第百二十条第一項第八号、同条第二項）

（警音器の使用等）

第五十四条　（略）

２　（略）

（罰則　第一項については第百二十条第一項第八号、同条第二項第二項については第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号ト、第百二十一条第一項第六号）

（乗車又は積載の方法）

第五十五条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項及び第二項については第百二十条第一項第十号、第百二十三条　第三項については第百二十一条第一項第六号）

（乗車又は積載の制限等）

第五十七条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項については第百十八条第一項第二号、第百十九条第

二項第一号、第百二十条第二項第二号、第百二十三条　第二項については第百二十一条第二項第一号、第百二十三条）

（制限外許可証の交付等）

第五十八条　（略）

２～４　（略）

（罰則　第三項については第百二十一条第二項第二号、第百二十三条）

（積載物の重量の測定等）

第五十八条の二　（略）

（罰則　第百十九条第一項第八号）

（過積載車両に係る措置命令）

第五十八条の三　（略）

２～４　（略）

（罰則　第一項及び第二項については第百十九条第一項第九号）

（過積載車両の運転の要求等の禁止）

第五十八条の五　（略）

２　（略）

（罰則　第二項については第百十八条第二項第二号、第百二十三条）

一項第三号の二、第百二十条第一項第十一号、第百二十三条　第二項については第百二十一条第一項第七号、第百二十三条）

（制限外許可証の交付等）

第五十八条　（略）

２～４　（略）

（罰則　第三項については第百二十一条第一項第八号、第百二十三条）

（積載物の重量の測定等）

第五十八条の二　（略）

（罰則　第百十九条第一項第三号の三）

（過積載車両に係る措置命令）

第五十八条の三　（略）

２～４　（略）

（罰則　第一項及び第二項については第百十九条第一項第三号の四）

（過積載車両の運転の要求等の禁止）

第五十八条の五　（略）

２　（略）

（罰則　第二項については第百十八条第一項第三号、第百二十三条）

（自動車の牽引制限）

第五十九条　（略）

２～５　（略）

（罰則　第一項及び第二項については第百二十条第二項第一号、第百二十三条）

（自動車以外の車両の牽引制限）

第六十条　（略）

（罰則　第百二十一条第二項第一号、第百二十三条）

（危険防止の措置）

第六十一条　（略）

（罰則　第百十九条第一項第十号）

（整備不良車両の運転の禁止）

第六十二条　（略）

（罰則　第百十九条第二項第二号、同条第三項、第百二十条第一項第七号、同条第三項、第百二十三条）

（車両の検査等）

第六十三条　（略）

２～８　（略）

（罰則　第一項前段については第百十九条第一項第十一号　第二項

（自動車の牽引制限）

第五十九条　（略）

２～５　（略）

（罰則　第一項及び第二項については第百二十条第一項第十号、第百二十三条）

（自動車以外の車両の牽引制限）

第六十条　（略）

（罰則　第百二十一条第一項第七号、第百二十三条）

（危険防止の措置）

第六十一条　（略）

（罰則　第百十九条第一項第四号）

（整備不良車両の運転の禁止）

第六十二条　（略）

（罰則　第百十九条第一項第五号、同条第二項、第百二十条第一項第八号の二、同条第二項、第百二十三条）

（車両の検査等）

第六十三条　（略）

２～８　（略）

（罰則　第一項前段については第百十九条第一項第六号　第二項に

については第百十九条第一項第十二号一条第一項第八号）　第七項については第百二十	ついては第百十九条第一項第七号第一項第九号）　第七項については第百二十一条
（運行記録計による記録等）	（運行記録計による記録等）
第六十三条の二　（略）	第六十三条の二　（略）
2　（略）	2　（略）
（罰則　第百二十一条第二項第三号、第百二十三条）	（罰則　第百二十一条第一項第九号の二、第百二十三条）
（作動状態記録装置による記録等）	（作動状態記録装置による記録等）
第六十三条の二の二　（略）	第六十三条の二の二　（略）
2　（略）	2　（略）
（罰則　第百十九条第二項第三号、第百二十三条）	（罰則　第百十九条第一項第七号の二、第百二十三条）
（自転車道の通行区分）	（自転車道の通行区分）
第六十三条の三　（略）	第六十三条の三　（略）
（罰則　第百二十一条第一項第六号）	（罰則　第百二十一条第一項第五号）
（普通自転車の歩道通行）	（普通自転車の歩道通行）
第六十三条の四　（略）	第六十三条の四　（略）
2　（略）	2　（略）
（罰則　第二項については第百二十一条第一項第六号）	（罰則　第二項については第百二十一条第一項第五号）
（自転車の通行方法の指示）	（自転車の通行方法の指示）
第六十三条の八　（略）	第六十三条の八　（略）

（罰則　第百二十一条第一項第五号）

（自転車の制動装置等）

第六十三条の九　（略）

２　（略）

（罰則　第一項については第百二十条第一項第七号、同条第三項）

（自転車の検査等）

第六十三条の十　（略）

２　（略）

（罰則　第一項については第百二十条第一項第八号　第二項については第百二十条第一項第九号）

（無免許運転等の禁止）

第六十四条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項については第百十七条の二の二第一項第一号　第二項については第百十七条の二の二第一項第二号　第三項については第百十七条の三の二第一号）

（酒気帯び運転等の禁止）

第六十五条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第百二十一条第一項第四号）

（自転車の制動装置等）

第六十三条の九　（略）

２　（略）

（罰則　第一項については第百二十条第一項第八号の二、同条第二項）

（自転車の検査等）

第六十三条の十　（略）

２　（略）

（罰則　第一項については第百二十条第一項第八号の三　第二項については第百二十条第一項第八号の四）

（無免許運転等の禁止）

第六十四条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項については第百十七条の二の二第一号　第二項については第百十七条の二の二第二号　第三項については第百十七条の三の二第一号）

（酒気帯び運転等の禁止）

第六十五条　（略）

２・３　（略）

4　何人も、車両（トロリーバス及び旅客自動車運送事業の用に供する自動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項、第百十七条の二の二第一項第六号及び第百十七条の三の二第三号において同じ。）の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する車両に同乗してはならない。

（罰則　第一項については第百十七条の二第一項第一号、第百十七条の二の二第一項第三号　第二項については第百十七条の二第一項第二号、第百十七条の二の二第一項第四号　第三項については第百十七条の二の二第一項第五号、第百十七条の三の二第二号　第四項については第百十七条の二の二第一項第六号、第百十七条の三の二第三号）

（過労運転等の禁止）

第六十六条　（略）

（罰則　第百十七条の二第一項第三号、第百十七条の二の二第一項第七号）

（危険防止の措置）

第六十七条　（略）

2～4　（略）

（罰則　第一項については第百十九条第一項第十三号　第三項については第百十八条の二）

4　何人も、車両（トロリーバス及び旅客自動車運送事業の用に供する自動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項、第百十七条の二の二第六号及び第百十七条の三の二第三号において同じ。）の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する車両に同乗してはならない。

（罰則　第一項については第百十七条の二第一号、第百十七条の二の二第三号　第二項については第百十七条の二第二号、第百十七条の二の二第四号　第三項については第百十七条の二の二第五号、第百十七条の三の二第二号　第四項については第百十七条の二の二第六号、第百十七条の三の二第三号）

（過労運転等の禁止）

第六十六条　（略）

（罰則　第百十七条の二第三号、第百十七条の二の二第七号）

（危険防止の措置）

第六十七条　（略）

2～4　（略）

（罰則　第一項については第百十九条第一項第八号　第三項については第百十八条の二）

（安全運転の義務）

第七十条　（略）

（罰則　第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号チ、第百十九条第一項第十四号、同条第三項）

（運転者の遵守事項）

第七十一条　車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一～五の四　（略）

五の五　自動車又は原動機付自転車（以下この号において「自動車等」という。）を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。第百十八条第一項第二号において「無線通話装置」という。）を通話（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。）のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置（道路運送車両法第四十一条第一項第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第百十八条第一項第二号において同じ。）に表示された画像を注視しないこと。

六　（略）

（安全運転の義務）

第七十条　（略）

（罰則　第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号チ、第百十九条第一項第九号、同条第二項）

（運転者の遵守事項）

第七十一条　車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一～五の四　（略）

五の五　自動車又は原動機付自転車（以下この号において「自動車等」という。）を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。第百十八条第一項第三号の二において「無線通話装置」という。）を通話（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。）のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置（道路運送車両法第四十一条第一項第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第百十八条第一項第三号の二において同じ。）に表示された画像を注視しないこと。

六　（略）

（罰則　第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四及び第六号については第百二十条第一項第十号　第二号、第二号の三及び第三号については第百十九条第一項第十五号　第五号の五については第百十七条の四第二号、第百十八条第一項第二号）

（自動車等の運転者の遵守事項）

第七十一条の二　（略）

（罰則　第百二十条第一項第十号）

（大型自動二輪車等の運転者の遵守事項）

第七十一条の四　（略）

2～7　（略）

（罰則　第三項から第六項までについては第百十九条の三第一項第五号）

（自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等）

第七十一条の四の二　（略）

2　（略）

（罰則　第一項については第百十九条第一項第十六号、同条第三項）

（初心運転者標識等の表示義務）

第七十一条の五　（略）

（罰則　第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四及び第六号については第百二十条第一項第九号　第二号、第二号の三及び第三号については第百十九条第一項第九号の二　第五号の五については第百十七条の四第一号の二、第百十八条第一項第三号の二）

（自動車等の運転者の遵守事項）

第七十一条の二　（略）

（罰則　第百二十条第一項第九号）

（大型自動二輪車等の運転者の遵守事項）

第七十一条の四　（略）

2～7　（略）

（罰則　第三項から第六項までについては第百十九条の三第一項第六号）

（自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等）

第七十一条の四の二　（略）

2　（略）

（罰則　第一項については第百十九条第一項第九号の三、同条第二項）

（初心運転者標識等の表示義務）

第七十一条の五　（略）

2～4　（略）

（罰則　第一項から第三項までについては第百二十一条第一項第九号、同条第三項）

第七十一条の六　（略）

2・3　（略）

（罰則　第一項及び第二項については第百二十一条第一項第九号、同条第三項）

（交通事故の場合の措置）

第七十二条　（略）

2～4　（略）

（罰則　第一項前段については第百十七条第一項、同条第二項、第百十七条の五第一号　第一項後段については第百十九条第一項第十七号　第二項については第百二十条第一項第十一号）

（妨害の禁止）

第七十三条　（略）

（罰則　第百二十条第一項第十号）

（安全運転管理者等）

第七十四条の三　自動車の使用者（道路運送法の規定による自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の規定による貨物軽自動車運送事業を経営する者を除く。以下同じ。）、貨物

2～4　（略）

（罰則　第一項から第三項までについては第百二十一条第一項第九号の三、同条第二項）

第七十一条の六　（略）

2・3　（略）

（罰則　第一項及び第二項については第百二十一条第一項第九号の三、同条第二項）

（交通事故の場合の措置）

第七十二条　（略）

2～4　（略）

（罰則　第一項前段については第百十七条第一項、同条第二項、第百十七条の五第一号　第一項後段については第百十九条第一項第十号　第二項については第百二十条第一項第十一号の二）

（妨害の禁止）

第七十三条　（略）

（罰則　第百二十条第一項第九号）

（安全運転管理者等）

第七十四条の三　自動車の使用者（道路運送法の規定による自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の規定による貨物軽自動車運送事業を経営する者を除く。以下同じ。）及び貨

利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を経営する者及び道路運送法第七十九条の規定による登録を受けた者を除く。以下この条において同じ。）は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の管理の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、次項の業務を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。

2～6　（略）

7　自動車の使用者は、安全運転管理者に対し、第二項の業務を行うため必要な権限を与えるとともに、同項の業務を行うため必要な機材を整備しなければならない。

8　公安委員会は、自動車の使用者が前項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていないと認めるときは、自動車の使用者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

9　（略）

（罰則　第一項、第四項、第六項及び第八項については第百十九条の二、第百二十三条　第五項については第百二十条第二項第三号、第百二十三条）

（自動車の使用者の義務等）

第七十五条　（略）

2～11　（略）

（罰則　第一項第一号については第百十七条の二の二第二項第一号、第百二十三条　第一項第二号及び第五号については第百十八条第

物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を経営する者を除く。以下この条において同じ。）は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の管理の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、次項の業務を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。

2～6　（略）

7　自動車の使用者は、安全運転管理者に対し、第二項の業務を行うため必要な権限を与えなければならない。

（新設）

8　（略）

（罰則　第一項、第四項及び第六項については第百二十条第一項第十一号の三、第百二十三条　第五項については第百二十一条第一項第九号の二、第百二十三条）

（自動車の使用者の義務等）

第七十五条　（略）

2～11　（略）

（罰則　第一項第一号については第百十七条の二の二第八号、第百二十三条　第一項第二号及び第五号については第百十八条第一項第

二項第三号、第百二十三条　第一項第三号については第百十七条の二第二項第一号、第百十七条の二の二第二項第二号、第百二十三条　第一項第四号については第百十七条の二第二項第二号、第百十七条の二の二第二項第三号、第百二十三条　第一項第六号については第百十八条第二項第四号、第百十九条第二項第四号、第百二十三条　第一項第七号については第百十九条の二の二第二項、第百二十三条　第二項については第百十九条第二項第五号、第百二十三条　第十一項については第百二十一条第一項第八号）

第七十五条の二　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項及び第二項については第百十九条第二項第五号、第百二十三条　第三項については第百二十一条第一項第八号）

（危険防止等の措置）

第七十五条の三　（略）

（罰則　第百十九条第一項第十八号）

（最低速度）

第七十五条の四　（略）

（罰則　第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号リ、第百二十条第一項第十二号）

（横断等の禁止）

四号、第百二十三条　第一項第三号については第百十七条の二第四号、第百十七条の二の二第九号、第百二十三条　第一項第四号については第百十七条の二第五号、第百十七条の二の二第十号、第百二十三条　第一項第六号については第百十八条第一項第五号、第百十九条第一項第十一号、第百二十三条　第一項第七号については第百十九条の二第一項第三号、第百二十三条　第二項については第百十九条第一項第十二号、第百二十三条　第十一項については第百二十一条第一項第九号）

第七十五条の二　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項及び第二項については第百十九条第一項第十二号、第百二十三条　第三項については第百二十一条第一項第九号）

（危険防止等の措置）

第七十五条の三　（略）

（罰則　第百十九条第一項第十二号の二）

（最低速度）

第七十五条の四　（略）

（罰則　第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号リ、第百二十条第一項第十二号）

（横断等の禁止）

第七十五条の五　（略）

（罰則　第百十九条第一項第六号）

（本線車道の出入の方法）

第七十五条の七　（略）

２　（略）

（罰則　第百二十一条第一項第六号）

（停車及び駐車の禁止）

第七十五条の八　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項については第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号ヌ、第百十九条の二の二第一項第二号、第百十九条の三第一項第四号　第二項については第百十九条第一項第七号）

（重被牽引車を牽引する牽引自動車の通行区分）

第七十五条の八の二　（略）

２～４　（略）

（罰則　第二項から第四項までについては第百二十条第一項第三号、同条第三項）

（自動車の運転者の遵守事項）

第七十五条の十　（略）

第七十五条の五　（略）

（罰則　第百十九条第一項第二号の二）

（本線車道の出入の方法）

第七十五条の七　（略）

２　（略）

（罰則　第百二十一条第一項第五号）

（停車及び駐車の禁止）

第七十五条の八　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項については第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号ヌ、第百十九条の二第一項第二号、第百十九条の三第一項第四号　第二項については第百十九条第一項第三号）

（重被牽引車を牽引する牽引自動車の通行区分）

第七十五条の八の二　（略）

２～４　（略）

（罰則　第二項から第四項までについては第百二十条第一項第三号、同条第二項）

（自動車の運転者の遵守事項）

第七十五条の十　（略）

（罰則　第百十九条第一項第十九号、同条第三項）

（故障等の場合の措置）

第七十五条の十一　（略）

２　（略）

（罰則　第一項については第百二十条第一項第十三号）

（禁止行為）

第七十六条　（略）

２～４　（略）

（罰則　第一項及び第二項については第百十八条第二項第五号、第百二十三条　第三項については第百十九条第二項第六号、第百二十三条　第四項については第百二十条第一項第十号）

（道路の使用の許可）

第七十七条　（略）

２～７　（略）

（罰則　第一項については第百十九条第二項第六号、第百二十三条　第三項及び第四項については第百十九条第二項第七号、第百二十三条　第七項については第百二十条第二項第四号、第百二十三条）

（許可の手続）

第七十八条　（略）

（罰則　第百十九条第一項第十二号の三、同条第二項）

（故障等の場合の措置）

第七十五条の十一　（略）

２　（略）

（罰則　第一項については第百二十条第一項第十二号の二）

（禁止行為）

第七十六条　（略）

２～４　（略）

（罰則　第一項及び第二項については第百十八条第一項第六号、第百二十三条　第三項については第百十九条第一項第十二号の四、第百二十三条　第四項については第百二十条第一項第九号）

（道路の使用の許可）

第七十七条　（略）

２～７　（略）

（罰則　第一項については第百十九条第一項第十二号の四、第百二十三条　第三項及び第四項については第百十九条第一項第十三号、第百二十三条　第七項については第百二十条第一項第十三号、第百二十三条）

（許可の手続）

第七十八条　（略）

2～6　（略）	2～6　（略）
（罰則　第四項については第百二十一条第一項第八号）	（罰則　第四項については第百二十一条第一項第九号）
（違法工作物等に対する措置）	（違法工作物等に対する措置）
第八十一条　（略）	第八十一条　（略）
2～12　（略）	2～12　（略）
（罰則　第一項については第百十九条第二項第八号、第百二十三条）	（罰則　第一項については第百十九条第一項第十四号、第百二十三条）
（転落積載物等に対する措置）	（転落積載物等に対する措置）
第八十一条の二　（略）	第八十一条の二　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
（罰則　第一項については第百十九条第二項第八号、第百二十三条）	（罰則　第一項については第百十九条第一項第十四号、第百二十三条）
（沿道の工作物等の危険防止措置）	（沿道の工作物等の危険防止措置）
第八十二条　（略）	第八十二条　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
（罰則　第一項については第百十九条第二項第八号、第百二十三条）	（罰則　第一項については第百十九条第一項第十四号、第百二十三条）
（第一種免許）	（第一種免許）
第八十五条　（略）	第八十五条　（略）
2～12　（略）	2～12　（略）

（罰則　第五項から第十項までについては第百十八条第一項第三号）

（仮免許）

第八十七条　（略）

２～６　（略）

（罰則　第二項後段については第百十八条第一項第四号　第三項については第百二十条第一項第十四号、同条第三項）

（免許の申請等）

第八十九条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項については第百十七条の四第三号）

（免許の拒否等）

第九十条　（略）

２　前項本文の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許を与えないことができる。

一・二　（略）

三　自動車等の運転に関し第百十七条の二第一項第一号、第三号又は第四号の違反行為をした者（前二号のいずれかに該当する者を除く。）

四・五　（略）

（罰則　第五項から第十項までについては第百十八条第一項第七号）

（仮免許）

第八十七条　（略）

２～６　（略）

（罰則　第二項後段については第百十八条第一項第八号　第三項については第百二十条第一項第十四号、同条第二項）

（免許の申請等）

第八十九条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項については第百十七条の四第二号）

（免許の拒否等）

第九十条　（略）

２　前項本文の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許を与えないことができる。

一・二　（略）

三　自動車等の運転に関し第百十七条の二第一号、第三号又は第六号の違反行為をした者（前二号のいずれかに該当する者を除く。）

四・五　（略）

3～14　（略）

（免許の条件）

第九十一条　（略）

（罰則　第百十九条第一項第二十号）

（申請による免許の条件の付与等）

第九十一条の二　（略）

2～4　（略）

（罰則　第二項については第百十九条第一項第二十号）

（免許証の有効期間）

第九十二条の二　第一種免許及び第二種免許に係る免許証（第百七条第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。）の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

（略）

備考

一　この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

1　更新日等　第百一条第六項の規定により更新された免許証にあつては当該更新された日、第百一条の二第四項の規定により更新された免許証にあつては同条第三項の規定による適性検査を受けた日、海外旅行、災害その他の政令で

3～14　（略）

（免許の条件）

第九十一条　（略）

（罰則　第百十九条第一項第十五号）

（申請による免許の条件の付与等）

第九十一条の二　（略）

2～4　（略）

（罰則　第二項については第百十九条第一項第十五号）

（免許証の有効期間）

第九十二条の二　第一種免許及び第二種免許に係る免許証（第百七条第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。）の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

（略）

備考

一　この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

1　更新日等　第百一条第六項の規定により更新された免許証にあつては当該更新された日、第百一条の二第四項の規定により更新された免許証にあつては同条第三項の規定による適性検査を受けた日、海外旅行、災害その他の政令で

定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証及び第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百十七条の四第三号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつてはこれらの交付された免許証に係る適性試験を受けた日の直前のその者の誕生日（当該適性試験を受けた日がその者の誕生日である場合にあつては、当該適性試験を受けた日）の前日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日

2　優良運転者　更新日等（海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許

定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証及び第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百十七条の四第二号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつてはこれらの交付された免許証に係る適性試験を受けた日の直前のその者の誕生日（当該適性試験を受けた日がその者の誕生日である場合にあつては、当該適性試験を受けた日）の前日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日

2　優良運転者　更新日等（海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許

がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該効力を失つた免許に係る免許証の有効期間の末日、第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百十七条の四第三号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該取消しを受けた日。４において同じ。）までに継続して免許（仮免許を除く。４において同じ。）を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反唆し等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの

３～５　（略）

がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該効力を失つた免許に係る免許証の有効期間の末日、第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百十七条の四第二号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該取消しを受けた日。４において同じ。）までに継続して免許（仮免許を除く。４において同じ。）を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反唆し等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの

３～５　（略）

二～四　（略）

五　第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過する前に次の免許を受けた者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百十七条の四第三号の違反行為をした者を除く。）に対するこの表の備考一の２及び４の規定の適用については、当該取り消された免許を受けた日から当該取消しを受けた日までの期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

六　（略）

２～４　（略）

（免許証の記載事項の変更届出等）

第九十四条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項については第百二十一条第一項第八号）

（免許証の携帯及び提示義務）

第九十五条　（略）

２　（略）

（罰則　第一項については第百二十一条第一項第十号、同条第三項

二～四　（略）

五　第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過する前に次の免許を受けた者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百十七条の四第二号の違反行為をした者を除く。）に対するこの表の備考一の２及び４の規定の適用については、当該取り消された免許を受けた日から当該取消しを受けた日までの期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

六　（略）

２～４　（略）

（免許証の記載事項の変更届出等）

第九十四条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項については第百二十一条第一項第九号）

（免許証の携帯及び提示義務）

第九十五条　（略）

２　（略）

（罰則　第一項については第百二十一条第一項第十号、同条第二項

第二項については第百二十条第一項第十号）

（運転免許試験の免除）

第九十七条の二　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一～四　（略）

五　第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百十七条の四第三号の違反行為をした者その他政令で定める者を除く。）で、その者の免許が取り消された日から起算して三年を経過しないもの（以下「特定取消処分者」という。）のうち、第三号イからホまでに掲げる区分に応じそれぞれ同号イからホまでに定める検査及び講習又は教育を内閣府令で定めるところにより受けたもの　その者が受けていた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。）

2～4　（略）

（技能検定員）

第九十九条の二　（略）

2・3　（略）

4　公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定

第二項については第百二十条第一項第九号）

（運転免許試験の免除）

第九十七条の二　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一～四　（略）

五　第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百十七条の四第二号の違反行為をした者その他政令で定める者を除く。）で、その者の免許が取り消された日から起算して三年を経過しないもの（以下「特定取消処分者」という。）のうち、第三号イからホまでに掲げる区分に応じそれぞれ同号イからホまでに定める検査及び講習又は教育を内閣府令で定めるところにより受けたもの　その者が受けていた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。）

2～4　（略）

（技能検定員）

第九十九条の二　（略）

2・3　（略）

4　公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定

員資格者証を交付する。

一　（略）

二　次のいずれにも該当しない者

イ・ロ　（略）

ハ　第百十七条の二の二第一項第九号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ニ　自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第六条までの罪又はこの法律に規定する罪（第百十七条の二の二第一項第九号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ホ　（略）

5・6　（略）

（免許証の更新及び定期検査）

第百一条　（略）

2～7　（略）

（罰則　第一項については第百十七条の四第三号）

（免許証の更新の特例）

第百一条の二　（略）

2～5　（略）

（罰則　第一項については第百十七条の四第三号）

員資格者証を交付する。

一　（略）

二　次のいずれにも該当しない者

イ・ロ　（略）

ハ　第百十七条の二の二第十二号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ニ　自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第六条までの罪又はこの法律に規定する罪（第百十七条の二の二第十二号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ホ　（略）

5・6　（略）

（免許証の更新及び定期検査）

第百一条　（略）

2～7　（略）

（罰則　第一項については第百十七条の四第二号）

（免許証の更新の特例）

第百一条の二　（略）

2～5　（略）

（罰則　第一項については第百十七条の四第二号）

（免許を受けた者に対する報告徴収）

第百一条の五　（略）

（罰則　第百十七条の四第三号）

（免許の取消し、停止等）

第百三条　（略）

２　免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消すことができる。

一・二　（略）

三　自動車等の運転に関し第百十七条の二第一項第一号、第三号又は第四号の違反行為をしたとき（前二号のいずれかに該当する場合を除く。）。

四・五　（略）

３～10　（略）

（免許の効力の仮停止）

第百三条の二　免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止（以下この条において「仮停止」という。）をすることができる。

（免許を受けた者に対する報告徴収）

第百一条の五　（略）

（罰則　第百十七条の四第二号）

（免許の取消し、停止等）

第百三条　（略）

２　免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消すことができる。

一・二　（略）

三　自動車等の運転に関し第百十七条の二第一号、第三号又は第六号の違反行為をしたとき（前二号のいずれかに該当する場合を除く。）。

四・五　（略）

３～10　（略）

（免許の効力の仮停止）

第百三条の二　免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止（以下この条において「仮停止」という。）をすることができる。

一　（略）

二　第百十七条の二第一項第一号、第三号若しくは第四号、第百十七条の二の二第一項第一号、第三号若しくは第七号、第百十七条の四第二号又は第百十八条第一項第三号の違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三　第百十八条第一項第一号若しくは第二項第一号又は第百十九条第一項第一号から第六号まで、第十五号若しくは第二十号若しくは第二項第一号若しくは第二号の違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させたとき。

2～7　（略）

（罰則　第三項については第百二十一条第一項第八号）

（免許証の返納等）

第百七条　（略）

2～4　（略）

（罰則　第一項及び第三項については第百二十一条第一項第八号）

（国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者の自動車等の運転）

第百七条の二　道路交通に関する条約（以下「条約」という。）第二十四条第一項の運転免許証（第百七条の七第一項の国外運転免許証を除く。）で条約附属書九若しくは条約附属書十に定める様式に合致したもの（以下この条において「国際運転免許証」という。）又は自動車等の運転に関する本邦の域外にある国若しくは地域（国際運転免許証

一　（略）

二　第百十七条の二第一号、第三号若しくは第六号、第百十七条の二の二第一号、第三号若しくは第七号、第百十七条の四第一号の二又は第百十八条第一項第七号の違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三　第百十八条第一項第一号若しくは第二号又は第百十九条第一項第一号から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号の違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させたとき。

2～7　（略）

（罰則　第三項については第百二十一条第一項第九号）

（免許証の返納等）

第百七条　（略）

2～4　（略）

（罰則　第一項及び第三項については第百二十一条第一項第九号）

（国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者の自動車等の運転）

第百七条の二　道路交通に関する条約（以下「条約」という。）第二十四条第一項の運転免許証（第百七条の七第一項の国外運転免許証を除く。）で条約附属書九若しくは条約附属書十に定める様式に合致したもの（以下この条において「国際運転免許証」という。）又は自動車等の運転に関する本邦の域外にある国若しくは地域（国際運転免許証

を発給していない国又は地域であつて、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる運転免許の制度を有している国又は地域として政令で定めるものに限る。）の行政庁若しくは権限のある機関の免許に係る運転免許証（日本語による翻訳文で政令で定める者が作成したものが添付されているものに限る。以下この条において「外国運転免許証」という。）を所持する者（第八十八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する者を除く。）は、第六十四条第一項の規定にかかわらず、本邦に上陸（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記録されている者が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十条第一項の規定による出国の確認、同法第二十六条第一項の規定による再入国の許可（同法第二十六条の二第一項（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第二十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により出入国管理及び難民認定法第二十六条第一項の規定による再入国の許可を受けたものとみなされる場合を含む。）又は出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の十二第一項の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国し、当該出国の日から三月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場合における当該上陸を除く。第百十七条の二の二第一項第一号において同じ。）をした日から起算して一年間、当該国際運転免許証又は外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）で運転することができることとされている自動車等を運転することができる。ただし、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、旅客自動車を

を発給していない国又は地域であつて、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる運転免許の制度を有している国又は地域として政令で定めるものに限る。）の行政庁若しくは権限のある機関の免許に係る運転免許証（日本語による翻訳文で政令で定める者が作成したものが添付されているものに限る。以下この条において「外国運転免許証」という。）を所持する者（第八十八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する者を除く。）は、第六十四条第一項の規定にかかわらず、本邦に上陸（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記録されている者が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十条第一項の規定による出国の確認、同法第二十六条第一項の規定による再入国の許可（同法第二十六条の二第一項（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第二十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により出入国管理及び難民認定法第二十六条第一項の規定による再入国の許可を受けたものとみなされる場合を含む。）又は出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の十二第一項の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国し、当該出国の日から三月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場合における当該上陸を除く。第百十七条の二の二第一号において同じ。）をした日から起算して一年間、当該国際運転免許証又は外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）で運転することができることとされている自動車等を運転することができる。ただし、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、旅客自動車を運転し

運転し若しくは牽引自動車によつて旅客用車両を牽引して当該牽引自動車を運転する場合、又は代行運転普通自動車を運転する場合は、この限りでない。

（国際運転免許証等の携帯及び提示義務）

第百七条の三　（略）

（罰則　前段については第百二十一条第一項第十号、同条第三項後段については第百二十条第一項第十号）

（国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収）

第百七条の三の二　（略）

（罰則　第百十七条の四第三号）

（臨時適性検査）

第百七条の四　（略）

２～４　（略）

（罰則　第三項については第百十九条第一項第二十号）

（自動車等の運転禁止等）

第百七条の五　（略）

２　国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めてその者

若しくは牽引自動車によつて旅客用車両を牽引して当該牽引自動車を運転する場合、又は代行運転普通自動車を運転する場合は、この限りでない。

（国際運転免許証等の携帯及び提示義務）

第百七条の三　（略）

（罰則　前段については第百二十一条第一項第十号、同条第二項後段については第百二十条第一項第九号）

（国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収）

第百七条の三の二　（略）

（罰則　第百十七条の四第二号）

（臨時適性検査）

第百七条の四　（略）

２～４　（略）

（罰則　第三項については第百十九条第一項第十五号）

（自動車等の運転禁止等）

第百七条の五　（略）

２　国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めてその者

に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる。

一・二　（略）

三　自動車等の運転に関し第百十七条の二第一項第一号、第三号又は第四号の違反行為をしたとき（前二号のいずれかに該当する場合を除く。）。

四　（略）

3～11　（略）

（罰則　第五項、第七項及び第十項については第百二十一条第一項第八号）

（国外運転免許証の返納等）

第百七条の十　（略）

2・3　（略）

（罰則　第一項及び第二項については第百二十一条第一項第八号）

第百九条の三　（略）

2～4　（略）

（罰則　第一項については第百十九条の三第二項第二号、第百二十三条　第四項については第百十九条の三第二項第三号、第百二十三条）

第百十七条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる。

一・二　（略）

三　自動車等の運転に関し第百十七条の二第一号、第三号又は第六号の違反行為をしたとき（前二号のいずれかに該当する場合を除く。）。

四　（略）

3～11　（略）

（罰則　第五項、第七項及び第十項については第百二十一条第一項第九号）

（国外運転免許証の返納等）

第百七条の十　（略）

2・3　（略）

（罰則　第一項及び第二項については第百二十一条第一項第九号）

第百九条の三　（略）

2～4　（略）

（罰則　第一項については第百十九条の三第一項第七号、第百二十三条　第四項については第百十九条の三第一項第八号、第百二十三条）

第百十七条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

（削る）

（削る）

四　次条第一項第八号の罪を犯し、よつて高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた者

２　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一　第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第三号の規定に違反して、酒に酔つた状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

二　第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第四号の規定に違反して、前項第三号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

第百十七条の二の二　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

四　第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第二項の規定に違反した者（当該違反により当該車両等の提供を受けた者が身体に前号の政令

一～三　（略）

四　第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第三号の規定に違反して、酒に酔つた状態で自動車を運転することを命じ、又は容認した者

五　第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第四号の規定に違反して、第三号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認した者

六　次条第十一号の罪を犯し、よつて高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた者

（新設）

第百十七条の二の二　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

四　第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第二項の規定に違反した者（当該違反により当該車両等の提供を受けた者が身体に前号の政令

で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両等を運転した場合に限るものとし、前条第一項第二号に該当する場合を除く。）

五・六　（略）

七　第六十六条（過労運転等の禁止）の規定に違反した者（前条第一項第三号の規定に該当する者を除く。）

（削る）

（削る）

八・九　（略）

（削る）

2　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第一号の規定に違反したとき。

二　第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第三号の規定に違反したとき（当該違反により運転者が酒に酔つた状態で自動車を運転し、又は身体に前項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で自動車を運転した場合に限るものとし、前条第二

で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両等を運転した場合に限るものとし、前条第二号に該当する場合を除く。）

五・六　（略）

七　第六十六条（過労運転等の禁止）の規定に違反した者（前条第三号の規定に該当する者を除く。）

八　第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第一号の規定に違反した者

九　第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第三号の規定に違反した者（当該違反により運転者が酒に酔つた状態で自動車を運転し、又は身体に第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で自動車を運転した場合に限るものとし、前条第四号に該当する場合を除く。）

十　第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第四号の規定に違反した者（前条第五号に該当する者を除く。）

十一・十二　（略）

（新設）

項第一号に該当する場合を除く。）。

三　第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第四号の規定に違反したとき（前条第二項第二号に該当する場合を除く。）。

第百十七条の三の二　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第三項の規定に違反して酒類を提供した者（当該違反により当該酒類の提供を受けた者が身体に第百十七条の二の二第一項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等（軽車両を除く。）を運転した場合に限るものとし、同項第五号に該当する場合を除く。）

三　第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第四項の規定に違反した者（当該同乗した車両（軽車両を除く。以下この号において同じ。）の運転者が酒に酔った状態で当該車両を運転し、又は身体に第百十七条の二の二第一項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両を運転した場合に限るものとし、同項第六号に該当する場合を除く。）

第百十七条の四　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　（略）

三　（略）

第百十七条の三の二　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第三項の規定に違反して酒類を提供した者（当該違反により当該酒類の提供を受けた者が身体に第百十七条の二の二第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等（軽車両を除く。）を運転した場合に限るものとし、同条第五号に該当する場合を除く。）

三　第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第四項の規定に違反した者（当該同乗した車両（軽車両を除く。以下この号において同じ。）の運転者が酒に酔った状態で当該車両を運転し、又は身体に第百十七条の二の二第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両を運転した場合に限るものとし、同条第六号に該当する場合を除く。）

第百十七条の四　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

一の二　（略）

二　（略）

第百十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

（削る）

（削る）

二　第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反して無線通話装置を通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視した者（第百十七条の四第二号に該当する者を除く。）

（削る）

（削る）

（削る）

三　（略）

四　（略）

2　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違反して積

第百十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違反して積載物の重量の制限を超える積載をして車両を運転した者

三　第五十八条の五（過積載車両の運転の要求等の禁止）第二項の規定による警察署長の命令に従わなかつた者

三の二　第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反して無線通話装置を通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視した者（第百十七条の四第一号の二に該当する者を除く。）

四　第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第二号又は第五号の規定に違反した者

五　第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第六号の規定に違反して、第二号に規定する積載をして自動車を運転することを命じ、又は容認した者

六　第七十六条（禁止行為）第一項又は第二項の規定に違反した者

七　（略）

八　（略）

（新設）

載物の重量の制限を超える積載をして車両を運転したとき。

二　第五十八条の五（過積載車両の運転の要求等の禁止）第二項の規定による警察署長の命令に従わなかつたとき。

三　第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第二号又は第五号の規定に違反したとき。

四　第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第六号の規定に違反して、第一号に規定する積載をして自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

五　第七十六条（禁止行為）第一項又は第二項の規定に違反したとき。

3　過失により第一項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

第百十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　（略）

三　（略）

四　（略）

五　（略）

六　（略）

七　（略）

（削る）

2　過失により前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

第百十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　（略）

一の二　（略）

一の三　（略）

一の四　（略）

二　（略）

二の二　（略）

三　（略）

三の二　第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違反して積載をして車両を運転した者（第百十八条第一項第二号に該当す

八　（略）
九　（略）
十　（略）
（削る）
十一　（略）
十二　（略）
（削る）
十三　（略）
十四　（略）
十五　（略）
十六　（略）
十七　（略）
（削る）
（削る）
十八　（略）
十九　（略）
（削る）

る者を除く。）
三の三　（略）
三の四　（略）
四　（略）
五　第六十二条（整備不良車両の運転の禁止）の規定に違反して車両等（軽車両を除く。）を運転させ、又は運転した者
六　（略）
七　（略）
七の二　第六十三条の二の二（作動状態記録装置による記録等）の規定に違反した者
八　（略）
九　（略）
九の二　（略）
九の三　（略）
十　（略）
十一　第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第六号の規定に違反した者（第百十八条第一項第五号に該当する者を除く。）
十二　第七十五条（自動車の使用者の義務等）第二項又は第七十五条の二（自動車の使用者の義務等）第一項若しくは第二項の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者
十二の二　（略）
十二の三　（略）
十二の四　第七十六条（禁止行為）第三項又は第七十七条（道路の使用の許可）第一項の規定に違反した者

（削る）

（削る）

二十　（略）

２　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違反して積載をして車両を運転したとき（第百十八条第二項第一号に該当する場合を除く。）。

二　第六十二条（整備不良車両の運転の禁止）の規定に違反して車両等（軽車両を除く。）を運転させ、又は運転したとき。

三　第六十三条の二の二（作動状態記録装置による記録等）の規定に違反したとき。

四　第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第六号の規定に違反したとき（第百十八条第二項第四号に該当する場合を除く。）。

五　第七十五条（自動車の使用者の義務等）第二項又は第七十五条の二（自動車の使用者の義務等）第一項若しくは第二項の規定による公安委員会の命令に従わなかつたとき。

六　第七十六条（禁止行為）第三項又は第七十七条（道路の使用の許可）第一項の規定に違反したとき。

十三　第七十七条（道路の使用の許可）第三項の規定により警察署長が付し、又は同条第四項の規定により警察署長が変更し、若しくは付した条件に違反した者

十四　第八十一条（違法工作物等に対する措置）第一項、第八十一条の二（転落積載物等に対する措置）第一項又は第八十二条（沿道の工作物等の危険防止措置）第一項の規定による警察署長の命令に従わなかつた者

十五　（略）

（新設）

七　第七十七条（道路の使用の許可）第三項の規定により警察署長が付し、又は同条第四項の規定により警察署長が変更し、若しくは付した条件に違反したとき。

八　第八十一条（違法工作物等に対する措置）第一項、第八十一条の二（転落積載物等に対する措置）第一項又は第八十二条（沿道の工作物等の危険防止措置）第一項の規定による警察署長の命令に従わなかつたとき。

3　過失により第一項第二号、第五号（第四十三条後段に係る部分を除く。）、第十四号、第十六号若しくは第十九号又は前項第二号の罪を犯した者は、十万円以下の罰金に処する。

第百十九条の二　第七十四条の三（安全運転管理者等）第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第六項若しくは第八項の規定による公安委員会の命令に従わなかつたときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第百十九条の二の二　次の各号のいずれかに該当する行為（その行為が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するとき又はその行為をした場合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為をしたときに限る。）をした者は、十五万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

（削る）

2　過失により前項第一号の二、第二号（第四十三条後段に係る部分を除く。）、第五号、第九号、第九号の三又は第十二号の三の罪を犯した者は、十万円以下の罰金に処する。

（新設）

第百十九条の二　次の各号のいずれかに該当する行為（第一号及び第二号に掲げる行為にあつては、その行為が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するとき又はその行為をした場合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為をしたときに限る。）をした者は、十五万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

三　第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号の規定に違反する行為

2　第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、十五万円以下の罰金に処する。

3　過失により第一項第一号の罪を犯した者は、十五万円以下の罰金に処する。

第百十九条の三　次の各号のいずれかに該当する者（第一号から第四号までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。）は、十万円以下の罰金に処する。

一～四　（略）

（削る）

五　（略）

（削る）

（削る）

2　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第五十一条の五（報告徴収等）第一項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき。

二　第百九条の三（交通情報の提供）第一項の規定による届出をせず

（新設）

2　過失により前項第一号の罪を犯した者は、十五万円以下の罰金に処する。

第百十九条の三　次の各号のいずれかに該当する者（第一号から第四号までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。）は、十万円以下の罰金に処する。

一～四　（略）

五　第五十一条の五（報告徴収等）第一項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者

六　（略）

七　第百九条の三（交通情報の提供）第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八　第百九条の三（交通情報の提供）第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

（新設）

、又は虚偽の届出をしたとき。

三　第百九条の三（交通情報の提供）第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

3　過失により第一項第一号から第三号までの罪を犯した者は、十万円以下の罰金に処する。

第百二十条　次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第二十五条（道路外に出る場合の方法）第三項、第二十六条（車間距離の保持）、第二十六条の二（進路の変更の禁止）第二項、第二十七条（他の車両に追いつかれた車両の義務）、第三十一条の二（乗合自動車の発進の保護）、第三十二条（割込み等の禁止）、第三十四条（左折又は右折）第六項（第三十五条（指定通行区分）第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条（交差点における他の車両等との関係等）第一項、第三十七条（交差点における他の車両等との関係等）、第四十条（緊急自動車の優先）、第四十一条の二（消防用車両の優先等）第一項若しくは第二項又は第七十五条の六（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）の規定の違反となるような行為をした者（第二十六条の規定の違反となるような行為をした者にあつては、第百十九条第一項第四号に該当する者を除く。）

三　（略）

四　（略）

2　過失により前項第一号、第二号又は第三号の罪を犯した者は、十万円以下の罰金に処する。

第百二十条　次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第二十五条（道路外に出る場合の方法）第三項、第二十六条（車間距離の保持）、第二十六条の二（進路の変更の禁止）第二項、第二十七条（他の車両に追いつかれた車両の義務）、第三十一条の二（乗合自動車の発進の保護）、第三十二条（割込み等の禁止）、第三十四条（左折又は右折）第六項（第三十五条（指定通行区分）第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条（交差点における他の車両等との関係等）第一項、第三十七条（交差点における他の車両等との関係等）、第四十条（緊急自動車の優先）、第四十一条の二（消防用車両の優先等）第一項若しくは第二項又は第七十五条の六（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）の規定の違反となるような行為をした者（第二十六条の規定の違反となるような行為をした者にあつては、第百十九条第一項第一号の四に該当する者を除く。）

三　（略）

四　（略）

五　（略）

（削る）

六　（略）

七　（略）

八　（略）

九　（略）

十　（略）

（削る）

（削る）

十一　（略）

（削る）

十二　（略）

十三　（略）

（削る）

十四～十七　（略）

2　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。

一　第五十五条（乗車又は積載の方法）第一項若しくは第二項又は第

五　（略）

六及び七　削除

八　（略）

八の二　（略）

八の三　（略）

八の四　（略）

九　（略）

十　第五十五条（乗車又は積載の方法）第一項若しくは第二項又は第五十九条（自動車の牽引制限）第一項若しくは第二項の規定に違反した者

十一　第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違反した者（第百十八条第一項第二号及び第百十九条第一項第三号の二に該当する者を除く。）

十一の二　（略）

十一の三　第七十四条の三（安全運転管理者等）第一項若しくは第四項の規定に違反した者又は同条第六項の規定による公安委員会の命令に従わなかった者

十二　（略）

十二の二　（略）

十三　第七十七条（道路の使用の許可）第七項の規定に違反した者

十四～十七　（略）

（新設）

五十九条（自動車の牽引制限）第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

二　第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違反したとき（第百十八条第二項第一号及び第百十九条第二項第一号に該当する場合を除く。）。

三　第七十四条の三（安全運転管理者等）第五項の規定に違反したとき。

四　第七十七条（道路の使用の許可）第七項の規定に違反したとき。

3　過失により第一項第三号から第七号まで又は第十四号の罪を犯した者は、五万円以下の罰金に処する。

第百二十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一　（略）

二　（略）

三　（略）

四　（略）

五　（略）

六　（略）

七　（略）

（削る）

（削る）

2　過失により前項第三号から第五号まで、第八号、第八号の二又は第十四号の罪を犯した者は、五万円以下の罰金に処する。

第百二十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一　（略）

一の二　（略）

二　（略）

三　（略）

四　（略）

五　（略）

六　（略）

七　第五十七条（乗車又は積載の制限等）第二項又は第六十条（自動車以外の車両の牽引制限）の規定に基づく公安委員会の定めに違反した者

八　第五十八条（制限外許可証の交付等）第三項の規定により警察署

八　（略）

（削る）

九　（略）

十　（略）

2　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一　第五十七条（乗車又は積載の制限等）第二項又は第六十条（自動車以外の車両の牽引制限）の規定に基づく公安委員会の定めに違反したとき。

二　第五十八条（制限外許可証の交付等）第三項の規定により警察署長が付した条件に違反したとき。

三　第六十三条の二（運行記録計による記録等）の規定に違反したとき。

3　過失により第一項第九号又は第十号の罪を犯した者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

第百二十三条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百十七条の二第二項、第百十七条の二の二第二項、第百十八条第二項、第百十九条第二項、第百十九条の二、第百十九条の二の二第二項、第百十九条の三第二項、第百二十条第二項又は第百二十一条第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金

長が付した条件に違反した者

九　（略）

九の二　第六十三条の二（運行記録計による記録等）又は第七十四条の三（安全運転管理者等）第五項の規定に違反した者

九の三　（略）

十　（略）

（新設）

2　過失により前項第九号の三又は第十号の罪を犯した者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

第百二十三条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百十七条の二第四号若しくは第五号、第百十七条の二の二第八号から第十号まで、第百十八条第一項第二号、第三号若しくは第四号から第六号まで、第百十九条第一項第三号の二、第五号、第七号の二、第十一号、第十二号、第十二号の四、第十三号若しくは第十四号、第百十九条の二第一項第三

刑又は科料刑を科する。

（通則）

第百二十五条　（略）

２　この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、次の各号のいずれかに該当する者以外のものをいう。

一　（略）

二　当該反則行為をした場合において、酒に酔つた状態、第百十七条の二第一項第三号に規定する状態又は身体に第百十七条の二の二第一項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等を運転していた者

三　（略）

３　（略）

（告知）

第百二十六条　（略）

２・３　（略）

４　第百十四条の四第一項に規定する交通巡視員は、第百十九条の二の二第一項若しくは第三項又は第百十九条の三第一項第一号から第四号まで若しくは第三項の罪に当たる行為をした反則者があると認めると

号、第百十九条の三第一項第五号、第七号若しくは第八号、第百二十条第一項第十号、第十一号、第十一号の三若しくは第十三号又は第百二十一条第一項第七号、第八号若しくは第九号の二の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

（通則）

第百二十五条　（略）

２　この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、次の各号のいずれかに該当する者以外のものをいう。

一　（略）

二　当該反則行為をした場合において、酒に酔つた状態、第百十七条の二第三号に規定する状態又は身体に第百十七条の二の二第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等を運転していた者

三　（略）

３　（略）

（告知）

第百二十六条　（略）

２・３　（略）

４　第百十四条の四第一項に規定する交通巡視員は、第百十九条の二又は第百十九条の三第一項第一号から第四号まで若しくは第二項の罪に当たる行為をした反則者があると認めるときは、第一項の例により告

きは、第一項の例により告知するものとし、当該告知をしたときは、前項の例により報告しなければならない。

別表第二（第百二十五条、第百三十条の二関係）

反則行為の区分	反則行為に係る車両等の種類	反則金の限度額
第百十八条第一項第一号又は第三項の罪に当たる行為（第二十二条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上超える速度で運転する行為を除く。）	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
第百十八条第一項第二号の罪に当たる行為	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）

知するものとし、当該告知をしたときは、前項の例により報告しなければならない。

別表第二（第百二十五条、第百三十条の二関係）

反則行為の区分	反則行為に係る車両等の種類	反則金の限度額
第百十八条第一項第一号又は第二項の罪に当たる行為（第二十二条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上超える速度で運転する行為を除く。）	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
第百十八条第一項第二号の罪に当たる行為（車両について第五十七条第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車等を運転する	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）

第百十八条第二項第一号の罪に当たる行為（車両について第五十七条第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車等を運転する行為を除く。）	（略）	（略）
第百十九条第一項第二号から第六号まで、第十四号から第十六号まで、第十九号若しくは第二十号、第二項第一号から第三号まで又は第三項の罪に当たる行為	（略）	（略）
第百十九条の二の二第一項又は第三項の罪に当たる行為	（略）	（略）
第百十九条の三第一項又は第三項の罪に当たる行為	（略）	（略）
第百二十条第一項第二号か	（略）	（略）

行為を除く。）		
第百十八条第一項第三号の二の罪に当たる行為	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
第百十九条第一項第一号の二から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第七号の二、第九号から第九号の三まで、第十二号の三若しくは第十五号又は第二項の罪に当たる行為	（略）	（略）
	（略）	（略）
第百十九条の二の罪に当たる行為	（略）	（略）
	（略）	（略）
第百十九条の三第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又は第二項の罪に当たる行為	（略）	（略）
	（略）	（略）
第百二十条第一項第二号か	（略）	（略）

ら第六号まで、第十号（第七十一条第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号又は第七十一条の二に係る部分に限る。）若しくは第十二号から第十四号まで、第二項第一号若しくは第二号又は第三項の罪に当たる行為	（略）	（略）
第百二十一条第一項第二号、第六号、第七号、第九号若しくは第十号、第二項又は第三項の罪に当たる行為	（略）	（略）

備考

（略）

ら第八号まで、第九号（第七十一条第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号又は第七十一条の二に係る部分に限る。）、第十号、第十一号、第十二号、第十二号の二若しくは第十四号又は第二項の罪に当たる行為	（略）	（略）
第百二十一条第一項第一号の二、第五号から第八号まで若しくは第九号の二から第十号まで又は第二項の罪に当たる行為	（略）	（略）

備考

（略）

○　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章　（略） 第二章　歩行者等の通行方法（第十条―第十五条の二） 第二章の二　遠隔操作型小型車の使用者の義務（第十五条の三―第十五条の六） 第三章　（略） 第四章　車両等の運転者及び使用者の義務 第一節～第三節　（略） 第四章の二　（略） 第四章の三　特定自動運行の許可等（第七十五条の十二―第七十五条の二十九） 第五章　道路の使用等 第一節・第二節　（略） 第六章～第九章　（略） 附則 （定義） 第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～八　（略）	目次 第一章　（略） 第二章　歩行者の通行方法（第十条―第十五条） （新設） 第三章　（略） 第四章　運転者及び使用者の義務 第一節～第三節　（略） 第四章の二　（略） （新設） 第五章　道路の使用等 第一節・第二節　（略） 第六章～第九章　（略） 附則 （定義） 第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～八　（略）

九　自動車　原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転し、又は特定自動運行を行う車であつて、原動機付自転車、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車並びに歩行補助車、乳母車その他の歩きながら用いる小型の車で政令で定めるもの（以下「歩行補助車等」という。）以外のものをいう。

十　原動機付自転車　内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車、遠隔操作型小型車及び歩行補助車等以外のものをいう。

十一　軽車両　次に掲げるものであつて、移動用小型車、身体障害者用の車及び歩行補助車等以外のもの（遠隔操作（車から離れた場所から当該車に電気通信技術を用いて指令を与えることにより当該車の操作をすること（当該操作をする車に備えられた衝突を防止するために自動的に当該車の通行を制御する装置を使用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）により通行させることができるものを除く。）をいう。

イ　自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引（けん）され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含み、小児用の車（小児が用いる小型の車であつて、歩きながら用いるもの以外のものをいう。次号及び第三項第一号において同じ。）を除く。）

ロ　（略）

十一の二　自転車　ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。

九　自動車　原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、軽車両及び身体障害者用の車椅子並びに歩行補助車、小児用の車その他の小型の車で政令で定めるもの（以下「歩行補助車等」という。）以外のものをいう。

十　原動機付自転車　内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、軽車両、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものをいう。

十一　軽車両　次に掲げるものであつて、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものをいう。

イ　自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引（けん）され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）

ロ　（略）

十一の二　自転車　ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。

）であつて、身体障害者用の車、小児用の車及び歩行補助車等以外のもの（原動機を用いるものにあつては、人の力を補うため原動機を用いるものであつて内閣府令で定める基準に該当するものを含み、移動用小型車及び遠隔操作により通行させることができるものを除く。）をいう。

十一の三　移動用小型車　人の移動の用に供するための原動機を用いる小型の車（遠隔操作により通行させることができるものを除く。）であつて、車体の大きさ及び構造が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当するもののうち、身体障害者用の車以外のものをいう。

十一の四　身体障害者用の車　身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車（原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限り、遠隔操作により通行させることができるものを除く。）をいう。

十一の五　遠隔操作型小型車　人又は物の運送の用に供するための原動機を用いる小型の車であつて遠隔操作により通行させることができるもののうち、車体の大きさ及び構造が歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当するものであり、かつ、内閣府令で定める基準に適合する非常停止装置を備えているものをいう。

十二～十六　（略）

十七　運転　道路において、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）をその本来の用い方に従つて用いること（特定自動運行を行う場合を除く。）をいう。

）であつて、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のもの（人の力を補うため原動機を用いるものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。）をいう。

（新設）

十一の三　身体障害者用の車椅子　身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車椅子（原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）をいう。

（新設）

十二～十六　（略）

十七　運転　道路において、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）をその本来の用い方に従つて用いること（自動運行装置を使用する場合を含む。）をいう。

十七の二　特定自動運行　道路において、自動運行装置（当該自動運行装置を備えている自動車が第六十二条に規定する整備不良車両に該当することとなつたとき又は当該自動運行装置の使用が当該自動運行装置に係る使用条件（道路運送車両法第四十一条第二項に規定する条件をいう。以下同じ。）を満たさないこととなつたときに、直ちに自動的に安全な方法で当該自動車を停止させることができるものに限る。）を当該自動運行装置に係る使用条件で使用して当該自動運行装置を備えている自動車を運行すること（当該自動車の運行中の道路、交通及び当該自動車の状況に応じて当該自動車の装置を操作する者がいる場合のものを除く。）をいう。

十八　駐車　車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で五分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。）、又は車両等が停止（特定自動運行中の停止を除く。）をし、かつ、当該車両等の運転をする者（以下「運転者」という。）がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。

十九～二十三　（略）

2　（略）

3　この法律の規定の適用については、次に掲げる者は、歩行者とする。

一　移動用小型車、身体障害者用の車、遠隔操作型小型車、小児用の車又は歩行補助車等を通行させている者（遠隔操作型小型車にあつては、遠隔操作により通行させている者を除く。）

二　（略）

（新設）

十八　駐車　車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で五分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。）、又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転をする者（以下「運転者」という。）がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。

十九～二十三　（略）

2　（略）

3　この法律の規定の適用については、次に掲げる者は、歩行者とする。

一　身体障害者用の車椅子又は歩行補助車等を通行させている者

二　（略）

（公安委員会の交通規制）

第四条　都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者若しくは遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）（次条から第十三条の二までにおいて「歩行者等」という。）又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安委員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。

2～5　（略）

（罰則　第一項後段については第百十九条第一項第一号、第百二十一条第一項第一号及び第二号）

（警察署長等への委任）

第五条　公安委員会は、政令で定めるところにより、前条第一項に規定する歩行者等又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを警察署長に行わせることができる。

2　（略）

（公安委員会の交通規制）

第四条　都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安委員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。

2～5　（略）

（罰則　第一項後段については第百十九条第一項第一号、第百二十一条第一項第一号）

（警察署長等への委任）

第五条　公安委員会は、政令で定めるところにより、前条第一項に規定する歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを警察署長に行なわせることができる。

2　（略）

（警察官等の交通規制）

第六条　（略）

２・３　（略）

４　警察官は、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該道路につき、一時、歩行者等又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。

５　（略）

（罰則　第二項については第百二十条第一項第一号　第四項については第百十九条第一項第一号、第百二十一条第一項第一号及び第二号）

（信号機の信号等に従う義務）

第七条　道路を通行する歩行者等又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等（前条第一項後段の場合においては、当該手信号等）に従わなければならない。

（罰則　第百十九条第一項第二号、同条第三項、第百二十一条第一項第一号及び第二号）

（通行の禁止等）

第八条　歩行者等又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。

（警察官等の交通規制）

第六条　（略）

２・３　（略）

４　警察官は、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該道路につき、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。

５　（略）

（罰則　第二項については第百二十条第一項第一号　第四項については第百十九条第一項第一号、第百二十一条第一項第一号）

（信号機の信号等に従う義務）

第七条　道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等（前条第一項後段の場合においては、当該手信号等）に従わなければならない。

（罰則　第百十九条第一項第二号、同条第三項、第百二十一条第一項第一号）

（通行の禁止等）

第八条　歩行者又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。

2～6　（略）

（罰則　第一項については第百十九条第一項第二号、同条第三項、第百二十一条第一項第一号及び第二号　第五項については第百二十一条第一項第三号）

第二章　歩行者等の通行方法

（通行区分）

第十条　歩行者等は、歩道又は歩行者等の通行に十分な幅員を有する路側帯（次項及び次条において「歩道等」という。）と車道の区別のない道路においては、道路の右側端に寄って通行しなければならない。ただし、道路の右側端を通行することが危険であるときその他やむを得ないときは、道路の左側端に寄って通行することができる。

2　歩行者等は、歩道等と車道の区別のある道路においては、次の各号に掲げる場合を除き、歩道等を通行しなければならない。

一・二　（略）

3　前項の規定により歩道を通行する歩行者等は、第六十三条の四第二項に規定する普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通行指定部分をできるだけ避けて通行するように努めなければならない。

（行列等の通行）

第十一条　（略）

2・3　（略）

2～6　（略）

（罰則　第一項については第百十九条第一項第二号、同条第三項、第百二十一条第一項第一号　第五項については第百二十一条第一項第二号）

第二章　歩行者の通行方法

（通行区分）

第十条　歩行者は、歩道又は歩行者の通行に十分な幅員を有する路側帯（次項及び次条において「歩道等」という。）と車道の区別のない道路においては、道路の右側端に寄って通行しなければならない。ただし、道路の右側端を通行することが危険であるときその他やむを得ないときは、道路の左側端に寄って通行することができる。

2　歩行者は、歩道等と車道の区別のある道路においては、次の各号に掲げる場合を除き、歩道等を通行しなければならない。

一・二　（略）

3　前項の規定により歩道を通行する歩行者は、第六十三条の四第二項に規定する普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通行指定部分をできるだけ避けて通行するように努めなければならない。

（行列等の通行）

第十一条　（略）

2・3　（略）

（罰則　第一項については第百二十一条第一項第四号　第二項及び第三項については第百二十一条第一項第五号）

（横断の方法）

第十二条　歩行者等は、道路を横断しようとするときは、横断歩道がある場所の付近においては、その横断歩道によつて道路を横断しなければならない。

２　歩行者等は、交差点において道路標識等により斜めに道路を横断することができることとされている場合を除き、斜めに道路を横断してはならない。

（横断の禁止の場所）

第十三条　歩行者等は、車両等の直前又は直後で道路を横断してはならない。ただし、横断歩道によつて道路を横断するとき、又は信号機の表示する信号若しくは警察官等の手信号等に従つて道路を横断するときは、この限りでない。

２　歩行者等は、道路標識等によりその横断が禁止されている道路の部分においては、道路を横断してはならない。

（歩行者用道路等の特例）

第十三条の二　歩行者用道路又はその構造上車両等が入ることができないこととなつている道路を通行する歩行者等については、第十条から前条までの規定は、適用しない。

（罰則　第一項については第百二十一条第一項第三号　第二項及び第三項については第百二十一条第一項第四号）

（横断の方法）

第十二条　歩行者は、道路を横断しようとするときは、横断歩道がある場所の附近においては、その横断歩道によつて道路を横断しなければならない。

２　歩行者は、交差点において道路標識等により斜めに道路を横断することができることとされている場合を除き、斜めに道路を横断してはならない。

（横断の禁止の場所）

第十三条　歩行者は、車両等の直前又は直後で道路を横断してはならない。ただし、横断歩道によつて道路を横断するとき、又は信号機の表示する信号若しくは警察官等の手信号等に従つて道路を横断するときは、この限りでない。

２　歩行者は、道路標識等によりその横断が禁止されている道路の部分においては、道路を横断してはならない。

（歩行者用道路等の特例）

第十三条の二　歩行者用道路又はその構造上車両等が入ることができないこととなつている道路を通行する歩行者については、第十条から前条までの規定は、適用しない。

（歩行者と遠隔操作型小型車との関係）

第十四条の二　遠隔操作型小型車は、遠隔操作により道路を通行する場合において、歩行者の通行を妨げることとなるときは、当該歩行者に進路を譲らなければならない。

（遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者の義務）

第十四条の三　遠隔操作型小型車（道路を通行しているものに限る。）の遠隔操作を行う者は、当該遠隔操作型小型車について遠隔操作のための装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該遠隔操作型小型車の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で通行させなければならない。

（移動用小型車等を通行させる者の義務）

第十四条の四　移動用小型車又は遠隔操作型小型車を道路において通行させる者は、当該移動用小型車又は遠隔操作型小型車の見やすい箇所に内閣府令で定める様式の標識を付けなければならない。

（罰則　第百二十一条第一項第六号）

（通行方法の指示）

第十五条　警察官等は、第十条第一項若しくは第二項、第十二条若しくは第十三条の規定に違反して道路を通行している歩行者又はこれらの規定若しくは第十四条の二若しくは第十四条の三の規定に違反して道路を通行している遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者に対し、当該各条に規定する通行方法によるべきことを指示することができる。

（新設）

（新設）

（新設）

（通行方法の指示）

第十五条　警察官等は、第十条第一項若しくは第二項、第十二条又は第十三条の規定に違反して道路を通行している歩行者に対し、当該各条に規定する通行方法によるべきことを指示することができる。

（罰則　第百二十一条第一項第七号）

（遠隔操作型小型車に対する危険防止等の措置）

第十五条の二　警察官等は、遠隔操作により道路を通行している遠隔操作型小型車が著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は交通の妨害となるおそれがあり、かつ、急を要すると認めるときは、道路における交通の危険を防止し、又は交通の妨害を排除するため必要な限度において、当該遠隔操作型小型車を停止させ、又は移動させることができる。

第二章の二　遠隔操作型小型車の使用者の義務

（遠隔操作による通行の届出）

第十五条の三　遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路において通行させるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）の使用者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所を管轄する公安委員会に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

一　遠隔操作型小型車の使用者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所

三　遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所の所在地及び連絡先並びに遠隔操作のための装置、人員その他の体制

（新設）

（新設）

（罰則　第百二十一条第一項第五号）

四　運送される人又は物の別及び当該人又は物の運送の方法
五　非常停止装置の位置及び形状
六　遠隔操作型小型車の仕様に関する事項として内閣府令で定める事項
2　前項の規定による届出には、当該届出をする者に係る住民票の写し又は登記事項証明書、当該届出に係る遠隔操作型小型車の仕様を示す書面その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
3　公安委員会は、第一項前段の規定による届出があつたときは、当該届出をした者を識別するための番号、記号その他の符号（次条において「届出番号等」という。）をその者に通知しなければならない。
（罰則　第一項については第百十九条の二の二第一号、第百二十三条）

（届出番号等の表示義務）
第十五条の四　前条第一項前段の規定による届出をした遠隔操作型小型車の使用者は、内閣府令で定めるところにより、同条第三項の規定により通知された届出番号等を遠隔操作型小型車の見やすい箇所に表示しなければならない。

（報告及び検査）
第十五条の五　公安委員会は、この章の規定の施行に必要な限度において、遠隔操作型小型車の使用者に対し、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、第十五条の三第一項第三号に規定する場所その他の遠隔

（新設）

（新設）

操作型小型車の使用者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（罰則　第一項については第百十九条の二の三第一号、第百二十三条）

（遠隔操作型小型車の使用者に対する指示）

第十五条の六　公安委員会は、遠隔操作型小型車の使用者又はその使用する者が遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、当該遠隔操作型小型車の使用者に対し、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し必要な措置をとるべきこと（措置をとるまでの間、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路の通行を停止させることを含む。）を指示することができる。

（罰則　第百十九条の二の二第二号、第百二十三条）

（軽車両の路側帯通行）

第十七条の二　（略）

2　（略）

（新設）

（軽車両の路側帯通行）

第十七条の二　（略）

2　（略）

（罰則　第二項については第百二十一条第一項第八号）

（軽車両の並進の禁止）

第十九条　（略）

（罰則　第百二十一条第一項第八号）

（軌道敷内の通行）

第二十一条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第百二十一条第一項第八号）

（道路外に出る場合の方法）

第二十五条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項及び第二項については第百二十一条第一項第八号

第三項については第百二十条第一項第二号）

（踏切の通過）

第三十三条　（略）

２　（略）

３　車両等の運転者は、故障その他の理由により踏切において当該車両等を運転することができなくなつたときは、直ちに非常信号を行う等踏切に故障その他の理由により停止している車両等があることを鉄道若しくは軌道の係員又は警察官に知らせるための措置を講ずるとと

（罰則　第二項については第百二十一条第一項第六号）

（軽車両の並進の禁止）

第十九条　（略）

（罰則　第百二十一条第一項第六号）

（軌道敷内の通行）

第二十一条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第百二十一条第一項第六号）

（道路外に出る場合の方法）

第二十五条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項及び第二項については第百二十一条第一項第六号

第三項については第百二十条第一項第二号）

（踏切の通過）

第三十三条　（略）

２　（略）

３　車両等の運転者は、故障その他の理由により踏切において当該車両等を運転することができなくなつたときは、直ちに非常信号を行なう等踏切に故障その他の理由により停止している車両等があることを鉄道若しくは軌道の係員又は警察官に知らせるための措置を講ずるとと

に、当該車両等を踏切以外の場所に移動するため必要な措置を講じなければならない。

（罰則　（略））

（左折又は右折）

第三十四条　（略）

２～６　（略）

（罰則　第一項から第五項までについては第百二十一条第一項第八号　第六項については第百二十条第一項第二号）

（環状交差点における左折等）

第三十五条の二　（略）

２　（略）

（罰則　第百二十一条第一項第八号）

（消防用車両の優先等）

第四十一条の二　交差点又はその付近において、消防用車両（消防用自動車以外の消防の用に供する車両で、消防用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。以下この条及び第七十五条の二十二第二項において同じ。）が接近してきたときは、車両等（車両にあつては、緊急自動車及び消防用車両を除く。）は、交差点を避けて一時停止しなければならない。

２～４　（略）

（罰則　（略））

もに、当該車両等を踏切以外の場所に移動するため必要な措置を講じなければならない。

（罰則　（略））

（左折又は右折）

第三十四条　（略）

２～６　（略）

（罰則　第一項から第五項までについては第百二十一条第一項第六号　第六項については第百二十条第一項第二号）

（環状交差点における左折等）

第三十五条の二　（略）

２　（略）

（罰則　第百二十一条第一項第六号）

（消防用車両の優先等）

第四十一条の二　交差点又はその付近において、消防用車両（消防用自動車以外の消防の用に供する車両で、消防用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。以下この条において同じ。）が接近してきたときは、車両等（車両にあつては、緊急自動車及び消防用車両を除く。）は、交差点を避けて一時停止しなければならない。

２～４　（略）

（罰則　（略））

（停車及び駐車を禁止する場所）

第四十四条　（略）

２　（略）

（罰則　第一項については第百十九条の二の四第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項）

（駐車を禁止する場所）

第四十五条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項及び第二項については第百十九条の二の四第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項）

（高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例）

第四十五条の二　（略）

２～５　（略）

（罰則　第四項については第百二十一条第一項第十号）

（停車又は駐車の方法）

第四十七条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項については第百十九条の三第一項第四号　第二項及び第三項については第百十九条の二の四第一項第二号、第百十九条の三第一項第四号）

（停車及び駐車を禁止する場所）

第四十四条　（略）

２　（略）

（罰則　第一項については第百十九条の二の二第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項）

（駐車を禁止する場所）

第四十五条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項及び第二項については第百十九条の二の二第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項）

（高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例）

第四十五条の二　（略）

２～５　（略）

（罰則　第四項については第百二十一条第一項第八号）

（停車又は駐車の方法）

第四十七条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項については第百十九条の三第一項第四号　第二項及び第三項については第百十九条の二の二第一項第二号、第百十九条の三第一項第四号）

（停車又は駐車の方法の特例）

第四十八条　（略）

（罰則　第百十九条の二の四第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項）

（時間制限駐車区間における駐車の方法等）

第四十九条の三　（略）

２～４　（略）

（罰則　第二項については第百十九条の三第一項第一号、同条第三項　第三項については第百十九条の二の四第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項　第四項については第百十九条の三第一項第三号、同条第三項）

（高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止）

第四十九条の四　（略）

（罰則　第百十九条の二の四第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項）

（違法駐車に対する措置）

第五十一条　車両が第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第二項若しくは第三項、第四十九条の四若しくは第四十九条の五後段の規定に違反して駐車していると認められるとき、又は第四十九条第

（停車又は駐車の方法の特例）

第四十八条　（略）

（罰則　第百十九条の二の二第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項）

（時間制限駐車区間における駐車の方法等）

第四十九条の三　（略）

２～４　（略）

（罰則　第二項については第百十九条の三第一項第一号、同条第三項　第三項については第百十九条の二の二第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項　第四項については第百十九条の三第一項第三号、同条第三項）

（高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止）

第四十九条の四　（略）

（罰則　第百十九条の二の二第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項）

（違法駐車に対する措置）

第五十一条　車両が第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第二項若しくは第三項、第四十九条の四若しくは第四十九条の五後段の規定に違反して駐車していると認められるとき、又は第四十九条第

一項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、第四十九条の三第四項の規定に違反していると認められるとき（第五十一条の四第一項及び第七十五条の二十二第三項において「違法駐車と認められる場合」と総称する。）は、警察官等は、当該車両の運転者その他当該車両の管理について責任がある者（以下この条において「運転者等」という。）に対し、当該車両の駐車の方法を変更し、若しくは当該車両を当該駐車が禁止されている場所から移動すべきこと又は当該車両を当該時間制限駐車区間の当該車両が駐車している場所から移動すべきことを命ずることができる。

2～22　（略）

（罰則　（略））

（車両移動保管関係事務の委託）

第五十一条の三　（略）

2　（略）

（罰則　第二項については第百十七条の四第一項第一号）

（放置違反金）

第五十一条の四　（略）

2～18　（略）

（罰則　第二項については第百二十一条第一項第十号）

一項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、第四十九条の三第四項の規定に違反していると認められるとき（第五十一条の四第一項において「違法駐車と認められる場合」と総称する。）は、警察官等は、当該車両の運転者その他当該車両の管理について責任がある者（以下この条において「運転者等」という。）に対し、当該車両の駐車の方法を変更し、若しくは当該車両を当該駐車が禁止されている場所から移動すべきこと又は当該車両を当該時間制限駐車区間の当該車両が駐車している場所から移動すべきことを命ずることができる。

2～22　（略）

（罰則　（略））

（車両移動保管関係事務の委託）

第五十一条の三　（略）

2　（略）

（罰則　第二項については第百十七条の四第一号）

（放置違反金）

第五十一条の四　（略）

2～18　（略）

（罰則　第二項については第百二十一条第一項第八号）

（国家公安委員会への報告等）

第五十一条の六　（略）

２　国家公安委員会は、前項前段の規定により、督促をした旨の報告を受けたときは、当該報告に係る事項（内閣府令で定めるものに限る。）を国土交通大臣等（国土交通大臣若しくはその権限の委任を受けた地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長又は軽自動車検査協会（道路運送車両法第五章の二の規定により設立された軽自動車検査協会をいう。）をいう。次条及び第七十五条の十三第二項第一号において同じ。）に通知するものとする。当該督促に係る納付命令を取り消した旨の報告を受けたときも、同様とする。

（確認事務の委託）

第五十一条の八　（略）

２　（略）

３　次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができない。

一　（略）

二　役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第七十五条の十四において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ　（略）

（国家公安委員会への報告等）

第五十一条の六　（略）

２　国家公安委員会は、前項前段の規定により、督促をした旨の報告を受けたときは、当該報告に係る事項（内閣府令で定めるものに限る。）を国土交通大臣等（国土交通大臣若しくはその権限の委任を受けた地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長又は軽自動車検査協会（道路運送車両法第五章の二の規定により設立された軽自動車検査協会をいう。）をいう。次条において同じ。）に通知するものとする。当該督促に係る納付命令を取り消した旨の報告を受けたときも、同様とする。

（確認事務の委託）

第五十一条の八　（略）

２　（略）

３　次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができない。

一　（略）

二　役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ　（略）

ロ　禁錮以上の刑に処せられ、又は第百十九条の二の四第二項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ハ～ヘ　（略）

4～7　（略）

（放置車両確認機関）

第五十一条の十二　（略）

2～8　（略）

（罰則　第六項については第百十七条の四第一項第一号）

（放置違反金関係事務の委託）

第五十一条の十五　（略）

2　（略）

（罰則　第二項については第百十七条の四第一項第一号）

（警音器の使用等）

第五十四条　（略）

2　（略）

（罰則　第一項については第百二十条第一項第六号、同条第三項第二項については第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号ト、第百二十一条第一項第九号）

（乗車又は積載の方法）

ロ　禁錮以上の刑に処せられ、又は第百十九条の二の二第二項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ハ～ヘ　（略）

4～7　（略）

（放置車両確認機関）

第五十一条の十二　（略）

2～8　（略）

（罰則　第六項については第百十七条の四第一号）

（放置違反金関係事務の委託）

第五十一条の十五　（略）

2　（略）

（罰則　第二項については第百十七条の四第一号）

（警音器の使用等）

第五十四条　（略）

2　（略）

（罰則　第一項については第百二十条第一項第六号、同条第三項第二項については第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号ト、第百二十一条第一項第七号）

（乗車又は積載の方法）

第五十五条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項及び第二項については第百二十条第二項第一号、第百二十三条　第三項については第百二十一条第一項第九号）

（車両の検査等）

第六十三条　（略）

２～８　（略）

（罰則　第一項前段については第百十九条第一項第十一号　第二項については第百十九条第一項第十二号　第七項については第百二十一条第一項第十号）

（自転車道の通行区分）

第六十三条の三　（略）

（罰則　第百二十一条第一項第八号）

（普通自転車の歩道通行）

第六十三条の四　（略）

２　（略）

（罰則　第二項については第百二十一条第一項第八号）

（自転車の通行方法の指示）

第六十三条の八　（略）

（罰則　第百二十一条第一項第七号）

第五十五条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項及び第二項については第百二十条第二項第一号、第百二十三条　第三項については第百二十一条第一項第七号）

（車両の検査等）

第六十三条　（略）

２～８　（略）

（罰則　第一項前段については第百十九条第一項第十一号　第二項については第百十九条第一項第十二号　第七項については第百二十一条第一項第八号）

（自転車道の通行区分）

第六十三条の三　（略）

（罰則　第百二十一条第一項第六号）

（普通自転車の歩道通行）

第六十三条の四　（略）

２　（略）

（罰則　第二項については第百二十一条第一項第六号）

（自転車の通行方法の指示）

第六十三条の八　（略）

（罰則　第百二十一条第一項第五号）

（自転車の運転者等の遵守事項）

第六十三条の十一　自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

２　自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

３　児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

第四章　車両等の運転者及び使用者の義務

（運転者の遵守事項）

第七十一条　車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一　（略）

二　身体障害者用の車が通行しているとき、目が見えない者が第十四条第一項の規定に基づく政令で定めるつえを携え、若しくは同項の規定に基づく政令で定める盲導犬を連れて通行しているとき、耳が聞こえない者若しくは同条第二項の規定に基づく政令で定める程度の身体の障害のある者が同項の規定に基づく政令で定めるつえを携えて通行しているとき、又は監護者が付き添わない児童若しくは幼児が歩行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行又は歩行を妨げないようにすること。

（児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項）

第六十三条の十一　（新設）

（新設）

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

第四章　運転者及び使用者の義務

（運転者の遵守事項）

第七十一条　車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一　（略）

二　身体障害者用の車椅子が通行しているとき、目が見えない者が第十四条第一項の規定に基づく政令で定めるつえを携え、若しくは同項の規定に基づく政令で定める盲導犬を連れて通行しているとき、耳が聞こえない者若しくは同条第二項の規定に基づく政令で定める程度の身体の障害のある者が同項の規定に基づく政令で定めるつえを携えて通行しているとき、又は監護者が付き添わない児童若しくは幼児が歩行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行又は歩行を妨げないようにすること。

二の二～六　（略）

（罰則　第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四及び第六号については第百二十条第一項第十号　第二号、第二号の三及び第三号については第百十九条第一項第十五号　第五号の五については第百十七条の四第一項第二号、第百十八条第一項第二号）

（自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等）

第七十一条の四の二　自動運行装置を備えている自動車の運転者は、当該自動運行装置に係る使用条件を満たさない場合においては、当該自動運行装置を使用して当該自動車を運転してはならない。

２　（略）

（罰則　（略））

（初心運転者標識等の表示義務）

第七十一条の五　（略）

２～４　（略）

（罰則　第一項から第三項までについては第百二十一条第一項第十一号、同条第三項）

第七十一条の六　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項及び第二項については第百二十一条第一項第十一号

二の二～六　（略）

（罰則　第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四及び第六号については第百二十条第一項第十号　第二号、第二号の三及び第三号については第百十九条第一項第十五号　第五号の五については第百十七条の四第二号、第百十八条第一項第二号）

（自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等）

第七十一条の四の二　自動運行装置を備えている自動車の運転者は、当該自動運行装置に係る使用条件（道路運送車両法第四十一条第二項に規定する条件をいう。次項第二号において同じ。）を満たさない場合においては、当該自動運行装置を使用して当該自動車を運転してはならない。

２　（略）

（罰則　（略））

（初心運転者標識等の表示義務）

第七十一条の五　（略）

２～４　（略）

（罰則　第一項から第三項までについては第百二十一条第一項第九号、同条第三項）

第七十一条の六　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項及び第二項については第百二十一条第一項第九号、

、同条第三項）

（交通事故の場合の措置）

第七十二条　交通事故があつたときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員（以下この節において「運転者等」という。）は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者（運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。次項において同じ。）は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署（派出所又は駐在所を含む。同項において同じ。）の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置（第七十五条の二十三第一項及び第三項において「交通事故発生日時等」という。）を報告しなければならない。

２　前項後段の規定により報告を受けた最寄りの警察署の警察官は、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、当該報告をした運転者に対し、警察官が現場に到着するまで現場を去つてはならない旨を命ずることができる。

３・４　（略）

（罰則　第一項前段については第百十七条第一項、同条第二項、第百十七条の五第一項第一号　第一項後段については第百十九条第一項第十七号　第二項については第百二十条第一項第十一号）

同条第三項）

（交通事故の場合の措置）

第七十二条　交通事故があつたときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員（以下この節において「運転者等」という。）は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者（運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。以下次項において同じ。）は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署（派出所又は駐在所を含む。以下次項において同じ。）の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

２　前項後段の規定により報告を受けたもよりの警察署の警察官は、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、当該報告をした運転者に対し、警察官が現場に到着するまで現場を去つてはならない旨を命ずることができる。

３・４　（略）

（罰則　第一項前段については第百十七条第一項、同条第二項、第百十七条の五第一号　第一項後段については第百十九条第一項第十七号　第二項については第百二十条第一項第十一号）

（自動車の使用者の義務等）

第七十五条　（略）

２～11　（略）

（罰則　第一項第一号については第百十七条の二の二第二項第一号、第百二十三条　第一項第二号及び第五号については第百十八条第二項第三号、第百二十三条　第一項第三号については第百十七条の二第二項第一号、第百十七条の二の二第二項第二号、第百二十三条　第一項第四号については第百十七条の二第二項第二号、第百十七条の二の二第二項第三号、第百二十三条　第一項第六号については第百十八条第二項第四号、第百十九条第二項第四号、第百二十三条　第一項第七号については第百十九条の二の四第二項、第百二十三条　第二項については第百十九条第二項第五号、第百二十三条　第十一項については第百二十一条第一項第十号）

第七十五条の二　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項及び第二項については第百十九条第二項第五号、第百二十三条　第三項については第百二十一条第一項第十号）

（通則）

第七十五条の二の三　高速自動車国道及び自動車専用道路における自動車の交通方法等については、前各章に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

（自動車の使用者の義務等）

第七十五条　（略）

２～11　（略）

（罰則　第一項第一号については第百十七条の二の二第二項第一号、第百二十三条　第一項第二号及び第五号については第百十八条第二項第三号、第百二十三条　第一項第三号については第百十七条の二第二項第一号、第百十七条の二の二第二項第二号、第百二十三条　第一項第四号については第百十七条の二第二項第二号、第百十七条の二の二第二項第三号、第百二十三条　第一項第六号については第百十八条第二項第四号、第百十九条第二項第四号、第百二十三条　第一項第七号については第百十九条の二の二第二項、第百二十三条　第二項については第百十九条第二項第五号、第百二十三条　第十一項については第百二十一条第一項第八号）

第七十五条の二　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項及び第二項については第百十九条第二項第五号、第百二十三条　第三項については第百二十一条第一項第八号）

（通則）

第七十五条の二の三　高速自動車国道及び自動車専用道路における自動車の交通方法等については、前四章に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

（本線車道の出入の方法）	（本線車道の出入の方法）
第七十五条の七　（略）	第七十五条の七　（略）
2　（略）	2　（略）
（罰則　第百二十一条第一項第八号）	（罰則　第百二十一条第一項第六号）
（停車及び駐車の禁止）	（停車及び駐車の禁止）
第七十五条の八　（略）	第七十五条の八　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
（罰則　第一項については第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号ヌ、第百十九条の二の四第一項第二号、第百十九条の三第一項第四号　第二項については第百十九条第一項第七号）	（罰則　第一項については第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号ヌ、第百十九条の二の二第一項第二号、第百十九条の三第一項第四号　第二項については第百十九条第一項第七号）
第四章の三　特定自動運行の許可等	（新設）
（特定自動運行の許可）	（新設）
第七十五条の十二　特定自動運行を行おうとする者は、特定自動運行を行おうとする場所を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。	
2　前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を公安委員会に提出しなければならない。	
一　特定自動運行を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所	

二　次に掲げる事項を記載した特定自動運行に関する計画（以下「特定自動運行計画」という。）

イ　特定自動運行に使用する自動車（以下「特定自動運行用自動車」という。）の型式、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号、自動運行装置に係る使用条件その他の内閣府令で定める特定自動運行用自動車に関する事項

ロ　特定自動運行に関する次に掲げる事項

(1)　特定自動運行の経路

(2)　特定自動運行を行う日及び時間帯

(3)　特定自動運行により運送される人又は物

(4)　(1)から(3)までに掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

ハ　特定自動運行を管理する場所の所在地及び連絡先

ニ　この法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行実施者（第七十五条の十六第一項に規定する特定自動運行実施者をいう。次条第一項第三号において同じ。）又は特定自動運行業務従事者（第七十五条の十九第一項に規定する特定自動運行業務従事者をいう。次条第一項第三号において同じ。）が実施しなければならない措置に関する次に掲げる事項

(1)　第七十五条の十九第一項に規定する教育の具体的内容及びその実施方法

(2)　第七十五条の十九第二項の規定による特定自動運行主任者の指定及び同条第三項の規定による現場措置業務実施者の指定の方法

(3) 第七十五条の二十第一項に規定する措置の実施方法及び当該措置を講ずるための装置、人員その他の体制

(4) 第七十五条の二十第二項の規定による表示の具体的方法

(5) 第七十五条の二十一、第七十五条の二十二及び第七十五条の二十三第一項から第三項までの規定による措置を講ずるための設備、人員その他の体制及び当該措置の手順

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 前項の申請書には、特定自動運行用自動車の自動車検査証記録事項（道路運送車両法第五十八条第二項に規定する自動車検査証記録事項をいう。）が記載された書面その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（罰則　第一項については第百十七条の二第二項第三号及び第四号、第百二十三条）

（特定自動運行の許可基準等）

第七十五条の十三　公安委員会は、前条第一項の許可をしようとするときは、同条第二項の規定により提出を受けた申請書に記載された特定自動運行計画が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一　特定自動運行計画に係る特定自動運行用自動車が特定自動運行を行うことができるものであること。

二　特定自動運行計画に従つて行われる特定自動運行が当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たすものであること。

（新設）

三　第七十五条の十九から第七十五条の二十二まで及び第七十五条の二十三第一項から第三項までの規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行実施者又は特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置の円滑かつ確実な実施が見込まれるものであること。

四　特定自動運行計画に従つて行われる特定自動運行（道路において当該特定自動運行が終了した場合を含む。）が他の交通に著しく支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

五　特定自動運行計画に従つて行われる特定自動運行が人又は物の運送を目的とするものであつて、当該運送が地域住民の利便性又は福祉の向上に資すると認められるものであること。

2　公安委員会は、前条第一項の許可をしようとするときは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該事項について、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

一　前項第一号及び第二号に掲げる事項　国土交通大臣等

二　前項第五号に掲げる事項　前条第二項第二号ロ⑴に規定する経路をその区域に含む市町村（特別区を含む。）の長

（欠格事由）

第七十五条の十四　公安委員会は、第七十五条の十二第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可をしてはならない。

一　第七十五条の二十七第一項の規定により許可を取り消され、その

（新設）

取消しの日から五年を経過していない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の役員として在任した者で当該取消しの日から五年を経過していないものを含む。）であるとき。

二　法人である場合において、その法人の役員が前号に該当する者であるとき。

（許可の条件）

第七十五条の十五　公安委員会は、第七十五条の十二第一項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。

2　公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。

（許可事項の変更）

第七十五条の十六　第七十五条の十二第一項の許可を受けた者（以下「特定自動運行実施者」という。）は、特定自動運行計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、公安委員会の許可を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　第七十五条の十三及び前条の規定は、前項の許可について準用する

（新設）

（新設）

。

3　特定自動運行実施者は、第一項ただし書に規定する内閣府令で定める軽微な変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

4　特定自動運行実施者は、第七十五条の十二第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、内閣府令で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、公安委員会に届け出なければならない。

（罰則　第一項については第百十七条の二第二項第四号及び第五号、第百二十三条　第三項及び第四項については第百十九条の二の三第二号、第百二十三条）

（公示）

第七十五条の十七　公安委員会は、第七十五条の十二第一項又は前条第一項の許可をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（新設）

（特定自動運行計画等の遵守）

第七十五条の十八　特定自動運行は、第七十五条の十二第一項の許可を受けた特定自動運行計画（第七十五条の十六第一項又は第三項の規定による変更の許可又は届出があったときは、その変更後のもの。第七十五条の二十七第一項第二号において同じ。）及び第七十五条の十五第一項（第七十五条の十六第二項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（第七十五条の十五第二項（第七十五条の十六第二項において準用する場合を含む。）の規定により変更され、又

（新設）

は新たに付された条件を含む。）に従わなければならない。

（罰則　第百十七条の四第二項、第百二十三条）

（特定自動運行を行う前の措置）

第七十五条の十九　特定自動運行実施者は、次項の規定により指定した特定自動運行主任者、第三項の規定により指定した現場措置業務実施者その他の特定自動運行のために使用する者（以下「特定自動運行業務従事者」という。）に対し、第七十五条の二十一、第七十五条の二十二及び第七十五条の二十三第一項から第三項までの規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置を円滑かつ確実に実施させるため、内閣府令で定めるところにより教育を行わなければならない。

2　特定自動運行実施者は、特定自動運行を行うときは、第七十五条の二十一、第七十五条の二十二並びに第七十五条の二十三第一項及び第三項の規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行主任者が実施しなければならない措置を講じさせるため、当該措置を講ずるために必要な適性について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、特定自動運行主任者を指定しなければならない。

3　特定自動運行実施者は、次条第一項第一号に規定する措置を講じて特定自動運行を行うときは、第七十五条の二十三第一項及び第二項の規定による措置を講じさせるため、現場措置業務実施者を指定しなければならない。

（新設）

（特定自動運行中の遵守事項）

第七十五条の二十　特定自動運行実施者は、特定自動運行中の特定自動運行用自動車について、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

一　当該特定自動運行用自動車の周囲の道路及び交通の状況並びに当該特定自動運行用自動車の状況を映像及び音声により確認することができる装置で内閣府令で定めるものを第七十五条の十二第二項第二号ハに規定する場所に備え付け、かつ、当該場所に特定自動運行主任者を配置する措置

二　第七十五条の二十三第三項の規定による措置その他の措置を講じさせるため、特定自動運行主任者を当該特定自動運行用自動車に乗車させる措置

2　特定自動運行実施者は、特定自動運行を行っているときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定自動運行用自動車の見やすい箇所に特定自動運行中である旨を表示しなければならない。

（新設）

（特定自動運行主任者の義務）

第七十五条の二十一　前条第一項第一号の規定により配置された特定自動運行主任者は、当該特定自動運行用自動車が特定自動運行を行っているときは、同号に規定する装置の作動状態を監視していなければならない。この場合において、当該装置が正常に作動していないことを認めたときは、当該特定自動運行主任者は、直ちに、当該特定自動運行を終了させるための措置を講じなければならない。

（新設）

2　特定自動運行主任者は、道路において特定自動運行が終了したときは、直ちに、次条又は第七十五条の二十三第一項若しくは第三項の規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行主任者が実施しなければならない措置を講ずべき事由の有無を確認しなければならない。

（特定自動運行が終了した場合の措置）

第七十五条の二十二　特定自動運行主任者は、特定自動運行が終了した場合において、当該特定自動運行用自動車又は当該特定自動運行主任者に対し次の各号のいずれかの措置又は命令が行われているときは、直ちに、当該特定自動運行用自動車を当該措置又は命令に従つて通行させるため必要な措置を講じなければならない。

一　第四条第一項後段に規定する警察官の現場における指示

二　第六条第一項の規定による警察官等の交通整理

三　第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する第六条第二項の規定による警察官の禁止、制限又は命令

四　第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する第六条第三項の規定による警察官の指示

五　第六条第四項の規定による警察官の禁止又は制限

六　第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する第七十五条の三の規定による警察官の禁止、制限又は命令

2　特定自動運行主任者は、特定自動運行が終了した場合において、当該特定自動運行用自動車に緊急自動車若しくは消防用車両が接近し、

（新設）

又は当該特定自動運行用自動車の付近に緊急自動車若しくは消防用車両があるときは、直ちに、当該特定自動運行用自動車が当該緊急自動車又は消防用車両の通行を妨げないようにするため必要な措置を講じなければならない。

3　特定自動運行主任者は、特定自動運行が終了した場合において、当該特定自動運行用自動車が違法駐車と認められる場合は、直ちに、当該特定自動運行用自動車の駐車の方法を変更し、又は当該特定自動運行用自動車を当該場所から移動するため必要な措置を講じなければならない。

（特定自動運行において交通事故があつた場合の措置）

第七十五条の二十三　特定自動運行（道路において当該特定自動運行が終了した場合を含む。第三項及び第六項並びに第百十七条第三項において同じ。）において特定自動運行用自動車（第七十五条の二十第一項第一号に規定する措置が講じられたものに限る。）に係る交通事故があつたときは、同号の規定により配置された特定自動運行主任者は、直ちに当該交通事故の現場の最寄りの消防機関に通報する措置及び現場措置業務実施者を当該交通事故の現場に向かわせる措置（当該交通事故による人の死傷がないことが明らかな場合にあつては、現場措置業務実施者を当該交通事故の現場に向かわせる措置）を講じなければならない。この場合において、当該特定自動運行用自動車の特定自動運行主任者は、直ちに当該交通事故の現場の最寄りの警察署（派出所又は駐在所を含む。第三項及び第四項において同じ。）の警察官に交通事故発生日時等を報告しなければならない。

（新設）

2　前項に規定する交通事故の現場に到着した現場措置業務実施者は、当該交通事故の現場において、道路における危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

3　特定自動運行において特定自動運行用自動車（第七十五条の二十第一項第二号に規定する措置が講じられたものに限る。）に係る交通事故があつたときは、当該交通事故に係る特定自動運行用自動車に同号の規定により乗車させられた特定自動運行主任者その他の乗務員（第五項において「特定自動運行主任者等」という。）は、直ちに、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該特定自動運行用自動車の特定自動運行主任者（特定自動運行主任者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。次項において同じ。）は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に交通事故発生日時等を報告しなければならない。

4　前項後段の規定により報告を受けた最寄りの警察署の警察官は、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、当該報告をした特定自動運行主任者に対し、警察官が現場に到着するまで現場を去つてはならない旨を命ずることができる。

5　前三項の場合において、当該交通事故の現場にある警察官は、当該交通事故の現場にある現場措置業務実施者又は特定自動運行主任者等に対し、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な指示をすることができる。

6　第七十二条の二及び第七十三条の規定は、特定自動運行において交

通事故があつた場合について準用する。この場合において、第七十二条の二第一項中「前条第三項」とあるのは「第七十五条の二十三第五項」と、「の運転者等」とあるのは「に係る現場措置業務実施者（第七十五条の十九第三項に規定する現場措置業務実施者をいう。以下同じ。）又は特定自動運行主任者等（第七十五条の二十三第三項に規定する特定自動運行主任者等をいう。以下同じ。）」と、「同項」とあるのは「同条第五項」と、「現場」とあるのは「当該交通事故の現場」と、第七十三条中「運転者等以外」とあるのは「特定自動運行主任者等以外」と、「の運転者等が第七十二条第一項前段」とあるのは「に係る現場措置業務実施者が第七十五条の二十三第二項に規定する措置を講じ、又は特定自動運行主任者等が同条第三項前段」と、「又は」とあるのは「若しくは」と読み替えるものとする。

（罰則　第一項前段及び第三項前段については第百十七条第三項、第百十七条の五第二項、第百二十三条　第一項後段及び第三項後段については第百十九条第二項第六号、第百二十三条　第二項については第百十七条の五第二項、第百二十三条　第四項については第百二十条第二項第四号、第百二十三条）

（特定自動運行の特則）

第七十五条の二十四　特定自動運行実施者による特定自動運行についてのこの法律の規定（第四章第二節を除く。）の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新設）

第六条第二項	運転者	特定自動運行主任者（第七十五条の十九第二項に規定する特定自動運行主任者をいう。以下同じ。）
第六条第三項	おいて、	おいて、特定自動運行主任者又は
第三十三条第三項	運転者は、故障その他の理由により踏切において	特定自動運行主任者は、踏切において特定自動運行が終了した場合において、
	運転することができなくなった	運転し、又は運転させることができない
	非常信号を行う等踏切に故障その他の理由により	鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）の規定による鉄道事業者又は軌道法の規定による軌道経営者への通報（特定自動運行主任者が第七十五条の十二第二項第二号イに規定する特定自動運行用自動車に乗車している

	第六十三条の二第一項	場合にあつては、非常信号）を行う等踏切に
	運転者	特定自動運行実施者（第七十五条の十六第一項に規定する特定自動運行実施者をいう。以下同じ。）
	を運転させ、又は運転して	の特定自動運行を行わせ、又は特定自動運行を行つて
第六十三条の二の二第一項	運転者	特定自動運行実施者
	を運転させ、又は運転して	の特定自動運行を行わせ、又は特定自動運行を行つて
第七十五条の三	運転者	特定自動運行主任者
第七十五条の十一第一項	運転者は、故障その他の理由により	特定自動運行主任者は、
	当該自動車を運転することができなくなつた	特定自動運行が終了した場合において、当該自動車を運転し、又は運転させることができない
	自動車が故障その他の	自動車が

第七十五条の十一第二項	理由により	
	運転者は、故障その他の理由により運転することができなくなつた	特定自動運行主任者は、特定自動運行が終了した場合において、当該自動車を運転し、又は運転させることができない

（報告及び検査等）

第七十五条の二十五　公安委員会は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定自動運行実施者に対し、その特定自動運行に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、第七十五条の十二第二項第二号ハに規定する場所その他の特定自動運行実施者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4　公安委員会は、この章の規定の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（罰則　第一項については第百十九条の二の三第三号、第百二十三

（新設）

条）

（特定自動運行実施者に対する指示）

第七十五条の二十六　公安委員会は、特定自動運行実施者又はその特定自動運行業務従事者が、特定自動運行に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分又は他の法令の規定に違反した場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、特定自動運行実施者に対し、特定自動運行に関し必要な措置をとるべきこと（措置をとるまでの間、特定自動運行を行わないことを含む。）を指示することができる。

2　公安委員会は、前項の規定による指示をしようとする場合において、当該指示に係る特定自動運行実施者による特定自動運行が道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業（貨物自動車運送事業法第二条第四項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く。）又は貨物利用運送事業法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業として行われるものであるときは、当該事業を監督する行政庁の意見を聴かなければならない。

（罰則　第一項については第百十七条の二第二項第六号、第百二十三条）

（許可の取消し等）

第七十五条の二十七　公安委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定自動運行実施者に対し、特定自動運行の許可を取り消

（新設）

（新設）

し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めてその効力を停止することができる。

一　特定自動運行実施者又はその特定自動運行業務従事者が、特定自動運行に関し、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反したとき。

二　特定自動運行計画が第七十五条の十三第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

三　特定自動運行実施者が第七十五条の十四各号のいずれかに該当することとなつたとき。

2　前条第二項の規定は、前項の規定による許可の取消し又はその効力の停止について準用する。

3　公安委員会は、第一項の規定により特定自動運行の許可を取り消したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（許可の効力の仮停止）

第七十五条の二十八　次の各号のいずれかに該当する場合において、道路における危険を防止するため緊急の必要があるときは、その事実があつた場所を管轄する警察署長は、当該特定自動運行実施者に対し、その事実があつた日から起算して三十日を経過する日を終期とする特定自動運行の許可の効力の停止（以下この条において「仮停止」という。）をすることができる。

一　特定自動運行中の特定自動運行用自動車に係る交通事故があつたとき。

（新設）

二　特定自動運行実施者又はその特定自動運行業務従事者が、特定自動運行に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分又は他の法令の規定に違反したとき。

2　警察署長は、仮停止をしたときは、当該処分をした日から起算して五日以内に、当該処分を受けた特定自動運行実施者に対し弁明の機会を与えなければならない。

3　仮停止をした警察署長は、速やかに、内閣府令で定める事項を公安委員会に報告しなければならない。

4　仮停止は、前項の規定により報告を受けた公安委員会が当該仮停止の期間内に当該事案について第七十五条の二十六第一項又は前条第一項の規定による処分をしたときは、その効力を失う。

5　仮停止を受けた者が当該事案について前条第一項の規定による許可の効力の停止を受けたときは、仮停止をされていた期間は、当該許可の効力の停止の期間に通算する。

（特定自動運行の許可の取消し等の報告）

第七十五条の二十九　公安委員会は、第七十五条の二十六第一項若しくは第七十五条の二十七第一項の規定による処分をしたとき、又は前条第三項の規定による報告を受けたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

（新設）

（禁止行為）

第七十六条　（略）

２～４　（略）

（罰則　第一項及び第二項については第百十八条第二項第五号、第百二十三条　第三項については第百十九条第二項第七号、第百二十三条　第四項については第百二十条第一項第十号）

（道路の使用の許可）

第七十七条　（略）

２～７　（略）

（罰則　第一項については第百十九条第二項第七号、第百二十三条　第三項及び第四項については第百十九条第二項第八号、第百二十三条　第七項については第百二十条第二項第五号、第百二十三条）

（許可の手続）

第七十八条　（略）

２～６　（略）

（罰則　第四項については第百二十一条第一項第十号）

（違法工作物等に対する措置）

第八十一条　（略）

２～12　（略）

（罰則　第一項については第百十九条第二項第九号、第百二十三条）

（禁止行為）

第七十六条　（略）

２～４　（略）

（罰則　第一項及び第二項については第百十八条第二項第五号、第百二十三条　第三項については第百十九条第二項第六号、第百二十三条　第四項については第百二十条第一項第十号）

（道路の使用の許可）

第七十七条　（略）

２～７　（略）

（罰則　第一項については第百十九条第二項第六号、第百二十三条　第三項及び第四項については第百十九条第二項第七号、第百二十三条　第七項については第百二十条第二項第四号、第百二十三条）

（許可の手続）

第七十八条　（略）

２～６　（略）

（罰則　第四項については第百二十一条第一項第八号）

（違法工作物等に対する措置）

第八十一条　（略）

２～12　（略）

（罰則　第一項については第百十九条第二項第八号、第百二十三条）

（転落積載物等に対する措置）

第八十一条の二　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項については第百十九条第二項第九号、第百二十三条）

（沿道の工作物等の危険防止措置）

第八十二条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項については第百十九条第二項第九号、第百二十三条）

（免許の申請等）

第八十九条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項については第百十七条の四第一項第三号）

（免許の拒否等）

第九十条　（略）

２　前項本文の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許を与えないことができる。

一～三　（略）

（転落積載物等に対する措置）

第八十一条の二　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項については第百十九条第二項第八号、第百二十三条）

（沿道の工作物等の危険防止措置）

第八十二条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項については第百十九条第二項第八号、第百二十三条）

（免許の申請等）

第八十九条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項については第百十七条の四第三号）

（免許の拒否等）

第九十条　（略）

２　前項本文の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許を与えないことができる。

一～三　（略）

四　自動車等の運転に関し第百十七条第一項又は第二項の違反行為をした者

五　（略）

3～14　（略）

（免許証の有効期間）

第九十二条の二　第一種免許及び第二種免許に係る免許証（第百七条第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。）の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

（略）	
備考 一　この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。 1　更新日等　第百一条第六項の規定により更新された免許証にあつては当該更新された日、第百一条の二第四項の規定により更新された免許証にあつては同条第三項の規定による適性検査を受けた日、海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限	

四　自動車等の運転に関し第百十七条の違反行為をした者

五　（略）

3～14　（略）

（免許証の有効期間）

第九十二条の二　第一種免許及び第二種免許に係る免許証（第百七条第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。）の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

（略）	
備考 一　この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。 1　更新日等　第百一条第六項の規定により更新された免許証にあつては当該更新された日、第百一条の二第四項の規定により更新された免許証にあつては同条第三項の規定による適性検査を受けた日、海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限	

り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証及び第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百十七条の四第一項第三号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつてはこれらの交付された免許証に係る適性試験を受けた日の直前のその者の誕生日（当該適性試験を受けた日がその者の誕生日である場合にあつては、当該適性試験を受けた日）の前日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日

2　優良運転者　更新日等（海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された

り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証及び第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百十七条の四第三号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつてはこれらの交付された免許証に係る適性試験を受けた日の直前のその者の誕生日（当該適性試験を受けた日がその者の誕生日である場合にあつては、当該適性試験を受けた日）の前日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日

2　優良運転者　更新日等（海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された

免許証にあつては当該効力を失つた免許に係る免許証の有効期間の末日、第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百十七条の四第一項第三号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該取消しを受けた日。４において同じ。）までに継続して免許（仮免許を除く。４において同じ。）を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反唆し等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの

３～５　（略）

二～四　（略）

五　第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過する前に次の免許を受けた者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一

免許証にあつては当該効力を失つた免許に係る免許証の有効期間の末日、第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百十七条の四第三号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該取消しを受けた日。４において同じ。）までに継続して免許（仮免許を除く。４において同じ。）を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反唆し等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの

３～５　（略）

二～四　（略）

五　第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過する前に次の免許を受けた者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一

条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百十七条の四第一項第三号の違反行為をした者を除く。）に対するこの表の備考一の２及び４の規定の適用については、当該取り消された免許を受けた日から当該取消しを受けた日までの期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

六　（略）

２～４　（略）

（免許証の記載事項の変更届出等）

第九十四条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項については第百二十一条第一項第十号）

（免許証の携帯及び提示義務）

第九十五条　（略）

２　（略）

（罰則　第一項については第百二十一条第一項第十二号、同条第三項　第二項については第百二十条第一項第十号）

（運転免許試験の免除）

第九十七条の二　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一～四　（略）

条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百十七条の四第三号の違反行為をした者を除く。）に対するこの表の備考一の２及び４の規定の適用については、当該取り消された免許を受けた日から当該取消しを受けた日までの期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

六　（略）

２～４　（略）

（免許証の記載事項の変更届出等）

第九十四条　（略）

２・３　（略）

（罰則　第一項については第百二十一条第一項第八号）

（免許証の携帯及び提示義務）

第九十五条　（略）

２　（略）

（罰則　第一項については第百二十一条第一項第十号、同条第三項　第二項については第百二十条第一項第十号）

（運転免許試験の免除）

第九十七条の二　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一～四　（略）

五　第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百十七条の四第一項第三号の違反行為をした者その他政令で定める者を除く。）で、その者の免許が取り消された日から起算して三年を経過しないもの（以下「特定取消処分者」という。）のうち、第三号イからホまでに掲げる区分に応じそれぞれ同号イからホまでに定める検査及び講習又は教育を内閣府令で定めるところにより受けたもの　その者が受けていた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。）

2～4　（略）

（免許証の更新及び定期検査）

第百一条　（略）

2～7　（略）

（罰則　第一項については第百十七条の四第一項第三号）

（免許証の更新の特例）

第百一条の二　（略）

2～5　（略）

（罰則　第一項については第百十七条の四第一項第三号）

五　第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百十七条の四第三号の違反行為をした者その他政令で定める者を除く。）で、その者の免許が取り消された日から起算して三年を経過しないもの（以下「特定取消処分者」という。）のうち、第三号イからホまでに掲げる区分に応じそれぞれ同号イからホまでに定める検査及び講習又は教育を内閣府令で定めるところにより受けたもの　その者が受けていた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。）

2～4　（略）

（免許証の更新及び定期検査）

第百一条　（略）

2～7　（略）

（罰則　第一項については第百十七条の四第三号）

（免許証の更新の特例）

第百一条の二　（略）

2～5　（略）

（罰則　第一項については第百十七条の四第三号）

（免許を受けた者に対する報告徴収）

第百一条の五　（略）

（罰則　第百十七条の四第一項第三号）

（免許の取消し、停止等）

第百三条　（略）

２　免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消すことができる。

一～三　（略）

四　自動車等の運転に関し第百十七条第一項又は第二項の違反行為をしたとき。

五　（略）

３～10　（略）

（免許の効力の仮停止）

第百三条の二　免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止（以下この条において「仮停止」という。）をすることができる。

一　交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合において、第百十七条第一項又は第二項の違反行為をしたとき。

（免許を受けた者に対する報告徴収）

第百一条の五　（略）

（罰則　第百十七条の四第三号）

（免許の取消し、停止等）

第百三条　（略）

２　免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消すことができる。

一～三　（略）

四　自動車等の運転に関し第百十七条の違反行為をしたとき。

五　（略）

３～10　（略）

（免許の効力の仮停止）

第百三条の二　免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止（以下この条において「仮停止」という。）をすることができる。

一　交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合において、第百十七条の違反行為をしたとき。

二　第百十七条の二第一項第一号、第三号若しくは第四号、第百十七条の二の二第一項第一号、第三号若しくは第七号、第百十七条の四第一項第二号又は第百十八条第一項第三号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三　（略）

2～7　（略）

（罰則　第三項については第百二十一条第一項第十号）

（免許証の返納等）

第百七条　（略）

2～4　（略）

（罰則　第一項及び第三項については第百二十一条第一項第十号）

（国際運転免許証等の携帯及び提示義務）

第百七条の三　（略）

（罰則　前段については第百二十一条第一項第十二号、同条第三項後段については第百二十条第一項第十号）

（国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収）

第百七条の三の二　（略）

（罰則　第百十七条の四第一項第三号）

（自動車等の運転禁止等）

第百七条の五　（略）

二　第百十七条の二第一項第一号、第三号若しくは第四号、第百十七条の二の二第一項第一号、第三号若しくは第七号、第百十七条の四第二号又は第百十八条第一項第三号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三　（略）

2～7　（略）

（罰則　第三項については第百二十一条第一項第八号）

（免許証の返納等）

第百七条　（略）

2～4　（略）

（罰則　第一項及び第三項については第百二十一条第一項第八号）

（国際運転免許証等の携帯及び提示義務）

第百七条の三　（略）

（罰則　前段については第百二十一条第一項第十号、同条第三項後段については第百二十条第一項第十号）

（国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収）

第百七条の三の二　（略）

（罰則　第百十七条の四第三号）

（自動車等の運転禁止等）

第百七条の五　（略）

2　国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めてその者に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる。 一～三　（略） 四　自動車等の運転に関し第百十七条第一項又は第二項の違反行為をしたとき。 3～11　（略） （罰則　第五項、第七項及び第十項については第百二十一条第一項第十号） （国外運転免許証の返納等） 第百七条の十　（略） 2・3　（略） （罰則　第一項及び第二項については第百二十一条第一項第十号） （免許関係事務の委託） 第百八条　（略） 2　（略） （罰則　第二項については第百十七条の四第一項第一号） （講習通知事務の委託）	2　国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めてその者に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる。 一～三　（略） 四　自動車等の運転に関し第百十七条の違反行為をしたとき。 3～11　（略） （罰則　第五項、第七項及び第十項については第百二十一条第一項第八号） （国外運転免許証の返納等） 第百七条の十　（略） 2・3　（略） （罰則　第一項及び第二項については第百二十一条第一項第八号） （免許関係事務の委託） 第百八条　（略） 2　（略） （罰則　第二項については第百十七条の四第一号） （講習通知事務の委託）

第百八条の三の四　（略）

２　（略）

（罰則　第二項については第百十七条の五第一項第二号）

（秘密保持義務等）

第百八条の七　（略）

２　（略）

（罰則　第一項については第百十七条の五第一項第二号）

（秘密保持義務）

第百八条の十八　（略）

（罰則　第百十七条の五第一項第二号）

（都道府県交通安全活動推進センター）

第百八条の三十一　（略）

２～８　（略）

（罰則　第五項については第百十七条の五第一項第二号）

（行政手続法の適用除外）

第百十三条の二　第七十五条の十五第二項（第七十五条の十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による条件の変更及び新たな条件の付加、第七十七条第四項の規定による条件の変更及び新たな条件の付加並びに同条第五項の規定による許可の取消し及び効力の停止、同条第九十条第五項の規定による免許の取消し及び効力の停止、

第百八条の三の四　（略）

２　（略）

（罰則　第二項については第百十七条の五第二号）

（秘密保持義務等）

第百八条の七　（略）

２　（略）

（罰則　第一項については第百十七条の五第二号）

（秘密保持義務）

第百八条の十八　（略）

（罰則　第百十七条の五第二号）

（都道府県交通安全活動推進センター）

第百八条の三十一　（略）

２～８　（略）

（罰則　第五項については第百十七条の五第二号）

（行政手続法の適用除外）

第百十三条の二　第七十七条第四項の規定による条件の変更及び新たな条件の付加並びに同条第五項の規定による許可の取消し及び効力の停止、第九十条第五項の規定による免許の取消し及び効力の停止、同条第六項の規定による免許の取消し並びに同条第九項又は第十項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第九十七条の三第三

項の規定による免許の取消し並びに同条第九項又は第十項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第九十七条の三第三項の規定による運転免許試験を受けることができないものとする措置（同条第一項の合格の決定の取消しに係るものに限る。）、第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し及び効力の停止（同条第一項第五号に係るものに限る。）、同条第二項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第二項第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る。）並びに同条第七項又は第八項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第百四条の二の二第二項若しくは第四項又は第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し、第百六条の二の規定による仮免許の取消し並びに第百七条の五第一項又は同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第百七条の五第一項第二号に係るものに限る。）及び第百七条の五第二項又は同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第百七条の五第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止にあつては、第百七条の五第二項に係るものに限る。）については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第百十六条　（略）

2　特定自動運行を行う者又は特定自動運行のために使用される者が業務上必要な注意を怠り、又は重大な過失により、特定自動運行によつて他人の建造物を損壊したときは、六月以下の禁錮又は十万円以下の

項の規定による運転免許試験を受けることができないものとする措置（同条第一項の合格の決定の取消しに係るものに限る。）、第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し及び効力の停止（同条第一項第五号に係るものに限る。）、同条第二項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第二項第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る。）並びに同条第七項又は第八項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第百四条の二の二第二項若しくは第四項又は第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し、第百六条の二の規定による仮免許の取消し並びに第百七条の五第一項又は同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第百七条の五第一項第二号に係るものに限る。）及び第百七条の五第二項又は同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第百七条の五第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止にあつては、第百七条の五第二項に係るものに限る。）については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第百十六条　（略）

（新設）

罰金に処する。

第百十七条　（略）

２　（略）

３　特定自動運行において特定自動運行用自動車の交通による人の死傷があった場合において、第七十五条の二十三（特定自動運行において交通事故があった場合の措置）第一項前段又は第三項前段の規定に違反したとき（特定自動運行主任者が違反した場合に限る。）は、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百十七条の二　（略）

２　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

三　第七十五条の十二（特定自動運行の許可）第一項の許可を受ないで（第七十五条の二十七（許可の取消し等）第一項又は第七十五条の二十八（許可の効力の仮停止）第一項の規定により当該許可の効力が停止されている場合を含む。）特定自動運行を行ったとき。

四　偽りその他不正の手段により第七十五条の十二（特定自動運行の許可）第一項又は第七十五条の十六（許可事項の変更）第一項の許可を受けたとき。

五　第七十五条の十六（許可事項の変更）第一項の規定に違反して特定自動運行計画を変更したとき。

第百十七条　（略）

２　（略）

（新設）

第百十七条の二　（略）

２　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

六　第七十五条の二十六（特定自動運行実施者に対する指示）第一項の規定による公安委員会の指示に従わなかつたとき。

第百十七条の四　（略）

２　第七十五条の十八（特定自動運行計画等の遵守）の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百十七条の五　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第七十二条（交通事故の場合の措置）第一項前段の規定に違反した者（第百十七条第一項又は第二項に該当する者を除く。）

二　（略）

２　第七十五条の二十三（特定自動運行において交通事故があつた場合の措置）第一項前段、第二項又は第三項前段の規定に違反したとき（第百十七条第三項の違反行為に該当する場合を除く。）は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第百十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反して無線通話装置を通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示され

（新設）

第百十七条の四　（略）

（新設）

第百十七条の五　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第七十二条（交通事故の場合の措置）第一項前段の規定に違反した者（第百十七条の規定に該当する者を除く。）

二　（略）

（新設）

第百十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反して無線通話装置を通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示され

た画像を注視した者（第百十七条の四第一項第二号に該当する者を除く。）

三・四　（略）

2・3　（略）

第百十八条の三　第百十四条の五（自衛隊の防衛出動時における交通の規制等）第一項の規定による公安委員会の禁止又は制限に従わなかった者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第四条（公安委員会の交通規制）第一項後段に規定する警察官の現場における指示又は第六条（警察官等の交通規制）第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わなかった者（当該行為が車両等の通行に関して行われた場合に限る。）

二　第七条（信号機の信号等に従う義務）、第八条（通行の禁止等）第一項又は第九条（歩行者用道路を通行する車両の義務）の規定の違反となるような行為をした者（当該行為が車両等の通行に関して行われた場合に限る。）

三～十七　（略）

十八　第七十五条の三（危険防止等の措置）（第七十五条の二十四（特定自動運行の特則）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わなかった者

た画像を注視した者（第百十七条の四第二号に該当する者を除く。）

三・四　（略）

2・3　（略）

第百十八条の三　第百十四条の五（自衛隊の防衛出動時における交通の規制等）第一項の規定による公安委員会の禁止又は制限に従わなかった車両の運転者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第四条（公安委員会の交通規制）第一項後段に規定する警察官の現場における指示又は第六条（警察官等の交通規制）第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わなかった車両等の運転者

二　第七条（信号機の信号等に従う義務）、第八条（通行の禁止等）第一項又は第九条（歩行者用道路を通行する車両の義務）の規定に違反した車両等の運転者

三～十七　（略）

十八　第七十五条の三（危険防止等の措置）の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わなかった者

十九・二十　（略）

２　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

三　第六十三条の二の二（作動状態記録装置による記録等）第一項（第七十五条の二十四（特定自動運行の特則）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項の規定に違反したとき。

四・五　（略）

六　第七十五条の二十三（特定自動運行において交通事故があつた場合の措置）第一項後段又は第三項後段に規定する報告をしなかつたとき。

七～九　（略）

３　（略）

第百十九条の二の二　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条の三（遠隔操作による通行の届出）第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、道路において通行させるため遠隔操作型小型車の遠隔操作を行つたとき。

二　第十五条の六（遠隔操作型小型車の使用者に対する指示）の規定による公安委員会の指示に従わなかつたとき。

第百十九条の二の三　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

十九・二十　（略）

２　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

三　第六十三条の二の二（作動状態記録装置による記録等）の規定に違反したとき。

四・五　（略）

（新設）

六～八　（略）

３　（略）

（新設）

（新設）

一　第十五条の五（報告及び検査）第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

二　第七十五条の十六（許可事項の変更）第三項の規定による届出をしないで、若しくは虚偽の届出をして、同条第一項ただし書に規定する変更をし、又は同条第四項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき。

三　第七十五条の二十五（報告及び検査等）第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第百十九条の二の四　（略）

第百二十条　次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　第六条（警察官等の交通規制）第二項（第七十五条の二十四（特定自動運行の特則）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わなかつた者

二～九　（略）

十　第七十一条（運転者の遵守事項）第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号、第七十一条の二（自動

第百十九条の二の二　（略）

第百二十条　次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　第六条（警察官等の交通規制）第二項の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わなかつた車両等の運転者

二～九　（略）

十　第七十一条（運転者の遵守事項）第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号、第七十一条の二（自動

車等の運転者の遵守事項）、第七十三条（妨害の禁止）（第七十五条の二十三（特定自動運行において交通事故があつた場合の措置）第六項において読み替えて準用する場合を含む。）、第七十六条（禁止行為）第四項又は第九十五条（免許証の携帯及び提示義務）第二項（第百七条の三（国際運転免許証等の携帯及び提示義務）後段において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

十一・十二　（略）

十三　第七十五条の十一（故障等の場合の措置）第一項（第七十五条の二十四（特定自動運行の特則）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反した者

十四～十七　（略）

２　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

四　第七十五条の二十三（特定自動運行において交通事故があつた場合の措置）第四項の規定による警察官の命令に従わなかつたとき。

五　（略）

３　（略）

第百二十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一　第四条（公安委員会の交通規制）第一項後段に規定する警察官の現場における指示若しくは第六条（警察官等の交通規制）第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わず、又は第七条（信号

車等の運転者の遵守事項）、第七十三条（妨害の禁止）、第七十六条（禁止行為）第四項又は第九十五条（免許証の携帯及び提示義務）第二項（第百七条の三（国際運転免許証等の携帯及び提示義務）後段において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

十一・十二　（略）

十三　第七十五条の十一（故障等の場合の措置）第一項の規定に違反した者

十四～十七　（略）

２　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

（新設）

四　（略）

３　（略）

第百二十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一　第四条（公安委員会の交通規制）第一項後段に規定する警察官の現場における指示若しくは第六条（警察官等の交通規制）第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わず、又は第七条（信号

機の信号等に従う義務）若しくは第八条（通行の禁止等）第一項の規定に違反した者（第百十九条第一項第一号及び第二号並びに次号に該当する者を除く。）

二　第四条（公安委員会の交通規制）第一項後段に規定する警察官の現場における指示若しくは第六条（警察官等の交通規制）第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わず、又は第七条（信号機の信号等に従う義務）若しくは第八条（通行の禁止等）第一項の規定の違反となるような行為をした者（当該行為が遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関して行われた場合に限る。）

三～五　（略）

六　第十四条の四（移動用小型車等を通行させる者の義務）の規定に違反した者

七～十二　（略）

2　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一・二　（略）

三　第六十三条の二（運行記録計による記録等）第一項（第七十五条の二十四（特定自動運行の特則）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項の規定に違反したとき。

3　過失により第一項第十一号又は第十二号の罪を犯した者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

第百二十三条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百十七条第三項、第

機の信号等に従う義務）若しくは第八条（通行の禁止等）第一項の規定に違反した歩行者

（新設）

二～四　（略）

（新設）

五～十　（略）

2　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一・二　（略）

三　第六十三条の二（運行記録計による記録等）の規定に違反したとき。

3　過失により第一項第九号又は第十号の罪を犯した者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

第百二十三条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百十七条の二第二項

百十七条の二第二項、第百十七条の二の二第二項、第百十七条の四第二項、第百十七条の五第二項、第百十八条第二項、第百十九条第二項、第百十九条の二から第百十九条の二の三まで、第百十九条の二の四第二項、第百十九条の三第二項、第百二十条第二項又は第百二十一条第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

（告知）

第百二十六条　（略）

２・３　（略）

４　第百十四条の四第一項に規定する交通巡視員は、第百十九条の二の四第一項若しくは第三項又は第百十九条の三第一項第一号から第四号まで若しくは第三項の罪に当たる行為をした反則者があると認めるときは、第一項の例により告知するものとし、当該告知をしたときは、前項の例により報告しなければならない。

別表第二（第百二十五条、第百三十条の二関係）

反則行為の区分			
（略）			
第百十九条の二の四第一項又は第三項の罪に当たる行為	反則行為に係る車両等の種類	（略）	（略）
		（略）	（略）
		（略）	（略）
（略）			

、第百十七条の二の二第二項、第百十八条第二項、第百十九条第二項、第百十九条の二、第百十九条の二の二第二項、第百十九条の三第二項、第百二十条第二項又は第百二十一条第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

（告知）

第百二十六条　（略）

２・３　（略）

４　第百十四条の四第一項に規定する交通巡視員は、第百十九条の二の二第一項若しくは第三項又は第百十九条の三第一項第一号から第四号まで若しくは第三項の罪に当たる行為をした反則者があると認めるときは、第一項の例により告知するものとし、当該告知をしたときは、前項の例により報告しなければならない。

別表第二（第百二十五条、第百三十条の二関係）

反則行為の区分			
（略）			
第百十九条の二の二第一項又は第三項の罪に当たる行為	反則行為に係る車両等の種類	（略）	（略）
		（略）	（略）
		（略）	（略）
（略）			

第百二十一条第一項第三号、第八号、第九号、第十一号若しくは第十二号、第二項又は第三項の罪に当たる行為	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）

備考

（略）

第百二十一条第一項第二号、第六号、第七号、第九号若しくは第十号、第二項又は第三項の罪に当たる行為	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）

備考

（略）

○　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章～第五章　（略） 第六章　自動車及び一般原動機付自転車の運転免許 第一節～第八節　（略） 第六章の二・第六章の三　（略） 第六章の四　交通の安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促進（第百八条の二十六―第百八条の三十二の四） 第七章～第九章　（略） 附則	目次 第一章～第五章　（略） 第六章　自動車及び原動機付自転車の運転免許 第一節～第八節　（略） 第六章の二・第六章の三　（略） 第六章の四　交通の安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促進（第百八条の二十六―第百八条の三十二の三） 第七章～第九章　（略） 附則
（定義） 第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～九　（略） 十　原動機付自転車　原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて次に掲げるもののうち、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車、遠隔操作型小型車及び歩行補助車等以外のものをいう。 イ　内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用いる車（ロに該当するものを除く。）	（定義） 第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～九　（略） 十　原動機付自転車　内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車、遠隔操作型小型車及び歩行補助車等以外のものをいう。 （新設）

ロ　車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものであり、かつ、その運転に関し高い技能を要しないものである車として内閣府令で定める基準に該当するもの

十一～二十三　（略）

２・３　（略）

（通行区分）

第十条　（略）

２　（略）

３　前項の規定により歩道を通行する歩行者等は、普通自転車通行指定部分（第六十三条の四第二項に規定する普通自転車通行指定部分をいう。第十七条の二第二項において同じ。）があるときは、当該普通自転車通行指定部分をできるだけ避けて通行するように努めなければならない。

（通行区分）

第十七条　車両は、歩道又は路側帯（以下この条及び次条第一項において「歩道等」という。）と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に出入するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第四十七条第三項若しくは第四十八条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。

（新設）

十一～二十三　（略）

２・３　（略）

（通行区分）

第十条　（略）

２　（略）

３　前項の規定により歩道を通行する歩行者等は、第六十三条の四第二項に規定する普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通行指定部分をできるだけ避けて通行するように努めなければならない。

（通行区分）

第十七条　車両は、歩道又は路側帯（以下この条において「歩道等」という。）と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に出入するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第四十七条第三項若しくは第四十八条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。

2　（略）	2　（略）
3　特定小型原動機付自転車（原動機付自転車のうち第二条第一項第十号ロに該当するものをいう。以下同じ。）、二輪又は三輪の自転車その他車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両（これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引（けん）しているものを除く。）以外の車両は、自転車道を通行してはならない。ただし、道路外の施設又は場所に出入するためやむを得ないときは、自転車道を横断することができる。	3　二輪又は三輪の自転車その他車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両（これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引（けん）しているものを除く。）以外の車両は、自転車道を通行してはならない。ただし、道路外の施設又は場所に出入するためやむを得ないときは、自転車道を横断することができる。
4～6　（略）	4～6　（略）
（罰則　（略））	（罰則　（略））
（特例特定小型原動機付自転車の歩道通行）	（新設）
第十七条の二　特定小型原動機付自転車のうち、次の各号のいずれにも該当するもので、他の車両を牽引（けん）していないもの（遠隔操作により通行させることができるものを除く。以下この条及び次条において「特例特定小型原動機付自転車」という。）は、前条第一項の規定にかかわらず、道路標識等により特例特定小型原動機付自転車が歩道を通行することができることとされているときは、当該歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。	
一　歩道等を通行する間、当該特定小型原動機付自転車が歩道等を通行することができるものであることを内閣府令で定める方法により	

表示していること。

二　前号の規定による表示をしている場合においては、車体の構造上、歩道等における歩行者の通行を妨げるおそれのない速度として内閣府令で定める速度を超える速度を出すことができないものであること。

三　前二号に規定するもののほか、車体の構造が歩道等における歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当すること。

2　前項の場合において、特例特定小型原動機付自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通行指定部分）を徐行しなければならず、また、特例特定小型原動機付自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

（罰則　第二項については第百二十一条第一項第八号）

（特例特定小型原動機付自転車等の路側帯通行）

第十七条の三　特例特定小型原動機付自転車及び軽車両は、第十七条第一項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯（特例特定小型原動機付自転車及び軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によって区画されたものを除く。）を通行することができる。

（軽車両の路側帯通行）

第十七条の二　軽車両は、前条第一項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯（軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によって区画されたものを除く。）を通行することができる。

2　前項の場合において、特例特定小型原動機付自転車及び軽車両は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。

（罰則　（略））

（左側寄り通行等）

第十八条　車両（トロリーバスを除く。）は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び一般原動機付自転車（原動機付自転車のうち第二条第一項第十号イに該当するものをいう。以下同じ。）にあつては道路の左側に寄つて、特定小型原動機付自転車及び軽車両（以下「特定小型原動機付自転車等」という。）にあつては道路の左側端に寄つて、それぞれ当該道路を通行しなければならない。ただし、追越しをするとき、第二十五条第二項若しくは第三十四条第二項若しくは第四項の規定により道路の中央若しくは右側端に寄るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。

2　（略）

（罰則　（略））

（道路外に出る場合の方法）

第二十五条　（略）

2　車両（特定小型原動機付自転車等及びトロリーバスを除く。）は、道路外に出るため右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の中央（当該道路が一方通行となつているときは、当該道路の右

2　前項の場合において、軽車両は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。

（罰則　（略））

（左側寄り通行等）

第十八条　車両（トロリーバスを除く。）は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあつては道路の左側に寄つて、軽車両にあつては道路の左側端に寄つて、それぞれ当該道路を通行しなければならない。ただし、追越しをするとき、第二十五条第二項若しくは第三十四条第二項若しくは第四項の規定により道路の中央若しくは右側端に寄るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。

2　（略）

（罰則　（略））

（道路外に出る場合の方法）

第二十五条　（略）

2　車両（軽車両及びトロリーバスを除く。）は、道路外に出るため右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の中央（当該道路が一方通行となつているときは、当該道路の右側端）に寄り、かつ

側端）に寄り、かつ、徐行しなければならない。

3　（略）

（罰則　（略））

（追越しを禁止する場所）

第三十条　車両は、道路標識等により追越しが禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、他の車両（特定小型原動機付自転車等を除く。）を追い越すため、進路を変更し、又は前車の側方を通過してはならない。

一　道路の曲がり角付近、上り坂の頂上付近又は勾配の急な下り坂

二・三　（略）

（罰則　（略））

（左折又は右折）

第三十四条　（略）

2　自動車、一般原動機付自転車又はトロリーバスは、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の中央に寄り、かつ、交差点の中心の直近の内側（道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分）を徐行しなければならない。

3　特定小型原動機付自転車等は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿つて徐行しなければならない。

4　自動車、一般原動機付自転車又はトロリーバスは、一方通行となつている道路において右折するときは、第二項の規定にかかわらず、あ

、徐行しなければならない。

3　（略）

（罰則　（略））

（追越しを禁止する場所）

第三十条　車両は、道路標識等により追越しが禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、他の車両（軽車両を除く。）を追い越すため、進路を変更し、又は前車の側方を通過してはならない。

一　道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近又は勾配の急な下り坂

二・三　（略）

（罰則　（略））

（左折又は右折）

第三十四条　（略）

2　自動車、原動機付自転車又はトロリーバスは、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の中央に寄り、かつ、交差点の中心の直近の内側（道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分）を徐行しなければならない。

3　軽車両は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿つて徐行しなければならない。

4　自動車、原動機付自転車又はトロリーバスは、一方通行となつている道路において右折するときは、第二項の規定にかかわらず、あらか

らかじめその前からできる限り道路の右側端に寄り、かつ、交差点の中心の内側（道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分）を徐行しなければならない。

5　一般原動機付自転車は、第二項及び前項の規定にかかわらず、道路標識等により交通整理の行われている交差点における一般原動機付自転車の右折につき交差点の側端に沿つて通行すべきことが指定されている道路及び道路の左側部分（一方通行となつている道路にあつては、道路）に車両通行帯が三以上設けられているその他の道路（以下この項において「多通行帯道路」という。）において右折するとき（交通整理の行われている交差点において右折する場合に限る。）は、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿つて徐行しなければならない。ただし、多通行帯道路において、交通整理の行われている交差点における一般原動機付自転車の右折につきあらかじめ道路の中央又は右側端に寄るべきことが道路標識等により指定されているときは、この限りでない。

6　（略）

（罰則　（略））

（指定通行区分）

第三十五条　車両（特定小型原動機付自転車等及び右折につき一般原動機付自転車が前条第五項本文の規定によることとされる交差点において左折又は右折をする一般原動機付自転車を除く。）は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により交差点で進行する方向に関する通行の区分が指定されているときは、同条第一項、第二項及

じめその前からできる限り道路の右側端に寄り、かつ、交差点の中心の内側（道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分）を徐行しなければならない。

5　原動機付自転車は、第二項及び前項の規定にかかわらず、道路標識等により交通整理の行われている交差点における原動機付自転車の右折につき交差点の側端に沿つて通行すべきことが指定されている道路及び道路の左側部分（一方通行となつている道路にあつては、道路）に車両通行帯が三以上設けられているその他の道路（以下この項において「多通行帯道路」という。）において右折するとき（交通整理の行われている交差点において右折する場合に限る。）は、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿つて徐行しなければならない。ただし、多通行帯道路において、交通整理の行われている交差点における原動機付自転車の右折につきあらかじめ道路の中央又は右側端に寄るべきことが道路標識等により指定されているときは、この限りでない。

6　（略）

（罰則　（略））

（指定通行区分）

第三十五条　車両（軽車両及び右折につき原動機付自転車が前条第五項本文の規定によることとされる交差点において左折又は右折をする原動機付自転車を除く。）は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により交差点で進行する方向に関する通行の区分が指定されているときは、前条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず

び第四項の規定にかかわらず、当該通行の区分に従い当該車両通行帯を通行しなければならない。ただし、第四十条の規定に従うため、又は道路の損壊、道路工事その他の障害のためやむを得ないときは、この限りでない。

２　（略）

（罰則　（略））

（横断歩道等における歩行者等の優先）

第三十八条　（略）

２　（略）

３　車両等は、横断歩道等及びその手前の側端から前に三十メートル以内の道路の部分においては、第三十条第三号の規定に該当する場合のほか、その前方を進行している他の車両等（特定小型原動機付自転車等を除く。）の側方を通過してその前方に出てはならない。

（罰則　（略））

（無免許運転等の禁止）

第六十四条　何人も、第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで（第九十条第五項、第百三条第一項若しくは第四項、第百三条の二第一項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第百三条第四項の規定により運転免許の効力が停止されている場合を含む。）、自動車又は一般原動機付自転車を運転してはならない。

２　何人も、前項の規定に違反して自動車又は一般原動機付自転車を運

、当該通行の区分に従い当該車両通行帯を通行しなければならない。ただし、第四十条の規定に従うため、又は道路の損壊、道路工事その他の障害のためやむを得ないときは、この限りでない。

２　（略）

（罰則　（略））

（横断歩道等における歩行者等の優先）

第三十八条　（略）

２　（略）

３　車両等は、横断歩道等及びその手前の側端から前に三十メートル以内の道路の部分においては、第三十条第三号の規定に該当する場合のほか、その前方を進行している他の車両等（軽車両を除く。）の側方を通過してその前方に出てはならない。

（罰則　（略））

（無免許運転等の禁止）

第六十四条　何人も、第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで（第九十条第五項、第百三条第一項若しくは第四項、第百三条の二第一項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第百三条第四項の規定により運転免許の効力が停止されている場合を含む。）、自動車又は原動機付自転車を運転してはならない。

２　何人も、前項の規定に違反して自動車又は原動機付自転車を運転す

転することとなるおそれがある者に対し、自動車又は一般原動機付自転車を提供してはならない。

3　何人も、自動車（道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下単に「旅客自動車運送事業」という。）の用に供する自動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項において同じ。）又は一般原動機付自転車の運転者が第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けていないこと（第九十条第五項、第百三条第一項若しくは第四項、第百三条の二第一項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第百三条第四項の規定により運転免許の効力が停止されていることを含む。）を知りながら、当該運転者に対し、当該自動車又は一般原動機付自転車を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する自動車又は一般原動機付自転車に同乗してはならない。

（罰則　（略））

（十六歳未満の者による特定小型原動機付自転車の運転等の禁止）

第六十四条の二　十六歳未満の者は、特定小型原動機付自転車を運転してはならない。

2　何人も、前項の規定に違反して特定小型原動機付自転車を運転することとなるおそれがある者に対し、特定小型原動機付自転車を提供してはならない。

（罰則　第一項については第百十八条第一項第二号　第二項については第百十八条第一項第三号）

ることとなるおそれがある者に対し、自動車又は原動機付自転車を提供してはならない。

3　何人も、自動車（道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下単に「旅客自動車運送事業」という。）の用に供する自動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項において同じ。）又は原動機付自転車の運転者が第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けていないこと（第九十条第五項、第百三条第一項若しくは第四項、第百三条の二第一項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第百三条第四項の規定により運転免許の効力が停止されていることを含む。）を知りながら、当該運転者に対し、当該自動車又は原動機付自転車を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する自動車又は原動機付自転車に同乗してはならない。

（罰則　（略））

（新設）

（危険防止の措置）

第六十七条　警察官は、車両等の運転者が第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第四項から第七項まで又は第八十五条第五項から第七項（第二号を除く。）までの規定に違反して車両等を運転していると認めるときは、当該車両等を停止させ、及び当該車両等の運転者に対し、第九十二条第一項の運転免許証又は第百七条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。

２　前項に定めるもののほか、警察官は、車両等の運転者が車両等の運転に関しこの法律（第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第四項から第七項まで及び第八十五条第五項から第七項（第二号を除く。）までを除く。）若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反し、又は車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊（以下「交通事故」という。）を起こした場合において、当該車両等の運転者に引き続き当該車両等を運転させることができるかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該車両等の運転者に対し、第九十二条第一項の運転免許証又は第百七条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。

３　（略）

４　前三項の場合において、当該車両等の運転者が第六十四条第一項、第六十四条の二第一項、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第四項から第七項まで又は第八十五条第五項から第七項（第二号

（危険防止の措置）

第六十七条　警察官は、車両等の運転者が第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第三項から第六項まで又は第八十五条第五項から第七項（第二号を除く。）までの規定に違反して車両等を運転していると認めるときは、当該車両等を停止させ、及び当該車両等の運転者に対し、第九十二条第一項の運転免許証又は第百七条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。

２　前項に定めるもののほか、警察官は、車両等の運転者が車両等の運転に関しこの法律（第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第三項から第六項まで及び第八十五条第五項から第七項（第二号を除く。）までを除く。）若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反し、又は車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊（以下「交通事故」という。）を起こした場合において、当該車両等の運転者に引き続き当該車両等を運転させることができるかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該車両等の運転者に対し、第九十二条第一項の運転免許証又は第百七条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。

３　（略）

４　前三項の場合において、当該車両等の運転者が第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第三項から第六項まで又は第八十五条第五項から第七項（第二号を除く。）までの規定に

を除く。）までの規定に違反して車両等を運転するおそれがあるときは、警察官は、その者が正常な運転ができる状態になるまで車両等の運転をしてはならない旨を指示する等道路における交通の危険を防止するため必要な応急の措置をとることができる。

（罰則　（略））

（運転者の遵守事項）

第七十一条　車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一～五の四　（略）

五の五　自動車又は原動機付自転車（以下この号において「自動車等」という。）を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。第百十八条第一項第四号において「無線通話装置」という。）を通話（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。）のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置（道路運送車両法第四十一条第一項第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第百十八条第一項第四号において同じ。）に表示された画像を注視しないこと。

六　（略）

（罰則　第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四

違反して車両等を運転するおそれがあるときは、警察官は、その者が正常な運転ができる状態になるまで車両等の運転をしてはならない旨を指示する等道路における交通の危険を防止するため必要な応急の措置をとることができる。

（罰則　（略））

（運転者の遵守事項）

第七十一条　車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一～五の四　（略）

五の五　自動車又は原動機付自転車（以下この号において「自動車等」という。）を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。第百十八条第一項第二号において「無線通話装置」という。）を通話（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。）のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置（道路運送車両法第四十一条第一項第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第百十八条第一項第二号において同じ。）に表示された画像を注視しないこと。

六　（略）

（罰則　第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四

及び第六号については第百二十条第一項第十号　第二号、第二号の三及び第三号については第百十九条第一項第十五号　第五号の五については第百十七条の四第一項第二号、第百十八条第一項第四号）

（大型自動二輪車等の運転者の遵守事項）

第七十一条の四　（略）

２　一般原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶらないで一般原動機付自転車を運転してはならない。

３　特定小型原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

４～８　（略）

（罰則　第四項から第七項までについては第百十九条の三第一項第五号）

第六章　自動車及び一般原動機付自転車の運転免許

（運転免許）

第八十四条　自動車及び一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を運転しようとする者は、公安委員会の運転免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

２～５　（略）

（第一種免許）

第八十五条　次の表の上欄に掲げる自動車等を運転しようとする者は、

及び第六号については第百二十条第一項第十号　第二号、第二号の三及び第三号については第百十九条第一項第十五号　第五号の五については第百十七条の四第一項第二号、第百十八条第一項第二号）

（大型自動二輪車等の運転者の遵守事項）

第七十一条の四　（略）

２　原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶらないで原動機付自転車を運転してはならない。

（新設）

３～７　（略）

（罰則　第三項から第六項までについては第百十九条の三第一項第五号）

第六章　自動車及び原動機付自転車の運転免許

（運転免許）

第八十四条　自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を運転しようとする者は、公安委員会の運転免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

２～５　（略）

（第一種免許）

第八十五条　次の表の上欄に掲げる自動車等を運転しようとする者は、

当該自動車等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第一種免許を受けなければならない。

自動車等の種類	第一種免許の種類
（略）	（略）
一般原動機付自転車	原付免許

2　前項の表の下欄に掲げる第一種免許を受けた者は、同表の区分に従い当該自動車等を運転することができるほか、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車等を運転することができる。

第一種免許の種類	運転することができる自動車等の種類
大型免許	中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び一般原動機付自転車
中型免許	準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び一般原動機付自転車
準中型免許	普通自動車、小型特殊自動車及び一般原動機付自転車
普通免許	小型特殊自動車及び一般原動機付自転車
大型特殊免許	小型特殊自動車及び一般原動機付自転車
大型二輪免許	普通自動二輪車、小型特殊自動車及び一般原動機付自転車

当該自動車等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第一種免許を受けなければならない。

自動車等の種類	第一種免許の種類
（略）	（略）
原動機付自転車	原付免許

2　前項の表の下欄に掲げる第一種免許を受けた者は、同表の区分に従い当該自動車等を運転することができるほか、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車等を運転することができる。

第一種免許の種類	運転することができる自動車等の種類
大型免許	中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車
中型免許	準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車
準中型免許	普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車
普通免許	小型特殊自動車及び原動機付自転車
大型特殊免許	小型特殊自動車及び原動機付自転車
大型二輪免許	普通自動二輪車、小型特殊自動車及び原動機付自転車

普通二輪免許	小型特殊自動車及び一般原動機付自転車
3～12　（略） （罰則　第五項から第十項までについては第百十八条第一項第五号） （仮免許） 第八十七条　（略） 2～6　（略） （罰則　第二項後段については第百十八条第一項第六号　第三項については第百二十条第一項第十四号、同条第三項） （免許の効力の仮停止） 第百三条の二　免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止（以下この条において「仮停止」という。）をすることができる。 一　（略） 二　第百十七条の二第一項第一号、第三号若しくは第四号、第百十七条の二の二第一項第一号、第三号若しくは第七号、第百十七条の四第一項第二号又は第百十八条第一項第五号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。 三　（略）	

普通二輪免許	小型特殊自動車及び原動機付自転車
3～12　（略） （罰則　第五項から第十項までについては第百十八条第一項第三号） （仮免許） 第八十七条　（略） 2～6　（略） （罰則　第二項後段については第百十八条第一項第四号　第三項については第百二十条第一項第十四号、同条第三項） （免許の効力の仮停止） 第百三条の二　免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止（以下この条において「仮停止」という。）をすることができる。 一　（略） 二　第百十七条の二第一項第一号、第三号若しくは第四号、第百十七条の二の二第一項第一号、第三号若しくは第七号、第百十七条の四第一項第二号又は第百十八条第一項第三号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。 三　（略）	

2～7　（略）

（罰則　（略））

（講習）

第百八条の二　公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

一～五　（略）

六　原付免許を受けようとする者に対する一般原動機付自転車の運転に関する講習

七～十四　（略）

十五　特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習

十六　（略）

2　（略）

3　公安委員会は、内閣府令で定める者に第一項第一号、第三号から第九号まで、第十一号から第十三号まで、第十五号若しくは第十六号に掲げる講習又は前項に規定する講習の実施を委託することができる。

（特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令）

第百八条の三の五　公安委員会は、特定小型原動機付自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であつて道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるもの（次条において「特定小型原動機付自転車危険行為」という。）を反復してした者が、更

2～7　（略）

（罰則　（略））

（講習）

第百八条の二　公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

一～五　（略）

六　原付免許を受けようとする者に対する原動機付自転車の運転に関する講習

七～十四　（略）

（新設）

十五　（略）

2　（略）

3　公安委員会は、内閣府令で定める者に第一項第一号、第三号から第九号まで、第十一号から第十三号まで若しくは第十五号に掲げる講習又は前項に規定する講習の実施を委託することができる。

（自転車運転者講習の受講命令）

第百八条の三の五　（新設）

に特定小型原動機付自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第百八条の二第一項第十五号に掲げる講習（次条において「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。）を受けるべき旨を命ずることができる。

2　公安委員会は、自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であって道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるもの（次条において「自転車危険行為」という。）を反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第百八条の二第一項第十六号に掲げる講習（次条において「自転車運転者講習」という。）を受けるべき旨を命ずることができる。

（罰則　（略））

（特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令等の報告）

第百八条の三の六　公安委員会は、前条の規定による命令をしたとき、特定小型原動機付自転車の運転者が特定小型原動機付自転車危険行為をしたとき若しくは特定小型原動機付自転車運転者講習を受けたとき又は自転車の運転者が自転車危険行為をしたとき若しくは自転車運転者講習を受けたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報

公安委員会は、自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であって道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるもの（次条において「危険行為」という。）を反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第百八条の二第一項第十五号に掲げる講習（次条において「自転車運転者講習」という。）を受けるべき旨を命ずることができる。

（罰則　（略））

（自転車運転者講習の受講命令等の報告）

第百八条の三の六　公安委員会は、前条の規定による命令をしたとき又は自転車の運転者が危険行為をしたとき若しくは自転車運転者講習を受けたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、自転車運転者講習に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委

告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、特定小型原動機付自転車運転者講習及び自転車運転者講習に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

（民間の組織活動等の促進を図るための措置）

第百八条の二十六　公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に資するための次に掲げる活動で民間の自主的な組織活動として行われるものの促進を図るため、関係する機関及び団体の活動との調和及び連携を図りつつ、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

一～三　（略）

四　道路における適正な車両の駐車又は道路の使用についての啓発活動、特定小型原動機付自転車又は自転車の適正な通行についての啓発活動その他道路における交通の安全と円滑に資するための啓発活動

五　（略）

2　（略）

（公安委員会による交通安全教育）

第百八条の二十七　（略）

（交通安全教育指針及び交通の方法に関する教則の作成）

第百八条の二十八　国家公安委員会は、道路を通行する者に対する交通

員会に通報するものとする。

（民間の組織活動等の促進を図るための措置）

第百八条の二十六　公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に資するための次に掲げる活動で民間の自主的な組織活動として行われるものの促進を図るため、関係する機関及び団体の活動との調和及び連携を図りつつ、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

一～三　（略）

四　道路における適正な車両の駐車又は道路の使用についての啓発活動、自転車の適正な通行についての啓発活動その他道路における交通の安全と円滑に資するための啓発活動

五　（略）

2　（略）

（交通安全教育）

第百八条の二十七　（略）

（交通安全教育指針及び交通の方法に関する教則の作成）

第百八条の二十八　国家公安委員会は、道路を通行する者に対する交通

安全教育を行う者（公安委員会を除く。）が効果的かつ適切な交通安全教育を行うことができるようにし、及び公安委員会が行う前条の交通安全教育の基準とするため、次に掲げる事項を内容とする交通安全教育に関する指針（以下「交通安全教育指針」という。）を作成し、これを公表するものとする。

一　自動車及び原動機付自転車の安全な運転に必要な技能及び知識その他の適正な交通の方法に関する技能及び知識を習得する機会を提供するための交通安全教育の内容及び方法

二・三　（略）

2・3　（略）

4　国家公安委員会は、道路を通行する者が適正な交通の方法を容易に理解することができるようにするため、次に掲げる事項を内容とする教則を作成し、これを公表するものとする。

一・二　（略）

三　前二号に掲げるもののほか、自動車の構造その他自動車及び原動機付自転車の運転に必要な知識

（地域交通安全活動推進委員）

第百八条の二十九　（略）

2　地域交通安全活動推進委員は、次に掲げる活動を行う。

一～三　（略）

四　特定小型原動機付自転車又は自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進

五　（略）

安全教育を行う者（公安委員会を除く。）が効果的かつ適切な交通安全教育を行うことができるようにし、及び公安委員会が行う前条の交通安全教育の基準とするため、次に掲げる事項を内容とする交通安全教育に関する指針（以下「交通安全教育指針」という。）を作成し、これを公表するものとする。

一　自動車等の安全な運転に必要な技能及び知識その他の適正な交通の方法に関する技能及び知識を習得する機会を提供するための交通安全教育の内容及び方法

二・三　（略）

2・3　（略）

4　国家公安委員会は、道路を通行する者が適正な交通の方法を容易に理解することができるようにするため、次に掲げる事項を内容とする教則を作成し、これを公表するものとする。

一・二　（略）

三　前二号に掲げるもののほか、自動車の構造その他自動車等の運転に必要な知識

（地域交通安全活動推進委員）

第百八条の二十九　（略）

2　地域交通安全活動推進委員は、次に掲げる活動を行う。

一～三　（略）

四　自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進

五　（略）

3～6　（略）

（特定小型原動機付自転車の販売者等による交通安全教育）

第百八条の三十二の四　特定小型原動機付自転車を販売し、又は貸し渡すことを業とする者は、当該特定小型原動機付自転車の購入者又は利用者に対し、交通安全教育指針に従つて特定小型原動機付自転車の安全な運転を確保するために必要な交通安全教育を行うように努めなければならない。

（免許証又は国際運転免許証等の保管）

第百九条　警察官は、自動車又は一般原動機付自転車の運転者が自動車又は一般原動機付自転車の運転に関しこの法律の罰則に触れる行為をしたと認めるときは、その現場において、免許証又は国際運転免許証等の提出を求めこれを保管することができる。この場合において、警察官は、保管証を交付しなければならない。

2～6　（略）

（特定の交通の規制等の手続）

第百十条の二　（略）

2　（略）

3　公安委員会（第五条第一項の規定により権限を委任された警察署長を含む。以下この条において同じ。）は、第四条第一項の規定に基づき、第二条第一項第三号、第三号の四、第四号、第四号の二若しくは第七号、第四条第三項、第八条第一項、第十三条第二項、第十七条第

3～6　（略）

（新設）

（免許証又は国際運転免許証等の保管）

第百九条　警察官は、自動車又は原動機付自転車の運転者が自動車又は原動機付自転車の運転に関しこの法律の罰則に触れる行為をしたと認めるときは、その現場において、免許証又は国際運転免許証等の提出を求めこれを保管することができる。この場合において、警察官は、保管証を交付しなければならない。

2～6　（略）

（特定の交通の規制等の手続）

第百十条の二　（略）

2　（略）

3　公安委員会（第五条第一項の規定により権限を委任された警察署長を含む。以下この条において同じ。）は、第四条第一項の規定に基づき、第二条第一項第三号、第三号の四、第四号、第四号の二若しくは第七号、第四条第三項、第八条第一項、第十三条第二項、第十七条第

四項、第五項第五号若しくは第六項、第十七条の二第一項、第二十二条第一項、第二十三条、第三十四条第五項、第四十九条第一項、第六十三条の四第一項第一号又は第六十三条の七第二項の道路標識等（第十七条第六項の道路標識等にあつては内閣府令・国土交通省令で定めるものに限り、第二十二条第一項の道路標識等にあつては同項の政令で定める最高速度を超える最高速度に係るものに限る。以下この条において同じ。）により交通の規制を行おうとするときは、当該規制の適用される道路（第二十二条第一項及び第六十三条の四第一項第一号の道路標識等以外の道路標識等に係る場合にあつては、道路法による道路に限る。）の管理者の意見を聴かなければならない。ただし、第八条第一項の道路標識等による交通の規制を行う場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りでないものとし、この場合には、事後において、速やかに当該交通の規制に係る事項を通知しなければならない。

4～7　（略）

第百十七条の二の二　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第六十四条（無免許運転等の禁止）第二項の規定に違反した者（当該違反により当該自動車又は一般原動機付自転車の提供を受けた者が同条第一項の規定に違反して当該自動車又は一般原動機付自転車を運転した場合に限る。）

三～九　（略）

四項、第五項第五号若しくは第六項、第二十二条第一項、第二十三条、第三十四条第五項、第四十九条第一項、第六十三条の四第一項第一号又は第六十三条の七第二項の道路標識等（第十七条第六項の道路標識等にあつては内閣府令・国土交通省令で定めるものに限り、第二十二条第一項の道路標識等にあつては同項の政令で定める最高速度を超える最高速度に係るものに限る。以下この条において同じ。）により交通の規制を行おうとするときは、当該規制の適用される道路（第二十二条第一項及び第六十三条の四第一項第一号の道路標識等以外の道路標識等に係る場合にあつては、道路法による道路に限る。）の管理者の意見を聴かなければならない。ただし、第八条第一項の道路標識等による交通の規制を行う場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りでないものとし、この場合には、事後において、速やかに当該交通の規制に係る事項を通知しなければならない。

4～7　（略）

第百十七条の二の二　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第六十四条（無免許運転等の禁止）第二項の規定に違反した者（当該違反により当該自動車又は原動機付自転車の提供を受けた者が同条第一項の規定に違反して当該自動車又は原動機付自転車を運転した場合に限る。）

三～九　（略）

2　（略）	2　（略）
第百十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。	第百十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
一　（略）	一　（略）
二　第六十四条の二（十六歳未満の者による特定小型原動機付自転車の運転等の禁止）第一項の規定に違反した者	（新設）
三　第六十四条の二（十六歳未満の者による特定小型原動機付自転車の運転等の禁止）第二項の規定に違反した者（当該違反により当該特定小型原動機付自転車の提供を受けた者が同条第一項の規定に違反して当該特定小型原動機付自転車を運転した場合に限る。）	（新設）
四～六　（略）	二～四　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
第百十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。	第百十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。
一～十九　（略）	一～十九　（略）
二十　第九十一条（免許の条件）若しくは第九十一条の二（申請による免許の条件の付与等）第二項の規定により公安委員会が付し、若しくは変更した条件に違反し、又は第百七条の四（臨時適性検査）第三項の規定による公安委員会の命令に違反して自動車又は一般原動機付自転車を運転した者	二十　第九十一条（免許の条件）若しくは第九十一条の二（申請による免許の条件の付与等）第二項の規定により公安委員会が付し、若しくは変更した条件に違反し、又は第百七条の四（臨時適性検査）第三項の規定による公安委員会の命令に違反して自動車又は原動機付自転車を運転した者
2・3　（略）	2・3　（略）

第百十九条の三　次の各号のいずれかに該当する者（第一号から第四号までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。）は、十万円以下の罰金に処する。

一～四　（略）

五　第七十一条の四（大型自動二輪車等の運転者の遵守事項）第四項から第七項までの規定に違反した者

２・３　（略）

第百二十条　次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一～十六　（略）

十七　第百八条の三の五（特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令）の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者

２・３　（略）

第百二十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一～七　（略）

八　第十七条の二（特例特定小型原動機付自転車の歩道通行）第二項、第十七条の三（特例特定小型原動機付自転車等の路側帯通行）第二項、第十九条（軽車両の並進の禁止）、第二十一条（軌道敷内の通行）第一項、第二項後段若しくは第三項、第二十五条（道路外に出る場合の方法）第一項若しくは第二項、第三十四条（左折又は右折）第一項から第五項まで、第三十五条の二（環状交差点における

第百十九条の三　次の各号のいずれかに該当する者（第一号から第四号までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。）は、十万円以下の罰金に処する。

一～四　（略）

五　第七十一条の四（大型自動二輪車等の運転者の遵守事項）第三項から第六項までの規定に違反した者

２・３　（略）

第百二十条　次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一～十六　（略）

十七　第百八条の三の五（自転車運転者講習の受講命令）の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者

２・３　（略）

第百二十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一～七　（略）

八　第十七条の二（軽車両の路側帯通行）第二項、第十九条（軽車両の並進の禁止）、第二十一条（軌道敷内の通行）第一項、第二項後段若しくは第三項、第二十五条（道路外に出る場合の方法）第一項若しくは第二項、第三十四条（左折又は右折）第一項から第五項まで、第三十五条の二（環状交差点における左折等）、第六十三条の三（自転車道の通行区分）、第六十三条の四（普通自転車の歩道通

左折等）、第六十三条の三（自転車道の通行区分）、第六十三条の四（普通自転車の歩道通行）第二項又は第七十五条の七（本線車道の出入の方法）の規定の違反となるような行為をした者

九～十二　（略）

2・3　（略）

（通則）

第百二十五条　（略）

2　この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、次の各号のいずれかに該当する者以外のものをいう。

一　当該反則行為に係る車両等（特定小型原動機付自転車を除く。）に関し法令の規定による運転の免許を受けていない者（法令の規定により当該免許の効力が停止されている者を含み、第百七条の二の規定により国際運転免許証等で当該車両等を運転することができることとされている者を除く。）、第六十四条の二第一項の規定により当該反則行為に係る特定小型原動機付自転車を運転することができないこととされている者又は第八十五条第五項から第十項までの規定により当該反則行為に係る自動車を運転することができないこととされている者

二・三　（略）

3　（略）

別表第二（第百二十五条、第百三十条の二関係）

反則行為の区分	反則行為に係る車両等	反則金の限

行）第二項又は第七十五条の七（本線車道の出入の方法）の規定の違反となるような行為をした者

九～十二　（略）

2・3　（略）

（通則）

第百二十五条　（略）

2　この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、次の各号のいずれかに該当する者以外のものをいう。

一　当該反則行為に係る車両等に関し法令の規定による運転の免許を受けていない者（法令の規定により当該免許の効力が停止されている者を含み、第百七条の二の規定により国際運転免許証等で当該車両等を運転することができることとされている者を除く。）又は第八十五条第五項から第十項までの規定により当該反則行為に係る自動車を運転することができないこととされている者

二・三　（略）

3　（略）

別表第二（第百二十五条、第百三十条の二関係）

反則行為の区分	反則行為に係る車両等	反則金の限

	の種類	度額
（略）		
第百十八条第一項第四号の罪に当たる行為	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
（略）		

備考

（略）

	の種類	度額
（略）		
第百十八条第一項第二号の罪に当たる行為	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
（略）		

備考

（略）

○　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章～第五章　（略） 第六章　自動車及び一般原動機付自転車の運転免許 第一節・第二節　（略） 第三節　免許証等（第九十二条―第九十五条の六） 第四節～第四節の三　（略） 第五節　免許証等の更新等（第百一条―第百二条の三） 第六節～第八節　（略） 第六章の二～第九章　（略） 附則	目次 第一章～第五章　（略） 第六章　自動車及び一般原動機付自転車の運転免許 第一節・第二節　（略） 第三節　免許証等（第九十二条―第九十五条） 第四節～第四節の三　（略） 第五節　免許証の更新等（第百一条―第百二条の三） 第六節～第八節　（略） 第六章の二～第九章　（略） 附則
（仮免許） 第八十七条　（略） ２～５　（略） ６　仮免許の有効期間は、当該仮免許に係る第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う運転免許試験（第九十条第一項及び第九十五条の六第一項において「適性試験」という。）を受けた日から起算して六月とする。ただし、当該期間が満了するまでの間に、大型仮免許を受けた者が大型免許若しくは大型第二種免許を受け、中型仮免許を受けた者が大型自動車若しくは中型自動車を運転することができる第	（仮免許） 第八十七条　（略） ２～５　（略） ６　仮免許の有効期間は、当該仮免許に係る第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う運転免許試験（第九十条及び第九十二条の二において「適性試験」という。）を受けた日から起算して六月とする。ただし、当該期間が満了するまでの間に、大型仮免許を受けた者が大型免許若しくは大型第二種免許を受け、中型仮免許を受けた者が大型自動車若しくは中型自動車を運転することができる第一種免許若し

一種免許若しくは第二種免許を受け、準中型仮免許を受けた者が大型自動車、中型自動車若しくは準中型自動車を運転することができる第一種免許若しくは第二種免許を受け、又は普通仮免許を受けた者が大型自動車、中型自動車、準中型自動車若しくは普通自動車を運転することができる第一種免許若しくは第二種免許を受けたときは、当該仮免許は、その効力を失う。

（罰則　（略））

（免許証の交付）

第九十二条　（略）

２　免許を現に受けている者に対し、当該免許の種類と異なる種類の免許を与えるときは、その異なる種類の免許に係る免許証にその者が現に受けている免許に係る事項を記載して、その者が現に有する免許証と引換えに交付するものとする。

（削る）

くは第二種免許を受け、準中型仮免許を受けた者が大型自動車、中型自動車若しくは準中型自動車を運転することができる第一種免許若しくは第二種免許を受け、又は普通仮免許を受けた者が大型自動車、中型自動車、準中型自動車若しくは普通自動車を運転することができる第一種免許若しくは第二種免許を受けたときは、当該仮免許は、その効力を失う。

（罰則　（略））

（免許証の交付）

第九十二条　（略）

２　免許を現に受けている者に対し、当該免許の種類と異なる種類の免許を与えるときは、その異なる種類の免許に係る免許証にその者が現に受けている免許に係る事項を記載して、その者が現に有する免許証と引き換えに交付するものとする。

（免許証の有効期間）

第九十二条の二　第一種免許及び第二種免許に係る免許証（第百七条第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。）の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

免許証の交付又は更新を受けた者の区分	更新日等における年齢	有効期間の末日
		満了日等の後のその者の五

優良運転者及び一般運転者	七十歳未満	回目の誕生日から起算して一月を経過する日
	七十歳	満了日等の後のその者の四回目の誕生日から起算して一月を経過する日
	七十一歳以上	満了日等の後のその者の三回目の誕生日から起算して一月を経過する日
違反運転者等		満了日等の後のその者の三回目の誕生日から起算して一月を経過する日

備考

一　この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

1　更新日等　第百一条第六項の規定により更新された免許証にあつては当該更新された日、第百一条の二第四項の規定により更新された免許証にあつては同条第三項の規定による適性検査を受けた日、海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない

者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証及び第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百十七条の四第一項第三号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつてはこれらの交付された免許証に係る適性試験を受けた日の直前のその者の誕生日（当該適性試験を受けた日がその者の誕生日である場合にあつては、当該適性試験を受けた日）の前日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日

2 優良運転者　更新日等（海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該効力を失つた免許に係る免許証の有

効期間の末日、第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百十七条の四第一項第三号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該取消しを受けた日。4において同じ。）までに継続して免許（仮免許を除く。4において同じ。）を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反唆し等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの

3　一般運転者　優良運転者又は違反運転者等以外の者

4　違反運転者等　更新日等までに継続して免許を受けている期間が五年以上である者であつて自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反唆し等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が不良な者として政令で定める基準に該当するもの又は当該期間が五年未満である者

5　満了日等　第百一条第六項の規定により更新された免許証にあつては更新前の免許証の有効期間が満了した日、第百一条の二第四項の規定により更新された免許証にあつては同条第三項の規定による適性検査を受けた日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日

二　更新日等がその者の誕生日である場合におけるこの表の適用については、この表中「更新日等」とあるのは、「更新日等の前日」とする。

三　更新日等が有効期間の末日の直前のその者の誕生日の翌日から当該有効期間の末日までの間である場合におけるこの表の適用については、この表中「更新日等」とあるのは、「更新日等の直前のその者の誕生日の前日」とする。

四　海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過する前に次の免許を受けた者に限る。）に対するこの表の備考一の2及び4の規定の適用については、当該効力を失つた免許を受けていた期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

五　第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同

条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過する前に次の免許を受けた者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百十七条の四第一項第三号の違反行為をした者を除く。）に対するこの表の備考一の2及び4の規定の適用については、当該取り消された免許を受けた日から当該取消しを受けた日までの期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

六　その者の誕生日が二月二十九日である場合におけるこの表の適用については、その者のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。

2　第百四条の四第三項の規定により与えられる免許に係る免許証の有効期間は、同条第二項の規定により取り消される免許に係る免許証の有効期間が満了することとされていた日が経過するまでの期間とする。

3　第百七条第二項の規定により交付された免許証（前項に規定するものを除く。）の有効期間は、当該免許証に係る同条第一項の規定により返納された免許証の有効期間が満了することとされていた日が経過するまでの期間とする。

4　前三項に規定する期間の末日が日曜日その他政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期間の末日とみなす。

（免許証の記載事項）

第九十三条　免許証には、次に掲げる事項（次条の規定による記録が行われる場合にあつては、内閣府令で定めるものを除く。）を記載するものとする。

一～四　（略）

五　免許を受けた者が第九十五条の六第一項の表の備考一のロに規定する優良運転者（第百一条第三項及び第百一条の二の二第一項において単に「優良運転者」という。）である場合にあつては、その旨

２・３　（略）

（免許証の電磁的方法による記録）

第九十三条の二　公安委員会は、前条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項若しくは第三項の規定により記載され若しくは表示されるものの一部を、内閣府令で定めるところにより、免許証に電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することができる。

（特定免許情報の記録等）

第九十五条の二　免許（仮免許を除く。以下この条において同じ。）を現に受けている者のうち、当該免許について免許証のみを有するもの並びに免許証及び第四項に規定する免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しないものは、いつでも、その者の住所地を管轄する公安委員会に、その者の個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十

（免許証の記載事項）

第九十三条　免許証には、次に掲げる事項（次条の規定による記録が行われる場合にあつては、内閣府令で定めるものを除く。）を記載するものとする。

一～四　（略）

五　免許を受けた者が前条第一項の表の備考一の２に規定する優良運転者（第百一条第三項及び第百一条の二の二第一項において単に「優良運転者」という。）である場合にあつては、その旨

２・３　（略）

（免許証の電磁的方法による記録）

第九十三条の二　公安委員会は、前条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項若しくは第三項の規定により記載され若しくは表示されるものの一部を、内閣府令で定めるところにより、免許証に電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することができる。

（新設）

七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の区分部分（同法第十八条に規定するカード記録事項が記録された部分と区分された部分をいう。以下同じ。）に当該免許に係る特定免許情報を記録することを申請することができる。

2 前項の特定免許情報とは、次に掲げる事項をいう。

一 免許情報記録（個人番号カードに記録された特定免許情報に係る記録をいう。以下同じ。）の番号

二 免許の年月日及び免許情報記録の有効期間の末日

三 免許の種類

四 第九十三条第二項に規定する条件に係る事項

五 第九十三条第三項の規定により免許証（仮免許に係るものを除く。以下この条及び第九十五条の四において同じ。）に記載され、又は表示される事項であつて内閣府令で定めるもの

3 第一項の規定による申請を受けた公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項に規定する特定免許情報（以下「特定免許情報」という。）をその者の個人番号カードの区分部分に電磁的方法により記録するものとする。

一 免許の効力が停止されているとき。

二 当該個人番号カードが行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第六項の規定により効力を失つていること、当該個人番号カードの区分部分における他の事項が記録されていない領域が特定免許情報を記録するために十分でないことその他の公安委員会が個人番号カードの区分部分に特定免許情報を記録することができない事情として内閣府令で定めるものが

あるとき。

4　免許証及び免許情報記録個人番号カード（その者に係る特定免許情報が記録された個人番号カードをいう。以下同じ。）を有する者は、いつでも、免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納することができる。

5　第一項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、免許を現に受けていない者が第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする際においてもすることができる。

6　第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする際に第一項の規定による申請をする者は、当該申請に併せて当該免許証の交付を希望しない旨の申出をすることができる。この場合においては、その者が第三項の規定による特定免許情報の記録を受けたことをもつて、当該免許証が同条第一項の規定により交付され、第四項の規定により返納されたものとみなす。

7　免許情報記録個人番号カードは、前条の規定の適用については、免許証とみなす。

8　警察官は、第六十七条第一項又は第二項の規定による免許証の提示を求めた場合において、前項の規定により免許証とみなされた免許情報記録個人番号カードの提示を受けたときは、当該提示をした者に対し、警察官が当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けることを求めることができる。この場合において、当該求めを受けた者は、これに応じなければならない。

9　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す

る法律第十七条第六項の規定による個人番号カードの失効は、免許情報記録の効力に影響を及ぼさないものとする。

10　免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者は、いつでも、免許情報記録個人番号カードをその者の住所地を管轄する公安委員会に提示して免許情報記録の抹消を受けることができる。

11　免許を現に受けている者のうち当該免許について免許情報記録個人番号カードのみを有するものは、いつでも、その者の住所地を管轄する公安委員会に当該免許に係る免許証の交付を申請することができる。

12　第一項及び前項の申請の手続並びに第六項の申出の手続について必要な事項は、内閣府令で定める。

（罰則　第八項については第百二十条第一項第十号）

（免許情報記録個人番号カードの特則）

第九十五条の三　免許情報記録個人番号カードについての第九十二条第二項及び第九十三条第二項の規定の適用については、第九十二条第二項中「その異なる種類の免許に係る免許証にその者が現に受けている免許に係る事項を記載して、その者が現に有する免許証と引換えに交付する」とあるのは「その者の免許情報記録個人番号カード（第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。）に記録された免許情報記録（同条第二項第一号に規定する免許情報記録をいう。）をその異なる種類の免許及びその者が現に受けている免許に係るものに書き換える」と、第九十三条第二項中「免許証に当該条件」とあるのは「免許情報記録個人番号カードの区分部分

（新設）

（第九十五条の二第一項に規定する区分部分をいう。）に当該条件（仮免許に係るものを除く。）」と、「記載しなければ」とあるのは「電磁的方法（次条に規定する電磁的方法をいう。）により記録しなければ」とする。

（免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の特則）

第九十五条の四　公安委員会は、免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者について、第九十二条第二項に規定する異なる種類の免許を与えるときは、同条第一項の規定による当該異なる種類の免許に係る免許証の交付を行うとともに、前条の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定による免許情報記録の書換えを行うものとする。

2　公安委員会は、免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者について、第九十一条又は第九十一条の二第二項の規定により、免許（仮免許を除く。以下この項及び次条第一項において同じ。）に条件を付し、又は免許に付されている条件を変更したときは、第九十三条第二項の規定による当該条件に係る事項の記載を行うとともに、前条の規定により読み替えて適用する第九十三条第二項の規定による当該条件に係る事項の記録を行うものとする。

（新設）

（免許情報記録個人番号カードのみを有する者の特則）

第九十五条の五　免許を現に受けている者のうち当該免許について免許情報記録個人番号カードのみを有するものに対し、第九十二条第二項に規定する異なる種類の免許を与えるときは、同条第一項の規定にか

（新設）

かわらず、第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定による免許情報記録の書換えをもつて、当該異なる種類の免許を与えたものとする。

2　免許を現に受けている者のうち免許情報記録個人番号カードのみを有するものについての第九十四条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「届け出て、免許証に変更に係る事項の記載（前条の規定による記録が行われる場合にあつては、同条の規定による記録）を受けなければ」とあるのは「届け出なければ」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第九十五条の五第二項の規定により読み替えて適用する第一項」とする。

3　前項に規定する者のうち次の各号に掲げるものは、同項の規定により読み替えて適用する第九十四条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める事項の変更についての届出をすることを要しない。

一　国家公安委員会に対し、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第百二十条の三第三項の規定により国家公安委員会が同条第一項に規定する戸籍電子証明書（その者の変更した後の本籍を証明するものに限る。）の提供を受けるための措置として内閣府令で定める措置を講じた者　本籍

二　国家公安委員会に対し、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第十八条第三項の規定により国家公安委員会が同項に規定する特定署名用電子証明書記録情報（その者の個人番号カードに記録された同法第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書に係るものに限る。）の提供を受けるための措置として内閣府令で定

める措置を講じている者　住所、氏名及び生年月日

4　国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を各公安委員会に通報するものとする。

一　前項第一号に規定する戸籍電子証明書又は同項第二号に規定する特定署名用電子証明書記録情報の提供を受けたとき　当該戸籍電子証明書又は当該特定署名用電子証明書記録情報に係る内閣府令で定める事項

二　前項第二号に規定する措置が開始され、又は終了したとき　当該措置が開始され、又は終了した旨その他の内閣府令で定める事項

（免許証等の有効期間）

第九十五条の六　第一種免許及び第二種免許に係る免許証（第九十五条の二第十一項の規定により交付された免許証（第百七条の規定により読み替えて適用する第百一条の四の二第三項に規定する書面（以下この項において「更新証明書」という。）の交付を受けた者に対して交付されたものを除く。次項において同じ。）及び第百六条の三第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。）並びに免許情報記録（第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする際に第九十五条の二第一項の規定による申請をした者又は更新証明書の交付を受けた者に対して同条第三項の規定により記録された免許情報記録（次項において「免許付与時記録免許情報記録等」という。）、第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定により書き換えられた免許情報記録及び第百一

（新設）

条第六項又は第百一条の二第四項の規定により更新された免許情報記録に限る。以下この項において同じ。）の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

免許証の交付又は特定免許情報の記録を受けた者の区分	更新日等における年齢	有効期間の末日
優良運転者及び一般運転者	七十歳未満	満了日等の後のその者の五回目の誕生日から起算して一月を経過する日
	七十歳	満了日等の後のその者の四回目の誕生日から起算して一月を経過する日
	七十一歳以上	満了日等の後のその者の三回目の誕生日から起算して一月を経過する日
違反運転者等		満了日等の後のその者の三回目の誕生日から起算して一月を経過する日

備考

一　この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

イ　更新日等　次の(1)から(5)までに掲げる免許証及び免許情報記録の区分に応じ、当該(1)から(5)までに定める日

(1)　第百一条第六項の規定により更新された免許証及び免

許情報記録	当該更新された日
(2) 更新証明書の交付を受けた者のうち第百一条第六項の規定による免許情報記録の有効期間の更新を受けたものに対して第九十五条の二第十一項の規定により交付された免許証及び同条第三項の規定により記録された免許情報記録	当該更新証明書の交付を受けた日
(3) 第百一条の二第四項の規定により更新された免許証及び免許情報記録並びに更新証明書の交付を受けた者のうち同項の規定による免許情報記録の有効期間の更新を受けたものに対して第九十五条の二第十一項の規定により交付された免許証及び同条第三項の規定により記録された免許情報記録	第百一条の二第三項の規定による適性検査を受けた日
(4) 海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証等の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果第百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。以下この表において「特別失効者」という。）又は第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）	

を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百十七条の四第一項第三号の違反行為をした者を除く。以下この表において「特別取消処分者」という。）に対して第九十二条第一項の規定により交付された免許証及び第九十五条の二第三項の規定により記録された免許情報記録

当該交付された免許証又は記録された免許情報記録に係る適性試験を受けた日の直前のその者の誕生日（当該適性試験を受けた日がその者の誕生日である場合にあつては、当該適性試験を受けた日）の前日

(5)

その他の免許証及び免許情報記録

当該免許証又は免許情報記録に係る適性試験を受けた日

ロ

優良運転者

更新日等（特別失効者に対して第九十二条第一項の規定により交付された免許証及び第九十五条の二第三項の規定により記録された免許情報記録にあつては当該効力を失つた免許に係る免許証又は免許情報記録の有効期間の末日、特別取消処分者に対して第九十二条第一項の規定により交付された免許証及び第九十五条の二第三項の規定により記録された免許情報記録にあつては当該取消しを受けた日。ニにおいて同じ。）までに継続して免許（仮免許を除く。ニにおいて同じ。）を受けている期間が五年

以上である者であつて、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反唆し等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの

ハ　一般運転者　優良運転者又は違反運転者等以外の者

ニ　違反運転者等　更新日等までに継続して免許を受けている期間が五年以上である者であつて自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反唆し等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が不良な者として政令で定める基準に該当するもの又は当該期間が五年未満である者

ホ　満了日等　次の(1)から(4)までに掲げる免許証及び免許情報記録の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める日

(1)　イ(1)に掲げる免許証及び免許情報記録　更新前の免許証又は免許情報記録の有効期間が満了した日

(2)　イ(2)に掲げる免許証及び免許情報記録　その直近において記録された免許情報記録の有効期間が満了することとされていた日

(3)　イ(3)に掲げる免許証及び免許情報記録　第百一条の二第三項の規定による適性検査を受けた日

(4)　その他の免許証及び免許情報記録　当該免許証又は免許情報記録に係る適性試験を受けた日

二　更新日等がその者の誕生日である場合におけるこの表の適用については、この表中「更新日等」とあるのは、「更新日等の前日」とする。

三　更新日等が有効期間の末日の直前のその者の誕生日の翌日から当該有効期間の末日までの間である場合におけるこの表の適用については、この表中「更新日等」とあるのは、「更新日等の直前のその者の誕生日の前日」とする。

四　特別失効者に該当する者として当該効力を失つた免許の次の免許を受けた者に対するこの表の備考一のロ及びニの規定の適用については、当該効力を失つた免許を受けていた期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

五　特別取消処分者に該当する者として当該取り消された免許の次の免許を受けた者に対するこの表の備考一のロ及びニの規定の適用については、当該取り消された免許を受けた日から当該取消しを受けた日までの期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

六　その者の誕生日が二月二十九日である場合におけるこの表の適用については、その者のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。

2　次の各号に掲げる者に対して第九十五条の二第十一項の規定により交付された免許証及び第百六条の三第二項の規定により交付された免許証並びに第九十五条の二第三項の規定により記録された免許情報記録（免許付与時記録免許情報記録等を除く。）及び第百六条の四第二

項の規定により書き換えられた免許情報記録の有効期間は、当該各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。

一　現に受けている免許（仮免許を除く。以下この項において同じ。）について免許証のみを有していた者　当該免許証の有効期間が満了する日

二　現に受けている免許について免許情報記録個人番号カードのみを有していた者　当該免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録の有効期間が満了する日

三　現に受けている免許について免許証及び免許情報記録個人番号カードを有していた者　当該免許証の有効期間が満了する日又は当該免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録の有効期間が満了する日のいずれか遅い日

四　現に受けている免許について免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれをも有していなかつた者　その直近において記録された免許情報記録の有効期間が満了することとされていた日

3　前二項に規定する期間の末日が日曜日その他政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期間の末日とみなす。

（運転免許試験の免除）

第九十七条の二　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一・二　（略）

三　第百一条第一項の免許証等の更新を受けなかつた者（政令で定め

（運転免許試験の免除）

第九十七条の二　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一・二　（略）

三　第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかつた者（政

る者を除く。）で、その者の免許が第百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月（海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しないもの（以下「特定失効者」という。）のうち、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める検査及び講習又は教育を内閣府令で定めるところにより受けたもの　その者が受けていた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。）

イ～ホ　（略）

四　大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を運転することができる免許について第百一条第一項の免許証等の更新を受けなかつた者（前号の政令で定める者を除く。）で、その者の免許が第百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月を超え一年を経過しないもの　その者が受けていた免許の区分に応じ大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許又は普通仮免許のいずれかに係る前条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての運転免許試験

五　（略）

2～4　（略）

（再試験）

第百条の二　（略）

令で定める者を除く。）で、その者の免許が第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しないもの（以下「特定失効者」という。）のうち、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める検査及び講習又は教育を内閣府令で定めるところにより受けたもの　その者が受けていた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。）

イ～ホ　（略）

四　大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を運転することができる免許について第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかつた者（前号の政令で定める者を除く。）で、その者の免許が第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月を超え一年を経過しないもの　その者が受けていた免許の区分に応じ大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許又は普通仮免許のいずれかに係る前条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての運転免許試験

五　（略）

2～4　（略）

（再試験）

第百条の二　（略）

2～4　（略）

5　基準該当初心運転者は、公安委員会から再試験の通知（前項の規定による通知をいう。以下同じ。）を受けたときは、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（再試験を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由のある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して一月を超えることとなるまでに、当該公安委員会に内閣府令で定める再試験受験申込書を提出して、再試験を受けなければならない。第九十五条の六第三項の規定は、この場合について準用する。

第五節　免許証等の更新等

（免許証等の更新の申請及び定期検査）

第百一条　免許証又は免許情報記録（以下「免許証等」という。）の有効期間の更新（以下「免許証等の更新」という。）を受けようとする者は、当該免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の一月前から当該免許証等の有効期間が満了する日までの間（以下「更新期間」という。）に、その者の住所地を管轄する公安委員会に内閣府令で定める様式の更新申請書（第四項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該更新申請書及び必要な事項を記載した当該質問票。第五項及び第百一条の二の二第一項から第五項までにおいて同じ。）を提出しなければならない。

2　前項の規定により免許証等の更新を受けようとする者の誕生日が二月二十九日である場合における同項の規定の適用については、その者

2～4　（略）

5　基準該当初心運転者は、公安委員会から再試験の通知（前項の規定による通知をいう。以下同じ。）を受けたときは、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（再試験を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由のある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して一月を超えることとなるまでに、当該公安委員会に内閣府令で定める再試験受験申込書を提出して、再試験を受けなければならない。第九十二条の二第四項の規定は、この場合について準用する。

第五節　免許証の更新等

（免許証の更新及び定期検査）

第百一条　免許証の有効期間の更新（以下「免許証の更新」という。）を受けようとする者は、当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の一月前から当該免許証の有効期間が満了する日までの間（以下「更新期間」という。）に、その者の住所地を管轄する公安委員会に内閣府令で定める様式の更新申請書（第四項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該更新申請書及び必要な事項を記載した当該質問票。第五項及び第百一条の二の二第一項から第三項までにおいて同じ。）を提出しなければならない。

2　前項の規定により免許証の更新を受けようとする者の誕生日が二月二十九日である場合における同項の規定の適用については、その者の

のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。

3　公安委員会は、免許を現に受けている者に対し、更新期間その他免許証等の更新の申請に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項（その者が更新を受ける日において優良運転者又は一般運転者（第九十五条の六第一項の表の備考一のハに規定する一般運転者をいう。第百一条の二の二第一項において同じ。）（第九十一条の規定により免許に条件を付されている者のうち内閣府令で定めるもの及び同表の備考四の規定の適用を受けなければ同表の備考一のニに規定する違反運転者等となる者を除く。）に該当することとなる場合には、その旨を含む。）を記載した書面を送付するものとする。

4・5　（略）

6　前項の規定による適性検査の結果又は第百一条の二の二第五項の規定により通知された適性検査の結果（同条第七項の規定による適性検査を行った場合には、当該通知された適性検査の結果及び同項の規定による適性検査の結果）から判断して、当該免許証等の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないと認めたときは、当該公安委員会は、当該免許証等の更新をしなければならない。この場合において、当該公安委員会は、その者が同条第三項の規定による申出をしていたときは、同条第七項の規定による適性検査を行った場合その他内閣府令で定める場合を除き、当該申出に係る経由地公安委員会（同条第一項に規定する経由地公安委員会をいう。）に当該免許情報記録の有効期間の更新をすべき旨を通知して、当該経由地公安委員会に第百一条の四の二第三項の規定による免許情報記録の書換えを

うるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。

3　公安委員会は、免許を現に受けている者に対し、更新期間その他免許証の更新の申請に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項（その者が更新を受ける日において優良運転者（第九十一条の規定により免許に条件を付されている者のうち内閣府令で定めるもの及び第九十二条の二第一項の表の備考四の規定の適用を受けて優良運転者となる者を除く。）に該当することとなる場合には、その旨を含む。）を記載した書面を送付するものとする。

4・5　（略）

6　前項の規定による適性検査の結果又は第百一条の二の二第三項に規定する書面の内容（同条第五項の規定による適性検査を行った場合には、当該書面の内容及び当該適性検査の結果）から判断して、当該免許証の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないと認めたときは、当該公安委員会は、当該免許証の更新をしなければならない。

行わせるものとする。

7　免許証（仮免許に係るものを除く。次条第五項において同じ。）及び免許情報記録個人番号カードを有する者は、前項の規定による免許証の有効期間の更新若しくは免許情報記録の有効期間の更新又はその双方を受けることができる。ただし、その双方を受けようとする者は、その双方を同時に申請しなければならない。

8　前各項に定めるもののほか、免許証等の更新の申請及び適性検査について必要な事項は、内閣府令で定める。

（罰則　（略））

（更新期間前における免許証等の更新の申請及び適性検査）

第百一条の二　海外旅行その他政令で定めるやむを得ない理由のため更新期間内に適性検査を受けることが困難であると予想される者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に当該更新期間前における免許証等の更新を申請することができる。この場合においては、当該公安委員会に内閣府令で定める様式の特例更新申請書（次項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該特例更新申請書及び必要な事項を記載した当該質問票）を提出しなければならない。

2・3　（略）

4　前項の規定による適性検査の結果から判断して、当該免許証等の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないと認めたときは、当該公安委員会は、速やかに当該免許証等の更新をしなければならない。

5　免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者は、前項の規定

（新設）

7　前各項に定めるもののほか、免許証の更新の申請及び適性検査について必要な事項は、内閣府令で定める。

（罰則　（略））

（免許証の更新の特例）

第百一条の二　海外旅行その他政令で定めるやむを得ない理由のため更新期間内に適性検査を受けることが困難であると予想される者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に当該更新期間前における免許証の更新を申請することができる。この場合においては、当該公安委員会に内閣府令で定める様式の特例更新申請書（次項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該特例更新申請書及び必要な事項を記載した当該質問票）を提出しなければならない。

2・3　（略）

4　前項の規定による適性検査の結果から判断して、当該免許証の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないと認めたときは、当該公安委員会は、速やかに当該免許証の更新をしなければならない。

（新設）

による免許証の有効期間の更新若しくは免許情報記録の有効期間の更新又はその双方を受けることができる。ただし、その双方を受けようとする者は、その双方を同時に申請しなければならない。

6　前各項に定めるもののほか、更新期間前における免許証等の更新の申請及び適性検査について必要な事項は、内閣府令で定める。

（罰則　（略））

（免許証等の更新に係る申請先の特例）

第百一条の二の二　免許証等の更新を受けようとする者のうち当該更新を受ける日において優良運転者又は一般運転者に該当するもの（第百一条第三項の規定により当該更新を受ける日において優良運転者又は一般運転者に該当することとなる旨を記載した書面の送付を受けた者に限る。）は、同条第一項の規定による更新申請書の提出を、その者の住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会（以下「経由地公安委員会」という。）を経由して行うことができる。

2　前項の規定による経由地公安委員会を経由して行う更新申請書の提出は、次項の規定による申出をする場合を除き、当該免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日までに行わなければならない。

3　免許情報記録の有効期間の更新を受けようとする者は、第一項の規定による経由地公安委員会を経由して行う更新申請書の提出に併せて第百一条の四の二第三項の規定による免許情報記録の書換えを当該経

5　前各項に定めるもののほか、更新期間前における免許証の更新の申請及び適性検査について必要な事項は、内閣府令で定める。

（罰則　（略））

（更新の申請の特例）

第百一条の二の二　免許証の更新を受けようとする者のうち当該更新を受ける日において優良運転者に該当するもの（第百一条第三項の規定により当該更新を受ける日において優良運転者に該当することとなる旨を記載した書面の送付を受けた者に限る。）は、当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日までに免許証の更新の申請をする場合には、同条第一項の規定による更新申請書の提出を、その者の住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会（以下この条及び次条において「経由地公安委員会」という。）を経由して行うことができる。

（新設）

（新設）

由地公安委員会において受けたい旨を申し出ることができる。

4　第一項の規定により更新申請書を受理した経由地公安委員会は、その者について、速やかに適性検査を行わなければならない。

5　経由地公安委員会は、第一項の規定により受理した更新申請書の内容（第三項の規定による申出があつた場合には、その旨を含む。）及び前項の規定による適性検査の結果をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。この場合において、その者の住所地を管轄する公安委員会は、第百一条第五項の規定による適性検査を行わないものとする。

6　経由地公安委員会は、当該免許証等の更新を受けようとする者が次条第一項の規定により経由地公安委員会が行う第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けたときは、その旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知するものとする。

7　第五項の規定による通知を受けた公安委員会は、当該通知に係る適性検査の結果のみによつては当該免許証等の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないかどうかを判断できないときは、その者について適性検査を行うものとする。この場合において、当該公安委員会は、その者に適性検査を受けるべき旨を通知しなければならない。

8　第三項の申出の手続について必要な事項は、内閣府令で定める。

（更新を受けようとする者の義務）

第百一条の三　免許証等の更新を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する公安委員会（前条第一項の場合にあつては、その者の住所

2　前項の規定により更新申請書を受理した経由地公安委員会は、その者について、速やかに適性検査を行わなければならない。

3　経由地公安委員会は、前項の規定による適性検査の結果を記載した書面を、第一項の規定により受理した更新申請書とともに、その者の住所地を管轄する公安委員会に送付しなければならない。この場合において、その者の住所地を管轄する公安委員会は、第百一条第五項の規定による適性検査を行わないものとする。

4　経由地公安委員会は、当該免許証の更新を受けようとする者が次条第一項の規定により経由地公安委員会が行う第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けたときは、その旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知するものとする。

5　第三項の規定による書面の送付を受けた公安委員会は、当該書面の内容のみによつては当該免許証の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないかどうかを判断できないときは、その者について適性検査を行うものとする。この場合において、当該公安委員会は、その者に適性検査を受けるべき旨を通知しなければならない。

（新設）

（更新を受けようとする者の義務）

第百一条の三　免許証の更新を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する公安委員会（前条第一項の場合にあつては、その者の住所地

地を管轄する公安委員会又は経由地公安委員会。次条第一項から第三項までにおいて同じ。）が行う第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けなければならない。ただし、更新期間が満了する日（第百一条の二第一項の規定による免許証等の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日。次条第一項から第三項まで及び第百八条の二第一項第十二号において同じ。）前六月以内に同項第十二号に掲げる講習を受けた者その他の同項第十一号に掲げる講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。

2　公安委員会は、第百一条第五項若しくは第百一条の二第三項の規定による適性検査の結果又は前条第五項の規定により通知された適性検査の結果（同条第七項の規定による適性検査を行つた場合には、当該通知された適性検査の結果及び同項の規定による適性検査の結果）から判断して自動車等を運転することが支障がないと認めた者（前項ただし書の政令で定める者を除く。）が第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けていないときは、第百一条第六項又は第百一条の二第四項の規定にかかわらず、その者に対し、免許証等の更新をしないことができる。

（七十歳以上の者の特例）

第百一条の四　免許証等の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上のものは、更新期間が満了する日前六月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会が行つた第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を受けていなければならない。ただし、当該講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限り

を管轄する公安委員会又は経由地公安委員会。次条第一項から第三項までにおいて同じ。）が行う第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けなければならない。ただし、更新期間が満了する日（第百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日。次条第一項から第三項まで及び第百八条の二第一項第十二号において同じ。）前六月以内に同項第十二号に掲げる講習を受けた者その他の同項第十一号に掲げる講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。

2　公安委員会は、第百一条第五項若しくは第百一条の二第三項の規定による適性検査の結果又は前条第三項に規定する書面の内容（同条第五項の規定による適性検査を行つた場合には、当該書面の内容及び当該適性検査の結果）から判断して自動車等を運転することが支障がないと認めた者（前項ただし書の政令で定める者を除く。）が第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けていないときは、第百一条第六項又は第百一条の二第四項の規定にかかわらず、その者に対し、免許証の更新をしないことができる。

（七十歳以上の者の特例）

第百一条の四　免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上のものは、更新期間が満了する日前六月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会が行つた第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を受けていなければならない。ただし、当該講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りで

でない。

2　前項に定めるもののほか、免許証等の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のものは、更新期間が満了する日前六月以内に第百二条第一項から第四項までの規定により診断書を提出した場合その他認知機能検査等を受ける必要がないものとして内閣府令で定める場合を除き、当該期間内にその者の住所地を管轄する公安委員会又は第百八条の三十二の三第一項の認定を受けて同項の運転免許取得者等検査を行う者が行つた認知機能検査等を受けていなければならない。

3　前二項に定めるもののほか、免許証等の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて、普通自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反唆し等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況を勘案して普通自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがある者として政令で定める基準に該当するものに限る。）は、更新期間が満了する日前六月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会又は第百八条の三十二の三第一項の認定を受けて同項の運転免許取得者等検査を行う者が行つた運転技能検査等を受けていなければならない。

4　公安委員会は、前項の規定により運転技能検査等を受けた者で当該運転技能検査等の結果が普通自動車等を運転することが支障があることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものに対し、第百一条第六項又は第百一条の二第四項の規定にかかわらず、免許証等

ない。

2　前項に定めるもののほか、免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のものは、更新期間が満了する日前六月以内に第百二条第一項から第四項までの規定により診断書を提出した場合その他認知機能検査等を受ける必要がないものとして内閣府令で定める場合を除き、当該期間内にその者の住所地を管轄する公安委員会又は第百八条の三十二の三第一項の認定を受けて同項の運転免許取得者等検査を行う者が行つた認知機能検査等を受けていなければならない。

3　前二項に定めるもののほか、免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて、普通自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反唆し等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況を勘案して普通自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがある者として政令で定める基準に該当するものに限る。）は、更新期間が満了する日前六月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会又は第百八条の三十二の三第一項の認定を受けて同項の運転免許取得者等検査を行う者が行つた運転技能検査等を受けていなければならない。

4　公安委員会は、前項の規定により運転技能検査等を受けた者で当該運転技能検査等の結果が普通自動車等を運転することが支障があることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものに対し、第百一条第六項又は第百一条の二第四項の規定にかかわらず、免許証の

の更新をしないことができる。

5　公安委員会は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項を記載した書面を送付するものとする。

一　免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上七十五歳未満のもの　免許証等の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に第一項の規定により講習を受けていなければならない旨、当該講習を受けることができる日時及び場所その他当該講習に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項

二　免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて第三項の政令で定める基準に該当するものを除く。）　前号に定める事項並びに免許証等の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に第二項の規定により認知機能検査等を受けていなければならない旨、当該認知機能検査等を受けることができる日時及び場所その他当該認知機能検査等に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項

三　免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて第三項の政令で定める基準に該当するものに限る。）　前号に定める事項並びに免許証等の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に同項の規定により運転技能検査等を受けていなければならない旨、当該運転技能検査等を受けることができる日時及び場所その他当該運転技能検査等に係る事務の円滑な実施

更新をしないことができる。

5　公安委員会は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項を記載した書面を送付するものとする。

一　免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上七十五歳未満のもの　免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に第一項の規定により講習を受けていなければならない旨、当該講習を受けることができる日時及び場所その他当該講習に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項

二　免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて第三項の政令で定める基準に該当するものを除く。）　前号に定める事項並びに免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に第二項の規定により認知機能検査等を受けていなければならない旨、当該認知機能検査等を受けることができる日時及び場所その他当該認知機能検査等に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項

三　免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて第三項の政令で定める基準に該当するものに限る。）　前号に定める事項並びに免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に同項の規定により運転技能検査等を受けていなければならない旨、当該運転技能検査等を受けることができる日時及び場所その他当該運転技能検査等に係る事務の円滑な実施を

を図るため必要な事項	図るため必要な事項
（更新された免許証の交付等） 第百一条の四の二　免許証の有効期間の更新は、当該更新を受けようとする者が現に有する免許証（仮免許に係るものを除く。以下この条において同じ。）と引換えに更新された免許証を交付して行う。 2　前項の規定による免許証の交付を受けようとする際に第九十五条の二第一項の規定による申請をする者は、当該申請に併せて当該免許証の交付を希望しない旨の申出をすることができる。この場合においては、その者が同条第三項の規定による更新された特定免許情報の記録を受けたことをもつて、当該免許証が前項の規定により交付され、同条第四項の規定により返納されたものとみなす。 3　免許情報記録の有効期間の更新は、当該更新を受けようとする者が現に有する免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録を書き換えて行う。 4　前項の規定による免許情報記録の書換えを経由地公安委員会において受けた者は、第九十五条の二第四項の規定にかかわらず、免許証を当該経由地公安委員会に返納することができる。 5　第二項の申出の手続について必要な事項は、内閣府令で定める。	（新設）
（免許の効力の仮停止） 第百三条の二　（略） 2　（略） 3　免許証を有する者が仮停止を受けたときは、免許証を当該処分をし	（免許の効力の仮停止） 第百三条の二　（略） 2　（略） 3　仮停止を受けた者は、免許証を当該処分をした警察署長に提出しな

た警察署長に提出しなければならない。	ければならない。
4　免許情報記録個人番号カードを有する者が仮停止を受けたときは、免許情報記録個人番号カードを当該処分をした警察署長に提示して免許情報記録の抹消を受けなければならない。	（新設）
5　仮停止をした警察署長は、速やかに、当該処分を受けた者が第一項各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会に対し、内閣府令で定める仮停止通知書（第三項の規定により免許証の提出を受けた場合にあつては、当該仮停止通知書及び当該免許証。次項及び第七項において同じ。）を送付しなければならない。	4　仮停止をした警察署長は、速やかに、当該処分を受けた者が第一項各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会に対し、内閣府令で定める仮停止通知書及び前項の規定により提出を受けた免許証を送付しなければならない。
6　前項の仮停止通知書の送付を受けた公安委員会は、当該事案について前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により処分移送通知書を送付するときは、併せて当該送付を受けた仮停止通知書を送付しなければならない。	5　前項の仮停止通知書及び免許証の送付を受けた公安委員会は、当該事案について前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により処分移送通知書を送付するときは、併せて当該送付を受けた仮停止通知書及び免許証を送付しなければならない。
7　仮停止は、前二項の規定により仮停止通知書の送付を受けた公安委員会が当該仮停止の期間内に当該事案について前条第一項、第二項又は第四項の規定による処分をしたときは、その効力を失う。	6　仮停止は、前二項の規定により仮停止通知書及び免許証の送付を受けた公安委員会が当該仮停止の期間内に当該事案について前条第一項、第二項又は第四項の規定による処分をしたときは、その効力を失う。
8　（略）	7　（略）
（罰則　第三項及び第四項については第百二十一条第一項第十号）	（罰則　第三項については第百二十一条第一項第十号）
（免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等）	（免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等）
第百四条の三　（略）	第百四条の三　（略）
2　（略）	2　（略）

（削る）

3　警察官は、前項の規定による命令をしたときは、内閣府令で定めるところにより、速やかに、当該命令に係る者の氏名及び住所、当該命令に係る出頭すべき日時及び場所その他必要な事項を当該命令に係る者の住所地を管轄する公安委員会（その者に対し第一項に規定する免許の取消し又は効力の停止をした公安委員会とその者の住所地を管轄する公安委員会が異なる場合にあつては、それぞれの公安委員会）に通知しなければならない。

（削る）

（削る）

（削る）

3　警察官は、前項の規定による命令をするときは、内閣府令で定めるところにより、当該命令に係る者に対し、当該命令に係る取消し又は効力の停止に係る免許証の提出を求め、これを保管することができる。この場合において、警察官は、当該命令に係る者に対し、保管証を交付しなければならない。

4　警察官は、第二項の規定による命令をしたときは、内閣府令で定めるところにより、速やかに、当該命令に係る者の氏名及び住所、当該命令に係る出頭すべき日時及び場所その他必要な事項を当該命令に係る者の住所地を管轄する公安委員会（その者に対し第一項に規定する免許の取消し又は効力の停止をした公安委員会とその者の住所地を管轄する公安委員会が異なる場合にあつては、それぞれの公安委員会）に通知しなければならない。この場合において、警察官は、前項の規定により免許証を保管したときは、当該保管した免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に送付しなければならない。

5　前項の規定による免許証の送付を受けた公安委員会は、当該免許証に係る免許の効力の停止の期間が満了した場合において、第三項の規定により当該免許証を提出した者から返還の請求があつたときは、直ちに当該免許証を返還しなければならない。

6　第三項の保管証は、第九十五条の規定の適用については、免許証とみなす。

7　第三項の保管証の有効期間は、当該保管証を交付した時から、当該保管証の交付を受けた者が第二項の規定により指定された日時（その日時までにその者が同項の規定により指定された場所に出頭したときは、その出頭した時）までの間とする。

（削る）

（削る）

（罰則　第二項については第百二十三条の二第一号）

（申請による取消し）

第百四条の四　（略）

２　（略）

３　前項の規定により免許を取り消した公安委員会は、第一項の申出をした者から第百六条の三第一項第一号の規定による当該免許に係る免許証の返納を受け、又は第一項の申出をした者に係る第百六条の四第一項第一号の規定による免許情報記録の抹消を行つたとき（第一項の申出をした者が免許証（仮免許に係るものを除く。次条において同じ。）及び免許情報記録個人番号カードを有する者である場合にあつては、当該免許証の返納を受け、かつ、当該免許情報記録の抹消を行つたとき）は、その者に対し、当該申出に係る免許を与えることができる。

４　（略）

（削る）

８　第三項の規定により保管証の交付を受けた者は、当該保管証の有効期間が満了したときは、直ちに当該保管証を警察官に返納しなければならない。

９　第三項の保管証の記載事項その他同項の保管証に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（新設）

（申請による取消し）

第百四条の四　（略）

２　（略）

３　前項の規定により免許を取り消した公安委員会は、第一項の申出をした者から第百七条第一項第一号の規定による当該免許に係る免許証の返納を受けたときは、その者に対し、当該申出に係る免許を与えることができる。

４　（略）

５　第二項の規定により免許を取り消された者（第三項の規定により免許を受けた者を除く。）は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、当該取消しを受けた日前五年間の自動車等の運転に関する経歴について、第九十二条の二第一項の表の上欄に規定する優良運転者、

（削る）

5　（略）

（免許の失効）

第百五条　免許は、免許を受けた者が免許証等の更新を受けなかつたとき（免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新のいずれをも受けなかつたとき）は、その効力を失う。

（削る）

一般運転者又は違反運転者等の区分に準じた区分により表示する書面（次項及び第百六条において「運転経歴証明書」という。）の交付を申請することができる。

6　前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、運転経歴証明書を交付するものとする。この場合において、運転経歴証明書は、免許証と紛らわしい外観を有するものであつてはならない。

7　（略）

（免許の失効）

第百五条　免許は、免許を受けた者が免許証の更新を受けなかつたときは、その効力を失う。

2　前条第五項から第七項までの規定は、免許証の更新を受けなかつた者について準用する。この場合において、同条第五項中「第三項の規定により免許を受けた者」とあるのは「当該免許証の有効期間が満了する日において第九十条第五項の規定による免許の取消しの基準に該当する者その他の政令で定める者」と、「当該取消しを受けた日」とあるのは「当該免許証に係る免許が失効した日」と、「次項」とあるのは「以下この条」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「前二項」と、「第二項の規定による免許の取消し」とあるのは「運転経歴証明書」と読み替えるものとする。

（運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録）

第百五条の二　第百四条の四第二項の規定により免許を取り消された者（同条第三項の規定により免許を受けた者を除く。）及び前条の規定により免許が失効した者（当該免許が失効した日の前日において第九十条第五項の規定による免許の取消しの基準に該当する者その他の政令で定める者を除く。）は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、運転経歴証明書（当該取消しを受けた日又は当該免許が失効した日前五年間の自動車等の運転に関する経歴について、第九十五条の六第一項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に準じた区分（第三項において「運転経歴区分」という。）により表示する書面をいう。以下この条及び次条において同じ。）の交付を申請することができる。

2　前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、運転経歴証明書を交付するものとする。この場合において、運転経歴証明書は、免許証と紛らわしい外観を有するものであつてはならない。

3　第一項に規定する者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、運転経歴情報（第百四条の四第二項の規定による免許の取消しを受けた日又は免許が前条の規定により効力を失つた日前五年間の自動車等の運転に関する経歴について、運転経歴区分により示した情報をいう。以下この条及び次条において同じ。）をその者の個人番号カードの区分部分に記録することを申請することができる。

4　前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、運転経歴情報をその者の個人番号カードの区分部分に電磁的

（新設）

方法により記録するものとする。

5　前各項に定めるもののほか、運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録について必要な事項は、内閣府令で定める。

（国家公安委員会への報告）

第百六条　公安委員会は、第九十条第一項本文若しくは第百四条の四第三項の規定により免許を与え、第九十一条若しくは第九十一条の二第二項の規定により条件を付し、若しくはこれを変更し、第九十四条第一項（第九十五条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出を受け、第九十四条第二項の規定による免許証の再交付をし、第九十五条の二第三項の規定により特定免許情報の記録をし、同条第四項の規定による免許証の返納を受け、同条第十項の規定により免許情報記録の抹消をし、同条第十一項の規定により免許証の交付をし、第百一条第六項若しくは第百一条の二第四項の規定により免許証等の更新をし、第百二条第六項の規定による通知をし、前条第二項の規定により運転経歴証明書を交付し、同条第四項の規定により運転経歴情報の記録をし、第九十条第一項ただし書、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第百三条第一項、第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項、第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項、同条第五項において準用する第百三条第四項、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項若しくは第百四条の四第二項の規定による処分をし、若しくは第九十条第八項、第百二条第一項から第四項まで若しくは第百三条第六項の規定に

（国家公安委員会への報告）

第百六条　公安委員会は、第九十条第一項本文若しくは第百四条の四第三項の規定により免許を与え、第九十一条若しくは第九十一条の二第二項の規定により条件を付し、若しくはこれを変更し、第九十四条第一項の規定による届出を受け、同条第二項の規定による免許証の再交付をし、第百一条第六項若しくは第百一条の二第四項の規定により免許証の更新をし、第百二条第六項の規定による通知をし、第百四条の四第六項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により運転経歴証明書を交付し、第九十条第一項ただし書、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第百三条第一項、第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項、第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項、同条第五項において準用する第百三条第四項、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項若しくは第百四条の四第二項の規定による処分をし、若しくは第九十条第八項、第百二条第一項から第四項まで若しくは第百三条第六項の規定による命令をしたとき、警察署長が第百三条の二第一項の規定による処分をしたとき、又は自動車等の運転者が自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反したとき（内閣府令で定める場合に限る。）、重大違反唆し等

よる命令をしたとき、警察署長が第百三条の二第一項の規定による処分をしたとき、又は自動車等の運転者が自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反したとき（内閣府令で定める場合に限る。）、重大違反唆し等若しくは道路外致死傷（内閣府令で定めるものに限る。）をしたとき、認知機能検査を受けたとき、第百条の二第一項の規定による再試験を受けたとき、若しくは第百八条の二第一項第二号、第十号、第十三号若しくは第十四号に掲げる講習を受けたとき、その他自動車等の運転者について自動車等の運転に関し内閣府令で定める事由が生じたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。	若しくは道路外致死傷（内閣府令で定めるものに限る。）をしたとき、認知機能検査を受けたとき、第百条の二第一項の規定による再試験を受けたとき、若しくは第百八条の二第一項第二号、第十号、第十三号若しくは第十四号に掲げる講習を受けたとき、その他自動車等の運転者について自動車等の運転に関し内閣府令で定める事由が生じたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。
（免許証の返納等） 第百六条の三　免許証を有する者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、免許証（第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した免許証）をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。 一～三　（略） 四　免許証の有効期間が満了したとき（第二号に該当する場合を除く。）。 ２　第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項又は第百四条の四第二項の規定によ	（免許証の返納等） 第百七条　免許を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、すみやかに、免許証（第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した免許証）をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。 一～三　（略） （新設） ２　第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項又は第百四条の四第二項の規定によ

り免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合（同条第三項の規定により免許が与えられる場合を含む。次条第二項において同じ。）において、前項の規定により免許証を返納したときは、公安委員会は、当該他の種類の免許に係る免許証を交付するものとする。

3　第九十五条の二第五項及び第六項の規定は、前項の規定による免許証の交付について準用する。

4　免許証を有する者は、第九十条第五項、第百三条第一項若しくは第四項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第百三条第四項の規定により免許の効力が停止されたときは、速やかに、免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

5　前項の規定により免許証の提出を受けた公安委員会又は第百三条の二第五項若しくは第六項の規定により免許証の送付を受けた公安委員会は、当該免許証に係る免許の効力の停止の期間が満了した場合又は当該免許証に係る免許の効力の停止が解除された場合においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに当該免許証を返還しなければならない。

6　第三項において準用する第九十五条の二第六項の申出の手続について必要な事項は、内閣府令で定める。

（罰則　第一項及び第四項については第百二十一条第一項第十号）

（免許情報記録の抹消等）

第百六条の四　免許情報記録個人番号カードを有する者は、次の各号の

り免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合において、前項の規定により免許証を返納したときは、公安委員会は、当該他の種類の免許に係る免許証を交付するものとする。

（新設）

3　免許を受けた者は、第九十条第五項、第百三条第一項若しくは第四項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第百三条第四項の規定により免許の効力が停止されたときは、速やかに、免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

4　前項の規定により免許証の提出を受けた公安委員会又は第百三条の二第四項若しくは第五項の規定により免許証の送付を受けた公安委員会は、当該免許証に係る免許の効力の停止の期間が満了した場合又は当該免許証に係る免許の効力の停止が解除された場合においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに当該免許証を返還しなければならない。

（新設）

（罰則　第一項及び第三項については第百二十一条第一項第十号）

（新設）

いずれかに該当することとなつたときは、速やかに、免許情報記録個人番号カードをその者の住所地を管轄する公安委員会に提示して免許情報記録の抹消を受けなければならない。ただし、当該免許情報記録個人番号カードを行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第四項に規定する住所地市町村長に返納した場合は、この限りでない。

一　前条第一項第一号又は第二号に該当することとなつたとき。

二　第九十条第五項、第百三条第一項若しくは第四項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第百三条第四項の規定により免許の効力が停止されたとき。

三　免許情報記録の有効期間が満了したとき（第一号に該当する場合を除く。）。

2　第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項又は第百四条の四第二項の規定により免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合において、その者の住所地を管轄する公安委員会に対して前項の規定により免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該公安委員会は、同項の規定にかかわらず、当該免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録を当該他の種類の免許に係る免許情報記録に書き換えるものとする。

（罰則　第一項については第百二十一条第一項第十号）

（免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の特則）

第百六条の五　公安委員会は、免許証（仮免許に係るものを除く。第百

（新設）

七条において同じ。）及び免許情報記録個人番号カードを有する者について、第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項又は第百四条の四第二項の規定により免許を取り消したときは、その者が第百六条の三第一項の規定により免許証を返納し、かつ、前条第一項の規定により免許情報記録個人番号カードを提示した場合に限り、第百六条の三第二項の規定による免許証の交付及び前条第二項の規定による免許情報記録の書換えを行うものとする。

（免許情報記録個人番号カードのみを有していた者の特則）

第百六条の六　第百四条の四第二項の規定により取り消された免許について免許情報記録個人番号カードのみを有していた者に対し、同条第三項の規定により免許を与えるときは、第九十二条第一項の規定にかかわらず、第百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換えをもつて、当該免許を与えたものとする。

（新設）

（免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しない者の特則）

第百七条　現に受けている免許（仮免許を除く。）について免許情報記録個人番号カードを有していた者であつて、第百三条の二第四項又は第百六条の四第一項第二号の規定による免許情報記録の抹消を受けたことその他の事情により免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しない者となつたものについては、その直近において有していた免許情報記録個人番号カードを引き続き有している者とみなし

（新設）

て、第九十五条の二第十一項、第九十五条の五第二項及び第三項、第百一条から第百一条の四まで（第百一条の二の二第三項を除く。）、第百一条の四の二第三項並びに第百五条の規定を適用する。この場合において、第百一条の四の二第三項中「が現に有する免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録を書き換えて」とあるのは、「に対し、当該更新をした旨を証する書面を交付して」とする。

（自動車等の運転禁止等）

第百七条の五　（略）

2～5　（略）

6　前項の規定により国際運転免許証等の提出を受けた公安委員会又は第十項において準用する第百三条の二第五項若しくは第六項の規定により国際運転免許証等の送付を受けた公安委員会は、当該処分の期間が満了する時又は当該処分に係る者が本邦から出国する時のいずれか早い時においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに当該国際運転免許証等を返還しなければならない。

7～9　（略）

10　第百三条の二（第四項を除く。）の規定は、国際運転免許証等を所持する者が自動車等の運転に関し同条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合について準用する。この場合において、同条中「免許の効力の停止」とあるのは「自動車等の運転の禁止」と、「仮停止」とあるのは「仮禁止」と、「免許証」とあるのは「国際運転免許証等」と、「仮停止通知書」とあるのは「仮禁止通知書」と、同条第三項中「有する」とあるのは「所持する」と、同条第六項中「前条第

（自動車等の運転禁止等）

第百七条の五　（略）

2～5　（略）

6　前項の規定により国際運転免許証等の提出を受けた公安委員会又は第十項において準用する第百三条の二第四項若しくは第五項の規定により国際運転免許証等の送付を受けた公安委員会は、当該処分の期間が満了する時又は当該処分に係る者が本邦から出国する時のいずれか早い時においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに当該国際運転免許証等を返還しなければならない。

7～9　（略）

10　第百三条の二の規定は、国際運転免許証等を所持する者が自動車等の運転に関し同条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合について準用する。この場合において、同条中「免許の効力の停止」とあるのは「自動車等の運転の禁止」と、「仮停止」とあるのは「仮禁止」と、「免許証」とあるのは「国際運転免許証等」と、「仮停止通知書」とあるのは「仮禁止通知書」と、同条第五項中「前条第三項」とあるのは「第百七条の五第九項において準用する前条第三項」と

三項」とあるのは「第百七条の五第九項において準用する前条第三項」と、同条第七項中「前条第一項、第二項又は第四項の規定」とあるのは「第百七条の五第一項若しくは第二項の規定又は同条第九項において準用する前条第四項の規定」と、同条第八項中「前条第一項又は第四項の規定」とあるのは「第百七条の五第一項若しくは第二項の規定又は同条第九項において準用する前条第四項の規定」と読み替えるものとする。

11　第百四条の三の規定は、第一項若しくは第二項の規定又は第九項において準用する第百三条第四項の規定により自動車等の運転の禁止をした場合について準用する。

（罰則　第五項、第七項及び第十項については第百二十一条第一項第十号　第十一項については第百二十三条の二第一号）

（講習）

第百八条の二　公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

一～十　（略）

十一　免許証等の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消

、同条第六項中「前条第一項、第二項又は第四項の規定」とあるのは「第百七条の五第一項若しくは第二項の規定又は同条第九項において準用する前条第四項の規定」と、同条第七項中「前条第一項又は第四項の規定」とあるのは「第百七条の五第一項若しくは第二項の規定又は同条第九項において準用する前条第四項の規定」と読み替えるものとする。

11　第百四条の三の規定は、第一項若しくは第二項の規定又は第九項において準用する第百三条第四項の規定により自動車等の運転の禁止をした場合について準用する。この場合において、第百四条の三中「免許証」とあるのは「国際運転免許証等」と、同条第五項中「免許の効力の停止の期間が満了した場合」とあるのは「自動車等の運転の禁止の期間が満了した場合又は当該禁止に係る者が本邦から出国する場合」と、同条第六項中「第九十五条」とあるのは「第百七条の三前段の規定及び同条後段において準用する第九十五条第二項」と読み替えるものとする。

（罰則　第五項、第七項及び第十項については第百二十一条第一項第十号）

（講習）

第百八条の二　公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

一～十　（略）

十一　免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処

処分者に対する第九十五条の六第一項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に応じた講習

十二～十六　（略）

２・３　（略）

（運転免許取得者等教育の認定）

第百八条の三十二の二　（略）

２～６　（略）

（罰則　第三項については第百二十三条の二第二号）

（運転免許取得者等検査の認定）

第百八条の三十二の三　（略）

２　（略）

（罰則　第二項については第百二十三条の二第二号）

（免許の拒否等に関する規定の適用の特例）

第百八条の三十三　道路運送車両法第十九条、第五十八条第一項若しくは第七十三条第一項（同法第九十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）第十一条第一項若しくは第二項の規定は、第六十七条第二項、第九十条第一項第四号若しくは第五号、第九十五条の六第一項、第九十七条の二第一項第三号イ、第百条の二第一項本文若しくは同項第四号、第百一条の四第三項、第百二条の二、第百二条の三、

分者に対する第九十二条の二第一項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に応じた講習

十二～十六　（略）

２・３　（略）

（運転免許取得者等教育の認定）

第百八条の三十二の二　（略）

２～６　（略）

（罰則　第三項については第百二十三条の二）

（運転免許取得者等検査の認定）

第百八条の三十二の三　（略）

２　（略）

（罰則　第二項については第百二十三条の二）

（免許の拒否等に関する規定の適用の特例）

第百八条の三十三　道路運送車両法第十九条、第五十八条第一項若しくは第七十三条第一項（同法第九十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）第十一条第一項若しくは第二項の規定は、第六十七条第二項、第九十条第一項第四号若しくは第五号、第九十二条の二第一項、第九十七条の二第一項第三号イ、第百条の二第一項本文若しくは同項第四号、第百一条の四第三項、第百二条の二、第百二条の三、

第百三条第一項第五号、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項、第百六条、第百七条の五第一項第二号、第百八条の三の三又は次条の規定の適用については、この法律の規定とみなす。

（出頭命令）

第百九条　警察官は、自動車又は一般原動機付自転車の運転者が自動車又は一般原動機付自転車の運転に関しこの法律の罰則に触れる行為をしたと認めるときは、その現場において、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、日時及び場所を指定して、第百三条第一項第五号に掲げる事由に係る事実の確認その他の必要な措置を受けるために出頭すべき旨を命ずることができる。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

第百三条第一項第五号、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項、第百六条、第百七条の五第一項第二号、第百八条の三の三又は次条の規定の適用については、この法律の規定とみなす。

（免許証又は国際運転免許証等の保管）

第百九条　警察官は、自動車又は一般原動機付自転車の運転者が自動車又は一般原動機付自転車の運転に関しこの法律の罰則に触れる行為をしたと認めるときは、その現場において、免許証又は国際運転免許証等の提出を求めこれを保管することができる。この場合において、警察官は、保管証を交付しなければならない。

2　前項の保管証は、第九十五条（第百七条の三後段において準用する場合を含む。）及び第百七条の三前段の規定の適用については、免許証又は国際運転免許証等とみなす。

3　当該警察官は、第一項の規定により保管した免許証又は国際運転免許証等の提出者が当該警察官の指定した日時及び場所に出頭したとき、又は当該日時が経過した後においてその提出者から返還の請求があったときは、当該免許証又は国際運転免許証等を返還しなければならない。

4　前項の規定により免許証又は国際運転免許証等の返還を受ける者は、当該免許証又は国際運転免許証等と引き換えに保管証を返納しなければならない。

5　警察官は、第一項の規定により免許証又は国際運転免許証等の提出を求めるときは、出頭の日時及び場所を告げ、かつ、前三項の規定の

（削る）

（罰則　第百二十三条の二第一号）

（免許等に関する手数料）

第百十二条　都道府県は、第六章（第百五条の二第二項及び第四項を除く。）及び第六章の二の規定により公安委員会が行うものとされている事務に係る手数料の徴収については、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める手数料の種別ごとに政令で定める区分に応じて、物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額に人件費に対応する部分として政令で定める額を標準とする額を加えた額を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

一～二　（略）

三　第九十二条第一項又は第九十五条の二第十一項の規定による免許証の交付を受けようとする者　免許証交付手数料

四　（略）

四の二　第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録又は第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定若しくは第百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換えを受けようとする者（免許の効力の停止の期間が満了した場合又は免許の効力の停止が解除された場合に第九十五条の二第一項の規定による申請をした者その他の政令で定める者を除く。）　特定

趣旨を説明しなければならない。

6　第一項の保管証の有効期間、記載事項その他保管証について必要な事項は、政令で定める。

（新設）

（免許等に関する手数料）

第百十二条　都道府県は、第六章（第百四条の四第六項（第百五条第二項において準用する場合を含む。）を除く。）及び第六章の二の規定により公安委員会が行うものとされている事務に係る手数料の徴収については、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める手数料の種別ごとに政令で定める区分に応じて、物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額に人件費に対応する部分として政令で定める額を標準とする額を加えた額を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

一～二　（略）

三　第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする者　免許証交付手数料

四　（略）

（新設）

免許情報記録手数料

五　第百一条第一項又は第百一条の二第一項の規定による免許証等の更新を受けようとする者　免許証等更新手数料

五の二　第百一条の二の二第一項の規定により免許証等の更新の申請をしようとする者　経由手数料

五の三～十三　（略）

２　（略）

第百十七条の二の二　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～八　（略）

九　偽りその他不正の手段により免許証若しくは国外運転免許証の交付又は特定免許情報の記録を受けた者

２　（略）

第百十七条の四　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

三　第八十九条（免許の申請等）第一項、第百一条（免許証等の更新の申請及び定期検査）第一項若しくは第百一条の二（更新期間前における免許証等の更新の申請及び適性検査）第一項の質問票に虚偽の記載をして提出し、又は第百一条の五（免許を受けた者に対する報告徴収）若しくは第百七条の三の二（国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収）の規定による公安委員会の求めがあつた場

五　第百一条第一項又は第百一条の二第一項の規定による免許証の更新を受けようとする者　免許証更新手数料

五の二　第百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をしようとする者　経由手数料

五の三～十三　（略）

２　（略）

第百十七条の二の二　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～八　（略）

九　偽りその他不正の手段により免許証又は国外運転免許証の交付を受けた者

２　（略）

第百十七条の四　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

三　第八十九条（免許の申請等）第一項、第百一条（免許証の更新及び定期検査）第一項若しくは第百一条の二（免許証の更新の特例）第一項の質問票に虚偽の記載をして提出し、又は第百一条の五（免許を受けた者に対する報告徴収）若しくは第百七条の三の二（国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収）の規定による公安委員会の求めがあつた場合において虚偽の報告をした者

合において虚偽の報告をした者

２　（略）

第百二十条　次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一～九　（略）

十　第七十一条（運転者の遵守事項）第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号、第七十一条の二（自動車等の運転者の遵守事項）、第七十三条（妨害の禁止）（第七十五条の二十三（特定自動運行において交通事故があつた場合の措置）第六項において読み替えて準用する場合を含む。）、第七十六条（禁止行為）第四項、第九十五条（免許証の携帯及び提示義務）第二項（第百七条の三（国際運転免許証等の携帯及び提示義務）後段において準用する場合を含む。）又は第九十五条の二（特定免許情報の記録等）第八項の規定に違反した者

十一～十四　（略）

十五　免許証、免許情報記録個人番号カード、国外運転免許証又は国際運転免許証等を他人に譲り渡し、又は貸与した者

十六・十七　（略）

２・３　（略）

第百二十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一～九　（略）

２　（略）

第百二十条　次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一～九　（略）

十　第七十一条（運転者の遵守事項）第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号、第七十一条の二（自動車等の運転者の遵守事項）、第七十三条（妨害の禁止）（第七十五条の二十三（特定自動運行において交通事故があつた場合の措置）第六項において読み替えて準用する場合を含む。）、第七十六条（禁止行為）第四項又は第九十五条（免許証の携帯及び提示義務）第二項（第百七条の三（国際運転免許証等の携帯及び提示義務）後段において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

十一～十四　（略）

十五　免許証、国外運転免許証又は国際運転免許証等を他人に譲り渡し、又は貸与した者

十六・十七　（略）

２・３　（略）

第百二十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一～九　（略）

十　第四十五条の二（高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例）第四項、第五十一条の四（放置違反金）第二項、第六十三条（車両の検査等）第七項、第七十五条（自動車の使用者の義務等）第十一項（第七十五条の二（自動車の使用者の義務等）第三項において準用する場合を含む。）、第七十八条（許可の手続）第四項、第九十四条（免許証の記載事項の変更届出等）第一項（第九十五条の五（免許情報記録個人番号カードのみを有する者の特則）第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第百三条の二（免許の効力の仮停止）第三項（第百七条の五（自動車等の運転禁止等）第十項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第百六条の三（免許証の返納等）第一項若しくは第四項、第百六条の四（免許情報記録の抹消等）第一項、第百七条の五（自動車等の運転禁止等）第五項若しくは第七項又は第百七条の十（国外運転免許証の返納等）第一項若しくは第二項の規定に違反した者

十一・十二　（略）

2・3　（略）

第百二十三条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一　第百四条の三（免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等）第二項（第百七条の五（自動車等の運転禁止等）第十一項において準用する場合を含む。）又は第百九条（出頭命令）の規定による警察官の命令に従わなかった者

二　第百八条の三十二の二（運転免許取得者等教育の認定）第三項（

十　第四十五条の二（高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例）第四項、第五十一条の四（放置違反金）第二項、第六十三条（車両の検査等）第七項、第七十五条（自動車の使用者の義務等）第十一項（第七十五条の二（自動車の使用者の義務等）第三項において準用する場合を含む。）、第七十八条（許可の手続）第四項、第九十四条（免許証の記載事項の変更届出等）第一項、第百三条の二（免許の効力の仮停止）第三項（第百七条の五（自動車等の運転禁止等）第十項において準用する場合を含む。）、第百七条（免許証の返納等）第一項若しくは第三項、第百七条の五（自動車等の運転禁止等）第五項若しくは第七項又は第百七条の十（国外運転免許証の返納等）第一項若しくは第二項の規定に違反した者

十一・十二　（略）

2・3　（略）

第百二十三条の二　第百八条の三十二の二（運転免許取得者等教育の認定）第三項（第百八条の三十二の三（運転免許取得者等検査の認定）第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第百八条の三十二の三（運転免許取得者等検査の認定）第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

○　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（附則第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（道路交通法の特例） 第百十五条の十六　（略） ２　（略） ３　第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は第七十七条の規定による出動待機命令を受けた隊員が受けている都道府県公安委員会の運転免許に係る運転免許証及び道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録の有効期間並びにその更新については、同法第九十五条の六第一項及び第二項並びに第百一条第一項の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。	（道路交通法の特例） 第百十五条の十六　（略） ２　（略） ３　第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は第七十七条の規定による出動待機命令を受けた隊員が受けている都道府県公安委員会の運転免許に係る運転免許証の有効期間及びその更新については、道路交通法第九十二条の二第一項から第三項まで及び第百一条第一項の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

○　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）（附則第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（使用の制限及び禁止） 第七条　国土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該運転者に対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。 一　（略） 二　道路交通法第百十七条の二第一項第一号、第三号若しくは第四号、第百十七条の二の二第一項第一号、第三号若しくは第七号、第百十七条の四第二号又は第百十八条第一項第三号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。 三　道路交通法第百十八条第一項第一号若しくは第二項第一号又は第百十九条第一項第一号から第六号まで、第十五号若しくは第二十号若しくは第二項第一号若しくは第二号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。 2　（略）	（使用の制限及び禁止） 第七条　国土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該運転者に対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。 一　（略） 二　道路交通法第百十七条の二第一号、第三号若しくは第六号、第百十七条の二の二第一号、第三号若しくは第七号、第百十七条の四第一号の二又は第百十八条第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。 三　道路交通法第百十八条第一項第一号若しくは第二号又は第百十九条第一項第一号から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。 2　（略）

○　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（使用の制限及び禁止） 第七条　国土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該運転者に対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。 一　交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合において、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十七条第一項又は第二項の違反行為をしたとき。 二　道路交通法第百十七条の二第一項第一号、第三号若しくは第四号、第百十七条の二の二第一項第一号、第三号若しくは第七号、第百十七条の四第一項第二号又は第百十八条第一項第五号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。 三　（略） 2　（略）	（使用の制限及び禁止） 第七条　国土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該運転者に対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。 一　交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合において、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十七条の違反行為をしたとき。 二　道路交通法第百十七条の二第一項第一号、第三号若しくは第四号、第百十七条の二の二第一項第一号、第三号若しくは第七号、第百十七条の四第二号又は第百十八条第一項第三号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。 三　（略） 2　（略）

○　タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）（附則第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（登録の申請） 第五条　（略） ２　登録を申請しようとする者は、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　申請者が受けている第二種運転免許（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十六条第一項の大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許をいう。以下同じ。）の種類並びにこれに係る運転免許証又は同法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録の番号及び有効期限 四　（略） ３　前項の申請書を提出する場合には、同項第一号に掲げる事項を証する書面、申請者が第七条第一項第一号から第五号までに該当する者でないことを証する書面及び申請者の写真を添付し、かつ、申請者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証その他の前項第三号に掲げる事項を証するに足りる資料を提示しなければならない。 （登録事項の変更等の届出） 第八条　（略） ２　前項の届出をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、	（登録の申請） 第五条　（略） ２　登録を申請しようとする者は、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　申請者が受けている第二種運転免許（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十六条第一項の大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許をいう。以下同じ。）の種類並びにこれに係る運転免許証の番号及び有効期限 四　（略） ３　前項の申請書を提出する場合には、同項第一号に掲げる事項を証する書面、申請者が第七条第一項第一号から第五号までに該当する者でないことを証する書面及び申請者の写真を添付し、かつ、申請者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証を提示しなければならない。 （登録事項の変更等の届出） 第八条　（略） ２　前項の届出をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、

その事由を証する書面を添付し、又は申請者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証その他の第五条第二項第三号に掲げる事項を証するに足りる資料を提示しなければならない。	その事由を証する書面を添附し、又は申請者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証を提示しなければならない。
3　（略）	3　（略）

○　自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）（附則第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（定義） 第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　自動車　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車及び同法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。 二・三　（略）	（定義） 第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　自動車　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。 二・三　（略）

○　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）（附則第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（道路交通法の規定の読替え適用等） 第十九条　自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用については、同法第二十二条の二第一項、第六十六条の二第一項、第七十四条第一項及び第二項、第七十四条の三（第五項を除く。）、第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第百十七条の二第二項、第百十七条の二の二第二項、第百十八条第二項第三号、第百十九条の二、第百十九条の二の二第二項並びに第百十九条の三第二項第一号の規定に規定する車両（同法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。第四項において同じ。）及び自動車には代行運転自動車が含まれるものとするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 （略） 第七十四条の三第一項 自動車の使用者（道路運送法の規定による自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の規定による貨物軽自動車運転代行業者は、その自動車運転代行業の営業所 読み替える規定 読み替えられる字句 読み替える字句	（道路交通法の規定の読替え適用等） 第十九条　自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用については、同法第二十二条の二第一項、第六十六条の二第一項、第七十四条第一項及び第二項、第七十四条の三（第五項を除く。）、第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第百十七条の二第四号及び第五号、第百十七条の二の二第八号から第十号まで、第百十八条第一項第四号、第百十九条の二第一項第三号、第百十九条の三第一項第四号並びに第百二十条第一項第十一号の三の規定に規定する車両（同法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。第四項において同じ。）及び自動車には代行運転自動車が含まれるものとするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 （略） 第七十四条の三第一項 自動車の使用者（道路運送法の規定による自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の規定による貨物軽自動車運転代行業者は、その自動車運転代行業の営業所 読み替える規定 読み替えられる字句 読み替える字句

			自動車運送事業を経営する者を除く。以下同じ。）、貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を経営する者及び道路運送法第七十九条の規定による登録を受けた者を除く。以下この条において同じ。）は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠
第七十四条の三第二項	自動車の安全な運転を	（略）	代行運転自動車及び随伴用自動車その他の自動車運転代行業の用に供される自動車の安全な運転（以下この項、第六項及び第八項において単に「自動車の安全な運転」という。）を
（略）	（略）	（略）	

			自動車運送事業を経営する者を除く。以下同じ。）及び貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を経営する者を除く。以下この条において同じ。）は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠
第七十四条の三第二項	自動車の安全な運転を	（略）	代行運転自動車及び随伴用自動車その他の自動車運転代行業の用に供される自動車の安全な運転（以下この項及び第六項において単に「自動車の安全な運転」という。）を
（略）	（略）	（略）	

第七十四条の三第七項から第九項まで	自動車の使用者	自動車運転代行業者
（略）		
第七十五条の付記	第百十九条の二の二第二項	第百十九条の二の二第二項、第百十九条の三第二項第一号
第百十七条の二第二項第一号	（略）	（略）
第百十七条の二第二項第二号	（略）	（略）
第百十七条の二の二第二項第一号	（略）	（略）
第百十七条の二の二第二項第二号	（略）	（略）
第百十七条の二の二第二項第三号	（略）	（略）
第百十八条第二項第三号	（略）	（略）
第百十八条第二項第四号	（略）	（略）
第百十九条第二項第四号	（略）	（略）
第百十九条第二項第	（略）	（略）

第七十四条の三第七項及び第八項	自動車の使用者	自動車運転代行業者
（略）		
第七十五条の付記	第百十九条の二第一項第三号	第百十九条の二第一項第三号、第百十九条の三第一項第四号
第百十七条の二第四号	（略）	（略）
第百十七条の二第五号	（略）	（略）
第百十七条の二の二第八号	（略）	（略）
第百十七条の二の二第九号	（略）	（略）
第百十七条の二の二第十号	（略）	（略）
第百十八条第一項第四号	（略）	（略）
第百十八条第一項第五号	（略）	（略）
第百十九条第一項第十一号	（略）	（略）
第百十九条第一項第	（略）	（略）

五号	（略）	（略）
第百十九条の二	（略）	（略）
第七十四条の三（安全運転管理者等）第一項	第七十四条の三（安全運転管理者等）第一項（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	第七十四条の三（安全運転管理者等）第一項（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第四項	第四項（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	第七十四条の三第六項（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
同条第六項	第八項	第八項（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を

十二号	（略）	（略）
	（略）	（略）

第百十九条の二の二第二項	第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号の規定に違反したとき	第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。）の規定に違反したとき（車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（当該行為により車両が第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の三第四若しくは第七十五	含む。）

第百十九条の二第一項第三号	第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号の規定に違反する行為	第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。）の規定に違反する行為（車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（当該行為により車両が第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の三第四若しくは第七十五

条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は車両がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。）をすることを命じ、又は容認した場合に限る。）	若しくは	とき又は運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号の規定に違反したとき（前条第二項の規定に該当する場合を除く。）	第百十九条の三第二項第一号
	又は	とき	

条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は車両がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。）に係るものに限る。）	）若しくは	行為又は運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号の規定に違反する行為	第百十九条の三第一項第四号
	）又は	行為	
第七十四条の三（安全運転管理者等）第一項	第七十四条の三（安全運転管理者等）第一項（運転代行業法		第百二十条第一項第十一号の三

2　前項に規定するもののほか、代行運転自動車については、自動車運転代行業を営む者を代行運転自動車の使用者とみなして、道路交通法		

2　前項に規定するもののほか、代行運転自動車については、自動車運転代行業を営む者を代行運転自動車の使用者とみなして、道路交通法	第百二十三条	第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。） 第四項（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。） 同条第六項 第七十四条の三第六項（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。） 第百十九条の二第一項第三号 第百十九条の二第一項第三号、第百十九条の三第一項第四号（第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号に係る部分に限る。）

第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第百十七条の二第二項、第百十七条の二の二第二項、第百十八条第二項第三号及び第百十九条の二の二第二項の規定を適用する。

3　（略）

4　自動車運転代行業の用に供される車両（随伴用自動車を除く。）の運転者が行う第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第七十五条第一項第七号に掲げる行為（道路交通法第七十五条第一項第七号に掲げる行為を除く。）については、第一項の規定により読み替えて適用される同法第七十五条第一項第七号及び第二項並びに第百十九条の三第二項第一号（同法第五十一条の五第一項に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第百十七条の二第四号及び第五号、第百十七条の二の二第八号から第十号まで、第百十八条第一項第四号並びに第百十九条の二第一項第三号の規定を適用する。

3　（略）

4　自動車運転代行業の用に供される車両（随伴用自動車を除く。）の運転者が行う第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第七十五条第一項第七号に掲げる行為（道路交通法第七十五条第一項第七号に掲げる行為を除く。）については、第一項の規定により読み替えて適用される同法第七十五条第一項第七号及び第二項並びに第百十九条の三第一項第四号（同法第四十七条及び第七十五条の八第一項に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

○　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）（附則第十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（道路交通法の規定の読替え適用等） 第十九条　自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用については、同法第二十二条の二第一項、第六十六条の二第一項、第七十四条第一項及び第二項、第七十四条の三（第五項を除く。）、第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第百十七条の二第二項第一号及び第二号、第百十七条の二の二第二項、第百十八条第二項第三号、第百十九条の二、第百十九条の二の四第二項並びに第百十九条の三第二項第一号の規定に規定する車両（同法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。第四項において同じ。）及び自動車には代行運転自動車が含まれるものとするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 読み替える規定 （略） 第七十五条の付記 第百十九条の二の四第二項 第百十九条の二の四第二項、第百十九条の三第二項第一号 （略） 第百十九条の二の四第二項 （略） （略）	（道路交通法の規定の読替え適用等） 第十九条　自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用については、同法第二十二条の二第一項、第六十六条の二第一項、第七十四条第一項及び第二項、第七十四条の三（第五項を除く。）、第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第百十七条の二第二項、第百十七条の二の二第二項、第百十八条第二項第三号、第百十九条の二、第百十九条の二の二第二項並びに第百十九条の三第二項第一号の規定に規定する車両（同法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。第四項において同じ。）及び自動車には代行運転自動車が含まれるものとするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 読み替える規定 （略） 第七十五条の付記 第百十九条の二の二第二項 第百十九条の二の二第二項、第百十九条の三第二項第一号 （略） 第百十九条の二の二第二項 （略） （略）
読み替えられる字句	読み替える字句

（略）

２　前項に規定するもののほか、代行運転自動車については、自動車運転代行業を営む者を代行運転自動車の使用者とみなして、道路交通法第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第百十七条の二第二項第一号及び第二号、第百十七条の二の二第二項、第百十八条第二項第三号並びに第百十九条の二の四第二項の規定を適用する。

３・４　（略）

（略）

２　前項に規定するもののほか、代行運転自動車については、自動車運転代行業を営む者を代行運転自動車の使用者とみなして、道路交通法第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第百十七条の二第二項、第百十七条の二の二第二項、第百十八条第二項第三号及び第百十九条の二の二第二項の規定を適用する。

３・４　（略）

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和四年十二月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百九十号

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年四月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十二月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百九十一号

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号及び第四条第四項、同法第七十五条の二十三第六項において準用する同法第七十二条の二第三項において準用する同法第五十一条第九項、第十一項、第十二項及び第二十一項、同法第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する同法第七十五条の十一第一項並びに同法第百十三条の四及び第百十四条の六、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十七条第一項、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項並びにストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第三項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路交通法施行令の一部改正）

第一条　道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

目次中「運転者」を「車両等の運転者」に、「第五章　工作物等の保管の手続等（第二十八条―第三十二条）」を「第四章の三　特定自動運行の特則（第二十七条の七・第二十七条の八）　第五章　工作物等の保管の手続等（第二十八条―第三十二条）」に改める。

第一条第一号中「小児用の車」を「乳母車」に改める。

第二条第一項の表の青色の灯火の項第一号中「歩行者」の下に「及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）（以下この条において「歩行者等」という。）」を加え、同表の黄色の灯火の項第一号中「歩行者」を「歩行者等」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項第二号中「こえて」を「越えて」に改め、同表の赤色の灯火の項第一号、人の形の記号を有する青色の灯火の項第一号、人の形の記号を有する赤色の灯火の項第一号、黄色の灯火の点滅の項及び赤色の灯火の点滅の項第一号中「歩行者」を「歩行者等」に改め、同条第四項中「歩行者」を「歩行者等」に改める。

第四章の章名中「運転者」を「車両等の運転者」に改める。

第二十六条の六第二号の表の上欄中「第百十九条の二の二第二項」を「第百十九条の二の四第二項」に改め、同表の中欄中「第百十九条の二の二第一項」を「第百十九条の二の四第一項」に改め、同表の下欄第二号中「第百十七条の二第二項」を「第百十七条の二第二項第一号若しくは第二号」に、「第百十九条の二の二第二項」を「第百十九条の二の四第二項」に改める。

第四章の二の次に次の一章を加える。

第四章の三　特定自動運行の特則

（特定自動運行において交通事故があつた場合における損壊物等の保管の手続等）

第二十七条の七　第二十六条の四の三の規定は、法第七十五条の二十三第六項において準用する法第七十二条の二第二項後段の規定により保管した損壊物等について準用する。この場合において、第二十六条の四の三中「法第七十二条の二第三項」とあるのは、「法第七十五条の二十三第六項において準用する法第七十二条の二第三項」と読み替えるものとする。

（特定自動運行が終了した場合における表示の方法）

第二十七条の八　法第七十五条の二十四の規定により法第七十五条の十一第一項の規定を読み替えて適用する場合における第二十七条の六の規定の適用については、同条中「とする」とあるのは、「とする。ただし、停止した自動車が法第七十五条の二十第一項第一号に規定する措置が講じられた特定自動運行用自動車（法第七十五条の十二第二項第二号イに規定する特定自動運行用自動車をいう。以下この条において同じ。）である場合にあつては、当該特定自動運行用自動車が停止しているものであることを表示する装置で内閣府令で定める基準に適合するもの（当該特定自動運行用自動車の後面その他の後方から進行してくる自動車の運転者が見やすい位置に取り付けられたものに限る。）を作動させる方法により行うものとする」とする。

第三十三条の二の三第四項第二号中「第百十七条」を「第百十七条第一項又は第二項」に改める。

第三十三条の七第一項第四号中「第百十七条の四第三号」を「第百十七条の四第一項第三号」に改める。

第三十五条第一項第二号ロ中「第百十七条の二第二項」を「第百十七条の二第二項第一号若しくは第二号」に、「第百十九条の二の二第二項」を「第百十九条の二の四第二項」に改める。

第三十九条の三第一項第三号中「第百十七条」を「第百十七条第一項若しくは第二項」に、「第百十七条の四第二号」を「第百十七条の四第一項第二号」に改める。

第四十三条の二中「並びに法」の下に「第七十五条の二十九」を加える。

別表第二の備考の一の2(ロ)及び3中「第百十七条の五第一号」を「第百十七条の五第一項第一号」に改め、同表の備考の二の132中「第百十七条」を「第百十七条第一項又は第二項」に改める。

（警察法施行令の一部改正）

第二条　警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号ツ中「車両の運転」を「車両の同項第十七号に定める運転若しくは同項第十七号の二に定める特定自動運行」に改める。

（地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正）

第三条　地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表七十二の三の項の次に次のように加える。

七十二の四　道路交通法第七十五条の十二第一項の規定に基づく特定自動運行の許可に関する事務	道路交通法第七十五条の十二第一項の規定に基づく特定自動運行の許可の申請に対する審査	七万九千二百円
七十二の五　道路交通法第七十五条の十六第一項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可に関する事務	道路交通法第七十五条の十六第一項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査	七万八千五百円

（ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部改正）

第四条　ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「同項第十一号の三」の下に「に規定する移動用小型車、同項第十一号の四」を加え、「車椅子」を「車」に改める。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第五条　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の表第二十六条の六第二号の項中「第百十九条の二の二第二項」を「第百十九条の二の四第二項」に、「第百十七条の二第二項」を「第百十七条の二第二項第一号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

（道路交通法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄

総務大臣　松本　剛明

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案　新旧対照条文

○　道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）（第一条関係）・・・

○　道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
目次 第一章～第三章　（略） 第四章　車両等の運転者及び使用者の義務（第二十六条の二―第二十六条の八） 第四章の二　（略） 第四章の三　特定自動運行の特則（第二十七条の七・第二十七条の八） 第五章　工作物等の保管の手続等（第二十八条―第三十二条） 第六章～第八章　（略） 附則	目次 第一章～第三章　（略） 第四章　運転者及び使用者の義務（第二十六条の二―第二十六条の八） 第四章の二　（略） （新設） 第五章　工作物等の保管の手続等（第二十八条―第三十二条） 第六章～第八章　（略） 附則
（歩行補助車等） 第一条　道路交通法（以下「法」という。）第二条第一項第九号の歩行補助車等は、次に掲げるもの（原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）とする。 一　歩行補助車、乳母車及びショッピング・カート 二　（略） （信号の意味等） 第二条　法第四条第四項に規定する信号機の表示する信号の種類及	（歩行補助車等） 第一条　道路交通法（以下「法」という。）第二条第一項第九号の歩行補助車等は、次に掲げるもの（原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）とする。 一　歩行補助車、小児用の車及びショッピング・カート 二　（略） （信号の意味等） 第二条　法第四条第四項に規定する信号機の表示する信号の種類及

び意味は、次の表に掲げるとおりとし、同表の下欄に掲げる信号の意味は、それぞれ同表の上欄に掲げる信号を表示する信号機に対面する交通について表示されるものとする。

信号の種類	信号の意味
青色の灯火	一　歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）（以下この条において「歩行者等」という。）は、進行することができること。 二・三　（略）
黄色の灯火	一　歩行者等は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者等は、速やかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならないこと。 二　車両及び路面電車（以下この表において「車両等」という。）は、停止位置を越えて進行してはならないこと。ただし、黄色の灯火の信号が表示された時において当該停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合を除く。
赤色の灯火	一　歩行者等は、道路を横断してはならないこと。 二～五　（略）
人の形の記号を有する	一　歩行者等は、進行することができること。 二　（略）

び意味は、次の表に掲げるとおりとし、同表の下欄に掲げる信号の意味は、それぞれ同表の上欄に掲げる信号を表示する信号機に対面する交通について表示されるものとする。

信号の種類	信号の意味
青色の灯火	一　歩行者は、進行することができること。 二・三　（略）
黄色の灯火	一　歩行者は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者は、すみやかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならないこと。 二　車両及び路面電車（以下この表において「車両等」という。）は、停止位置をこえて進行してはならないこと。ただし、黄色の灯火の信号が表示された時において当該停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合を除く。
赤色の灯火	一　歩行者は、道路を横断してはならないこと。 二～五　（略）
人の形の記号を有する	一　歩行者は、進行することができること。 二　（略）

青色の灯火	
人の形の記号を有する青色の灯火の点滅	一　歩行者等は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者等は、速やかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならないこと。 二　（略）
人の形の記号を有する赤色の灯火	一　歩行者等は、道路を横断してはならないこと。 二　（略）
（略）	
黄色の灯火の点滅	歩行者等及び車両等は、他の交通に注意して進行することができること。
赤色の灯火の点滅	一　歩行者等は、他の交通に注意して進行することができること。 二　（略）
備考　（略）	

2・3　（略）

4　公安委員会が、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する青色の灯火の点滅又は人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を表示する信号機について、当該信号機の信号が歩行者等及び自転車に対して意味を表示するものである旨を内閣府令で定めるところにより表示した場合における当該信号の意味は、次の表の上欄に掲げる信号の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

青色の灯火	
人の形の記号を有する青色の灯火の点滅	一　歩行者は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者は、速やかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならないこと。 二　（略）
人の形の記号を有する赤色の灯火	一　歩行者は、道路を横断してはならないこと。 二　（略）
（略）	
黄色の灯火の点滅	歩行者及び車両等は、他の交通に注意して進行することができること。
赤色の灯火の点滅	一　歩行者は、他の交通に注意して進行することができること。 二　（略）
備考　（略）	

2・3　（略）

4　公安委員会が、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する青色の灯火の点滅又は人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を表示する信号機について、当該信号機の信号が歩行者及び自転車に対して意味を表示するものである旨を内閣府令で定めるところにより表示した場合における当該信号の意味は、次の表の上欄に掲げる信号の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

信号の種類	信号の意味
人の形の記号を有する青色の灯火	一　歩行者等は、進行することができること。 二　（略）
人の形の記号を有する青色の灯火の点滅	一　歩行者等は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者等は、速やかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならないこと。 二　（略）
人の形の記号を有する赤色の灯火	一　歩行者等は、道路を横断してはならないこと。 二～四　（略）
備考　（略）	

5　（略）

第四章　車両等の運転者及び使用者の義務

（自動車の使用の制限の基準）

第二十六条の六　法第七十五条第二項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

二　自動車の使用者等が次の表の上欄に掲げる違反行為をし、当該違反行為により自動車の運転者が同表の中欄に掲げる違反行為をした場合において、同表の下欄に掲げるいずれかの事情が

信号の種類	信号の意味
人の形の記号を有する青色の灯火	一　歩行者は、進行することができること。 二　（略）
人の形の記号を有する青色の灯火の点滅	一　歩行者は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者は、速やかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならないこと。 二　（略）
人の形の記号を有する赤色の灯火	一　歩行者は、道路を横断してはならないこと。 二～四　（略）
備考　（略）	

5　（略）

第四章　運転者及び使用者の義務

（自動車の使用の制限の基準）

第二十六条の六　法第七十五条第二項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

二　自動車の使用者等が次の表の上欄に掲げる違反行為をし、当該違反行為により自動車の運転者が同表の中欄に掲げる違反行為をした場合において、同表の下欄に掲げるいずれかの事情が

あるときは、三月を超えない範囲内の期間、当該違反行為に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。

自動車の使用者等の違反行為	自動車の運転者の違反行為	事情
（略）	（略）	一　（略） 二　自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去一年以内に、法第百十七条の二第二項第一号若しくは第二号、法第百十七条の二の二第二項若しくは法第百十八条第二項第三号（法第七十五条第一項第五号に係る部分に限る。）の違反行為をし、又は過去一年以内に二回以上、法第百十八条第二項第三号（法第七十五条第一項第二号に係る部分に限る。）若しくは第四号、法第百十九条第二項第四号若しくは法第百十九条の二の四第二項の違反行為をした者
（略）	（略）	
（略）	（略）	
法第百十九条の二の四第二項の違反行為	法第百十九条の二の四第一項の違反行為	

あるときは、三月を超えない範囲内の期間、当該違反行為に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。

自動車の使用者等の違反行為	自動車の運転者の違反行為	事情
（略）	（略）	一　（略） 二　自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去一年以内に、法第百十七条の二第二項、法第百十七条の二の二第二項若しくは法第百十八条第二項第三号（法第七十五条第一項第五号に係る部分に限る。）の違反行為をし、又は過去一年以内に二回以上、法第百十八条第二項第三号（法第七十五条第一項第二号に係る部分に限る。）若しくは第四号、法第百十九条第二項第四号若しくは法第百十九条の二の二第二項の違反行為をした者であること。
（略）	（略）	
（略）	（略）	
法第百十九条の二の二第二項の違反行為	法第百十九条の二の二第一項の違反行為	

		であること。 三　（略）
第四章の三　特定自動運行の特則 （特定自動運行において交通事故があつた場合における損壊物等の保管の手続等） 第二十七条の七　第二十六条の四の三の規定は、法第七十五条の二十三第六項において準用する法第七十二条の二第二項後段の規定により保管した損壊物等について準用する。この場合において、第二十六条の四の三中「法第七十二条の二第三項」とあるのは、「法第七十五条の二十三第六項において準用する法第七十二条の二第三項」と読み替えるものとする。 （特定自動運行が終了した場合における表示の方法） 第二十七条の八　法第七十五条の二十四の規定により法第七十五条の十一第一項の規定を読み替えて適用する場合における第二十七条の六の規定の適用については、同条中「とする」とあるのは、「とする。ただし、停止した自動車が法第七十五条の二十第一項第一号に規定する措置が講じられた特定自動運行用自動車（法第七十五条の十二第二項第二号イに規定する特定自動運行用自動車をいう。以下この条において同じ。）である場合にあつては、当該特定自動運行用自動車が停止しているものであることを表示する装置で内閣府令で定める基準に適合するもの（当該特定自動運	（新設） （新設）	三　（略）

行用自動車の後面その他の後方から進行してくる自動車の運転者が見やすい位置に取り付けられたものに限る。）を作動させる方法により行うものとする」とする。

（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）

第三十三条の二の三　（略）

２・３　（略）

４　法第九十条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

二　法第百十七条第一項又は第二項の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）

三　（略）

（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）

第三十三条の七　法第九十二条の二第一項の表の備考一の２の政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前五年間（第三号に掲げる者又は第四号に掲げる者（法第九十二条第一項の規定により交付を受けた運転免許証（以下「免許証」という。）に係る法第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う試験（以下この項において「適性試験」という。）を受けた日の前日が第四号に定める日以後である者に限る。）にあつては、それぞれ第三号又は第四号に定める日前五年間及び同日から法第九十二条第一項の規定により交付を受けた

（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）

第三十三条の二の三　（略）

２・３　（略）

４　法第九十条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

二　法第百十七条の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）

三　（略）

（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）

第三十三条の七　法第九十二条の二第一項の表の備考一の２の政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前五年間（第三号に掲げる者又は第四号に掲げる者（法第九十二条第一項の規定により交付を受けた運転免許証（以下「免許証」という。）に係る法第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う試験（以下この項において「適性試験」という。）を受けた日の前日が第四号に定める日以後である者に限る。）にあつては、それぞれ第三号又は第四号に定める日前五年間及び同日から法第九十二条第一項の規定により交付を受けた

免許証に係る適性試験を受けた日の前日までの間。次項において同じ。）において違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をしたことがないこととする。

一～三　（略）

四　法第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした法第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は法第百一条の五の規定による報告について法第百十七条の四第一項第三号の違反行為をした者を除く。）で法第九十二条第一項の規定により免許証の交付を受けたもの当該免許証に係る適性試験を受けた日（当該日が取り消された免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の四十日前の日）

五　（略）

2　（略）

（指定自動車教習所の指定の基準）

第三十五条　法第九十九条第一項第一号の政令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

二　道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に三

免許証に係る適性試験を受けた日の前日までの間。次項において同じ。）において違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をしたことがないこととする。

一～三　（略）

四　法第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした法第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は法第百一条の五の規定による報告について法第百十七条の四第三号の違反行為をした者を除く。）で法第九十二条第一項の規定により免許証の交付を受けたもの　当該免許証に係る適性試験を受けた日（当該日が取り消された免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の四十日前の日）

五　（略）

2　（略）

（指定自動車教習所の指定の基準）

第三十五条　法第九十九条第一項第一号の政令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

二　道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に三

年以上あつた者その他自動車教習所の管理について必要な知識及び経験を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

イ　（略）

ロ　法第百十七条の二第二項第一号若しくは第二号の罪、法第百十七条の二の二第一項第九号若しくは第二項の罪、法第百十八条第二項第三号若しくは第四号の罪、法第百十九条第二項第四号の罪又は法第百十九条の二の四第二項の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ハ　（略）

２・３　（略）

（仮運転免許の取消しの基準）

第三十九条の三　法第百六条の二第一項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二　（略）

三　仮運転免許を受けた者が法第百十七条第一項若しくは第二項、法第百十七条の二第一項第一号、第三号若しくは第四号、法第百十七条の二の二第一項第一号、第三号、第七号若しくは第八号、法第百十七条の三、法第百十七条の四第一項第二号若しくは法第百十八条第一項第一号、第三号（法第八十五条第六項から第十項までに係る部分に限る。）若しくは第四号若しくは第二項第一号に係る違反行為（法第百十八条第一項第一号に係

年以上あつた者その他自動車教習所の管理について必要な知識及び経験を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

イ　（略）

ロ　法第百十七条の二第二項の罪、法第百十七条の二の二第一項第九号若しくは第二項の罪、法第百十八条第二項第三号若しくは第四号の罪、法第百十九条第二項第四号の罪又は法第百十九条の二の二第二項の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ハ　（略）

２・３　（略）

（仮運転免許の取消しの基準）

第三十九条の三　法第百六条の二第一項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二　（略）

三　仮運転免許を受けた者が法第百十七条、法第百十七条の二第一項第一号、第三号若しくは第四号、法第百十七条の二の二第一項第一号、第三号、第七号若しくは第八号、法第百十七条の三、法第百十七条の四第二号若しくは法第百十八条第一項第一号、第三号（法第八十五条第六項から第十項までに係る部分に限る。）若しくは第四号若しくは第二項第一号に係る違反行為（法第百十八条第一項第一号に係る違反行為にあつては法第二

る違反行為にあつては法第二十二条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上超える速度で運転する行為に、法第百十八条第二項第一号に係る違反行為にあつては車両について法第五十七条第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は大型特殊自動車を運転する行為に限る。）又は道路運送車両法第五十八条第一項若しくは自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条の規定に違反する行為をしたとき。 四　（略） ２　（略） （警察庁長官への権限の委任） 第四十三条の二　法第五十一条の六第一項の規定による報告の受理及び通報、同条第二項の規定による通知並びに法第七十五条の二十九、第百六条、第百七条の六及び第百八条の三の六の規定による報告の受理及び通報に関する事務は、警察庁長官が行う。 別表第二（第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十四条の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八、第三十七条の十、第三十九条の二の二関係） 一～三　（略）	十二条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上超える速度で運転する行為に、法第百十八条第二項第一号に係る違反行為にあつては車両について法第五十七条第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は大型特殊自動車を運転する行為に限る。）又は道路運送車両法第五十八条第一項若しくは自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条の規定に違反する行為をしたとき。 四　（略） ２　（略） （警察庁長官への権限の委任） 第四十三条の二　法第五十一条の六第一項の規定による報告の受理及び通報、同条第二項の規定による通知並びに法第百六条、第百七条の六及び第百八条の三の六の規定による報告の受理及び通報に関する事務は、警察庁長官が行う。 別表第二（第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十四条の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八、第三十七条の十、第三十九条の二の二関係） 一～三　（略）

備考

一　違反行為に付する点数は、次に定めるところによる。

1　（略）

2　当該違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合（二の119から128までに規定する行為をした場合を除く。）には、次に定めるところによる。

(イ)　（略）

(ロ)　法第百十七条の五第一項第一号の罪に当たる行為をしたときは、(イ)による点数に、五点を加えた点数とする。

3　二の119から128までに規定する行為をした場合において、法第百十七条の五第一項第一号の罪に当たる行為をしたときは、1による点数に、五点を加えた点数とする。

二　一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1～131　（略）

132　「救護義務違反」とは、法第百十七条第一項又は第二項の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）をいう。

備考

一　違反行為に付する点数は、次に定めるところによる。

1　（略）

2　当該違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合（二の119から128までに規定する行為をした場合を除く。）には、次に定めるところによる。

(イ)　（略）

(ロ)　法第百十七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、(イ)による点数に、五点を加えた点数とする。

3　二の119から128までに規定する行為をした場合において、法第百十七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、1による点数に、五点を加えた点数とする。

二　一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1～131　（略）

132　「救護義務違反」とは、法第百十七条の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）をいう。

○　警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（国庫が支弁する都道府県警察に要する経費） 第二条　法第三十七条第一項の規定により、同項各号に掲げる経費で、国庫が支弁するものは、次に掲げるものとする。 一～七　（略） 八　次に掲げる犯罪の捜査に必要な旅費、物件費、捜査費その他の経費 イ～ソ　（略） ツ　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）に規定する犯罪、同法第二条第一項第八号に定める車両の同項第十七号に定める運転若しくは同項第十七号の二に定める特定自動運行に係る業務上過失致死傷の犯罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）に規定する犯罪のうち、高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。第七条の二及び第七条の三第一項において同じ。）又は道路交通法第百十条第一項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路（第七条の三第一項において「自動車専用道路」という。）に係るもの ネ・ナ　（略） 九～十三　（略）	（国庫が支弁する都道府県警察に要する経費） 第二条　法第三十七条第一項の規定により、同項各号に掲げる経費で、国庫が支弁するものは、次に掲げるものとする。 一～七　（略） 八　次に掲げる犯罪の捜査に必要な旅費、物件費、捜査費その他の経費 イ～ソ　（略） ツ　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）に規定する犯罪、同法第二条第一項第八号に定める車両の運転に係る業務上過失致死傷の犯罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）に規定する犯罪のうち、高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。第七条の二及び第七条の三第一項において同じ。）又は道路交通法第百十条第一項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路（第七条の三第一項において「自動車専用道路」という。）に係るもの ネ・ナ　（略） 九～十三　（略）

○　地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
（略）	（略）	（略）
七十二の四　道路交通法第七十五条の十二第一項の規定に基づく特定自動運行の許可に関する事務	道路交通法第七十五条の十二第一項の規定に基づく特定自動運行の許可の申請に対する審査	七万九千二百円
七十二の五	道路交通法第七十五条	七万八千五百円

現行

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）

道路交通法第七十五条の十六第一項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可に関する事務	の十六第一項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査	（略）
（略）	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

○　ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十七号）（第四条関係）　（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為） 第三条　法第二条第三項第二号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一・二　（略） 三　その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車、同項第十号に規定する原動機付自転車、同項第十一号の二に規定する自転車、同項第十一号の三に規定する移動用小型車、同項第十一号の四に規定する身体障害者用の車又は道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第一条第一号に規定する歩行補助車（それぞれその所持する物に該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること。	（位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為） 第三条　法第二条第三項第二号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一・二　（略） 三　その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車、同項第十号に規定する原動機付自転車、同項第十一号の二に規定する自転車、同項第十一号の三に規定する身体障害者用の車椅子又は道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第一条第一号に規定する歩行補助車（それぞれその所持する物に該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること。

○　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）（第五条関係）　（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（道路交通法施行令の規定の読替え適用） 第四条　自動車運転代行業者についての道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 （略） 第二十六条の六第二号 （略） （略） （略）

（略）	（略）	（略）
（略）	法第百十七条の二第二項第一号	運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第百十七条の二第二項第一号
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）		

（略）	（略）	（略）
（略）	法第百十七条の二第二項	運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第百十七条の二第二項
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）		

○内閣府令第六十七号

道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十一号の三から第十一号の五まで、第十四条の四、第十五条の三第一項及び第二項、第十五条の四並びに第六十三条の二第二項、同法第七十五条の二十三第六項において準用する同法第七十二条の二第三項において準用する同法第五十一条第十項、同法第七十五条の十二第二項第二号イ、ロ⑷及びニ⑹並びに第三項、第七十五条の十六第一項、第三項及び第四項、第七十五条の十七、第七十五条の十九第一項及び第二項、第七十五条の二十第一項第一号及び第二項、第七十五条の二十七第三項、第七十五条の二十八第三項、第七十五条の二十九並びに第百十四条の七並びに道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二十七条の七において読み替えて準用する同令第二十六条の四の三の規定により読み替えて準用する同令第十四条の八、第十六条第二号並びに第十六条の四第一項、第二項及び第四項並びに同令第二十七条の八の規定により読み替えて適用する同令第二十七条の六ただし書の規定に基づき、道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年十二月二十三日　　内閣総理大臣　岸田　文雄

道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（道路交通法施行規則の一部改正）

第一条　道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第二章の六　略］	［第一章～第二章の六　同上］
第二章の七　特定自動運行の許可等（第九条の十九―第九条の三十八）	第三章　道路使用の許可（第十条―第十二条の二）
第三章　道路使用の許可（第十条―第十二条）	［第四章～第八章　同上］
［第四章～第八章　略］	第八章の二　雑則（第三十八条の四の六―第三十九条の八）
第八章の二　雑則（第三十八条の四の六―第三十九条の十）	第九章　［同上］
第九章　［略］	附則
附則	

（歩行補助車等の基準）

第一条　［略］

２　前項第一号の規定は、次に掲げる車については、適用しない。

一　特定の経路を通行させることその他の特定の方法により通行させる乳母車（通行させる者が乗車することができないものに限る。）で、当該方法が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることにつきその通行の場所を管轄する警察署長（その通行の場所が同一の都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署長）の確認を受けたもの

二　［略］

［３・４　略］

（移動用小型車の基準）

第一条の四　法第二条第一項第十一号の三の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

イ　長さ　百二十センチメートル

ロ　幅　七十センチメートル

ハ　高さ　百二十センチメートル（ヘッドサポートを除いた部分の高さ）

二　車体の構造は、次に掲げるものであること。

イ　原動機として、電動機を用いること。

ロ　六キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

ハ　歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

（原動機を用いる身体障害者用の車の基準）

第一条の五　法第二条第一項第十一号の四の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

［一・二　略］

２　前項第一号の規定は、身体の状態により同号に定める車体の大きさの基準に該当する身体障害者用の車を用いることができない者が用いる身体障害者用の車で、その大きさの身体障害者用の車を用いることがやむを得ないことにつきその者の住所地を管轄する警察署長の確認を受けたものについては、適用しない。

（遠隔操作型小型車の基準）

第一条の六　法第二条第一項第十一号の五の遠隔操作型小型車の車体の大きさ及び構造に係る内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

イ　長さ　百二十センチメートル

ロ　幅　七十センチメートル

ハ　高さ　百二十センチメートル（センサー、カメラその他の通行時の周囲の状況を検知するための装置及びヘッドサポートを除いた部分の高さ）

二　車体の構造は、次に掲げるものであること。

イ　原動機として、電動機を用いること。

ロ　六キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

ハ　歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

（歩行補助車等の基準）

第一条　［同上］

２　［同上］

一　特定の経路を通行させることその他の特定の方法により通行させる小児用の車（通行させる者が乗車することができないものに限る。）で、当該方法が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることにつきその通行の場所を管轄する警察署長（その通行の場所が同一の都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署長）の確認を受けたもの

二　［同上］

［３・４　同上］

［条を加える。］

（原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準）

第一条の四　法第二条第一項第十一号の三の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

［一・二　同上］

２　前項第一号の規定は、身体の状態により同号に定める車体の大きさの基準に該当する車椅子を用いることができない者が用いる車椅子で、その大きさの車椅子を用いることがやむを得ないことにつきその者の住所地を管轄する警察署長の確認を受けたものについては、適用しない。

［条を加える。］

（非常停止装置の基準）

第一条の七　法第二条第一項第十一号の五の非常停止装置に係る内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　押しボタン（車体の前方及び後方から容易に操作できるものに限る。）の操作により作動するものであること。

二　前号の押しボタンとその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより当該押しボタンを容易に識別できるものであること。

三　作動時に直ちに原動機を停止させるものであること。

（押して歩いている者を歩行者とする車両の大きさ等）

第一条の八　［略］

（移動用小型車又は遠隔操作型小型車に付ける標識の様式）

第五条の三　法第十四条の四の内閣府令で定める様式は、移動用小型車にあつては別記様式第一の三の二のとおりとし、遠隔操作型小型車にあつては別記様式第一の三の三のとおりとする。

（遠隔操作による通行の届出）

第五条の四　法第十五条の三第一項の規定による届出は、遠隔操作型小型車の道路における遠隔操作による通行を開始しようとする日の一週間前までに、別記様式第一の三の四の届出書を提出して行うものとする。

2　法第十五条の三第一項第六号の内閣府令で定める事項は、遠隔操作型小型車に係る次に掲げる事項とする。

一　大きさ

二　原動機の種類

三　構造上出すことができる最高の速度

3　法第十五条の三第二項の内閣府令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一　届出をする者が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受ける者である場合にあつては、同法第十二条第一項に規定する住民票の写し（以下「住民票の写し」という。）

二　届出をする者が住民基本台帳法の適用を受けない者（自然人に限る。）である場合にあつては、旅券、外務省の発行する身分証明書又は権限のある機関が発行する身分を証明する書類（以下「旅券等」という。）の写し

三　届出をする者が法人である場合にあつては、登記事項証明書

四　遠隔操作型小型車が遠隔操作により安全に通行させることができることについての審査（以下この号において単に「審査」という。）を行うことを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人であつて審査を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有するものが実施する審査に合格したことを証する書面その他の届出に係る遠隔操作型小型車の構造及び性能を示す書面

五　遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所の付近の見取図

（届出番号等の表示）

第五条の五　法第十五条の四に規定する届出番号等の表示は、当該遠隔操作型小型車の見やすい箇所に、明瞭にしなければならない。

（自転車道を通行することができる車両の大きさ等）

第五条の六　法第十七条第三項の内閣府令で定める基準は、第一条の八に掲げる長さ及び幅を超えない四輪以上の自転車であることとする。

［条を加える。］

（押して歩いている者を歩行者とする車両の大きさ等）

第一条の五　［同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

（自転車道を通行することができる車両の大きさ等）

第五条の三　法第十七条第三項の内閣府令で定める基準は、第一条の五に掲げる長さ及び幅を超えない四輪以上の自転車であることとする。

（普通自動二輪車の最高速度を区分する原動機の大きさ）

第五条の七　［略］

（高齢運転者等標章の様式等）

第六条の三の四　法第四十五条の二第一項の届出及び同条第二項の申請は、別記様式第一の三の五の申請書を公安委員会に提出して行うものとする。

２　［略］

３　法第四十五条の二第一項の高齢運転者等標章の様式は、別記様式第一の三の六のとおりとする。

（高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出）

第六条の三の五　高齢運転者等標章の交付を受けた者は、当該高齢運転者等標章の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、別記様式第一の三の七の届出書に当該高齢運転者等標章及び当該変更が生じたことを証する書類を添えて、その者の住所地を管轄する公安委員会に届け出なければならない。

（高齢運転者等標章の再交付の申請）

第六条の三の六　法第四十五条の二第三項に規定する高齢運転者等標章の再交付の申請は、別記様式第一の三の八の再交付申請書及び当該高齢運転者等標章を提出して行うものとする。ただし、当該高齢運転者等標章を亡失し、又は滅失した場合にあつては、当該高齢運転者等標章を提出することを要しない。

（受領書の様式）

第七条　令第十四条の八（令第十七条（令第二十七条の五において準用する場合を含む。次条並びに第七条の三第一項及び第二項において同じ。）、第二十六条の四の三（令第二十七条の七において読み替えて準用する場合を含む。次条並びに第七条の三第一項及び第二項において同じ。）及び第二十七条の五において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める様式は、保管した車両の返還に係る受領書にあつては別記様式第二のとおりとし、保管した積載物の返還に係る受領書にあつては別記様式第二の二のとおりとし、保管した損壊物等の返還に係る受領書にあつては、損壊物等が、車両であるときは別記様式第二の三、車両の積載物であるときは別記様式第二の四、その他の損壊物等であるときは別記様式第二の五のとおりとする。

（警察署長による公表）

第七条の二の二　法第五十一条第十項（同条第二十二項並びに法第七十二条の二第三項（法第七十五条の二十三第六項において準用する場合を含む。）及び第七十五条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、法第五十一条第六項（法第七十五条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定により保管した車両の使用者若しくは所有者、法第五十一条第二十二項において準用する同条第六項の規定により保管した積載物の所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者若しくは法第七十二条の二第二項後段（法第七十五条の二十三第六項において準用する場合を含む。）の規定により保管した損壊物等の所有者、占有者その他当該損壊物等について権原を有する者が判明するまでの間又は法第五十一条第九項の規定による公示の日から起算して三月を経過する日までの間、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。

（普通自動二輪車の最高速度を区分する原動機の大きさ）

第五条の四　［同上］

（高齢運転者等標章の様式等）

第六条の三の四　法第四十五条の二第一項の届出及び同条第二項の申請は、別記様式第一の三の二の申請書を公安委員会に提出して行うものとする。

２　［同上］

３　法第四十五条の二第一項の高齢運転者等標章の様式は、別記様式第一の三の三のとおりとする。

（高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出）

第六条の三の五　高齢運転者等標章の交付を受けた者は、当該高齢運転者等標章の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、別記様式第一の三の四の届出書に当該高齢運転者等標章及び当該変更が生じたことを証する書類を添えて、その者の住所地を管轄する公安委員会に届け出なければならない。

（高齢運転者等標章の再交付の申請）

第六条の三の六　法第四十五条の二第三項に規定する高齢運転者等標章の再交付の申請は、別記様式第一の三の五の再交付申請書及び当該高齢運転者等標章を提出して行うものとする。ただし、当該高齢運転者等標章を亡失し、又は滅失した場合にあつては、当該高齢運転者等標章を提出することを要しない。

（受領書の様式）

第七条　令第十四条の八（令第十七条（令第二十七条の五において準用する場合を含む。次条並びに第七条の三第一項及び第二項において同じ。）、第二十六条の四の三及び第二十七条の五において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める様式は、保管した車両の返還に係る受領書にあつては別記様式第二のとおりとし、保管した積載物の返還に係る受領書にあつては別記様式第二の二のとおりとし、保管した損壊物等の返還に係る受領書にあつては、損壊物等が、車両であるときは別記様式第二の三、車両の積載物であるときは別記様式第二の四、その他の損壊物等であるときは別記様式第二の五のとおりとする。

（警察署長による公表）

第七条の二の二　法第五十一条第十項（同条第二十二項並びに法第七十二条の二第三項及び第七十五条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、法第五十一条第六項（法第七十五条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定により保管した車両の使用者若しくは所有者、法第五十一条第二十二項において準用する同条第六項の規定により保管した積載物の所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者若しくは法第七十二条の二第二項後段の規定により保管した損壊物等の所有者、占有者その他当該損壊物等について権原を有する者が判明するまでの間又は法第五十一条第九項の規定による公示の日から起算して三月を経過する日までの間、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。

（安全運転管理者等の要件）

第九条の九　法第七十四条の三第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　自動車の運転の管理に関し二年（自動車の運転の管理に関し公安委員会が行う教習を修了した者にあつては、一年）以上実務の経験を有する者又は自動車の運転の管理に関しこれらの者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者で、次のいずれにも該当しないものであること。

イ　［略］

ロ　法第百十七条、法第百十七条の二、法第百十七条の二の二（第一項第七号及び第九号を除く。）、法第百十七条の三の二、法第百十八条第二項第三号若しくは第四号、法第百十九条第二項第四号若しくは第五号又は法第百十九条の二の四第二項の違反行為をした日から二年を経過していない者

２　［略］

（申請の手続）

第九条の十六　法第七十五条第十項（法第七十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による申請は、別記様式第五の四の標章除去申請書及び次に掲げる書類を提出（第二号及び第四号に掲げるものについては、提示）して行うものとする。

一　標章の除去を申請しようとする者（以下この条において「標章除去申請者」という。）が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合にあつては、住民票の写し

二　標章除去申請者が住民基本台帳法の適用を受けない者（自然人に限る。）である場合にあつては、旅券等

［三～七　略］

第二章の七　特定自動運行の許可等

（特定自動運行の許可証の交付等）

第九条の十九　公安委員会は、法第七十五条の十二第一項の許可をしたときは、別記様式第五の七の許可証を交付しなければならない。

２　前項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その交付を受けた公安委員会に別記様式第五の八の再交付申請書及び当該許可証を提出して許可証の再交付を申請することができる。ただし、当該許可証を亡失し、又は滅失した場合にあつては、当該許可証を提出することを要しない。

（特定自動運行の許可の申請書の様式等）

第九条の二十　法第七十五条の十二第二項の申請書の様式は、別記様式第五の九のとおりとする。

２　法第七十五条の十二第二項第二号イの内閣府令で定める特定自動運行用自動車に関する事項は、次に掲げるものとする。

一　特定自動運行用自動車の車名及び型式

二　自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

三　長さ、幅及び高さ

四　自動運行装置に係る使用条件

（安全運転管理者等の要件）

第九条の九　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　［同上］

ロ　法第百十七条、法第百十七条の二、法第百十七条の二の二（第一項第七号及び第九号を除く。）、法第百十七条の三の二、法第百十八条第二項第三号若しくは第四号、法第百十九条第二項第四号若しくは第五号又は法第百十九条の二の二第二項の違反行為をした日から二年を経過していない者

２　［同上］

（申請の手続）

第九条の十六　［同上］

一　標章の除去を申請しようとする者（以下この条において「標章除去申請者」という。）が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受ける者である場合にあつては、同法第十二条第一項に規定する住民票の写し（以下「住民票の写し」という。）

二　標章除去申請者が住民基本台帳法の適用を受けない者（自然人に限る。）である場合にあつては、旅券、外務省の発行する身分証明書又は権限のある機関が発行する身分を証明する書類（以下「旅券等」という。）

［三～七　同上］

［一章二十条を加える。］

３　法第七十五条の十二第二項第二号ロ⑷の内閣府令で定める特定自動運行に関する事項は、次に掲げるものとする。

一　特定自動運行を行うための前提となる気象の状況

二　特定自動運行を行うための前提となる道路の構造並びに特定自動運行及び特定自動運行が終了した場合に講じられる措置が他の交通に及ぼす影響の程度

４　法第七十五条の十二第二項第二号ニ⑹の内閣府令で定める特定自動運行実施者又は特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置に関する事項は、次に掲げるものとする。

一　法第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する法第三十三条第三項の規定による措置を講ずるための設備、人員その他の体制及び当該措置の手順

二　法第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する法第七十五条の十一第一項の規定による表示の具体的方法

三　法第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する法第七十五条の十一第二項の規定による措置を講ずるための設備、人員その他の体制及び当該措置の手順

（特定自動運行の許可の申請書の添付書類等）

第九条の二十一　法第七十五条の十二第三項の内閣府令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一　特定自動運行用自動車の道路運送車両法第六十条第一項に規定する自動車検査証の写し又は同法第五十八条第二項に規定する自動車検査証記録事項が記載された書面

二　許可を受けようとする者（以下この条において「特定自動運行許可申請者」という。）が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合にあつては、住民票の写し

三　特定自動運行許可申請者が住民基本台帳法の適用を受けない者（自然人に限る。）である場合にあつては、旅券等の写し

四　特定自動運行許可申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ　登記事項証明書

ロ　役員の住民票の写し（当該役員が住民基本台帳法の適用を受けない者である場合にあつては、旅券等の写し）

五　特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書面

六　法第七十五条の十二第二項第二号ニ⑸に規定する設備の状況を明らかにした図面又は写真

七　法第七十五条の十三第一項第五号の基準に適合することを明らかにする書類

２　公安委員会は、特定自動運行許可申請者に対し、前項に規定する書類のほか、法第七十五条の十二第一項の許可に係る審査に必要な資料の提出を求めることができる。この場合において、公安委員会は、同条第二項の規定により提出を受けた申請書に記載された特定自動運行計画が法第七十五条の十三第一項各号に掲げる基準に適合することを担保するため必要があると認めるときは、当該特定自動運行許可申請者に対し、当該特定自動運行計画に、公安委員会が必要と認める事項を定めることを求めることができる。

（意見聴取）

第九条の二十二　公安委員会は、法第七十五条の十二第一項の許可をしようとするときは、次に掲げる者の意見を聴くことができる。

一　法第七十五条の十二第二項第二号ロ⑴に規定する経路をその区域に含む都道府県の知事

二　法第七十五条の十二第二項第二号ロ⑴に規定する経路を構成する道路の管理者

三　前二号に掲げる者のほか、学識経験を有する者その他の公安委員会が必要と認める者

（変更の許可の申請等）

第九条の二十三　法第七十五条の十六第一項の許可の申請は、別記様式第五の十の変更許可申請書を提出して行うものとする。

２　第九条の二十一第二項及び前条の規定は、法第七十五条の十六第一項の許可について準用する。この場合において、第九条の二十一第二項中「前項に規定する書類」とあるのは「申請書に添付された書類」と、「同条第二項」とあるのは「第九条の二十三第一項」と、「記載された」とあるのは「係る」と読み替えるものとする。

３　公安委員会は、法第七十五条の十六第一項の許可をしたときは、特定自動運行実施者に対し、その旨を通知するとともに、当該特定自動運行に係る許可証を返納させた上で、別記様式第五の七の許可証を再交付するものとする。

（特定自動運行計画の軽微な変更）

第九条の二十四　法第七十五条の十六第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、特定自動運行計画の変更のうち次に掲げるものとする。

一　第九条の二十第二項第二号に掲げる事項の変更であつて、当該特定自動運行計画に係る特定自動運行用自動車の台数の変更を伴わないもの

二　法第七十五条の十二第二項第二号ハに規定する場所の連絡先の変更

（軽微な変更等の届出等）

第九条の二十五　法第七十五条の十六第三項又は第四項の届出は、別記様式第五の十一の変更届出書及び当該特定自動運行に係る許可証を提出して行うものとする。

２　前項の変更届出書には、次の各号に掲げる変更に係る事項の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　前条第一号に掲げる事項　第九条の二十一第一項第一号に掲げる書類及び当該特定自動運行計画に係る特定自動運行用自動車の一覧表

二　前条第二号に掲げる事項　当該変更の事実を証する書類

三　法第七十五条の十二第二項第一号に掲げる事項　住民基本台帳法の適用の有無及び個人又は法人の別に応じ、それぞれ第九条の二十一第一項第二号、第三号又は第四号に掲げる書類

３　公安委員会は、法第七十五条の十六第三項又は第四項の届出があつた場合において必要があると認めるときは、当該許可証を書き換えるものとする。

（許可の公示の方法）

第九条の二十六　法第七十五条の十七の規定による公示は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

一　許可をした旨

二　特定自動運行実施者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

三　特定自動運行の経路

四　特定自動運行を行う日及び時間帯

五　第九条の二十第三項各号に掲げる事項

六　許可の年月日

七　前各号に掲げるもののほか、公安委員会が必要と認める事項

（教育）

第九条の二十七　法第七十五条の十九第一項の規定による特定自動運行業務従事者に対する教育は、次の表の上欄に掲げる特定自動運行業務従事者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる教育事項について、それぞれ特定自動運行実施者、特定自動運行用自動車の自動運行装置の製作者その他の当該教育事項について十分な知識経験がある者が行うものとする。

特定自動運行業務従事者の区分	教育事項
特定自動運行主任者	一　特定自動運行に係る業務の適正な実施に必要な法令に関すること。 二　特定自動運行計画の内容及び特定自動運行用自動車の自動運行装置の仕様に関すること。 三　次に掲げる措置を特定自動運行計画に従つて実施するための手順及び当該措置を実施するために必要な設備の使用方法に関すること。 イ　法第七十五条の二十一第一項前段の規定による法第七十五条の二十第一項第一号に規定する装置（次条及び第九条の二十九において「遠隔監視装置」という。）の作動状態の監視 ロ　法第七十五条の二十一第一項後段の規定による特定自動運行を終了させるための措置 ハ　法第七十五条の二十一第二項の規定による確認 ニ　法第七十五条の二十二第一項から第三項までの規定による特定自動運行が終了した場合の措置 ホ　法第七十五条の二十三第一項前段の規定による交通事故の現場の最寄りの消防機関に通報する措置及び現場措置業務実施者を当該交通事故の現場に向かわせる措置並びに同項後段の規定による警察官への交通事故発生日時等の報告 ヘ　法第七十五条の二十三第三項前段の規定による負傷者の救護等の措置及び同項後段の規定による警察官への交通事故発生日時等の報告 ト　法第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する法第三十三条第三項の規定による措置 チ　法第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する法第七十五条の十一第一項の規定による表示 リ　法第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する法第七十五条の十一第二項の規定による措置 四　その他特定自動運行に係る業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること。

現場措置業務実施者	一　特定自動運行に係る業務の適正な実施に必要な法令に関すること。 二　特定自動運行計画の内容に関すること。 三　特定自動運行において特定自動運行用自動車（法第七十五条の二十第一項第一号に規定する措置が講じられたものに限る。）に係る交通事故があつたときに特定自動運行主任者が法第七十五条の二十三第一項前段の規定により講ずる措置に従つて当該交通事故の現場に向かう手順及び同条第二項の規定による措置を特定自動運行計画に従つて実施するための手順に関すること。 四　その他特定自動運行に係る業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること。
特定自動運行業務従事者（特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者を除く。）	一　特定自動運行に係る業務の適正な実施に必要な法令に関すること。 二　特定自動運行計画の内容に関すること。 三　特定自動運行計画に基づき実施しなければならない措置を特定自動運行計画に従つて実施するための手順及び当該措置を実施するために必要な設備の使用方法に関すること。 四　その他特定自動運行に係る業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること。

（特定自動運行主任者の要件）

第九条の二十八　法第七十五条の十九第二項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一　両眼の視力又は両耳の聴力を喪失した者でないこと。

二　遠隔監視装置その他の特定自動運行計画に従つて特定自動運行を行うために必要な設備を適切に使用することができる者であること。

三　前二号に定めるもののほか、法及び法に基づく命令の規定並びに法の規定に基づく処分により特定自動運行主任者が実施しなければならない措置を円滑かつ確実に実施する上で支障があると認められる者でないこと。

（遠隔監視装置）

第九条の二十九　遠隔監視装置は、次に掲げる要件に該当する装置とする。

一　特定自動運行を行う場合（道路において当該特定自動運行が終了した場合を含む。）において、特定自動運行用自動車に取り付けられた装置から送信された当該特定自動運行用自動車の周囲の全方向の道路及び交通の状況並びに当該特定自動運行用自動車の車内の状況に係る鮮明な映像及び明瞭な音声並びに当該特定自動運行用自動車の位置情報を常時かつ即時に受信することができるものであること。

二　ディスプレイその他の特定自動運行主任者が前号の映像及び位置情報を視覚により認識するための機器を有するものであること。
三　スピーカーその他の特定自動運行主任者が第一号の音声を聴覚により認識するための機器を有するものであること。
四　無線通話装置その他の特定自動運行主任者が特定自動運行用自動車の車内にいる者及び車外にいる者との間で音声の送受信により通話をするための機器を有するものであること。
五　第一号の映像若しくは音声若しくは位置情報の受信又は前号の音声の送受信を正常に行うことができないこととなつた場合には、直ちに、特定自動運行主任者にその旨を通知するものであること。
六　第一号の映像及び音声並びに位置情報、第四号の通話の内容並びに前号の通知に係る情報を記録するものであること。
七　サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を確保するために必要な措置が講じられているものであること。

（特定自動運行中である旨の表示）

第九条の三十　法第七十五条の二十第二項の規定による表示は、「自動運行中」の文字を特定自動運行用自動車の自動運行装置の作動状態と連動して見やすく表示する装置を、当該特定自動運行用自動車の前方及び後方から見やすい位置に取り付け、当該装置を作動させる方法により行うものとする。

（特定自動運行を行う場合における運行記録計の記録の保存）

第九条の三十一　法第七十五条の二十四の規定により法第六十三条の二第一項の規定を読み替えて適用する場合における第九条の規定の適用については、同条第三号中「運転者」とあるのは「特定自動運行実施者」と、同条第四号中「運転区間又は運転区域」とあるのは「特定自動運行の経路」とする。

（高速自動車国道等において特定自動運行が終了した場合における表示のための装置）

第九条の三十二　令第二十七条の八の規定により読み替えて適用する令第二十七条の六ただし書の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
一　記号を表示する装置にあつては、次に該当するものであること。
イ　外側の一辺の長さがおおむね四十五センチメートル以上、内側の一辺の長さがおおむね十五センチメートル以上三十センチメートル以下の中空の正立正三角形（外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。）又はこれに類する形状の記号を表示するものであること。
ロ　二百メートルの距離からイの記号を容易に確認できるものであること。
ハ　イの記号の色は、赤色又は橙（とう）色であること。
二　灯火式の装置（前号に該当するものを除く。）にあつては、次に該当するものであること。
イ　点滅式のものであること。
ロ　二百メートルの距離から点灯を容易に確認できるものであること。
ハ　灯光の色は、紫色であること。

（許可の取消し等に係る通知）

第九条の三十三　公安委員会は、法第七十五条の二十七第一項の規定により特定自動運行の許可を取り消し、又はその効力を停止したときは、別記様式第五の十二の通知書により当該処分を受けた者に通知するものとする。

（許可の取消しの公示の方法）

第九条の三十四　法第七十五条の二十七第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

一　許可を取り消した旨

二　特定自動運行実施者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

三　特定自動運行の経路

四　特定自動運行を行う日及び時間帯

五　許可を取り消した年月日

六　前各号に掲げるもののほか、公安委員会が必要と認める事項

（仮停止に係る通知）

第九条の三十五　警察署長は、法第七十五条の二十八第一項の規定による特定自動運行の許可の効力の停止（次条において「仮停止」という。）をしたときは、別記様式第五の十三の通知書により当該処分を受けた者に通知するものとする。

（公安委員会への報告）

第九条の三十六　法第七十五条の二十八第三項の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　仮停止をした旨

二　仮停止に係る許可を受けた特定自動運行実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　仮停止を受けた許可に係る許可証の番号

四　仮停止の年月日

五　仮停止の理由

（国家公安委員会への報告）

第九条の三十七　法第七十五条の二十九の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　処分を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所

二　処分の別及び理由

三　法第七十五条の二十六第一項の規定による処分にあつては、当該処分の内容

四　処分の期日及び処分に係る期間

（許可証の返納等）

第九条の三十八　特定自動運行実施者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、許可証をその交付を受けた公安委員会に返納しなければならない。

一　特定自動運行を行わないこととしたとき。

二　許可が取り消されたとき。

三　許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

２　前項第一号の規定による許可証の返納があつたときは、許可は、その効力を失う。

３　特定自動運行実施者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、許可証をその交付を受けた公安委員会に返納しなければならない。

一　死亡した場合　同居の親族又は法定代理人

二　法人が合併以外の事由により解散した場合　清算人又は破産管財人

三　法人が合併により消滅した場合　合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者

４　公安委員会は、第一項第一号又は前項の規定による許可証の返納を受けたときは、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により公示しなければならない。

一　許可が失効した旨

二　特定自動運行実施者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

三　特定自動運行の経路

四　特定自動運行を行う日及び時間帯

五　許可が失効した年月日

六　前各号に掲げるもののほか、公安委員会が必要と認める事項

（国家公安委員会への報告）

第三十一条　法第百六条の内閣府令で定める場合は、自動車等の運転者が自動車等の運転に関し、令別表第二の一の表若しくは二の表の上欄に掲げる違反行為又は法第百十七条の五第一項第一号の罪に当たる行為（第三十一条の三の表において「違反行為等」という。）をした場合とする。

（移動用小型車の型式認定）

第三十九条の四　移動用小型車の製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は販売する移動用小型車の型式について国家公安委員会の認定を受けることができる。

２　前項の認定は、移動用小型車が第一条の四に定める基準に該当するものであるかどうかを判定することによつて行う。

３　第三十九条の二第三項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、「歩行補助車等」とあるのは、「移動用小型車」と読み替えるものとする。

（原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定）

第三十九条の五　原動機を用いる身体障害者用の車の製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は販売する原動機を用いる身体障害者用の車の型式について国家公安委員会の認定を受けることができる。

２　前項の認定は、原動機を用いる身体障害者用の車が第一条の五第一項に定める基準に該当するものであるかどうかを判定することによつて行う。

３　第三十九条の二第三項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、「歩行補助車等」とあるのは、「身体障害者用の車」と読み替えるものとする。

（国家公安委員会への報告）

第三十一条　法第百六条の内閣府令で定める場合は、自動車等の運転者が自動車等の運転に関し、令別表第二の一の表若しくは二の表の上欄に掲げる違反行為又は法第百十七条の五第一号の罪に当たる行為（第三十一条の三の表において「違反行為等」という。）をした場合とする。

［条を加える。］

（原動機を用いる身体障害者用の車椅子の型式認定）

第三十九条の四　原動機を用いる車椅子の製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は販売する原動機を用いる車椅子の型式について国家公安委員会の認定を受けることができる。

２　前項の認定は、原動機を用いる車椅子が第一条の四第一項に定める基準に該当するものであるかどうかを判定することによつて行う。

３　第三十九条の二第三項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、「歩行補助車等」とあるのは、「車椅子」と読み替えるものとする。

（遠隔操作型小型車の型式認定）

第三十九条の六　遠隔操作型小型車の製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は販売する遠隔操作型小型車の型式について国家公安委員会の認定を受けることができる。

２　前項の認定は、遠隔操作型小型車が遠隔操作により通行させることができ、かつ、第一条の六に定める基準に該当するものであるかどうか及び遠隔操作型小型車の非常停止装置が第一条の七に定める基準に該当するものであるかどうかを判定することによつて行う。

３　第三十九条の二第三項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、「歩行補助車等」とあるのは、「遠隔操作型小型車」と読み替えるものとする。

第三十九条の七～第三十九条の九　［略］

（型式認定の手続等）

第三十九条の十　第三十九条の二から前条までの規定のほか、型式の認定に必要な事項については、国家公安委員会規則で定める。

別記様式第一の二（第三条の二関係）

１　歩行者（交差点において斜めに道路を横断する歩行者を除く。）及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。以下この様式及び別記様式第一の二の二において同じ。）（交差点において斜めに道路を横断するものを除く。）に対して表示する標示

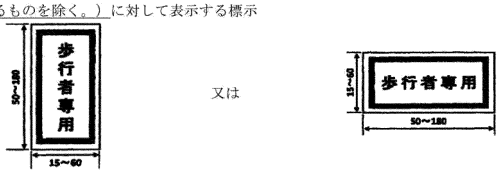

２　交差点において斜めに道路を横断する歩行者、遠隔操作型小型車及び普通自転車（法第六十三条の三に規定する普通自転車をいう。別記様式第一の二の二において同じ。）に対して表示する標示

３　車両又は特定の車両に対して表示する標示

備考　１　縦の長さが横の長さより長い標示の文字は縦書、横の長さが縦の長さより長い標示の文字は横書とする。
２　車両又は特定の車両に対して表示する標示の文字は、図示の例により、車両又は特定の車両を表示するものとする。
３　縁線及び文字の色彩は青色、縁及び地の色彩は白色とする。
４　図示の長さの単位は、センチメートルとする。
５　縁及び縁線の太さは、おおむね1.5センチメートルとする。

［条を加える。］

第三十九条の五～第三十九条の七　［同上］

［二条ずつ繰り下げる。］

（型式認定の手続等）

第三十九条の八　前七条の規定のほか、型式の認定に必要な事項については、国家公安委員会規則で定める。

別記様式第一の二（第三条の二関係）

１　歩行者（交差点において斜めに道路を横断する歩行者を除く。）に対して表示する標示

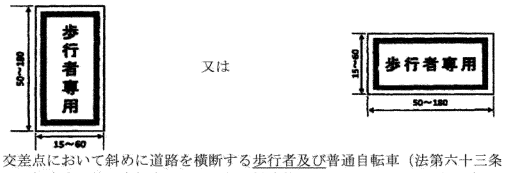

２　交差点において斜めに道路を横断する歩行者及び普通自転車（法第六十三条の三に規定する普通自転車をいう。別記様式第一の二の二において同じ。）に対して表示する標示

３　車両又は特定の車両に対して表示する標示

備考　１　縦の長さが横の長さより長い標示の文字は縦書、横の長さが縦の長さより長い標示の文字は横書とする。
２　車両又は特定の車両に対して表示する標示の文字は、図示の例により、車両又は特定の車両を表示するものとする。
３　縁線及び文字の色彩は青色、縁及び地の色彩は白色とする。
４　図示の長さの単位は、センチメートルとする。
５　縁及び縁線の太さは、おおむね1.5センチメートルとする。

別記様式第一の二の二（第三条の二関係）

又は

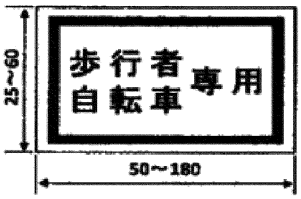

備考　１　歩行者（交差点において斜めに道路を横断する歩行者を除く。）、遠隔操作型小型車（交差点において斜めに道路を横断するものを除く。）及び自転車（交差点において斜めに道路を横断する普通自転車を除く。）に対して表示するものとする。

２　縦の長さが横の長さより長い標示の文字は縦書、横の長さが縦の長さより長い標示の文字は横書とする。

３　縁線及び文字の色彩は青色、縁及び地の色彩は白色とする。

４　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

５　縁及び縁線の太さは、おおむね１.５センチメートルとする。

別記様式第一の二の二（第三条の二関係）

又は

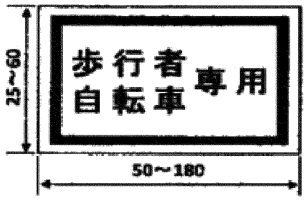

備考　１　歩行者（交差点において斜めに道路を横断する歩行者を除く。）及び自転車（交差点において斜めに道路を横断する普通自転車を除く。）に対して表示するものとする。

２　縦の長さが横の長さより長い標示の文字は縦書、横の長さが縦の長さより長い標示の文字は横書とする。

３　縁線及び文字の色彩は青色、縁及び地の色彩は白色とする。

４　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

５　縁及び縁線の太さは、おおむね１.５センチメートルとする。

別記様式第一の三の二（第五条の三関係）

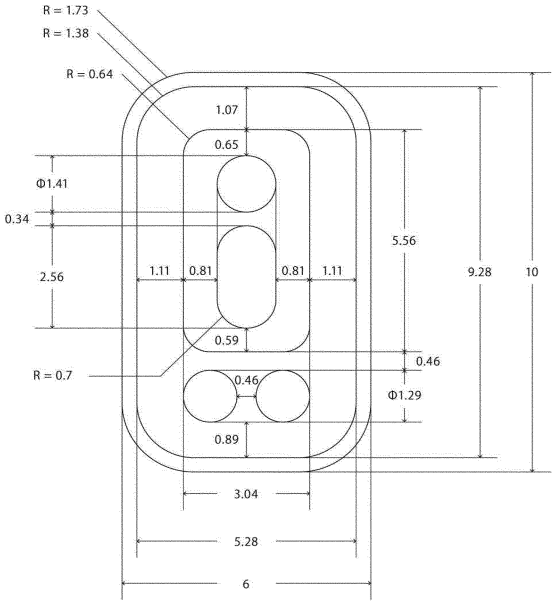

備考　1　縁及びマークの色彩は白色、地の部分の色彩は青緑色とする。
　　2　地の部分には反射材料を用いるものとする。
　　3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

［様式を加える。］

別記様式第一の三の三（第五条の三関係）

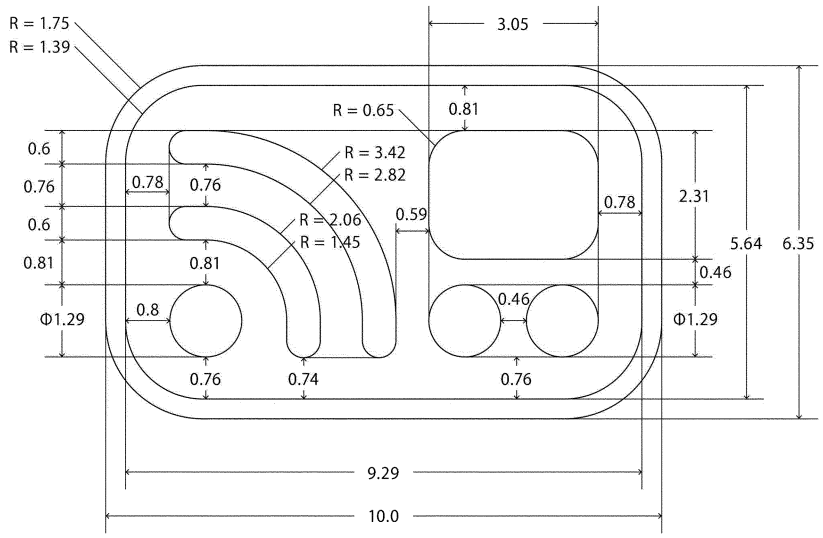

備考　１　縁及びマークの色彩は白色、地の部分の色彩は青緑色とする。
　　２　地の部分には反射材料を用いるものとする。
　　３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

［様式を加える。］

別記様式第一の三の五（第六条の三の四関係）

高齢運転者等標章申請書

年　月　日

公安委員会　殿

住所	
ふりがな	
氏名	
生年月日	
電話番号その他の連絡先	
申請事由	□ 70歳以上である。 （法第45条の２第１項第１号に該当） □ 聴覚障害又は肢体不自由を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている。 （法第45条の２第１項第２号に該当） □ 妊娠中又は出産後８週間以内である。 （法第45条の２第１項第３号に該当）
免許証の番号	第　号　年　月　日 公安委員会交付
免許の種類	大型 中型 準中型 普通 大二 中二 普二
使用する普通自動車の番号標に表示されている番号	
摘要	

備考１　申請事由欄には、該当する事由の□内にレ印を記入すること。
２　免許の種類欄は、該当する現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第一の三の四（第五条の四関係）

遠隔操作型小型車使用届出書（新規・変更）

年　月　日

公安委員会　殿

届出者

道路交通法第15条の３第１項の規定により次のとおり届出をします。

使用者	〒　－ 電話（　）　－　番
通行場所	
遠隔操作を行う場所	〒　－ 電話（　）　－　番
遠隔操作のための体制	
運送される人又は物の別	人　・　物
人又は物の運送の方法	
非常停止装置の位置及び形状	
遠隔操作型小型車の大きさ	
原動機の種類	
構造上出すことができる最高の速度	

備考　１　使用者の欄には、遠隔操作型小型車の使用者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名を記載すること。
２　通行場所の欄には、遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所を記載すること。
３　遠隔操作を行う場所の欄には、遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所の所在地及び連絡先を記載すること。
４　遠隔操作のための体制の欄には、遠隔操作のための装置、人員その他の体制について必要な事項を記載すること。
５　所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
６　届出をした事項を変更するときは、変更があつた事項に関してのみ記載すること。
７　不要の文字は、横線で消すこと。
８　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

［様式を加える。］

別記様式第一の三の二（第六条の三の四関係）

高齢運転者等標章申請書

年　月　日

公安委員会　殿

住所	
ふりがな	
氏名	
生年月日	
電話番号その他の連絡先	
申請事由	□ 70歳以上である。 （法第45条の２第１項第１号に該当） □ 聴覚障害又は肢体不自由を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている。 （法第45条の２第１項第２号に該当） □ 妊娠中又は出産後８週間以内である。 （法第45条の２第１項第３号に該当）
免許証の番号	第　号　年　月　日 公安委員会交付
免許の種類	大型 中型 準中型 普通 大二 中二 普二
使用する普通自動車の番号標に表示されている番号	
摘要	

備考１　申請事由欄には、該当する事由の□内にレ印を記入すること。
２　免許の種類欄は、該当する現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第一の三の七（第六条の三の五関係）

高齢運転者等標章記載事項変更届

年　　月　　日

公安委員会　殿

住　　所	
ふ　り　が　な	
氏　　名	
生　年　月　日	
電話番号その他の連絡先	
標　章　番　号	
標章交付年月日	年　　月　　日　　公安委員会交付
変　更　の　内　容	
変　更　の　理　由	
摘　　要	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第一の三の六（第六条の三の四関係）

（表）

第　　号

年　　月　　日

専用場所駐車標章

登録（車両）番号	

第１号
道路交通法第45条の２第１項　第２号　に該当
第３号

公安委員会　　印

標章車に限り駐車・停車することができる区間・場所に駐車・停車するときは、普通自動車の前面（前面ガラスがある場合は、その内側）の見やすい箇所に、この面に表示された事項が前方から見やすいように掲示してください。

（裏）

（注意事項）
1　この標章を他人に譲り渡し、又は貸与しないこと。
2　この標章は、表面記載の車両以外では使用しないこと。
3　次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納すること。
(1)　普通自動車対応免許が取り消され、又は失効したとき。
(2)　再交付を受けた場合において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
(3)　妊娠中又は出産後８週以内であることを理由に標章の交付を受けた場合において、当該交付事由に該当しなくなったとき。
4　この標章の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく届け出ること。

（被交付者）

住所

氏名　　電話番号その他の連絡先

免許証の番号　第　　号

備考　1　記号の色彩は銀色、文字の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。
4　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列５番とする。

別記様式第一の三の四（第六条の三の五関係）

高齢運転者等標章記載事項変更届

年　　月　　日

公安委員会　殿

住　　所	
ふ　り　が　な	
氏　　名	
生　年　月　日	
電話番号その他の連絡先	
標　章　番　号	
標章交付年月日	年　　月　　日　　公安委員会交付
変　更　の　内　容	
変　更　の　理　由	
摘　　要	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第一の三の三（第六条の三の四関係）

（表）

第　　号

年　　月　　日

専用場所駐車標章

登録（車両）番号	

第１号
道路交通法第45条の２第１項　第２号　に該当
第３号

公安委員会　　印

標章車に限り駐車・停車することができる区間・場所に駐車・停車するときは、普通自動車の前面（前面ガラスがある場合は、その内側）の見やすい箇所に、この面に表示された事項が前方から見やすいように掲示してください。

（裏）

（注意事項）
1　この標章を他人に譲り渡し、又は貸与しないこと。
2　この標章は、表面記載の車両以外では使用しないこと。
3　次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納すること。
(1)　普通自動車対応免許が取り消され、又は失効したとき。
(2)　再交付を受けた場合において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
(3)　妊娠中又は出産後８週以内であることを理由に標章の交付を受けた場合において、当該交付事由に該当しなくなったとき。
4　この標章の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく届け出ること。

（被交付者）

住所

氏名　　電話番号その他の連絡先

免許証の番号　第　　号

備考　1　記号の色彩は銀色、文字の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。
4　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列５番とする。

別記様式第五の七（第九条の十九、第九条の二十三関係）

第　　号

特定自動運行（変更）許可証

氏名又は名称

特定自動運行計画の概要

特定自動運行を行うことを許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条　件	

年　　月　　日

公安委員会　印

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第一の三の八（第六条の三の六関係）

高齢運転者等標章再交付申請書

年　　月　　日

公安委員会　殿

住　　所	
ふりがな	
氏　　名	
生年月日	
電話番号その他の連絡先	
標章番号	
標章交付年月日	年　月　日　公安委員会交付
再交付申請の理由	
摘　　要	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

［様式を加える。］

別記様式第一の三の五（第六条の三の六関係）

高齢運転者等標章再交付申請書

年　　月　　日

公安委員会　殿

住　　所	
ふりがな	
氏　　名	
生年月日	
電話番号その他の連絡先	
標章番号	
標章交付年月日	年　月　日　公安委員会交付
再交付申請の理由	
摘　　要	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第五の九（第九条の二十関係）

特定自動運行許可申請書

年　　月　　日

公安委員会　殿

申請者の氏名又は名称及び住所

ふりがな	
氏名又は名称	
住所	電話（　　）　　一　　番
ふりがな 法人にあつては、その役員の氏名	法人にあつては、その役員の住所
代表者	
特定自動運行計画の概要	

備考　１　特定自動運行計画の概要の欄の記述の末尾に「（特定自動運行計画の詳細は別紙による。）」と記載し、道路交通法第七十五条の十二第二項第二号イからニまでに掲げる事項を記載した特定自動運行計画を添付すること。

２　所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

［様式を加える。］

別記様式第五の八（第九条の十九関係）

特定自動運行許可証再交付申請書

年　　月　　日

公安委員会　殿

申請者の氏名又は名称及び住所

許可証番号	
許可年月日	
特定自動運行計画の概要	
再交付申請の理由	

備考　１　特定自動運行計画の概要の欄の記述の末尾に「（特定自動運行計画の詳細は別紙による。）」と記載し、道路交通法第七十五条の十二第二項第二号イからニまでに掲げる事項を記載した特定自動運行計画を添付すること。

２　所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

［様式を加える。］

別記様式第五の十一（第九条の二十五関係）

特定自動運行許可申請書記載事項変更届出書

年　月　日

公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

許可証番号	
許可年月日	
変更の内容	

備考　1　所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

［様式を加える。］

別記様式第五の十（第九条の二十三関係）

特定自動運行計画変更許可申請書

年　月　日

公安委員会　殿

申請者の氏名又は名称及び住所

許可証番号	
許可年月日	
変更の内容	
変更の理由	

備考　1　所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2　変更の内容及び理由を明らかにするために参考となる資料がある場合には、これを添付すること。
3　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

［様式を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別記様式第五の十三（第九条の三十五関係）

仮停止処分通知書

下記の理由により、特定自動運行の許可の効力を　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで仮停止したので通知します。

なお、この処分については、処分を受けた日から起算して５日以内に、本職に対し、弁明をすることができます。また、弁明は、代理人をもつて行うことができ、弁明の際には有利な証拠を提出することができます。

年　　月　　日

警察署長　印

住所	
氏名又は名称	
許可証番号	
理由	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

［様式を加える。］

別記様式第五の十二（第九条の三十三関係）

特定自動運行許可 取消／停止 通知書

下記の理由により、特定自動運行の許可を取り消した／の効力を　　年　　月　　日から　　日間停止したので通知します。

年　　月　　日

公安委員会　印

住所	
氏名又は名称	
許可証番号	
理由	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

［様式を加える。］

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部改正）

第二条　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成十四年内閣府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
自動車運転代行業者についての道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。			［同上］		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九条の九第一項	［略］	運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第百十九条の二の四第二項	第九条の九第一項	［同上］	運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第百十九条の二の二第二項
［略］			［同上］		
備考　表中の［　］の記載は注記である。					

（国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令の一部改正）

第三条　国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和三年内閣府令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十一号に規定する軽車両、同項第十一号の三に規定する移動用小型車、同項第十一号の四に規定する身体障害者用の車、同項第十一号の五に規定する遠隔操作型小型車及び同項第九号に規定する歩行補助車等を除き、原動機として電動機を用いることその他の国家公安委員会が定める車体の大きさ及び構造の基準に該当するものに限る。以下「小型電動車」という。）を貸し渡すことを内容とする産業競争力強化法第二条第四項に規定する新事業活動に係る同法第九条第一項に規定する新事業活動計画として同項の認定（同法第十条第一項の認定を含む。）を受けたもの（次の各号のいずれにも該当するものに限る。以下「認定新事業活動計画」という。）に従って貸し渡されている小型電動車であって、認定新事業活動計画に記載された当該新事業活動を実施する区域内の道路を通行しているものに対する道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第一条の二、第一条の八、第二条及び第五条の六の規定の適用については、同令第一条の二中「三輪以上のもの」とあるのは「三輪以上のもの（いずれも国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和三年内閣府令第二十八号）に規定する小型電動車（以下単に「小型電動車」という。）を除く。）」と、同令第一条の八中「基準は、」とあるのは「基準は、小型電動車であること又は」と、同令第二条の表大型特殊自動車の項中「及び内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車」とあるのは「、内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車及び小型電動車」と、同令第五条の六中「基準は、」とあるのは「基準は、小型電動車であること又は」とする。 ［一～三　略］	原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十一号に規定する軽車両、同項第十一号の三に規定する身体障害者用の車椅子及び同項第九号に規定する歩行補助車等を除き、原動機として電動機を用いることその他の国家公安委員会が定める車体の大きさ及び構造の基準に該当するものに限る。以下「小型電動車」という。）を貸し渡すことを内容とする産業競争力強化法第二条第四項に規定する新事業活動に係る同法第九条第一項に規定する新事業活動計画として同項の認定（同法第十条第一項の認定を含む。）を受けたもの（次の各号のいずれにも該当するものに限る。以下「認定新事業活動計画」という。）に従って貸し渡されている小型電動車であって、認定新事業活動計画に記載された当該新事業活動を実施する区域内の道路を通行しているものに対する道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第一条の二、第一条の五、第二条及び第五条の三の規定の適用については、同令第一条の二中「三輪以上のもの」とあるのは「三輪以上のもの（いずれも国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和三年内閣府令第二十八号）に規定する小型電動車（以下単に「小型電動車」という。）を除く。）」と、同令第一条の五中「基準は、」とあるのは「基準は、小型電動車であること又は」と、同令第二条の表大型特殊自動車の項中「及び内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車及び小型電動車」と、同令第五条の三中「基準は、」とあるのは「基準は、小型電動車であること又は」とする。 ［一～三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

○内閣府　国土交通省令第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第二項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第五項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年十二月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五総理府建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（設置者の区分） **第四条**　［略］ ２　道路標識のうち、次に掲げるものは、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が設置するものとする。 一　規制標識のうち、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車以外の軽車両通行止め」、「自転車通行止め」、「大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止」、「車両横断禁止」、「転回禁止」、「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」、「追越し禁止」、「駐停車禁止」、「駐車禁止」、「駐車余地」、「時間制限駐車区間」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」、「最低速度」、「車両通行区分」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽（けん）引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自転車専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽（けん）引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」、「進行方向別通行区分」、「原動機付自転車の右折方法（二段階）」、「原動機付自転車の右折方法（小回り）」、「環状の交差点における右回り通行」、「平行駐車」、「直角駐車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」、「警笛区間」、「前方優先道路」、「一時停止」、「歩行者等通行止め」及び「歩行者等横断禁止」を表示するもの並びに道路法の道路以外の道路に設置する「重量制限」及び「高さ制限」を表示するもの 二　［略］ ３　［略］ **別表第一**（第二条関係） 案内標識 ［略］ 警戒標識 ［略］	（設置者の区分） **第四条**　［同上］ ２　道路標識のうち、次に掲げるものは、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が設置するものとする。 一　規制標識のうち、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車以外の軽車両通行止め」、「自転車通行止め」、「大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止」、「車両横断禁止」、「転回禁止」、「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」、「追越し禁止」、「駐停車禁止」、「駐車禁止」、「駐車余地」、「時間制限駐車区間」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」、「最低速度」、「車両通行区分」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽（けん）引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自転車専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽（けん）引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」、「進行方向別通行区分」、「原動機付自転車の右折方法（二段階）」、「原動機付自転車の右折方法（小回り）」、「環状の交差点における右回り通行」、「平行駐車」、「直角駐車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」、「警笛区間」、「前方優先道路」、「一時停止」、「歩行者通行止め」及び「歩行者横断禁止」を表示するもの並びに道路法の道路以外の道路に設置する「重量制限」及び「高さ制限」を表示するもの 二　［同上］ ３　［同上］ **別表第一**（第二条関係） 案内標識 ［同上］ 警戒標識 ［同上］

規制標識

種類	番号	表示する意味	設置場所
通行止め	(301)	道路法第四十六条第一項の規定に基づき、又は交通法第八条第一項の道路標識により、歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。以下同じ。）（以下「歩行者等」という。）、車両並びに路面電車の通行を禁止すること。	歩行者等、車両及び路面電車の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における道路の中央又は左側の路端
［略］			
自転車専用	(325の２)	自転車道であること。	自転車道の前面又は自転車道内の必要な地点
		道路法第四十八条の十四第二項に規定する自転車専用道路であること。	自転車専用道路の入口その他必要な場所の路端
		交通法第八条第一項の道路標識により、普通自転車（交通法第六十三条の三に規定するものをいう。以下同じ。）以外の車両及び歩行者等の通行を禁止すること。	普通自転車以外の車両及び歩行者等の通行を禁止する道路の区間若しくは場所の前面又は道路の区間若しくは場所内の必要な地点
自転車及び歩行者等専用	(325の３)	道路法第四十八条の十四第二項に規定する自転車歩行者専用道路であること。	自転車歩行者専用道路の入口その他必要な場所の路端
		交通法第八条第一項の道路標識により、普通自転車以外の車両の通行を禁止すること。	普通自転車以外の車両の通行を禁止する道路の区間若しくは場所の前面又は道路の区間若しくは場所内の必要な地点
		交通法第六十三条の四第一項第一号の道路標識により、普通自転車が歩道を通行することができることとすること。	普通自転車が歩道を通行することができることとする道路の区間の前面又は道路の区間内の必要な地点

規制標識

種類	番号	表示する意味	設置場所
通行止め	(301)	道路法第四十六条第一項の規定に基づき、又は交通法第八条第一項の道路標識により、歩行者、車両及び路面電車の通行を禁止すること。	歩行者、車両及び路面電車の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における道路の中央又は左側の路端
［同上］			
自転車専用	(325の２)	自転車道であること。	自転車道の前面又は自転車道内の必要な地点
		道路法第四十八条の十四第二項に規定する自転車専用道路であること。	自転車専用道路の入口その他必要な場所の路端
		交通法第八条第一項の道路標識により、普通自転車（交通法第六十三条の三に規定するものをいう。以下同じ。）以外の車両及び歩行者の通行を禁止すること。	普通自転車以外の車両及び歩行者の通行を禁止する道路の区間若しくは場所の前面又は道路の区間若しくは場所内の必要な地点
自転車及び歩行者専用	(325の３)	道路法第四十八条の十四第二項に規定する自転車歩行者専用道路であること。	自転車歩行者専用道路の入口その他必要な場所の路端
		交通法第八条第一項の道路標識により、普通自転車以外の車両の通行を禁止すること。	普通自転車以外の車両の通行を禁止する道路の区間若しくは場所の前面又は道路の区間若しくは場所内の必要な地点
		交通法第六十三条の四第一項第一号の道路標識により、普通自転車が歩道を通行することができることとすること。	普通自転車が歩道を通行することができることとする道路の区間の前面又は道路の区間内の必要な地点

指示標識	歩行者等専用	(325の４)	道路法第四十八条の十四第二項に規定する歩行者専用道路であること。 交通法第八条第一項及び第九条の道路標識により、歩行者の通行の安全と円滑を図るため車両の通行を禁止すること。
			歩行者専用道路の入口その他必要な場所の路端 歩行者の通行の安全と円滑を図るため車両の通行を禁止する区域、道路の区間又は場所の前面及び区域、道路の区間又は場所内の必要な地点
	歩行者等通行止め	(331)	交通法第八条第一項の道路標識により、歩行者等の通行を禁止すること。
			歩行者等の通行を禁止する道路の区間又は場所の前面における路端又は歩道の中央
	歩行者等横断禁止	(332)	交通法第十三条第二項の道路標識により、歩行者等の横断を禁止すること。
			歩行者等の横断を禁止する道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における両側の路端又は中央分離帯
［略］			

補助標識	種類	番号	表示する意味	補助標識が附置される本標識
［略］				
	遠隔操作型小型車	(503の２)	遠隔操作型小型車に限り本標識が表示する交通の規制の対象となること又は本標識が表示する交通の規制の対象とならないことを示すこと。	規制標識
	駐車余地	(504)	車両が駐車する場合に、当該車両の右側の道路上に置かなければならない余地を示すこと。	規制標識のうち、「駐車余地」を表示するもの
［略］				

備考
［略］

指示標識	歩行者専用	(325の４)	道路法第四十八条の十四第二項に規定する歩行者専用道路であること。 交通法第八条第一項及び第九条の道路標識により、歩行者の通行の安全と円滑を図るため車両の通行を禁止すること。
			歩行者専用道路の入口その他必要な場所の路端 歩行者の通行の安全と円滑を図るため車両の通行を禁止する区域、道路の区間又は場所の前面及び区域、道路の区間又は場所内の必要な地点
	歩行者通行止め	(331)	交通法第八条第一項の道路標識により、歩行者の通行を禁止すること。
			歩行者の通行を禁止する道路の区間又は場所の前面における路端又は歩道の中央
	歩行者横断禁止	(332)	交通法第十三条第二項の道路標識により、歩行者の横断を禁止すること。
			歩行者の横断を禁止する道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における両側の路端又は中央分離帯
［同上］			

補助標識	種類	番号	表示する意味	補助標識が附置される本標識
［同上］				
	駐車余地	(504)	車両が駐車する場合に、当該車両の右側の道路上に置かなければならない余地を示すこと。	規制標識のうち、「駐車余地」を表示するもの
［同上］				

備考
［同上］

別表第二（第三条関係）

案内標識	［略］					
警戒標識	［略］					
規制標識	［略］	自転車及び歩行者等専用 (325の３)	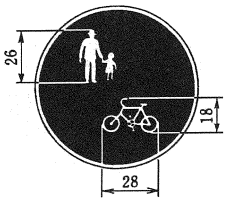	［略］	歩行者等通行止め (331)	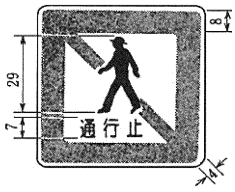
		歩行者等専用 (325の４)	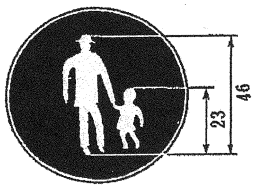		歩行者等横断禁止 (332)	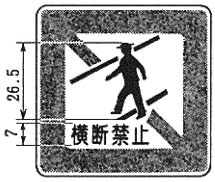
指示標識	［略］					

別表第二（第三条関係）

案内標識	［同上］					
警戒標識	［同上］					
規制標識	［同上］	自転車及び歩行者専用 (325の３)	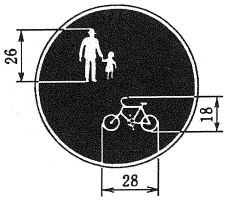	［同上］	歩行者通行止め (331)	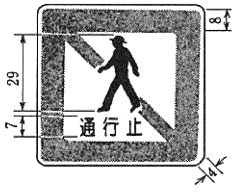
		歩行者専用 (325の４)	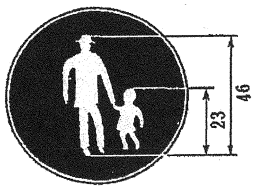		歩行者横断禁止 (332)	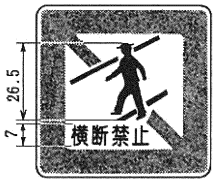
指示標識	［同上］					

補助標識

［略］	遠隔操作型小型車（503の２）	遠隔小型 遠隔小型を除く
	駐車余地（504）	駐車余地6m
［略］		

備考

一　本標識板（本標識の標示板をいう。）

㈠　表示

［1～36　略］

37　「自転車及び歩行者等専用」、「自転車一方通行（326の２－Ａ）」、「平行駐車」、「直角駐車」及び「斜め駐車」を表示する規制標識並びに「横断歩道」、「自転車横断帯」及び「横断歩道・自転車横断帯」を表示する指示標識の標示板については、特に必要がある場合においては、当該標示板の記号の鏡像である記号を用いることができる。

［38・39　略］

40　「歩行者等横断禁止」を表示する規制標識の標示板の文字には、図示の「横断禁止」に代えて「わたるな」を用いることができる。

41　［略］

42　「規制予告」を表示する指示標識の標示板の文字は、標示板が表示する交通の規制の対象となる車両の種類を特定し、若しくは遠隔操作型小型車が標示板が表示する交通の規制の対象となるかどうかを示すため必要な事項、交通の規制が行われている日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を示す場合にあつては、「休日」と表示する。）又は時間及び交通の規制が行われている場所までの距離を示す。

㈡　［略］

補助標識

［同上］	駐車余地（504）	駐車余地6m
［同上］		

備考

一　本標識板（本標識の標示板をいう。）

㈠　表示

［1～36　同上］

37　「自転車及び歩行者専用」、「自転車一方通行（326の２－Ａ）」、「平行駐車」、「直角駐車」及び「斜め駐車」を表示する規制標識並びに「横断歩道」、「自転車横断帯」及び「横断歩道・自転車横断帯」を表示する指示標識の標示板については、特に必要がある場合においては、当該標示板の記号の鏡像である記号を用いることができる。

［38・39　同上］

40　「歩行者横断禁止」を表示する規制標識の標示板の文字には、図示の「横断禁止」に代えて「わたるな」を用いることができる。

41　［同上］

42　「規制予告」を表示する指示標識の標示板の文字は、標示板が表示する交通の規制の対象となる車両の種類を特定するため必要な事項、交通の規制が行われている日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を示す場合にあつては、「休日」と表示する。）又は時間及び交通の規制が行われている場所までの距離を示す。

㈡　［同上］

(三) 色彩

［1・2　略］

3　規制標識

(1)　［通行止め］、［車両通行止め］、［二輪の自動車以外の自動車通行止め］、［大型貨物自動車等通行止め］、［特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め］、［大型乗用自動車等通行止め］、［二輪の自動車・原動機付自転車通行止め］、［自転車以外の軽車両通行止め］、［自転車通行止め］、［車両（組合せ）通行止め］、［大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止］、［車両横断禁止］、［転回禁止］、［追越しのための右側部分はみ出し通行禁止］、［追越し禁止］、［危険物積載車両通行止め］、［重量制限］、［高さ制限］、［最大幅］、［最高速度］、［特定の種類の車両の最高速度］、［最低速度］、［原動機付自転車の右折方法（小回り）］、［歩行者等通行止め］及び［歩行者等横断禁止］を表示するものについては、文字及び記号を青色、斜めの帯及び枠を赤色、縁及び地を白色とする。ただし、［最高速度］、［特定の種類の車両の最高速度］及び［最低速度］を表示するものについては、これを灯火により表示する場合においては、文字及び記号を白色又は黄色、地を黒色とすることができる。

(2)　［略］

(3)　［タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め］、［指定方向外進行禁止］、［時間制限駐車区間］、［自動車専用］、［自転車専用］、［自転車及び歩行者等専用］、［歩行者等専用］、［許可車両専用］、［許可車両（組合せ）専用］、［広域災害応急対策車両専用］、［特定の種類の車両の通行区分］、［牽引自動車の高速自動車国道通行区分］、［専用通行帯］、［普通自転車専用通行帯］、［路線バス等優先通行帯］、［牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間］、［進行方向別通行区分］、［原動機付自転車の右折方法（二段階）］、［環状の交差点における右回り通行］、［平行駐車］、［直角駐車］、［斜め駐車］、［警笛鳴らせ］及び［警笛区間］を表示するものについては、文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。

(4)～(8)　［略］

4　［略］

(四)～(六)　［略］

二　補助標識板（補助標識の標示板をいう。）

(一)～(五)　［略］

(六)　遠隔操作型小型車の略称

遠隔操作型小型車を表示するときは、［遠隔小型］という略称を用いることができる。

(三・四　［略］

別表第五（第九条関係）

規制標示

［略］

(三) 色彩

［1・2　同上］

3　規制標識

(1)　［通行止め］、［車両通行止め］、［二輪の自動車以外の自動車通行止め］、［大型貨物自動車等通行止め］、［特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め］、［大型乗用自動車等通行止め］、［二輪の自動車・原動機付自転車通行止め］、［自転車以外の軽車両通行止め］、［自転車通行止め］、［車両（組合せ）通行止め］、［大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止］、［車両横断禁止］、［転回禁止］、［追越しのための右側部分はみ出し通行禁止］、［追越し禁止］、［危険物積載車両通行止め］、［重量制限］、［高さ制限］、［最大幅］、［最高速度］、［特定の種類の車両の最高速度］、［最低速度］、［原動機付自転車の右折方法（小回り）］、［歩行者通行止め］及び［歩行者横断禁止］を表示するものについては、文字及び記号を青色、斜めの帯及び枠を赤色、縁及び地を白色とする。ただし、［最高速度］、［特定の種類の車両の最高速度］及び［最低速度］を表示するものについては、これを灯火により表示する場合においては、文字及び記号を白色又は黄色、地を黒色とすることができる。

(2)　［同上］

(3)　［タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め］、［指定方向外進行禁止］、［時間制限駐車区間］、［自動車専用］、［自転車専用］、［自転車及び歩行者専用］、［歩行者専用］、［許可車両専用］、［許可車両（組合せ）専用］、［広域災害応急対策車両専用］、［特定の種類の車両の通行区分］、［牽引自動車の高速自動車国道通行区分］、［専用通行帯］、［普通自転車専用通行帯］、［路線バス等優先通行帯］、［牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間］、［進行方向別通行区分］、［原動機付自転車の右折方法（二段階）］、［環状の交差点における右回り通行］、［平行駐車］、［直角駐車］、［斜め駐車］、［警笛鳴らせ］及び［警笛区間］を表示するものについては、文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。

(4)～(8)　［同上］

4　［同上］

(四)～(六)　［同上］

二　補助標識板（補助標識の標示板をいう。）

(一)～(五)　［同上］

［加える。］

(三・四　［同上］

別表第五（第九条関係）

規制標示

［同上］

指示標示

種類	番号	表示する意味	設置場所
［略］			
斜め横断可	(201の２)	交通法第十二条第二項の道路標示により、歩行者等が交差点において斜めに道路を横断することができることとすること。	歩行者等が斜めに道路を横断することができることとする交差点の必要な地点
［略］			

指示標示

種類	番号	表示する意味	設置場所
［同上］			
斜め横断可	(201の２)	交通法第十二条第二項の道路標示により、歩行者が交差点において斜めに道路を横断することができることとすること。	歩行者が斜めに道路を横断することができることとする交差点の必要な地点
［同上］			

備考　表中［　］の記載は注記である。

附　則

1　この命令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

2　この命令の施行の際現に改正前の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「旧令」という。）の規定により設置されている道路標識のうち、次の表の上欄に掲げる種類のものは、当分の間、それぞれ同表の下欄に掲げる改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「新令」という。）の相当規定による種類の道路標識とみなす。

旧令の道路標識の種類	新令の道路標識の種類
「通行止め」を表示するもの(301)	「通行止め(301)」
「自転車専用」を表示するもの(325の２)	「自転車専用(325の２)」
「歩行者通行止め」を表示するもの(331)	「歩行者等通行止め(331)」
「歩行者横断禁止」を表示するもの(332)	「歩行者等横断禁止(332)」

3　この命令の施行の際現に旧令の規定により設置されている道路標示のうち、「斜め横断可」を表示する指示標示(201の２)は、当分の間、新令の規定による「斜め横断可(201の２)」を表示する指示標示とみなす。

○国家公安委員会規則第二十一号

道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）及び道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和四年政令第三百九十一号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和四年十二月二十三日

国家公安委員会委員長　谷　公一

道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則

（指定講習機関に関する規則の一部改正）

第一条　指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（運転適性指導員） **第五条**　法第百八条の四第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる要件に該当する者とする。 ［一・二　略］ 三　次のいずれにも該当しない者であること。 イ　［略］ ロ　法第百十七条の二の二第一項第九号又は法第百十七条の五第一項第二号（法第百八条の七第一項に係る部分に限る。）の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者 ハ　［略］ ［四・五　略］	（運転適性指導員） **第五条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　［同上］ イ　［同上］ ロ　法第百十七条の二の二第一項第九号又は法第百十七条の五第二号（法第百八条の七第一項に係る部分に限る。）の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者 ハ　［同上］ ［四・五　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（交通事故調査分析センターに関する規則の一部改正）

第二条　交通事故調査分析センターに関する規則（平成四年国家公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（警察署長等が提供することができる情報等） **第四条**　法第百八条の十六第一項の国家公安委員会規則で定める情報又は資料は、次のとおりとする。 一　法第七十二条第一項後段又は法第七十五条の二十三第一項後段若しくは同条第三項後段の規定による報告に係る情報又は資料 二　法第七十二条第三項又は法第七十五条の二十三第五項の規定による指示に係る情報又は資料	（警察署長等が提供することができる情報等） **第四条**　［同上］ 一　法第七十二条第一項後段の規定による報告に係る情報又は資料 二　法第七十二条第三項の規定による指示に係る情報又は資料

三　法第七十二条の二第一項（法第七十五条の二十三第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による措置及び法第七十二条の二第二項（法第七十五条の二十三第六項において準用する場合を含む。）の規定による保管に係る情報又は資料

２　法第百八条の十六第二項の国家公安委員会規則で定める情報又は資料は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一　警察庁　次に掲げる情報又は資料

ア　［略］

イ　法第七十五条の二十九、法第百六条又は法第百七条の六の規定による報告に係る情報又は資料

ウ　［略］

二　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則の一部改正）

第三条　原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（申請書の様式） **第一条**　道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第三十九条の二第三項（府令第三十九条の二の二第三項、第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項、第三十九条の七第三項、第三十九条の八第三項及び第三十九条の九第三項において準用する場合を含む。第十六条第一号において同じ。）に規定する申請書の様式は、別記様式第一のとおりとする。 （指定の基準等） **第二条**　府令第三十九条の二第四項第三号（府令第三十九条の二の二第三項、第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項、第三十九条の七第三項、第三十九条の八第三項及び第三十九条の九第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、指定を受けようとする法人の申請に基づき行うものとする。 ２　国家公安委員会は、前項の規定により申請をした法人（以下この項において「指定申請法人」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その指定をしなければならない。 一～四　［略］ 五　指定申請法人が、原動機を用いる歩行補助車等、原動機を用いる軽車両、駆動補助機付自転車、移動用小型車、原動機を用いる身体障害者用の車、遠隔操作型小型車、自転車、安全器材等又は模擬運転装置（以下「車等」という。）の製作、組立て又は販売を業とする者（以下「製作事業者等」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。 イ～ハ　［略］	（申請書の様式） **第一条**　道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第三十九条の二第三項（府令第三十九条の二の二第三項、第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項及び第三十九条の七第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、指定を受けようとする法人の申請に基づき行うものとする。 （指定の基準等） **第二条**　府令第三十九条の二第四項第三号（府令第三十九条の二の二第三項、第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項及び第三十九条の七第三項において準用する場合を含む。第十六条第一号において同じ。）に規定する申請書の様式は、別記様式第一のとおりとする。 ２　［同上］ 一～四　［同上］ 五　指定申請法人が、原動機を用いる歩行補助車等、原動機を用いる軽車両、駆動補助機付自転車、原動機を用いる車椅子、自転車、安全器材等又は模擬運転装置（以下「車等」という。）の製作、組立て又は販売を業とする者（以下「製作事業者等」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。 イ～ハ　［同上］
三　法第七十二条の二第一項の規定による措置及び同条第二項の規定による保管に係る情報又は資料 ２　［同上］ 一　［同上］ ア　［同上］ イ　法第百六条又は法第百七条の六の規定による報告に係る情報又は資料 ウ　［同上］ 二　［同上］	

（型式認定番号の指定の通知等）

第十条　国家公安委員会は、府令第三十九条の二第五項（府令第三十九条の二の二第三項、第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項、第三十九条の七第三項、第三十九条の八第三項及び第三十九条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定により型式認定番号を指定したときは、その旨を申請者に通知するとともに、当該型式認定番号、認定（府令第三十九条の二第一項、第三十九条の二の二第一項、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項、第三十九条の七第一項、第三十九条の八第一項又は第三十九条の九第一項の規定による認定をいう。以下同じ。）に係る車等の名称及び型式並びに当該認定を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称。以下同じ。）及び住所を公示するものとする。

（変更等の届出）

第十二条　府令第三十九条の二第七項（府令第三十九条の二の二第三項、第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項、第三十九条の七第三項、第三十九条の八第三項及び第三十九条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第二の届出書を提出して行うものとする。

（認定の取消しの手続等）

第十三条　国家公安委員会は、府令第三十九条の二第八項（府令第三十九条の二の二第三項、第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項、第三十九条の七第三項、第三十九条の八第三項及び第三十九条の九第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により認定を取り消そうとするときは、当該認定を受けた者に対し、あらかじめ、書面により、弁明をなすべき日時及び場所並びに取消しの理由を通知して、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

２　［略］

（電磁的記録媒体による手続）

第十六条　次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）及び別記様式第五の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一　［略］

二　製作における均一性を明らかにする事項を記載した書類　府令第三十九条の二第四項（府令第三十九条の二の二第三項、第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項、第三十九条の七第三項、第三十九条の八第三項及び第三十九条の九第三項において準用する場合を含む。）

［三～十二　略］

（型式認定番号の指定の通知等）

第十条　国家公安委員会は、府令第三十九条の二第五項（府令第三十九条の二の二第三項、第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項及び第三十九条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定により型式認定番号を指定したときは、その旨を申請者に通知するとともに、当該型式認定番号、認定（府令第三十九条の二第一項、第三十九条の二の二第一項、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項又は第三十九条の七第一項の規定による認定をいう。以下同じ。）に係る車等の名称及び型式並びに当該認定を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称。以下同じ。）及び住所を公示するものとする。

（変更等の届出）

第十二条　府令第三十九条の二第七項（府令第三十九条の二の二第三項、第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項及び第三十九条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第二の届出書を提出して行うものとする。

（認定の取消しの手続等）

第十三条　国家公安委員会は、府令第三十九条の二第八項（府令第三十九条の二の二第三項、第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項及び第三十九条の七第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により認定を取り消そうとするときは、当該認定を受けた者に対し、あらかじめ、書面により、弁明をなすべき日時及び場所並びに取消しの理由を通知して、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

２　［同上］

（電磁的記録媒体による手続）

第十六条　［同上］

一　［同上］

二　製作における均一性を明らかにする事項を記載した書類　府令第三十九条の二第四項（府令第三十九条の二の二第三項、第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項及び第三十九条の七第三項において準用する場合を含む。）

［三～十二　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別記様式第２（第12条関係）

原動機を用いる歩行補助車等
原動機を用いる軽車両
駆動補助機付自転車
移動用小型車
原動機を用いる身体障害者用の車
遠隔操作型小型車
普通自転車
安全器材等
運転シミュレーター
型式認定変更届

年　月　日

国家公安委員会　殿

住所
届出者
氏名

製品の名称	
型式	
変更を必要とする事項及び理由	

備考　１　届出者の氏名は、届出者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第１（第１条関係）

原動機を用いる歩行補助車等
原動機を用いる軽車両
駆動補助機付自転車
移動用小型車
原動機を用いる身体障害者用の車
遠隔操作型小型車
普通自転車
安全器材等
運転シミュレーター
型式認定申請書

年　月　日

国家公安委員会　殿

住所
申請者
氏名

製品の名称	
型式	
製作工場又は組立工場の名称及び所在地	
備考	

備考　１　申請者の氏名は、申請者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第２（第12条関係）

原動機を用いる歩行補助車等
原動機を用いる軽車両
駆動補助機付自転車
原動機を用いる身体障害者用の車椅子
普通自転車
安全器材等
運転シミュレーター
型式認定変更届

年　月　日

国家公安委員会　殿

住所
届出者
氏名

製品の名称	
型式	
変更を必要とする事項及び理由	

備考　１　届出者の氏名は、届出者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第１（第１条関係）

原動機を用いる歩行補助車等
原動機を用いる軽車両
駆動補助機付自転車
原動機を用いる身体障害者用の車椅子
普通自転車
安全器材等
運転シミュレーター
型式認定申請書

年　月　日

国家公安委員会　殿

住所
申請者
氏名

製品の名称	
型式	
製作工場又は組立工場の名称及び所在地	
備考	

備考　１　申請者の氏名は、申請者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

（道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正）

第四条　道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　当事者　法第五十一条の四第六項、第七十七条第六項、第九十条第四項（同条第七項及び第十四項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第百四条第一項（法第百四条の二の二第六項及び第百七条の五第四項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の通知を受けた者（法第五十一条の四第七項の規定により、同条第六項の規定による通知が到達したものとみなされる者を含む。）又は法第七十五条の二十八第一項の規定による特定自動運行の許可の効力の停止若しくは法第百三条の二第一項若しくは第百四条の二の三第一項の規定による運転免許の効力の停止（第十四条第三項において「仮停止等」と総称する。）若しくは法第百七条の五第十項において準用する法第百三条の二第一項の規定による自動車及び原動機付自転車の運転の禁止（第十四条第三項において「仮禁止」という。）を受けた者をいう。 二　代理人　当事者の委任を受け当事者のために法第百四条第一項の意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）又は法第五十一条の四第六項、第七十五条の二十八第二項、第七十七条第六項、第九十条第四項、第百三条の二第二項（法第百七条の五第十項において準用する場合を含む。）若しくは第百四条の二の三第二項の弁明（以下「弁明」という。）に関する一切の手続をすることができる者をいう。 三　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（定義） **第二条**　［同上］ 一　当事者　法第五十一条の四第六項、第七十七条第六項、第九十条第四項（同条第七項及び第十四項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第百四条第一項（法第百四条の二の二第六項及び第百七条の五第四項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の通知を受けた者（法第五十一条の四第七項の規定により、同条第六項の規定による通知が到達したものとみなされる者を含む。）又は法第百三条の二第一項若しくは第百四条の二の三第一項の規定による運転免許の効力の停止（第十四条第三項において「仮停止等」という。）若しくは法第百七条の五第十項において準用する法第百三条の二第一項の規定による自動車及び原動機付自転車の運転の禁止（第十四条第三項において「仮禁止」という。）を受けた者をいう。 二　代理人　当事者の委任を受け当事者のために法第百四条第一項の意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）又は法第五十一条の四第六項、法第七十七条第六項、第九十条第四項、第百三条の二第二項（法第百七条の五第十項において準用する場合を含む。）若しくは第百四条の二の三第二項の弁明（以下「弁明」という。）に関する一切の手続をすることができる者をいう。 三　［同上］

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部改正）

第五条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（平成十八年国家公安委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（信号機に関する基準） **第一条**　信号機に関する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第三十六条第二項に規定する基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。 一　［略］ 二　交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車（交差点において既に左折又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（信号機に関する基準） **第一条**　［同上］ 一　［同上］ 二　交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車（交差点において既に左折又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

（原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

２　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国家公安委員会告示第五十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二十八第一項及び第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和五十三年国家公安委員会告示第三号）及び交通安全教育指針（平成十年国家公安委員会告示第十五号）の一部を次のように改正したので、告示する。

令和四年十二月二十三日

国家公安委員会委員長　谷　公一

（交通の方法に関する教則の一部改正）

第一条　交通の方法に関する教則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
目次 第１章　［略］ 第２章　歩行者の心得 第１節　［略］ 第２節　歩行者などの通るところ ［第３節～第９節　略］ 第10節　高齢者の安全 第11節　遠隔操作型小型車の通行 ［第３章～第11章　略］ 用語のまとめ 付表 ［１～４　略］ ５　移動用小型車標識など	目次 第１章　［同左］ 第２章　歩行者の心得 第１節　［略］ 第２節　歩行者の通るところ ［第３節～第９節　同左］ 第10節　高齢者の安全 ［第３章～第11章　同左］ 用語のまとめ 付表 ［１～４　同左］ ５　初心運転者標識など
第１章　歩行者と運転者に共通の心得 車は、私たちの生活から切り離せない身近な文明の利器になつています。しかし、その反面、使い方を誤まると悲惨な交通事故を起こす凶器になつたり、騒音、振動などにより沿道住民に大きな被害を及ぼす原因になつたりします。また、自分勝手な通行の仕方がもとで争いが生じ、人間関係を険悪化させる場面も日常よく見受けられます。 くるま社会においては、歩行者も運転者もそれぞれの責任を自覚して、周りの人に迷惑を掛けず、安全、快適に通行することができるような交通環境をつくりあげるよう努めなければなりません。そのためには、あらかじめ、車と交通について正しい知識を持ち、正しい交通の方法を身に付けておくとともに、実際の交通の場においても、自分本位でなく相手に対する思いやりの気持ちを持つて、判断し、行動することが必要です。 この教則は、歩行者と運転者が、それぞれの責任を自覚して、安全、快適なくるま社会を築いていくための手引きとして作られたものです。繰り返し読んで、正しい交通の方法を理解し、身に付けるとともに、友人や家族、特に子供たちにも折に触れて教えてあげるようにして下さい。	**第１章**　歩行者と運転者に共通の心得 ［同左］

第１節　基本的な心構え

1　［略］

2　道路を通行するときの心構え

道路を通行するときは、決められた交通規則を守ることはもちろん、それ以外にも、道路や交通の状況に応じて、個々に細かい配慮をしなければなりません。ほかの人々が安全に通行できるように配慮することは、運転者や歩行者としての社会的責任でもあります。道路を通行するときには、次のような心構えを忘れないようにしましょう。

［⑴～⑷　略］

⑸　自動車の運転者はもちろん、歩行者や自転車に乗る人も、自動車の死角、内輪差など自動車の特性をよく知つておくこと。

⑹　自動運転車（第５章第９節３の自動運転車をいいます。）については、運転者が前方を見ないで使われることもあることをよく知つておくこと。また、特定自動運行（自動運転車が整備不良車両に該当することとなつたとき又は搭載されている自動運行装置の使用が使用条件を満たさないこととなつたときに、直ちに自動的に安全な方法で当該自動運転車を停止させることができる自動運行装置を使用条件内で使用して当該自動運転車を運行することをいいます。）中の自動運転車については、運転者がいないことや道路上で突然停止することがあることをよく知つておくこと。

⑺　遠隔操作型小型車（第２章第１節３の遠隔操作型小型車をいいます。）については、通行させている人が近くにいないこともあることや道路上で突然停止することがあることをよく知つておくこと。

⑻　［略］

第２節　信号、標識・標示に従うこと

1　信号の意味

［⑴・⑵　略］

⑶　人の形の記号のある信号は、歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限ります。以下この⑶において同じです。）と横断歩道を進行する普通自転車（第３章第１節３の普通自転車をいいます。）に対するものですが、その他の自転車もその信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている（付表２⑴）場合は、その信号機の信号に従わなければなりません。この場合の信号機の信号の意味は付表１⑵のとおりです。また、「バス専用」などの標示板（付表２⑴）のある信号機の信号は、その示されている車（注１）を対象としています。このように車や歩行者及び遠隔操作型小型車に対して信号が特定されているときは、その特定された信号に従わなければなりません。

⑷　［略］

2　標識の意味

［⑴～⑸　略］

⑹　規制標識など本標識の意味を補足するものとして補助標識が用いられることがあります。補助標識は、普通、本標識の下に取り付けられており、規制の理由を示したり、規制が適用される時間、曜日、自動車の種類などを特定しています。なお、車の種類を特定する場合などには、付表４のような略称を用いることがあります。

3　［略］

第１節　基本的な心構え

1　［同左］

2　［同左］

［同左］

［⑴～⑷　同左］

⑸　自動車の運転者はもちろん、歩行者や自転車に乗る人も、自動車の死角、内輪差など自動車の特性をよく知つておくこと。また、自動運転車（第５章第９節３の自動運転車をいいます。）については、運転者が前方を見ないで使われることもあることや機能に限界があり常に衝突を回避できるものではないことをよく知つておくこと。

［加える。］

［加える。］

⑹　［同左］

第２節　信号、標識・標示に従うこと

1　［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　人の形の記号のある信号は、歩行者と横断歩道を進行する普通自転車（第３章第１節３の普通自転車をいいます。）に対するものですが、その他の自転車もその信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている（付表２⑴）場合は、その信号機の信号に従わなければなりません。この場合の信号機の信号の意味は付表１⑵のとおりです。また、「バス専用」などの標示板（付表２⑴）のある信号機の信号は、その示されている車（注１）を対象としています。このように車や歩行者に対して信号が特定されているときは、その特定された信号に従わなければなりません。

⑷　［同左］

2　［同左］

［⑴～⑸　同左］

⑹　規制標識など本標識の意味を補足するものとして補助標識が用いられることがあります。補助標識は、普通、本標識の下に取り付けられており、規制の理由を示したり、規制が適用される時間、曜日、自動車の種類などを特定しています。なお、車の種類を特定する場合には、付表４のような略称を用いることがあります。

3　［同左］

第２章　歩行者の心得

歩行者は、この章に書かれている事柄を守りましょう。

第１節　歩行者と同じ交通規則となる人

次の人の交通規則は、歩行者と同じです。

1　移動用小型車を通行させている人

移動用小型車は、人の移動の用に供するための原動機を用いる小型の車（遠隔操作により通行させることができるものを除きます。）であつて、次の基準を満たすもののうち、身体障害者用の車以外のものをいいます。ＴＳマークの付いたものは、これらの基準を満たしています。

なお、移動用小型車を道路において通行させる人は、移動用小型車マーク（付表５⑴）を付けなければなりません。

⑴　長さは120センチメートル、幅は70センチメートル、高さはヘッドサポートを除いた部分の高さが120センチメートルをそれぞれ超えないこと。

⑵　原動機として、電動機を用いること。

⑶　時速６キロメートルを超える速度を出すことができないこと。

⑷　鋭い突出部のないこと。

2　身体障害者用の車を通行させている人

原動機を用いる身体障害者用の車は、次の基準を満たすものに限られ、遠隔操作により通行させることができるものは除かれます。ＴＳマークの付いたものは、これらの基準を満たしています。

［⑴～⑸　略］

3　遠隔操作を行わないで遠隔操作型小型車を通行させている人

遠隔操作型小型車は、人又は物の運送の用に供するための原動機を用いる小型の車であつて、遠隔操作により通行させることができるもののうち、車体の大きさ及び構造が⑴の基準を満たすものであり、かつ、⑵の基準を満たす非常停止装置を備えているものをいいます。ＴＳマークの付いたものは、これらの基準を満たしています。

なお、遠隔操作型小型車を道路において通行させる人は、遠隔操作型小型車マーク（付表５⑵）を付けなければなりません。

⑴　車体の大きさ及び構造

ア　長さは120センチメートル、幅は70センチメートル、高さはセンサー、カメラその他の通行時の周囲の状況を検知するための装置やヘッドサポートを除いた部分の高さが120センチメートルをそれぞれ超えないこと。

イ　原動機として、電動機を用いること。

ウ　時速６キロメートルを超える速度を出すことができないこと。

エ　鋭い突出部のないこと。

⑵　非常停止装置

ア　押しボタン（車体の前方及び後方から容易に操作できるものに限ります。）の操作により作動するものであること。

イ　アの押しボタンとその周囲の部分との色の明度などの差が大きいことにより当該押しボタンを容易に識別できるものであること。

ウ　作動時に直ちに原動機を停止させるものであること。

第２章　歩行者の心得

［同左］

第１節　歩行者と同じ交通規則となる人

［同左］

［加える。］

1　身体障害者用の車椅子を通行させている人

原動機を用いる車椅子が身体障害者用の車椅子とされるための基準は、次のとおりです。ＴＳマークの付いた車椅子は、これらの基準を満たしています。

［⑴～⑸　同左］

［加える。］

4　三輪車などの小児用の車を通行させている人
5　歩行補助車、乳母車やショッピング・カート（台車など）を通行させている人

原動機を用いる歩行補助車、乳母車又はショッピング・カートについては、次の基準を満たすものに限られます。ＴＳマークの付いたものは、これらの基準を満たしています。
［⑴～⑸　略］
6　歩きながら用いるための車（普通自転車のサドルを垂直にして使用することができないようにした車など）を通行させている人
歩きながら用いるための車は、次の基準（原動機を用いないものにあつては⑴の基準）を満たすものに限られます。
［⑴～⑸　略］
7　［略］

第２節　歩行者などの通るところ

［１・２　略］
3　歩道も幅の十分な路側帯もない道路では、歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限ります。以下この節において同じです。）は道路の右端を通らなければなりません。しかし、右端を通ると横断を繰り返すことになつてかえつて危険な場合などは左端を通ることができます。
4　歩行者用道路（注３）では、歩行者及び遠隔操作型小型車は道路の中央部を通ることができますが、通行の認められた車が通ることがありますから、注意しましょう。
5　標識によつて歩行者及び遠隔操作型小型車の通行が禁止されている道路や高速自動車国道や自動車専用道路に入つてはいけません。

第３節　横断の仕方

1　横断の場所
横断歩道や信号機のある交差点が近くにあるところでは、その横断歩道や交差点で横断しなければなりません。また、横断歩道橋や横断用地下道が近くにあるところでは、できるだけその施設を利用しましょう。
なお、「歩行者等横断禁止」の標識（付表３⑴42）のあるところでは、横断をしてはいけません。ガードレールのあるところで横断するのも極めて危険です。また、自転車横断帯には入らないようにしましょう。
［２・３　略］

第８節　身体の不自由な人の安全

1　［略］
2　身体障害者用の車とは、身体が不自由で歩行が困難な人が移動するための車のことですから、その他の人は道路では使わないようにしましょう。
3　［略］

第11節　遠隔操作型小型車の通行

1　通行に当たつての注意
⑴　遠隔操作型小型車を道路において通行させる前には、必ずその遠隔操作型小型車の見やすい箇所に遠隔操作型小型車マーク（付表５⑵）を付けていることを確かめましょう。
⑵　道路における遠隔操作による通行を開始しようとする一週間前までに、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」といいます。）に届け出なければなりません。

［加える。］
2　歩行補助車、小児用の車（乳母車や三輪車など）やショッピング・カートを通行させている人
原動機を用いる歩行補助車、小児用の車又はショッピング・カートについては、次の基準を満たすものに限られます。ＴＳマークの付いたものは、これらの基準を満たしています。
［⑴～⑸　同左］
3　歩きながら用いるための車（台車など）を通行させている人

［同左］

［⑴～⑸　同左］
4　［同左］

第２節　歩行者の通るところ

［１・２　同左］
3　歩道も幅の十分な路側帯もない道路では、歩行者は道路の右端を通らなければなりません。しかし、右端を通ると横断を繰り返すことになつてかえつて危険な場合などは左端を通ることができます。

4　歩行者用道路（注３）では、歩行者は道路の中央部を通ることができますが、通行の認められた車が通ることがありますから、注意しましょう。
5　標識によつて歩行者の通行が禁止されている道路や高速自動車国道や自動車専用道路に入つてはいけません。

第３節　横断の仕方

1　横断の場所
横断歩道や信号機のある交差点が近くにあるところでは、その横断歩道や交差点で横断しなければなりません。また、横断歩道橋や横断用地下道が近くにあるところでは、できるだけその施設を利用しましょう。
なお、「歩行者横断禁止」の標識（付表３⑴42）のあるところでは、横断をしてはいけません。ガードレールのあるところで横断するのも極めて危険です。また、自転車横断帯には入らないようにしましょう。
［２・３　同左］

第８節　身体の不自由な人の安全

1　［同左］
2　身体障害者用の車いすとは、身体が不自由で歩行が困難な人が移動するための車いすのことですから、その他の人は道路では使わないようにしましょう。
3　［同左］

［節を加える。］

２　遠隔操作型小型車の通行方法

⑴　遠隔操作により道路を通行する遠隔操作型小型車の通行方法は、原則として歩行者と同じです。ただし、歩行者の通行を妨げることとなるときは、歩行者に進路を譲らなければなりません。

⑵　遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う人は、遠隔操作のための装置を確実に操作し、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で通行させなければなりません。

第３章　自転車に乗る人の心得

自転車の通行方法は、特別の場合のほかは自動車と同じです。自転車に乗るときは、特にこの章に書かれている事柄に注意しましょう。

第１節　自転車の正しい乗り方

１　自転車に乗るに当たつての心得

［⑴～⑺　略］

⑻　自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。乗車用ヘルメットは、努めてＳＧマークなどの安全性を示すマークの付いたものを使い、あごひもを確実に締めるなど正しく着用しましょう。

⑼　［略］

［削る。］

［⑽・⑾　略］

［２～４　略］

第４章　自動車を運転する前の心得

第１節　運転に当たつての注意

１　運転免許証などを確かめるなどすること

⑴　自動車を運転する前には、必ず次のことを確かめましょう。

［ア～ウ　略］

エ　準中型免許を受けて１年を経過していない初心運転者が準中型自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に初心者マーク（付表５⑶）を付けていること。

オ　準中型免許又は普通免許を受けて１年を経過していない初心運転者が普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に初心者マーク（付表５⑶）を付けていること。

カ　両耳の聴力が補聴器を用いても10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている運転者が準中型自動車又は普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に聴覚障害者マーク（付表５⑸）を付けていること。

キ　［略］

⑵　70歳以上の高齢運転者が普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に高齢者マーク（付表５⑷）を付けるようにしましょう。

⑶　肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている身体の不自由な運転者が普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に身体障害者マーク（付表５⑹）を付けるようにしましょう。

［２～４　略］

第３章　自転車に乗る人の心得

［同左］

第１節　自転車の正しい乗り方

１　［同左］

［⑴～⑺　同左］

［加える。］

⑻　［同左］

⑼　自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットなどの交通事故による被害の軽減に資する器具を着用するようにしましょう。

［⑽・⑾　同左］

［２～４　同左］

第４章　自動車を運転する前の心得

第１節　運転に当たつての注意

１　［同左］

⑴　［同左］

［ア～ウ　同左］

エ　準中型免許を受けて１年を経過していない初心運転者が準中型自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に初心者マーク（付表５⑴）を付けていること。

オ　準中型免許又は普通免許を受けて１年を経過していない初心運転者が普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に初心者マーク（付表５⑴）を付けていること。

カ　両耳の聴力が補聴器を用いても10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている運転者が準中型自動車又は普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に聴覚障害者マーク（付表５⑶）を付けていること。

キ　［同左］

⑵　70歳以上の高齢運転者が普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に高齢者マーク（付表５⑵）を付けるようにしましょう。

⑶　肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている身体の不自由な運転者が普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に身体障害者マーク（付表５⑷）を付けるようにしましょう。

［２～４　同左］

第２節　運転免許の仕組み

道路で自動車や原動機付自転車を運転するときは、その車種やけん引などの状態に応じた免許を受け、その免許証を携帯しなければなりません。

また、違反行為をしたり、交通事故を起こしたりした際に警察官から提示を求められた場合には、免許証を提示しなければなりません。

なお、免許を受けていても免許の停止処分中の者はその期間運転することはできません。

1　運転免許の区分

運転免許には、次の三種のものがあります。

［(1)・(2)　略］

(3)　仮運転免許

第一種免許を受けようとする者が、練習などのために大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を運転しようとする場合の免許をいいます。仮運転免許を受けた者が練習のため大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を運転するときは、その車を運転することのできる第一種免許を３年以上受けている者や第二種免許を受けている者などを横に乗せ、その指導を受けながら運転しなければなりません。この場合、車の前と後ろに仮免許練習標識（付表５(7)）を定められた位置に付けなければなりません。

［２～４　略］

第５章　自動車の運転の方法

第２節　自動車の通行するところ

［１～６　略］

7　通行してはいけないところ

(1)　「通行止め」、「車両通行止め」、「自転車及び歩行者等専用」、「歩行者等専用」などの標識（付表３(1)１、２、29、30）によつて通行が禁止されている道路を通行してはいけません。

［(2)～(6)　略］

第８節　駐車と停車

［１～４　略］

5　高齢運転者等専用場所等での駐車、停車

(1)　駐停車や駐車が禁止されている場所であつても、標識（付表３(1)52の２、53の２）により標章車に限り駐車や停車が認められている場所（高齢運転者等専用場所）では、専用場所駐車標章（付表５(8)）に登録（車両）番号が記載されている普通自動車のみが駐車や停車ができます。

［(2)～(5)　略］

6　［略］

7　放置車両確認標章

(1)　違法に駐車している車に対しては、放置車両確認標章（付表５(9)）が取り付けられることがあります。放置車両確認標章を取り付けられた車の使用者は、公安委員会から、放置違反金の納付を命ぜられることがあります。

［(2)・(3)　略］

［８～10　略］

第９章　旅客自動車や代行運転自動車の運転者などの心得

1　［略］

2　その他の心得

このほか、旅客自動車などの運転者その他の乗務員や事業者は、次の事柄を守りましょう。

［(1)～(9)　略］

(10)　代行運転自動車の運転者は、代行運転自動車標識（付表５(10)）を表示しなければならないこと。

第２節　運転免許の仕組み

［同左］

1　［同左］

［同左］

［(1)・(2)　同左］

(3)　仮運転免許

第一種免許を受けようとする者が、練習などのために大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を運転しようとする場合の免許をいいます。仮運転免許を受けた者が練習のため大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を運転するときは、その車を運転することのできる第一種免許を３年以上受けている者や第二種免許を受けている者などを横に乗せ、その指導を受けながら運転しなければなりません。この場合、車の前と後ろに仮免許練習標識（付表５(5)）を定められた位置に付けなければなりません。

［２～４　同左］

第５章　自動車の運転の方法

第２節　自動車の通行するところ

［１～６　同左］

7　［同左］

(1)　「通行止め」、「車両通行止め」、「自転車及び歩行者専用」、「歩行者専用」などの標識（付表３(1)１、２、29、30）によつて通行が禁止されている道路を通行してはいけません。

［(2)～(6)　同左］

第８節　駐車と停車

［１～４　同左］

5　［同左］

(1)　駐停車や駐車が禁止されている場所であつても、標識（付表３(1)52の２、53の２）により標章車に限り駐車や停車が認められている場所（高齢運転者等専用場所）では、専用場所駐車標章（付表５(6)）に登録（車両）番号が記載されている普通自動車のみが駐車や停車ができます。

［(2)～(5)　同左］

6　［同左］

7　［同左］

(1)　違法に駐車している車に対しては、放置車両確認標章（付表５(7)）が取り付けられることがあります。放置車両確認標章を取り付けられた車の使用者は、公安委員会から、放置違反金の納付を命ぜられることがあります。

［(2)・(3)　同左］

［８～10　同左］

第９章　旅客自動車や代行運転自動車の運転者などの心得

1　［同左］

2　［同左］

［同左］

［(1)～(9)　同左］

(10)　代行運転自動車の運転者は、代行運転自動車標識（付表５(8)）を表示しなければならないこと。

第10章　交通事故、故障、災害などのとき

第３節　災害などのとき

［１～３　略］

４　災害が発生したときなどに災害対策基本法による交通の規制が行われたときなど

災害対策基本法により、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている都道府県（これに隣接し又は近接する都道府県を含む。）において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限されます。

また、原子力災害対策特別措置法により、原子力緊急事態宣言があつたときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間についても同様です。

この交通の規制が行われた場合、通行禁止区域等（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいいます。）内の一般車両の運転者は次の措置をとらなければなりません。

⑴　速やかに、車を次の場所へ移動させること。

ア　道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ　区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

⑵　速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左端に沿つて駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

⑶　警察官の指示を受けたときは、その指示に従つて車を移動又は駐車すること。

なお、警察官は、通行禁止区域等において車などが緊急通行車両の通行の妨害となつているときは、その車の運転者などに対して必要な措置をとることを命じることがあります。運転者などが命令された措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官が、自らその措置をとることがあります。この場合、やむを得ない限度において、車などを破損することがあります。また、これらの警察官の命令等の職務については、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣に従事する自衛官や消防吏員が行うことがあります。

５　［略］

第11章　自動車所有者、使用者、安全運転管理者、自動車運転代行業者などの心得

第２節　使用者、安全運転管理者、自動車運転代行業者などの義務

［１　略］

２　安全運転管理者など

［⑴～⑶　略］

⑷　自動車の使用者は、安全運転管理者に対し、その業務を行うため必要な権限を与えるとともに、その業務を行うため必要な機材を整備しなければなりません。

⑸　［略］

付表１　信号の種類と意味

⑴　信号機の信号

信号の種類	信　号　の　意　味
青色の灯火	⑴　歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限ります。以下同じです。）は、進むことができます。 ［⑵・⑶　略］

第10章　交通事故、故障、災害などのとき

第３節　災害などのとき

［１～３　同左］

４　災害が発生したときなどに災害対策基本法による交通の規制が行われたとき

災害対策基本法により、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている都道府県（これに隣接し又は近接する都道府県を含む。）において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限されます。

この交通の規制が行われた場合、通行禁止区域等（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいいます。）内の一般車両の運転者は次の措置をとらなければなりません。

⑴　速やかに、車を次の場所へ移動させること。

ア　道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ　区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

⑵　速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左端に沿つて駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

⑶　警察官の指示を受けたときは、その指示に従つて車を移動又は駐車すること。

なお、警察官は、通行禁止区域等において車などが緊急通行車両の通行の妨害となつているときは、その車の運転者などに対して必要な措置をとることを命じることがあります。運転者などが命令された措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官が、自らその措置をとることがあります。この場合、やむを得ない限度において、車などを破損することがあります。また、これらの警察官の命令等の職務については、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣に従事する自衛官や消防吏員が行うことがあります。

５　［同左］

第11章　自動車所有者、使用者、安全運転管理者、自動車運転代行業者などの心得

第２節　使用者、安全運転管理者、自動車運転代行業者などの義務

［１　同左］

２　［同左］

［⑴～⑶　同左］

［加える。］

⑷　［同左］

付表１　信号の種類と意味

⑴　信号機の信号

信号の種類	信　号　の　意　味
青色の灯火	⑴　歩行者は、進むことができます。 ［⑵・⑶　同左］

黄色の灯火	(1)　歩行者及び遠隔操作型小型車は、横断を始めてはいけません。横断中の者は、速やかに横断を終わるか、横断をやめて引き返さなければなりません。 (2)　［略］
赤色の灯火	(1)　歩行者及び遠隔操作型小型車は、横断してはいけません。 ［(2)～(4)　略］
人の形の記号がある青色の灯火	(1)　歩行者及び遠隔操作型小型車は進むことができます。 (2)　［略］
人の形の記号がある青色の灯火の点滅	(1)　歩行者及び遠隔操作型小型車は、横断を始めてはいけません。横断中の者は、速やかに横断を終わるか、横断をやめて引き返さなければなりません。 (2)　［略］
人の形の記号がある赤色の灯火	(1)　歩行者及び遠隔操作型小型車は、横断してはいけません。 (2)　［略］
［略］	
赤色の灯火の点滅	(1)　歩行者及び遠隔操作型小型車は、ほかの交通に注意して進むことができます。 (2)　［略］
備考　［略］	

(2)　歩行者用の信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合の信号

信号の種類	信　号　の　意　味
人の形の記号がある青色の灯火	(1)　歩行者及び遠隔操作型小型車は、進むことができます。 (2)　［略］
人の形の記号がある青色の灯火の点滅	(1)　歩行者及び遠隔操作型小型車は、横断を始めてはいけません。横断中の者は、速やかに横断を終わるか、横断をやめて引き返さなければなりません。 (2)　［略］
人の形の記号がある赤色の灯火	(1)　歩行者及び遠隔操作型小型車は、横断してはいけません。 ［(2)～(4)　略］
備考　［略］	

(3)　［略］

黄色の灯火	(1)　歩行者は、横断を始めてはいけません。横断中の者は、速やかに横断を終わるか、横断をやめて引き返さなければなりません。 (2)　［同左］
赤色の灯火	(1)　歩行者は、横断してはいけません。 ［(2)～(4)　同左］
人の形の記号がある青色の灯火	(1)　歩行者は進むことができます。 (2)　［同左］
人の形の記号がある青色の灯火の点滅	(1)　歩行者は、横断を始めてはいけません。横断中の者は、速やかに横断を終わるか、横断をやめて引き返さなければなりません。 (2)　［同左］
人の形の記号がある赤色の灯火	(1)　歩行者は、横断してはいけません。 (2)　［同左］
［同左］	
赤色の灯火の点滅	(1)　歩行者は、ほかの交通に注意して進むことができます。 (2)　［同左］
備考　［同左］	

(2)　歩行者用の信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合の信号

信号の種類	信　号　の　意　味
人の形の記号がある青色の灯火	(1)　歩行者は、進むことができます。 (2)　［同左］
人の形の記号がある青色の灯火の点滅	(1)　歩行者は、横断を始めてはいけません。横断中の者は、速やかに横断を終わるか、横断をやめて引き返さなければなりません。 (2)　［同左］
人の形の記号がある赤色の灯火	(1)　歩行者は、横断してはいけません。 ［(2)～(4)　同左］
備考　［同左］	

(3)　［同左］

付表３　標識・標示の種類と意味

⑴　標識

ア　規制標識

種　　類	番号	表示する意味	色
通行止め	1	歩行者、遠隔操作型小型車、車、路面電車の通行止め	斜めの帯とわくは赤 縁と地は白、文字は青
［略］			
自転車専用 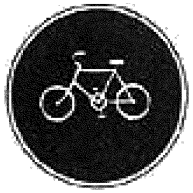	28	⑴　自転車道や自転車専用道路（自転車だけの通行のために設けられた道路）の指定 ⑵　普通自転車以外の車、歩行者及び遠隔操作型小型車の通行禁止	同上
自転車及び歩行者等専用	29	⑴　自転車歩行者専用道路の指定 ⑵　普通自転車以外の車の通行止め ⑶　普通自転車が歩道を通行できることの指定	同上

付表３　標識・標示の種類と意味

⑴　標識

ア　規制標識

種　　類	番号	表示する意味	色
通行止め	1	歩行者、車、路面電車の通行止め	斜めの帯とわくは赤 縁と地は白、文字は青
［同左］			
自転車専用 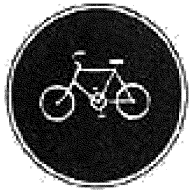	28	⑴　自転車道や自転車専用道路（自転車だけの通行のために設けられた道路）の指定 ⑵　普通自転車以外の車と歩行者の通行禁止	同上
自転車および歩行者専用	29	⑴　自転車歩行者専用道路の指定 ⑵　普通自転車以外の車の通行止め ⑶　普通自転車が歩道を通行できることの指定	同上

歩行者等専用	30	(1)　歩行者専用道路（歩行者だけの通行のために設けられた道路）の指定 (2)　歩行者用道路の指定	同上
［略］			
歩行者等通行止め 	41	歩行者及び遠隔操作型小型車の通行の禁止	文字と記号は青 斜めの帯とわくは赤 縁と地は白
歩行者等横断禁止 	42	歩行者及び遠隔操作型小型車の横断の禁止	同上
備考　［略］			

歩行者専用 	30	(1)　歩行者専用道路（歩行者だけの通行のために設けられた道路）の指定 (2)　歩行者用道路の指定	同上
［同左］			
歩行者通行止め 	41	歩行者の通行の禁止	文字と記号は青 斜めの帯とわくは赤 縁と地は白
歩行者横断禁止 	42	歩行者の横断の禁止	同上
備考　［同左］			

イ　［略］

ウ　補助標識

種　　類	番号	表示する意味	色
［略］			
遠隔操作型小型車 遠隔小型 遠隔小型を除く	73の５	本標識が表示する交通規制について、遠隔操作型小型車に限りその対象となるかどうかを示すこと	［１～５　略］
駐車余地 駐車余地6m	74	自動車が駐車する場合、その右側に空けなければならない余地	
［略］			

［エ・オ　略］

イ　［同左］

ウ　補助標識

種　　類	番号	表示する意味	色
［同左］			
駐車余地 駐車余地6m	74	自動車が駐車する場合、その右側に空けなければならない余地	［１～５　同左］
［同左］			

［エ・オ　同左］

(2)　標示

ア　［略］

イ　指示標示

種　　類	番号	意　　味	色
［略］			
斜め横断可 1　時間を限定して行う場合 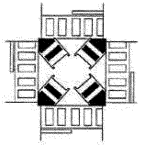 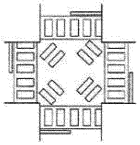 2　終日行う場合 (1) 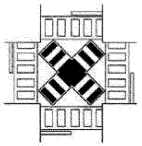 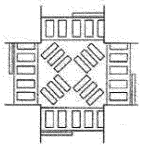 (2) 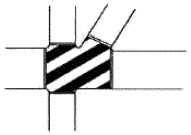 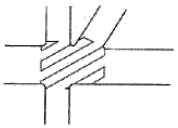	26	歩行者及び遠隔操作型小型車が交差点で斜めに横断できること	同上
［略］			

(2)　標示

ア　［同左］

イ　指示標示

種　　類	番号	意　　味	色
［同左］			
斜め横断可 1　時間を限定して行う場合 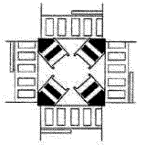 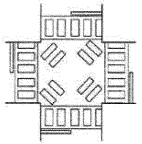 2　終日行う場合 (1) 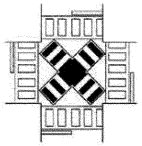 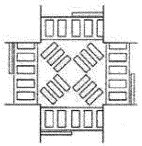 (2) 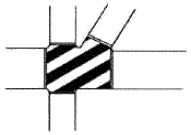 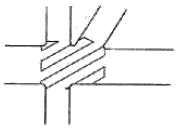	26	歩行者が交差点で斜めに横断できること	同上
［同左］			

備考　［略］ ［略］	備考　［同左］ ［同左］
付表４　車両の種類と略称 ［略］	**付表４**　車両の種類と略称 ［同左］
備考　このほか、補助標識板に遠隔操作型小型車を表示するときは、「遠隔小型」という略称を用いることがあります。	［加える。］
付表５　移動用小型車標識など	**付表５**　初心運転者標識など ［加える。］
⑴　移動用小型車標識 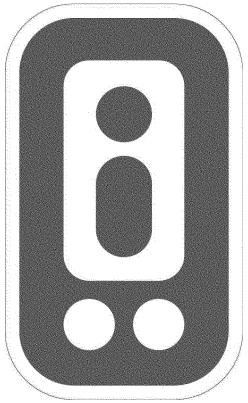 縁及びマークは白、地の部分は青緑、地の部分は反射材	
⑵　遠隔操作型小型車標識 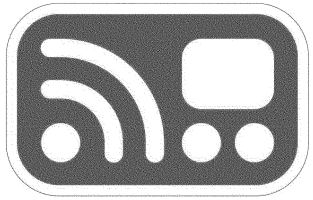 縁及びマークは白、地の部分は青緑、地の部分は反射材	［加える。］
［⑶～⑽　略］	［⑴～⑻　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（交通安全教育指針の一部改正）

第二条　交通安全教育指針の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
第２章　交通安全教育の内容及び方法 **第２節**　児童に対する交通安全教育 児童に対する交通安全教育は、１に定める目的を達成するため、２に定める事項を内容として実施する。	**第２章**　交通安全教育の内容及び方法 **第２節**　児童に対する交通安全教育 ［同左］

なお、この場合において、配慮すべき事項は３に定めるとおりとし、また、４に定めるところにより児童の保護者に対しての交通安全教育を実施する。

［１～３　略］

４　児童の保護者に対する交通安全教育の実施

児童が安全に道路を通行することができるようにするためには、児童の父母等の保護者が日常生活の中で、児童に対して交通安全教育を行うことが効果的である。特に、低学年の児童に対しては、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識が十分に備わっていないおそれがあることから、保護者による交通安全教育が重要である。

そこで、指導者は、保護者に対して交通安全教育を実施する機会を設けるほか、児童に対する交通安全教育を実施する場合は、必要に応じて保護者の同伴を求め、また、保護者が参加できない場合は、児童に対する交通安全教育において保護者が果たすべき役割、児童に指導すべき事項等について記載した資料を児童に持ち帰らせるなどにより保護者に対する交通安全教育を行う。

なお、具体的には、以下の内容について指導する。

［⑴～⑶　略］

⑷　児童が安全に自転車を利用するために必要な事項

児童が自転車に乗車する場合は、児童が乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないこと及び保護者が児童に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならないことを理解させる。また、児童の体格に合った自転車を選び、交通ルールの遵守及び交通マナーの実践を怠って自転車を利用すると危険であることを児童に理解させるように指導する。さらに、道路外の安全な所で児童に自転車の正しい乗り方を指導するとともに、正しい乗り方を習得するまでは、児童に自転車を利用して道路を通行させたり、保護者の目の届かない所で練習させたりしないように指導する。

児童と共に、「交通の方法に関する教則」（昭和53年国家公安委員会告示第３号。以下「教則」という。）第３章第１節２を参照して自転車を点検するように指導するとともに、夜間等には前照灯をつけなければならないこと等の通行に関して注意すべき事項及び歩行者等に対して注意すべき事項を教えるように指導する。

［⑸・⑹　略］

第３節　中学生に対する交通安全教育

中学生に対する交通安全教育は、１に定める目的を達成するため、２に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は３に定めるとおりとする。

１　［略］

２　中学生に対する交通安全教育の内容

［⑴・⑵　略］

⑶　自転車の利用者の心得

ア　［略］

イ　内容

㋐　自転車の正しい乗り方の実践

13歳以上の者は、道路標識等により普通自転車が歩道を通行できることとされている場合及び安全を確保するため普通自転車が歩道を通行することがやむを得ない場合のほかは、車道又は自転車道の左端を通行しなければならないことを理解させる。また、自

［１～３　同左］

４　［同左］

［同左］

［⑴～⑶　同左］

⑷　児童が安全に自転車を利用するために必要な事項

児童に自転車を利用させる場合は、児童に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならないことを理解させる。また、児童の体格に合った自転車を選び、交通ルールの遵守及び交通マナーの実践を怠って自転車を利用すると危険であることを児童に理解させるように指導する。さらに、道路外の安全な所で児童に自転車の正しい乗り方を指導するとともに、正しい乗り方を習得するまでは、児童に自転車を利用して道路を通行させたり、保護者の目の届かない所で練習させたりしないように指導する。

児童と共に、「交通の方法に関する教則」（昭和53年国家公安委員会告示第３号。以下「教則」という。）第３章第１節２を参照して自転車を点検するように指導するとともに、夜間等には前照灯をつけなければならないこと等の通行に関して注意すべき事項及び歩行者等に対して注意すべき事項を教えるように指導する。

［⑸・⑹　同左］

第３節　中学生に対する交通安全教育

［同左］

１　［同左］

２　［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　［同左］

ア　［同左］

イ　［同左］

㋐　自転車の正しい乗り方の実践

13歳以上の者は、道路標識等により普通自転車が歩道を通行できることとされている場合及び安全を確保するため普通自転車が歩道を通行することがやむを得ない場合のほかは、車道又は自転車道の左端を通行しなければならないことを理解させる。また、自

転車乗用中の中学生が当事者である交通事故の発生原因を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性について理解させるとともに、自転車の正しい乗り方について、交差点の通行の仕方等の第２章第２節２⑷イの事項を再確認させ、実際に道路を通行する場合には確実に実践することができるように指導する。特に、体格に合わない自転車に乗ること、傘を差したり、携帯電話の通話又は操作をしたりしながら走行すること、二人乗りで走行すること、ヘッドホンの使用等による周囲の音が十分聞こえないような状態で走行すること等の危険性を考えさせ、これらの行為が交通事故の発生原因となることを理解させる。さらに、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させるとともに、自転車に乗車する場合は乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないことを理解させ、乗車用ヘルメットを着用するように指導する。

⑷　［略］

［⑷・⑸　略］

３　［略］

第４節　高校生に対する交通安全教育

高校生に対する交通安全教育は、１に定める目的を達成するため、２に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は３に定めるとおりとする。

１　［略］

２　高校生に対する交通安全教育の内容

［⑴・⑵　略］

⑶　自転車の利用者の心得

ア　［略］

イ　内容

自転車乗用中の高校生が当事者である交通事故の発生原因を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性を理解させるとともに、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行することができるように指導する。また、必要に応じて自転車を用いて実技訓練を実施するなどして、点検及び正しい乗り方を確実に実践することができるように指導する。さらに、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させるとともに、自転車に乗車する場合は乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないことを理解させ、乗車用ヘルメットを着用するように指導する。

［⑷・⑸　略］

３　［略］

転車乗用中の中学生が当事者である交通事故の発生原因を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性について理解させるとともに、自転車の正しい乗り方について、交差点の通行の仕方等の第２章第２節２⑷イの事項を再確認させ、実際に道路を通行する場合には確実に実践することができるように指導する。特に、体格に合わない自転車に乗ること、傘を差したり、携帯電話の通話又は操作をしたりしながら走行すること、二人乗りで走行すること、ヘッドホンの使用等による周囲の音が十分聞こえないような状態で走行すること等の危険性を考えさせ、これらの行為が交通事故の発生原因となることを理解させる。さらに、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させ、乗車用ヘルメットの着用を促す。

⑷　［同左］

［⑷・⑸　同左］

３　［同左］

第４節　高校生に対する交通安全教育

［同左］

１　［同左］

２　［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　［同左］

ア　［同左］

イ　内容

自転車乗用中の高校生が当事者である交通事故の発生原因を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性を理解させるとともに、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行することができるように指導する。また、必要に応じて自転車を用いて実技訓練を実施するなどして、点検及び正しい乗り方を確実に実践することができるように指導する。さらに、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させ、乗車用ヘルメットの着用を促す。

［⑷・⑸　同左］

３　［同左］

第５節　成人に対する交通安全教育

［１～３　略］

４　歩行者等に対する交通安全教育

歩行者等に対する交通安全教育は、⑴に定める目的を達成するため、⑵に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は⑶に定めるとおりとする。

⑴　［略］

⑵　歩行者等に対する交通安全教育の内容

歩行者等に対する交通安全教育においては、以下の事項を説明するなどして、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することの必要性を再確認させる。また、免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、歩行者等として安全に道路を通行するために習得する必要のある事項を教則第２章及び第３章の内容に沿って指導する。

ア　［略］

イ　自転車の利用者の心得

［㋐～㋔　略］

㋕　交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果及び乗車用ヘルメットの着用に関する努力義務

ウ　［略］

⑶　［略］

第６節　高齢者に対する交通安全教育

高齢者に対する交通安全教育は、１に定める目的を達成するため、２に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は３に定めるとおりとし、また、４に定めるところにより高齢者の家族等に対しての交通安全教育を実施する。

１　［略］

２　高齢者に対する交通安全教育の内容

⑴　［略］

⑵　歩行者の心得

ア　［略］

イ　内容

㋐　［略］

㋑　電動車椅子等を用いる場合に注意すべき事項

電動車椅子等（道路交通法第２条第１項第11号の４に規定する身体障害者用の車であって原動機を用いるものをいう。以下同じ。）を通行させている者は、道路交通法上歩行者とされていることから、電動車椅子等を通行させている場合は、歩行者として交通ルールを遵守し、交通マナーを実践しなければならないことを理解させる。また、電動車椅子等は、機種ごとに、操作方法、走行性能等の特性が異なることから、それらを十分に把握し、道路外の安全な場所で操作方法を習得した上で道路を通行するように指導する。

㋒　［略］

⑶　［略］

第５節　成人に対する交通安全教育

［１～３　同左］

４　［同左］

［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［同左］

ア　［同左］

イ　［同左］

［㋐～㋔　同左］

㋕　交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果

ウ　［同左］

⑶　［同左］

第６節　高齢者に対する交通安全教育

［同左］

１　［同左］

２　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

ア　［同左］

イ　［同左］

㋐　［同左］

㋑　電動車いすを用いる場合に注意すべき事項

電動車いす（道路交通法第２条第１項第11号の３に規定する身体障害者用の車いすであって原動機を用いるものをいう。以下同じ。）を通行させている者は、道路交通法上歩行者とされていることから、電動車いすを通行させている場合は、歩行者として交通ルールを遵守し、交通マナーを実践しなければならないことを理解させる。また、電動車いすは、機種ごとに、操作方法、走行性能等の特性が異なることから、それらを十分に把握し、道路外の安全な場所で操作方法を習得した上で道路を通行するように指導する。

㋒　［同左］

⑶　［同左］

⑷　自転車の利用者の心得 ア　［略］ イ　内容 ［(ｱ)・(ｲ)　略］ (ｳ)　安全に自転車に乗るために習得する必要のある事項 免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、安全に自転車に乗るために習得する必要のある事項を、教則第３章の内容に沿って指導する。特に、70歳以上の者が普通自転車を利用する場合は歩道を通行することができるが、歩道では原則として直ちに停止できるような速度で徐行し、警察官又は交通巡視員が歩道を通行してはならない旨を指示した場合はその指示に従わなければならないことを理解させる。また、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させるとともに、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないことを理解させ、乗車用ヘルメットを着用するように指導する。 ［⑸～⑺　略］ ３　［略］ ４　家族等に対する交通安全教育の実施 高齢者が加齢に伴う身体の機能の変化を自覚し、安全に道路を通行するためには、家族等の理解と協力が必要である。 そこで、高齢者に対する交通安全教育を実施する場合は、指導者は、可能であれば家族等の同伴を求め、家族等が参加できない場合は、高齢者に対する交通安全教育において家族等が果たすべき役割、高齢者に指導すべき事項等について記載した資料を高齢者に持ち帰らせるなどにより、家族等に対する交通安全教育を行う。 なお、具体的には以下の内容について指導する。 ［⑴・⑵　略］ ⑶　高齢者が安全に自転車を利用するために必要な事項 自転車乗用中の高齢者が当事者である交通事故の主な原因が、無理な道路の横断、交差点での一時不停止等であることを理解させ、これらの行動をとらないように指導する。また、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させるとともに、自転車に乗車する場合は乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないことを理解させ、乗車用ヘルメットを着用させるように指導する。 ［⑷～⑹　略］	⑷　［同左］ ア　［同左］ イ　［同左］ ［(ｱ)・(ｲ)　同左］ (ｳ)　安全に自転車に乗るために習得する必要のある事項 免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、安全に自転車に乗るために習得する必要のある事項を、教則第３章の内容に沿って指導する。特に、70歳以上の者が普通自転車を利用する場合は歩道を通行することができるが、歩道では原則として直ちに停止できるような速度で徐行し、警察官又は交通巡視員が歩道を通行してはならない旨を指示した場合はその指示に従わなければならないことを理解させる。また、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させ、乗車用ヘルメットの着用を促す。 ［⑸～⑺　同左］ ３　［同左］ ４　［同左］ ［同左］ ［⑴・⑵　同左］ ⑶　高齢者が安全に自転車を利用するために必要な事項 自転車乗用中の高齢者が当事者である交通事故の主な原因が、無理な道路の横断、交差点での一時不停止等であることを理解させ、これらの行動をとらないように指導する。また、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させ、乗車用ヘルメットの着用を促すよう指導する。 ［⑷～⑹　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

自転車の安全利用の促進について

令和４年１１月１日
中央交通安全対策会議
交 通 対 策 本 部 決 定

自転車に関しては、これまでも、その交通秩序の整序化を図るため、平成19年の道路交通法の改正を始めとする各種対策を講じ、「自転車の安全利用の促進について」（平成19年７月10日付け中央交通安全対策会議交通対策本部決定。以下「旧交通対策本部決定」という。）に基づいて自転車の安全利用を促進するための広報啓発に努めてきたところである。しかしながら、依然として交通ルールを遵守しない自転車利用者に対しては多くの批判的な意見が寄せられているところである。今般、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務化を内容とする道路交通法の改正が行われたところであり、これを機会に、自転車に関する交通秩序の更なる整序化を図り、自転車の安全利用を促進するため、国及び地方公共団体は、次の措置を講ずるものとする。

なお、自転車の交通ルールの広報啓発に当たっては、本交通対策本部決定以後、別添の「自転車安全利用五則」を活用するものとし、旧交通対策本部決定は廃止する。

１　自転車の交通ルール及び今般の道路交通法の改正内容（以下「自転車交通ルール等」という。）の広報啓発に努めること。

また、所属職員に対し、自転車交通ルール等の周知を図り、その遵守について指導を徹底すること。

２　学校、幼稚園、保育所、福祉施設及び社会教育施設等における交通安全教育、自転車利用者が参加する各種の講習等のあらゆる機会において、自転車交通ルール等の周知徹底を図ること。

３　日本自転車普及協会、自転車産業振興協会等の関係団体に協力を要請する等効果的な自転車交通ルール等の広報啓発を実施すること。

４　自転車利用者の悪質・危険な交通法令違反に対する指導及び取締りを強化するとともに、地域交通安全活動推進委員等と連携して自転車の安全利用を促進するための活動を推進すること。

５　自転車に係る通行実態・事故実態等を踏まえ、自転車通行空間の整備を推進すること。

別 添

自転車安全利用五則

１　車道が原則、左側を通行

　　歩道は例外、歩行者を優先

２　交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

３　夜間はライトを点灯

４　飲酒運転は禁止

５　ヘルメットを着用

参考１

自転車の通行方法等に関する主なルール

通行場所・方法

◆車道通行の原則

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられ、歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則であり、車道の左側（車両通行帯のない道路では左側端）を通行しなければならない。

著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行することができるが、その場合は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行しなければならない。

【該当規定】道路交通法第17条第１項及び第４項、第18条第１項／第17条の２

【罰　　則】３ヶ月以下の懲役又は５万円以下の罰金／２万円以下の罰金又は科料

◆歩道における通行方法

普通自転車※が歩道を通行する場合は、道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分（普通自転車通行指定部分）がある場合は当該部分を、指定されていない場合は歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

【該当規定】道路交通法第63条の４第２項

【罰　　則】２万円以下の罰金又は科料

※車体の大きさ及び構造が道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第９条の２の２で定める基準に適合する自転車で、他の車両を牽引していないもの。

＜道路交通法施行規則第９条の２の２に定める基準＞

一　車体の大きさは、次に掲げる長さ及び幅を超えないこと。

イ　長さ　190センチメートル

ロ　幅　　60センチメートル

二　車体の構造は、次に掲げるものであること。

イ　四輪以下の自転車であること。

ロ　側車を付していないこと。

ハ　一の運転者席以外の乗車装置（幼児用座席を除く。）を備えていないこと。

ニ　制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること。

ホ　歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

◆歩行者用道路における通行方法

道路標識等によって車両の通行が禁止されている歩行者用道路を警察署長の許可を受け、または禁止の対象から除外されていることにより通行するときは、特に歩行者に注意して徐行しなければならない。

【該当規定】道路交通法第９条

【罰　　則】３ヶ月以下の懲役又は５万円以下の罰金等

◆交差点での通行

信号機のある交差点では、信号機の表示する信号に従わなければならない。「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機のある場合は、その信号機の表示する信号に従う。

【該当規定】道路交通法第７条

【罰　　則】３ヶ月以下の懲役又は５万円以下の罰金等

信号機のない交差点で、一時停止すべきことを示す道路標識等がある場合は、一時停止しなければならない。また、狭い道から広い道に出るときは、徐行しなければならない。

【該当規定】道路交通法第43条、第36条第３項

【罰　　則】３ヶ月以下の懲役又は５万円以下の罰金等

◆横断

道路や交差点又はその付近に自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通行しなければならない。

【該当規定】道路交通法第63条の６、第63条の７第１項

◆自転車道の通行

普通自転車は、自転車道が設けられている道路では、やむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

普通自転車以外の二輪又は三輪の自転車（側車付きのもの及び車両をけん引しているものを除く。）は、自転車道を通行することができる。

【該当規定】道路交通法第63条の３、第17条第３項

【罰　　則】２万円以下の罰金又は科料

◆普通自転車専用通行帯の通行

普通自転車は、普通自転車専用通行帯が設けられているときは、その普通自転車専用通行帯を通行しなければならない。

【該当規定】道路交通法第20条第２項

【罰　　則】５万円以下の罰金

自転車の乗り方

◆安全運転の義務

ハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路及び交通等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

【該当規定】道路交通法第70条

【罰　　則】３ヶ月以下の懲役又は５万円以下の罰金等

◆夜間、前照灯及び尾灯の点灯

夜間、自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯（又は反射器材）をつけなければならない。

【該当規定】道路交通法第52条第１項、第63条の９第２項、道路交通法施行令第18条第１項第５号

【罰　　則】５万円以下の罰金

◆酒気帯び運転の禁止

酒気を帯びて自転車を運転してはならない。

【該当規定】道路交通法第65条第１項

【罰　　則】５年以下の懲役又は100万円以下の罰金

（酒に酔った状態で運転した場合）

◆二人乗り等の禁止

小学校入学前の子供を乗せる場合等には、各都道府県公安委員会規則において定められている自転車の乗車定員に反して、自転車を運転してはならない。

【該当規定】道路交通法第55条第１項／第57条第２項

【罰　　則】５万円以下の罰金／２万円以下の罰金又は科料

◆過積載の禁止

各都道府県公安委員会規則において定められている自転車の積載制限に反して、自転車を運転してはならない。

【該当規定】道路交通法第55条第１項／第57条第２項

【罰　　則】５万円以下の罰金／２万円以下の罰金又は科料

◆並進の禁止

「並進可」の道路標識があるところ以外では、並んで走ってはならない。

【該当規定】道路交通法第19条
【罰　　則】２万円以下の罰金又は科料

◆ブレーキ不良自転車の運転禁止
　基準に適合する制動装置を備えていないため、交通の危険を生じさせるおそれがある自転車を運転してはならない。
【該当規定】道路交通法第63条の９第１項
【罰　　則】５万円以下の罰金

参考２

道路交通法の改正内容

令和４年４月27日に公布された「道路交通法の一部を改正する法律」（令和４年法律第32号）により、全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用の努力義務を課すこととされ、「公布の日から起算して１年を超えない範囲において政令で定める日」から施行することとなっている。

乗車用ヘルメットに関する規定

○　自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

○　自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

○　児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

【該当規定】改正後の道路交通法第63条の11